令和３年　第１回定例会

摂津市議会会議録

令和３年２月１９日開会
令和３年３月２９日閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

令和２年第１回定例会

○２月１９日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－ 2
開会の宣告 ----------1－ 4
市長挨拶
開議の宣告 ----------1－ 4
会議録署名議員の指名 ----------1－ 4
日程１　会期の決定 ----------1－ 4
日程２　令和３年度市政運営の基本方針説明（市長） ----------1－ 4
日程３　議案第１４号 ----------1－11
提案理由の説明（市長）
採決
日程４　議案第１号～議案第１３号、議案第１５号～議案第２９号 -------1－11
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、
保健福祉部理事、建設部長、市長公室長、次世代育成部長、消防長）
日程５　議案第３０号 ----------1－43
提案理由の説明（上下水道部長）
採決
日程６　議案第３１号 ----------1－44
提案理由の説明（建設部長）
採決
日程７　報告第１号 ----------1－44
報告（総務部長）
日程８　報告第２号 ----------1－45
報告（建設部長）
休会の決定 ----------1－46
散会の宣告 ----------1－46

○３月８日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------２－ １
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------２－ ２
開議の宣告 ----------２－ ３
会議録署名議員の指名 ----------２－ ３
日程１　議案第１号～議案第１３号、議案第１５号～議案第２９号 -------２－ ３
委員会付託
日程２　代表質問
大阪維新の会　香川良平議員 ----------２－ ３
日本共産党　増永和起議員 ----------２－26
民主市民連合　楢村一臣議員 ----------２－50
延会の宣告 ----------２－71

○３月９日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------３－ １
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------３－ ２
開議の宣告 ----------３－ ３
会議録署名議員の指名 ----------３－ ３
日程１　代表質問
改革クラブ　渡辺慎吾議員 ----------３－ ３
自民党・市民の会　光好博幸議員 ----------３－13
公明党　村上英明議員 ----------３－42
日程２　議案第３２号 ----------３－66
提案理由の説明（市長）
採決
休会の決定 ----------３－68
散会の宣告 ----------３－68

○３月２７日（第４日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------４－ １
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------４－ ２
開議の宣告 ----------４－ ４
会議録署名議員の指名 ----------４－ ４
日程１　一般質問
改革クラブ　渡辺慎吾議員 ----------４－ ４

大阪維新の会　三好俊範議員 ----------4－17
日程２　議案第１号～議案第１３号、議案第１５号～議案第２９号 -------4－26
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）
討論（野口博議員、嶋野浩一朗議員）
採決
日程３　議案第３３号 ----------4－37
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程４　議案第３４号 ----------4－38
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程５　議案第３５号 ----------4－43
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程６　議会議案第１号 ----------4－48
提案理由の説明（渡辺慎吾議員）
採決
日程７　議会議案第２号 ----------4－49
採決
日程８　常任委員会の所管事項に関する事務調査の件 ----------4－49
閉会中の継続調査に決定
閉会の宣告 ----------4－49

☆添付資料

審議日程 ---------- 資料－　1
議案付託表 ---------- 資料－　2
代表質問要旨 ---------- 資料－　4
一般質問要旨 ---------- 資料－　9
常任委員会の所管事項に関する事務調査表 ---------- 資料－ 10
議決結果一覧 ---------- 資料－ 11

摂　津　市　議　会　会　議　録

令和３年２月１９日

（第１日）

令和３年第１回摂津市議会定例会会議録

令和３年２月１９日（金曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	塚本　崇
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	渡辺慎吾	１２番	森西　正
１３番	三好義治	１４番	楢村一臣
１５番	三好俊範	１６番	香川良平
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	大橋徹之
総務部長	山口　猛	総務部理事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保健福祉部長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	橋本英樹
消防長	明原　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	事務局次長	溝口哲也

１ 議　事　日　程

1,				会期決定の件
2,				令和３年度市政運営の基本方針
3,	議	案	第　１４号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
4,	議	案	第　　１号	令和３年度摂津市一般会計予算
	議	案	第　　２号	令和３年度摂津市水道事業会計予算
	議	案	第　　３号	令和３年度摂津市下水道事業会計予算
	議	案	第　　４号	令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議	案	第　　５号	令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議	案	第　　６号	令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議	案	第　　７号	令和３年度摂津市介護保険特別会計予算
	議	案	第　　８号	令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議	案	第　　９号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）
	議	案	第　１０号	令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）
	議	案	第　１１号	令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
	議	案	第　１２号	令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議	案	第　１３号	令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議	案	第　１５号	摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
	議	案	第　１６号	北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件
	議	案	第　１７号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　１８号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　１９号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２０号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２１号	摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２２号	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２３号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２４号	摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２５号	摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２６号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２７号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２８号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案	第　２９号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
5,	議	案	第　３０号	損害賠償の額を定める件
6,	議	案	第　３１号	市道路線認定の件
7,	報	告	第　　１号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１０号）専決処分報告の件
8,	報	告	第　　２号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件

１　本日の会議に付した事件
　　日程１から日程８まで

（午前１０時　開会）

○森西正議長　ただいまから令和３年第１回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

本日、令和３年第１回の摂津市議会定例会を持たせていただきましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中、また、冷えます中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１０号）専決処分報告の件ほか１件、予算案件といたしまして、令和３年度摂津市一般会計予算ほか１２件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件、条例案件といたしまして、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件ほか１４件、その他の案件といたしまして、損害賠償の額を定める件ほか１件、合計３３件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○森西正議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び三好義治議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から３月２９日までの３９日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、令和３年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　本日、ここに令和３年度の一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の大要を申し上げます。

令和３年度は、私にとりまして５期目の本格的なスタートの年でございます。

これまで、南千里丘地区や健都のまちびらきなど、様々な夢を形にすることができましたのは、市民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力並びに職員の尽力のおかげであります。

昨年から世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常生活や価値観などを一変させ、本市にも多大な影響を与えております。これからのまちづくりにおいては、新しい生活様式とこれまでの生活様式をうまく組み合わせ、プラス思考の発想で時代の変化に応じた取り組みを進めていかなくてはなりません。

本年度は、将来を担う子どもたちに「笑顔あふれるせっつ」をしっかりと引き継げるよう、未来への種をまき、夢あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

さて、我が国の経済についてでありますが、本年１月の内閣府月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとなっております。一方、先行きについては、国内外の新型コロナウイルス感染症拡大によ

る下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると、不透明感が否めません。

次に、本市の財政状況に目を向けますと、令和元年度決算における経常収支比率は９９．１％と、対前年度比１．６ポイント改善し、３年ぶりに１００％を下回ることができました。市債残高につきましても、ピーク時の約１，０５５億円から約４８７億円にまで減少させるなど、財政指標はおおむね改善が見られます。しかしながら、将来を見据えると、社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設の維持補修に加え、阪急京都線連続立体交差事業などの大規模事業の本格化により、大きな財政支出が控えております。また、新型コロナウイルス感染症により、市税収入の減少は避けられず、歳入歳出に与える影響は続くと想定されます。

このように、本市を取り巻く環境は大変厳しいものとなっておりますが、いかなる困難に直面しようとも、知恵を絞り、工夫を重ね、活路を切り開いていかなければなりません。限られた財源の中、必要な行政サービスを展開するため、時勢に応じた柔軟な発想で事業の最適化を推し進めていくことが不可欠になってまいります。今なすべきことに全身全霊で挑み、これまで、そして、これからの取り組みを一つ一つしっかりと見極め、不断の改革をちゅうちょなく実践してまいります。

それでは、令和３年度の新規事業を含む主な施策につきまして、第４次摂津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿ってご説明を申し上げます。

第１に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

地域づくりは、人と人がつながり、コミュニティの輪を広め、そこから生まれるエネルギーをいかに地域へつなげるかが重要になってまいります。本年度は、味生地域の活性化に向け、コミュニティ施設の基本構想を策定してまいります。また、各自治会の市立集会所運営を支援し、地域コミュニティの醸成につなげてまいります。さらに、多文化共生の取り組みにつきましては、国際交流協会と連携し、外国人市民に配慮した庁内案内版を設置するとともに、相談窓口での対応言語を拡充してまいります。

シティプロモーションにつきましては、市公式インスタグラムを開設し、魅力あるスポットなどを発信してまいります。また、学校等での特色ある教育活動を発信してまいります。さらに、地域の風物詩となるよう、大阪銘木イベントと淀川わいわいガヤガヤ祭の運営を支援し、連携企画などを実施してまいります。

第２に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

社会が成長期から成熟期に転換する中、都市機能を維持していくには、都市のスポンジ化など、新たな課題への対応が重要となってまいります。令和３年度は、摂津市都市計画マスタープランを見直すため、これまでの取り組みを評価・検証してまいります。また、鳥飼地域におきましては、現在、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定に向け、地元懇談会等を通じて、地域課題やこれからの取り組みなどの検討を進めております。令和３年度は、新たに設置する審議会等で検討を深め、地域の活力を引き出す、短期、中期、長期の展望を示してまいります。

ＪＲ千里丘駅西地区の再開発につきましては、事業計画の認可を取得し、駅前広場や共同住宅等の実施設計を行い、権利変換

計画を作成してまいります。また、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、建物等調査及び不動産鑑定を行い、用地取得を進めるとともに、仮設駅前広場の実施設計を行ってまいります。

良好な住環境につきましては、民間事業者による住宅等の開発促進と狭隘道路の解消に向け、重点整備地区を設定し、拡幅整備に係る補助制度を創設してまいります。

公共交通の安全対策につきましては、大阪モノレール摂津駅の可動式ホーム柵設置に対する補助を実施してまいります。

安全な道路交通環境につきましては、阪急正雀駅前の道路及び千里丘三島線の歩道整備に向け、建物調査等を行い、用地取得を進めてまいります。また、歩行者と自転車の安全な通行を確保するため、摂津市自転車活用推進計画に基づき、車道上に自転車通行レーンを整備してまいります。さらに、未就学児が日常的に通行する危険箇所での安全対策工事を実施するとともに、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、人生１００年ドライブを推進してまいります。

橋梁の安全対策につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、４２橋の法定点検、２橋の修繕工事を実施してまいります。

水道施設につきましては、中央送水所１号配水地の建替工事を進めるとともに、２号配水地の耐震補強の実施設計を行ってまいります。

次に、防災施策についてであります。

毎年、日本各地で発生している集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害など、甚大な被害をもたらしており、淀川や安威川流域に位置する本市にとって、決して人ごとではありません。折しも、国においては、淀川流域で、河川防災ステーションの整備について検討がなされております。この機会を捉え、整備計画の承認に向け、国との協力関係をしっかり築き、何としても誘致したく、取り組みを進めてまいります。また、排水路ポンプ場等に水位計を設置し、大雨時の迅速な対応につなげてまいります。さらに、味舌ポンプ場水路系施設の電気設備更新に着手するとともに、東別府雨水幹線工事を着実に進めてまいります。

地域防災力の強化につきましては、本市独自のＳＯＳ避難メソッド等を地域防災計画に反映してまいります。また、新たな避難所マップ等を掲載した防災ブックを作成し、全戸配布するとともに、新型コロナウイルス感染症流行時を想定した自主防災訓練を支援してまいります。さらに、避難所となる公民館や体育施設等に災害時用の鍵ボックスを設置するとともに、（仮称）新味舌体育館へのマンホールトイレ及びテントの配備に向け、準備をしてまいります。

消防・救急救助施策につきましては、豊中市、吹田市、池田市、箕面市と共同消防指令センターの準備を進めてまいります。また、自主防災組織の軽可搬ポンプを更新するとともに、防じんマスクを全消防団員に貸与してまいります。

防犯施策につきましては、摂津警察署と連携し、犯罪防止効果の高い箇所や通学路などに街頭防犯カメラを増設してまいります。

第３に、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてであります。

昨年、国において、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。循環型社会の構築は、一人一人が問題意識を持ち、どのように行動へ移すのかが

重要になってまいります。本市も、環境に配慮した一人一人の行動変容を促す取り組みを推進してまいります。

環境意識の醸成につきましては、食品ロス削減月間に、市民団体とフードドライブや食品ロスのパネル展を開催するとともに、食べきり運動を普及啓発してまいります。また、環境家計簿へ多くの方が気軽に参加いただけるよう、市公式ＬＩＮＥを活用してまいります。

環境負荷低減につきましては、消費電力が少ないＬＥＤ照明灯の導入に向け、味生小学校及び第二・第三中学校の改修工事とともに、別府・鳥飼西小学校及び第一中学校の実施設計を行ってまいります。また、（仮称）新味舌体育館に太陽光発電パネルを設置してまいります。

ごみ処理につきましては、令和５年度の広域処理開始に向け、本市リサイクルプラザから広域処理施設に通じる橋梁の設置工事に着手をしてまいります。

魅力ある公園につきましては、新幹線公園に市内外から多くの方に訪れていただけるよう、展示車両の内部公開を毎週日曜日に拡充するとともに、送風機を設置するなど、利用環境を向上してまいります。

第４に、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてであります。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認され、１年以上が経過いたしました。日々、最前線で奮闘していただいておりますエッセンシャルワーカーの皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、保健福祉部内に設置いたしました専任チームの下、市民の皆様が安心して接種していただけるよう、国や大阪府と連携し、迅速に準備を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、国立循環器病研究センターと心筋梗塞や脳卒中の予防啓発活動を実施してまいります。また、健幸マイレージポイントが付与される各種イベントを拡充するとともに、自宅で気軽に取り組める運動や料理等の動画配信など、楽しんで健康づくりに参加できる仕組みを構築してまいります。さらに、健都におきましては、健康・医療企業等が集積する医療クラスターの形成及び産学官民の連携による新たな産業・サービスの創出に向け、関係機関と取り組みを進めてまいります。

疾病対策につきましては、ピロリ菌検査の自己負担額を引き下げ、より多くの方に受検いただき、胃がんリスクの低減につなげてまいります。

国民健康保険の保健事業につきましては、疾病の早期発見・重症化予防のため、行動経済学を活用した特定健康診査の受診勧奨などとともに、安威川以南地域での集団健診を実施してまいります。なお、一人当たり平均保険料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、据え置く決断をいたしました。

次に、高齢福祉施策についてであります。

超高齢社会では、介護予防の視点も含め、自宅から外出しやすい環境づくりが重要となってまいります。そのため、本年度より、高齢者のニーズに応じた移動支援について研究をしてまいります。また、地域で気軽に参加していただけるつどい場を新設するとともに、地域包括支援センターの支所を安威川以南地域に設置し、地域密着型の相談体制を構築してまいります。さらに、認知症の見守り支援としてＱＲコード付きシールを配布し、家族の心理的負担を

軽減してまいります。なお、介護保険料につきましては、第８期せっつ高齢者かがやきプランに基づき、基準月額を改定してまいります。

障害福祉施策につきましては、地域生活支援拠点の機能強化に向け、地域の体制づくりコーディネーターを配置してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

本市は、多くの方に子育てするなら摂津市と思っていただけるよう、子育て世代包括支援センターを中心に、子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援を展開しておりますが、本年度は、とりかいこども園に新しく児童センターを設置すべく、その実施設計を行ってまいります。また、新たな地域子育て支援拠点の事業運営を支援するとともに、多胎児家庭の支援として、ファミリーサポートの利用補助や所得制限を緩和してまいります。さらに、民間保育所で実施する病児保育事業を支援し、安心して子育てができる環境を整備してまいります。

母子保健につきましては、不育症治療の経済的負担を軽減するため、治療費の補助制度を創設してまいります。また、聴覚障害の早期発見、早期療育を目指し、新生児の聴覚検査に係る補助制度を創設してまいります。さらに、乳児期からの虫歯予防へつなげるため、歯科検診時にフッ素入り歯磨き粉を配付してまいります。

就学前施設の整備につきましては、子育て総合支援センターの外壁や空調等のリニューアル工事を実施してまいります。また、民間保育所等の施設整備に支援をしてまいります。

次に、人権施策についてであります。

本年度は、摂津市人権行政推進計画の改訂に向け、市民意識調査を行い、多様な人権問題への対応策を摂津市人権協会と検討してまいります。

男女共同参画につきましては、女性の活躍推進も踏まえ、第４期摂津市男女共同参画計画を策定し、総合的に取り組みを推進してまいります。また、大阪人間科学大学と連携し、デートＤＶの予防啓発活動を推進する学生リーダーを養成してまいります。

平和意識の高揚につきましては、戦争の悲惨さと平和への願いを受け継いでいく資料展を開催するとともに、市内小・中学校や企業等で平和黙祷を実施し、平和首長会議など、様々な機会を捉え、戦争の悲惨さや平和の尊さについて訴えてまいります。

第５に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてでありますが、子どもたちは、これから様々な人や社会とつながり、生きる喜びを感じ、感性と想像力で未来を切り開いていかなければなりません。新たな教育大綱に掲げる「つながり　未来を拓く　せっつの教育」を教育理念に据え、一人一人の生きる力を育んでまいります。

学力向上の取り組みにつきましては、「せっつＳＵＮＳＵＮ塾夏期・冬期講習」を開催するとともに、各中学校で希望する３年生の実用英語の技能検定料を全額補助してまいります。また、全児童・生徒に一人１台のタブレット端末を府内でいち早く配備しておりますが、今後もＩＣＴを活用した授業内容の充実を図ってまいります。

問題行動等への取り組みにつきましては、いじめ事案等の早期対応を目指し、臨床心理士、社会福祉士及び精神科医等で構成する緊急支援チームを編成してまいります。

特別支援教育につきましては、補聴援助システムを追加配備し、聴覚障害のある児童・生徒の学習環境を充実させてまいります。

学校給食につきましては、ここ数年の食材費の高騰により、現在の給食費で栄養面を十分に満たした給食の提供が難しくなってきており、小学校給食費を改定することといたしました。ただし、保護者のご負担につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、本年度に限り前年度と同じ金額になるよう取り組んでまいります。また、中学校給食につきましては、全員喫食に向け、センター方式の実現可能性を調査してまいります。

次に、教育環境の改善についてであります。

学校体育館は、児童・生徒の学習、運動の場であるとともに、避難所としての役割も担っており、近年の気候変動を踏まえますと、熱中症対策が必要不可欠になってまいります。そこで、全小・中学校の体育館へのエアコン設置を５年計画で進めてまいります。本年度は、全小・中学校の基本設計とともに、鳥飼北小学校及び第三中学校の実施設計を行ってまいります。

学校の衛生環境につきましては、鳥飼北小学校のトイレを全面改修してまいります。また、普通教室等に送風機などを設置するとともに、業者によるトイレ清掃やスクールサポーターの校内消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を強化してまいります。

次に、これからの学校の在り方についてでありますが、今後の児童・生徒数の見通しにつきましては、地域によって違いがあり、それぞれの実情に応じた対策を講じる必要がございます。千里丘小学校につきましては、児童数の増加に対応できる校舎の基本設計を行ってまいります。また、鳥飼地域につきましては、通学区域ごとの児童・生徒数の推移等を踏まえ、将来的な学校の在り方を検討してまいります。

次に、スポーツ施策についてであります。

スポーツは、健康づくりや仲間づくりなど、心身の健全な育成に大きな役割を果たしており、スポーツに親しめる環境づくりが重要となってまいります。本年度は、一流アスリートとの交流イベントを開催し、子どもたちの夢や希望を育んでいくとともに、ボッチャ競技の体験会などを実施し、多くの方にパラスポーツに触れていただける機会を創出してまいります。また、令和４年の完成に向け、（仮称）新味舌体育館の建設工事を着実に進めてまいります。

第６に、「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

本市は、製造業や流通業を中心とした４，０００を超える事業所が集積する産業のまちであります。人口減少の進展に伴う国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症など、事業所を取り巻く環境が大きく変化してきております。このような中、事業者が抱える様々な課題に寄り添い、経営環境の変化に対応できる支援が重要となってまいります。

経営支援につきましては、駐在型のビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置し、製品開発や業態転換など、継続的な相談に対応できる体制を構築してまいります。また、市内企業の製造商品を紹介する機会を創出し、企業間連携や販路開拓等を支援してまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、市独自の中小企業者の雇用確保及び事業継続に対

する支援、そして、テイクアウト・宅配サービスを新たに開始する飲食事業者への支援を本年度も実施してまいります。

健都イノベーションパークへの企業誘致につきましては、関係機関と連携し、コンセプトに合致した企業の誘致活動を実施してまいります。

第７に、「計画を実現する行政経営」についてであります。

行政経営につきましては、「ヒト、モノ、カネ」の限られた経営資源を有効活用し、デジタル技術を掛け合わせることで、これまで以上に行政サービスの向上、そして、業務改善と働き方改革を推し進めてまいります。

ＩＣＴの活用につきましては、定例業務等を自動化するＲＰＡの対象事務を拡充するとともに、自治体専用のチャットツールを導入してまいります。また、危機管理の考え方も踏まえ、テレワーク環境を整備し、職員の多様な働き方に対応してまいります。

行政手続につきましては、各種届出等の押印を順次見直してまいります。また、保育所入所手続等のオンライン受付を本格導入するとともに、コンビニ交付サービスに所得課税証明書を追加してまいります。さらに、市税や水道料金等のスマートフォン決済サービスを開始し、自宅や外出先から時間を問わず納付できる環境を整えてまいります。

ファシリティマネジメントの推進につきましては、公共建築物の具体的な長寿命化方針を検討するため、構造躯体の健全性を調査してまいります。

次に、人事施策についてであります。

人材こそが組織の根幹であり、各施策・事業の効果を最大限発揮するには、その人材が目的や意図を理解し、それを具現化するため、行動に移さなければなりません。本年度は、摂津市事務執行適正化第三者委員会の答申を踏まえ、摂津市人材育成実施計画を改訂し、職務を的確に遂行できる人材を育成してまいります。

結びになりますが、一言申し上げたいと思います。

１年前までの私たちの生活は、同じ場所で顔と顔を合わせて会話し、コミュニケーションを深めていくことが当たり前の日常でございました。一方、今は、人と人との間にパーティション等が設置され、大勢での飲食や不要不急の外出を自粛するなど、人と触れ合う機会が著しく減っております。インターネットなどのデジタル技術は距離や時間の制約を克服しますが、人とのつながりを築き上げるという意味では限定的な道具にすぎません。

会いたくても会えないコロナ禍の今だからこそ、心と心のつながりは、これまで以上に大切にしなければならないのではないでしょうか。心の大切さは、私がこれまで提唱してまいりました人間基礎教育にある、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心そのものでございます。新年度も、まちづくりの原点は人づくり、この信念の下、つながりのまち摂津の実現に向け、全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え、施策の大要につきましてご説明を申し上げましたが、今年度も職員一同、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」を持って鋭意取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の市政運営方針といたします。ありがとうございました。

○森西正議長　説明が終わりました。

日程３、議案第１４号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　議案第１４号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、福元実氏が令和３年３月３１日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、令和３年４月１日から令和７年３月３１日までを予定いたしております。

なお、議案参考資料の１ページに履歴書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第１４号の提案理由の説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第１４号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、本件は同意されました。

日程４、議案第１号など２８件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

初めに、令和３年度予算の概要でございますが、当初予算の総額は４００億６，１００万円で、対前年度当初予算比では７．６％、２８億３，７００万円の増額となっております。

それでは、予算概要２０４ページをご覧いただきますようお願い申し上げます。

歳出の性質別内訳の主な増減といたしまして、人件費は６５億２，３８３万９，０００円で、前年度に比べ０．７％の減額でございます。

物件費は６８億３，７１５万９，０００円で、前年度に比べ０．２％の増額でございます。

扶助費は１１２億５，０８２万３，０００円で、前年度に比べ１．２％の増額でございます。

補助費等は２４億８，７１０万９，０００円で、前年度に比べ２．５％の減額でございます。

建設事業費は５４億８，００５万４，０００円で、前年度に比べ１１２．３％の増額でございます。

公債費は２１億５，０５９万６，０００円で、前年度に比べ１０．７％の減額でございます。

繰出金は４３億３２７万円で、前年度に

比べ３．５％の増額でございます。

次に、予算書の３ページをご覧いただきますようお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を４００億６，１００万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、４ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１市税は１７４億３，７２０万円で、前年度に比べ２．６％、４億７，０１０万円の減額でございます。

項１市民税は６０億５，３９０万円で、前年度に比べ７．５％、４億９，０００万円の減額でございます。

項２固定資産税は８８億８，９００万円で、前年度に比べ０．５％、４，８００万円の増額でございます。

項３軽自動車税は１億３，６８０万円で、前年度に比べ０．１％、１０万円の増額でございます。

項４市たばこ税は７億円で、前年度に比べ４．１％、３，０００万円の減額でございます。

項５都市計画税は１６億５，７５０万円で、前年度に比べ０．１％、１８０万円の増額でございます。

款２地方譲与税は１億４，３８０万円で、前年度に比べ８．３％、１，３００万円減額でございます。

項１地方揮発油譲与税は３，５００万円で、前年度に比べ７．９％、３００万円の減額でございます。

項２自動車重量譲与税は１億２００万円で、前年度に比べ８．９％、１，０００万円の減額でございます。

項３森林環境譲与税は６８０万円で、前年度と同額でございます。

款３利子割交付金は１，６００万円で、前年度と同額でございます。

款４配当割交付金は６，２００万円で、前年度に比べ６．１％、４００万円の減額でございます。

款５株式等譲渡所得割交付金は３，３００万円で、前年度に比べ１０６．３％、１，７００万円の増額でございます。

款６法人事業税交付金は２億４，３００万円で、前年度に比べ１４．１％、３，０００万円の増額でございます。

款７地方消費税交付金は１９億１，２００万円で、前年度に比べ３．４％、６，８００万円の減額でございます。

款８ゴルフ場利用税交付金は１４０万円で、前年度に比べ６．７％、１０万円の減額でございます。

款９環境性能割交付金は３，３００万円で、前年度に比べ１０．８％、４００万円の減額でございます。

款１０地方特例交付金は３億２，５００万円で、前年度に比べ２５７．１％、２億３，４００万円の増額でございます。

項１地方特例交付金は１億２，５００万円で、前年度に比べ３７．４％、３，４００万円の増額でございます。

項２新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は２億円で、新設の項であるため、前年度に比べ皆増となっております。これは、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税等について、軽減措置の実施に伴う減収分を補填するため交付されるものでございます。

款１１地方交付税は４億円で、前年度に比べ９０．５％、１億９，０００万円の増額でございます。

款１２交通安全対策特別交付金は１，２

００万円で、前年度に比べ１４．３％、２００万円の減額でございます。

次に、５ページをご覧いただきますようお願いいたします。

款１３分担金及び負担金は５億２，２４８万円で、前年度に比べ１３．５％、８，１５８万９，０００円の減額でございます。

款１４使用料及び手数料は４億５，０７７万６，０００円で、前年度に比べ０．４％、２０１万８，０００円の減額でございます。

項１使用料は３億２，９５２万８，０００円で、前年度に比べ０．６％、１９３万１，０００円の減額でございます。

項２手数料は１億２，１２４万８，０００円で、前年度に比べ０．１％、８万７，０００円の減額でございます。

款１５国庫支出金は７１億８，１９１万７，０００円で、前年度に比べ３．１％、２億１，５４６万４，０００円の増額でございます。

項１国庫負担金は６２億６，５９９万８，０００円で、前年度に比べ２．１％、１億３，０３６万円の増額でございます。

項２国庫補助金は８億５，０３７万４，０００円で、前年度に比べ１４．４％、１億７１５万３，０００円の増額でございます。

項３委託金は６，５５４万５，０００円で、前年度に比べ２５．２％、２，２０４万９，０００円の減額でございます。

款１６府支出金は３８億７，９３１万２，０００円で、前年度に比べ１１．７％、４億６６９万９，０００円の増額でございます。

項１府負担金は２１億４，０８０万１，０００円で、前年度に比べ３．１％、６，４７５万８，０００円の増額でございます。

項２府補助金は４億７，３１７万６，０００円で、前年度に比べ３．８％、１，７１４万５，０００円の増額でございます。

項３委託金は１２億６，５３３万５，０００円で、前年度に比べ３４．５％、３億２，４７９万６，０００円の増額でございます。

款１７財産収入は１億５，６３３万７，０００円で、前年度に比べ８１．８％、７，０３４万２，０００円の増額でございます。

項１財産運用収入は３，１４４万７，０００円で、前年度に比べ１２．６％、４５４万８，０００円の減額でございます。

項２財産売払収入は１億２，４８９万円で、前年度に比べ１４９．８％、７，４８９万円の増額でございます。

款１８寄附金は２，０００円で、前年度と同額でございます。

款１９繰入金は２６億８，１５７万９，０００円で、前年度に比べ１９．７％、４億４，０７４万４，０００円の増額でございます。

項１特別会計繰入金は１，３２２万７，０００円で、前年度と同額でございます。

項２基金繰入金は２６億６，８３５万２，０００円で、前年度に比べ１９．８％、４億４，０７４万４，０００円の増額でございます。

款２０諸収入は８億１，６４９万７，０００円で、前年度に比べ１．３％、１，０２５万８，０００円の増額でございます。

項１延滞金、加算金及び過料は２，５８０万円で、前年度に比べ３４．８％、１，３８０万円の減額でございます。

項２市預金利子は４，０００円で、前年

度に比べ２０．０％、１，０００円の減額でございます。

項３貸付金元利収入は２億７，４３８万７，０００円で、前年度に比べ０．９％、２３５万５，０００円の減額でございます。

項４雑入は５億１，６３０万６，０００円で、前年度に比べ５．４％、２，６４１万４，０００円の増額でございます。

款２１市債は３７億５，３７０万円で、前年度に比べ９９．０％、１８億６，７３０万円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、６ページをご覧いただきますようお願いいたします。

款１議会費は３億４０８万６，０００円で、前年度に比べ５．３％、１，５３０万７，０００円の増額でございます。

款２総務費は７５億５，１８６万９，０００円で、前年度に比べ２０．６％、１２億９，１４８万９，０００円の増額でございます。

項１総務管理費は４９億５，０２０万５，０００円で、前年度に比べ２．１％、１億３５５万９，０００円の増額でございます。

項２徴税費は４億７，５９０万５，０００円で、前年度に比べ４．１％、１，８７９万９，０００円の増額でございます。

項３戸籍住民基本台帳費は１億８，５４４万９，０００円で、前年度に比べ１５．９％、３，５０９万円の減額でございます。

項４選挙費は１億２，２５０万４，０００円で、前年度に比べ６７．７％、４，９４４万７，０００円の増額でございます。

項５統計調査費は１，７７１万１，０００円で、前年度に比べ８０．２％、７，１６８万１，０００円の減額でございます。

項６監査委員費は３，３７５万円で、前年度に比べ１．５％、５０万４，０００円の減額でございます。

項７保健体育費は１７億６，６３４万５，０００円で、前年度に比べ２２７．５％、１２億２，６９５万９，０００円の増額でございます。

款３民生費は１７０億９，９６４万円で、前年度に比べ４．２％、６億９，１９８万７，０００円の増額でございます。

項１社会福祉費は６５億２７０万９，０００円で、前年度に比べ１．１％、７，１８０万８，０００円の増額でございます。

項２児童福祉費は７５億４５８万円で、前年度に比べ９．０％、６億２，０２０万７，０００円の増額でございます。

項３生活保護費は３０億９，２３５万１，０００円で、前年度に比べ２万８，０００円の減額でございます。

款４衛生費は３７億７，０６１万５，０００円で、前年度に比べ１０．７％、３億６，５５８万２，０００円の増額でございます。

項１保健衛生費は１２億１７３万５，０００円で、前年度に比べ６．８％、８，７３２万１，０００円の減額でございます。

項２清掃費は２５億６，８８８万円で、前年度に比べ２１．４％、４億５，２９０万３，０００円の増額でございます。

款５農林水産業費は１億４７３万７，０００円で、前年度に比べ１１．２％、１，３２５万３，０００円の減額でございます。

款６商工費は５億７，４００万９，０００円で、前年度に比べ５．７％、３，４４５万６，０００円の減額でございます。

款７土木費は４０億８，２１２万４，０

００円で、前年度に比べ２４．７％、８億８３９万９，０００円の増額でございます。

項１土木管理費は４億５，９０４万３，０００円で、前年度に比べ１７．９％、６，９８４万９，０００円の増額でございます。

項２道路橋りょう費は６億４，３７６万１，０００円で、前年度に比べ１３．６％、１億１４６万円の減額でございます。

項３水路費は１億８，５５１万６，０００円で、前年度に比べ１３．５％、２，１９９万７，０００円の増額でございます。

項４都市計画費は２７億６，６４１万円で、前年度に比べ４２．２％、８億２，１４６万３，０００円の増額でございます。

項５住宅費は２，７３９万４，０００円で、前年度に比べ１１．２％、３４５万円の減額でございます。

款８消防費は１０億５，０７０万９，０００円で、前年度に比べ２．２％、２，３５８万９，０００円の減額でございます。

款９教育費は３３億２，２６１万５，０００円で、前年度に比べ０．２％、５７５万８，０００円の減額でございます。

項１教育総務費は７億９，０５２万２，０００円で、前年度に比べ５．５％、４，１１９万４，０００円の増額でございます。

次に、７ページをご覧いただきますようお願いいたします。

項２小学校費は１１億１，３８５万７，０００円で、前年度に比べ１３．９％、１億３，６０９万８，０００円の増額でございます。

項３中学校費は３億３，５０９万７，０００円で、前年度に比べ１８．９％、５，３２３万１，０００円の増額でございます。

項４幼稚園費は３億３，４５８万円で、前年度に比べ５．１％、１，７９８万６，０００円の減額でございます。

項５社会教育費は６億１，３２７万３，０００円で、前年度に比べ２５．６％、２億１，０７４万２，０００円の減額でございます。

項６図書館費は１億３，５２８万６，０００円で、前年度に比べ５．３％、７５５万３，０００円の減額でございます。

款１０公債費は２１億５，０５９万６，０００円で、前年度に比べ１０．７％、２億５，８７０万８，０００円の減額でございます。

款１１予備費は５，０００万円で、前年度と同額でございます。

次に、第２条債務負担行為は、８ページ、第２表債務負担行為に記載のとおり、人事管理事業など１３件でございます。

次に、第３条地方債は、９ページ、第３表地方債に記載のとおり、新味舌体育館（仮称）建設事業など１８件でございます。

次に、第４条一時借入金は、本年度の借入れの最高額を５０億円といたしております。

最後に、第５条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載いたしております。

以上、議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５号、令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

予算書の１ページをご覧いただきますよ

うお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を１３億８，４０１万７，０００円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１財産収入、項１財産運用収入は６，６１３万２，０００円で、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区と鶴野財産区において民間事業者に土地を貸し付けており、その地代収入でございます。

款２繰越金、項１繰越金１３億１，７８７万３，０００円は、前年度に比べ２，９９３万９，０００円、２．３％の増額となっております。

次に、款３諸収入、項１預金利子等１万２，０００円は、前年度に比べ５，０００円、２９．４％の減額となっております。

次に、歳出についてでございますが、款１繰出金、項１繰出金１，３２２万７，０００円は、前年度と同額となっております。これは財産収入の２０％相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款２諸支出金、項１地方振興事業費１３億７，０７９万円は、前年度に比べ２，９９３万４，０００円、２．２％の増額となっております。これは、１２ページ以降に記載のとおり、各財産区の事業に対する補助交付金でございます。

以上、議案第５号、令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、小・中学校照明器具改修工事のほか、小学校トイレ改修工事や道路補修工事など、国の補正予算に伴う事業についての追加補正などでございます。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億１，９０９万６，０００円を追加し、その総額を４８７億９，５４１万９，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１３分担金及び負担金３７８万３，０００円の減額は、老人保護施設入所負担金の減少によるものでございます。

款１４使用料及び手数料６８４万３，０００円の減額は、コミュニティプラザ使用料などの減少によるものでございます。

款１５国庫支出金は７，８１２万２，０００円増額いたしております。

項１国庫負担金６０万円の減額は、助産施設負担金の減少によるものでございます。

項２国庫補助金１億１１６万４，０００円の増額は、国の補正予算に伴う小・中学校照明器具改修及び小学校トイレ改修に係る学校施設環境改善交付金のほか、国が定める上限額の引上げによる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金の増加などによるものでございます。

項３委託金２，２４４万２，０００円の減額は、基幹統計調査委託金などの減少によるものでございます。

款１６府支出金は１，０５１万８，０００円減額いたしております。

項１府負担金３０万円の減額は、助産施

設負担金の減少によるものでございます。

項２府補助金１，０２１万８，０００円の減額は、老人医療費補助金などの減少によるものでございます。

款１７財産収入は５，１５６万２，０００円減額いたしております。

項１財産運用収入１５６万２，０００円の減額は、土地貸付収入の減少によるものでございます。

項２財産売払収入５，０００万円の減額は、土地売払収入の減少によるものでございます。

款１８寄附金１，４３０万６，０００円増額は、一般寄附金及び指定寄附金の増加によるものでございます。

款１９繰入金２３０万円の減額は、環境基金繰入金の減少によるものでございます。

款２０諸収入１，５１２万６，０００円の減額は、中学校給食費負担金などの減少によるものでございます。

款２１市債４億１，６８０万円の増額は、減収補てん債や小学校トイレ改修事業債の増加などによるものでございます。

続きまして、４ページからの歳出についてでございますが、款１議会費７９３万４，０００円の減額は、不用額でございます。

款２総務費は６億１，４２５万３，０００円増額いたしております。

項１総務管理費６億９，６９４万５，０００円の増額は、財政調整基金積立金の増加などによるものでございます。

項２徴税費５５２万４，０００円、項３戸籍住民基本台帳費１００万４，０００円、項４選挙費１，６４９万７，０００円、項５統計調査費２，１５２万９，０００円、項６監査委員費２０万１，０００円、項７保健体育費３，７９３万７，０００円の減額は、いずれも不用額でございます。

款３民生費は１億３，８２８万５，０００円減額いたしております。

項１社会福祉費８，０７４万８，０００円の減額は、障害者医療費国庫負担金の過年度分国庫返還金のほかは不用額でございます。

項２児童福祉費５，６８８万６，０００円の減額は、子ども・子育て支援交付金などの過年度分国庫返還金のほかは不用額でございます。

項３生活保護費６５万１，０００円の減額は、不用額でございます。

款４衛生費は４４３万２，０００円増額いたしております。

項１保健衛生費５，８５５万４，０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター等業務委託料の増加などによるものでございます。

項２清掃費５，４１２万２，０００円の減額は、不用額でございます。

款５農林水産業費９７９万３，０００円減額は、不用額でございます。

款６商工費１億３，７３４万９，０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者雇用継続支援金のほかは不用額でございます。

款７土木費は２，３９３万円減額いたしております。

項１土木管理費８０８万１，０００円の減額は、不用額でございます。

項２道路橋りょう費１億４，９６６万２，０００円の増額は、国の補正予算に伴う道路維持工事の増加などによるものでございます。

項３水路費９５３万円の減額は、不用額

でございます。

項４都市計画費１億５，５９８万１，０００円の減額は、連続立体交差事業負担金のほかは不用額でございます。

款８消防費８７０万１，０００円の減額は、水道事業会計繰出金のほかは不用額でございます。

款９教育費は１億６，４２５万３，０００円増額いたしております。

項１教育総務費５８０万４，０００円の減額は、不用額でございます。

項２小学校費１億６，５２５万６，０００円、項３中学校費７，２６２万７，０００円の増額は、国の補正予算に伴う小・中学校照明器具改修工事や小学校トイレ改修工事の増加などによるものでございます。

項４幼稚園費９６４万４，０００円、項５社会教育費５，８１８万２，０００円の減額は、いずれも不用額でございます。

款１０公債費３，７８５万円の減額は、不用額でございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、６ページから７ページ、第２表繰越明許費に記載のとおりでございます。追加分といたしまして、コミュニティプラザ管理事業など１４事業、変更分といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を変更し、翌年度に実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第３条債務負担行為の補正につきましては、８ページ、第３表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。廃止分といたしまして、市立みきの路空調給湯設備等改修事業、変更分といたしまして、中学校給食調理業務等委託事業の限度額を補正するものでございます。

次に、第４条地方債の補正につきましては、９ページから１１ページ、第４表地方債の補正に記載のとおりでございます。追加分につきましては、道路等整備事業、交通安全施設整備事業、小学校トイレ改修事業、小・中学校照明器具改修事業及び減収補てん債について、新たな起債同意が見込まれるものでございます。変更分につきましては、市立みきの路空調給湯設備等改修事業及び阪急連続立体交差事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）の内容説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第１５号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル行政推進法では、行政手続のオンライン化を推し進めており、自治体に対しても努力義務を課しております。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、市役所窓口の混雑緩和対策にも手続のオンライン化が求められているところでございます。

これらのことを踏まえ、本市におきましても、情報通信技術を活用した行政を推進し、申請、届け出等に関し、従来の書面による手続に加えて、情報通信技術を利用して行うことができるよう、必要な共通事項を定めることにより、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的として本条例を制定するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）１ページから８ページの施行規則、関係条例の新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、各条文につきましてご説明申し上げます。

第１条は、この条例を制定するに当たっての基本的な考え方や、その目的を定めたものでございます。

第２条は、本条例における用語を定義したものでございます。

第３条は、情報システムの整備に当たっての考え方を規定したものでございます。

第４条から第７条は、行政手続に当たって電磁的記録を認める規定であり、第４条は申請等、第５条は処分通知等、第６条は縦覧等、第７条は作成等について規定したものでございます。

第８条は、第４条から第７条までの規定に対する適用除外について規定したものでござい。

第９条は、申請等における添付書類の省略について規定したものでございます。

第１０条は、情報格差の是正について規定したものでございます。

第１１条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について規定したものでございます。

第１２条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則等で定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、第１項は、この条例は令和３年４月１日から施行することを規定したものでございます。

第２項及び第３項では、この条例制定に伴い、摂津市行政手続条例、摂津市固定資産評価審査委員会条例の一部について、それぞれ所要の規定を整備するものでございます。

以上、議案第１５号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午前１１時１５分　休憩）

（午前１１時２２分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続き再開します。

次に、上下水道部長。

（末永上下水道部長　登壇）

○末永上下水道部長　議案第２号、令和３年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書３ページをお開きください。

第１条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、給水戸数は４万１，８００戸、給水人口は８万６，７００人、年間総給水量は１，０１２万４，０００立方メートル、１日平均給水量は２万７，７３７立方メートルといたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第１款水道事業収益は２１億２，９７６万７，０００円で、前年度に比べ４．５％、９，９３１万１，０００円の減額でございます。

第１項営業収益は１９億６，０７７万９，０００円で、前年度に比べ５．７％、１億１，７９３万円の減額でございます。これは主に給水収益の減少によるものでございます。

第２項営業外収益は１億６，８９８万８，０００円で、前年度に比べ１２．４％、１，８６１万９，０００円の増額でございます。これは主に消費税還付金の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款水道事業費用は１９億４，６４４万８，０００

円で、前年度に比べ２．１％、４，１８８万６，０００円の減額でございます。

第１項営業費用は１８億８，８９７万２，０００円で、前年度に比べ２．２％、４，１５８万７，０００円の減額でございます。これは主に受託工事費の減少によるものでございます。

第２項営業外費用は４，７４７万６，０００円で、前年度に比べ０．６％、２９万９，０００円の減額でございます。

第３項予備費は１，０００万円で、前年度と同額でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第１款資本的収入は８億６，４４３万５，０００円で、前年度に比べ１．０％、８６７万円の増額でございます。

第１項企業債は８億４，１３０万円で、前年度に比べ１．２％、１，０１０万円の減額でございます。これは主に施設改修費の減少に伴い企業債を減額するものでございます。

第２項交付金は２，３１３万５，０００円で、前年度に比べ４３０．０％、１，８７７万円の増額でございます。これは施設改修費に充てる交付金の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款資本的支出は１７億９，１２６万２，０００円で、前年度に比べ９．５％、１億５，４９２万７，０００円の増額でございます。

第１項建設改良費は１４億２，１８６万２，０００円で、前年度に比べ１０．２％、１億３，１０９万５，０００円の増額でございます。これは主に配水管整備費の増加によるものでございます。

第２項企業債償還金は３億６，４００万３，０００円で、前年度に比べ６．９％、２，３４３万５，０００円の増額でございます。これは企業債元金償還金の増加によるものでございます。

第３項交付金返還金は３９万７，０００円で、前年度より皆増でございます。

第４項予備費は５００万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９億２，６８２万７，０００円は、過年度分損益勘定留保資金８億２７４万３，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億２，４０８万４，０００円で補てんするものでございます。

４ページをお開きください。

第５条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、施設改修事業は限度額を３億９，４００万円、配水管整備事業は限度額を４億４，７３０万円といたしております。

５ページをお開きください。

第６条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第７条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与費３億８，５３１万３，０００円といたしております。

第８条は、たな卸資産の購入限度額を８８０万円と定めたものでございます。

なお、６ページから１５ページまでは、令和３年度摂津市水道事業会計予算実施計画、令和２年度摂津市水道事業予定貸借対照表、令和２年度摂津市水道事業予定損益計算書、令和２年度摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、令和３年度摂津市水道事業予定貸借対照表、令和３年度摂

津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、令和３年度財務諸表に関する注記を、１６ページから２７ページまでは給与費明細書、２８ページには債務負担行為に関する調書、３１ページには令和３年度摂津市水道事業会計予算総括表、３２ページから５３ページまでは令和３年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書、５７ページから５９ページまでは、参考資料としまして、令和３年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第２号、令和３年度摂津市水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３号、令和３年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書６３ページをお開きください。

第１条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第２条は、業務の予定量を定めたもので、排水人口は８万５，９００人、排水区域面積は１，１２２ヘクタールといたしております。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第１款下水道事業収益は３７億３，５９３万６，０００円で、前年度に比べ０．８％、３，１８６万７，０００円の減額でございます。

第１項営業収益は２７億２，１５９万８，０００円で、前年度に比べ０．９％、２，５８８万５，０００円の減額でございます。これは主に下水道使用料及び営業収益の他会計負担金の減少によるものでございます。

第２項営業外収益は１０億１，４３３万８，０００円で、前年度に比べ０．６％、５９８万２，０００円の減額でございます。これは主に営業外収益の他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款下水道事業費用は３５億３，５４６万５，０００円で、前年度に比べ１．３％、４，５２０万９，０００円の減額でございます。

第１項営業費用は３０億８，５４６万３，０００円で、前年度に比べ１．３％、３，８２４万円の増額でございます。これは主に減価償却費の増加によるものでございます。

第２項営業外費用は４億４，４００万２，０００円で、前年度に比べ１５．８％、８，３４４万９，０００円の減額でございます。これは企業債利息の減少によるものでございます。

第３項予備費は６００万円で、前年度と同額でございます。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第１款資本的収入は２８億１，５５３万円で、前年度に比べ２４．４％、９億９２６万７，０００円の減額でございます。

第１項企業債は１４億７，３５０万円で、前年度に比べ３３．８％、７億５，１２０万円の減額でございます。これは主に公共下水道事業債の減少によるものでございます。

第２項負担金等は４６０万８，０００円で、前年度に比べ９１．７％、５，０５８万１，０００円の減額でございます。これは主に工事負担金の減少によるものでございます。

第３項国庫補助金は１億１，７００万円で、前年度に比べ７０．０％、２億７，３００万円の減額でございます。これは公共

下水道整備事業に充てる交付金の減少によるものでございます。

第４項他会計負担金は６億５９２万１，０００円で、前年度に比べ１１．７％、６，３３８万２，０００円の増額でございます。これは主に企業債元金償還金に充てる一般会計負担金の増加によるものでございます。

第５項他会計補助金は６億１，４４３万６，０００円で、前年度に比べ１９．９％、１億２１３万２，０００円の増額でございます。これは企業債元金償還金に充てる一般会計補助金の増加によるものでございます。

第６項長期貸付金償還金は６万５，０００円で、前年度と同額でございます。

６４ページをお開きください。

支出につきましては、第１款資本的支出は４０億４，３５２万６，０００円で、前年度に比べ１９．４％、９億７，０５７万円の減額でございます。

第１項建設改良費は５億８，３３９万１，０００円で、前年度に比べ４８．７％、５億５，３１８万３，０００円の減額でございます。これは主に公共下水道整備費の減少によるものでございます。

第２項企業債償還金は３４億５，７６３万５，０００円で、前年度に比べ１０．８％、４億１，７３８万７，０００円の減額でございます。これは企業債元金償還金の減少によるものでございます。

第３項長期貸付金は２５０万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１２億２，７９９万６，０００円は、過年度分損益勘定留保資金１億９，７０５万４，０００円、当年度分損益勘定留保資金１０億３，０９４万２，０００円で補てんするものでございます。

第５条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、公共下水道事業は限度額を２億９，９００万円、流域下水道事業は限度額を７，７４０万円、資本費平準化債は限度額を５億９，９００万円、資本費平準化債の借り換えは限度額を４億９，８１０万円といたしております。

第６条は、一時借入金の限度額を定めたもので、限度額を２０億円といたしております。

６５ページをお開きください。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与費１億８０６万４，０００円といたしております。

第９条は、他会計からの補助金を定めたもので、下水道事業に助成するための一般会計からの補助金は６億１，４４３万６，０００円でございます。

なお、６６ページから７５ページまでは、令和３年度摂津市下水道事業会計予算実施計画、令和２年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、令和２年度摂津市下水道事業予定損益計算書、令和２年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、令和３年度摂津市下水道事業予定貸借対照表、令和３年度摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、令和３年度財務諸表に関する注記を、７６ページから８５ページまでは給与費明細書、８６ページから８７ページまでは継続費に関する調書、８８ページには債務負担行為に関する調書、９１ページには令和３年度摂津市下水道事

業会計予算総括表、９２ページから１０５ページまでは令和３年度摂津市下水道事業会計予算実施計画説明書、１０９ページから１１４ページまでは、参考資料として、令和３年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第３号、令和３年度摂津市下水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１０号、令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書１ページをお開きください。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、第１款水道事業収益は、既決額２２億２，３２７万５，０００円から６，０８９万３，０００円を減額し、補正後の額を２１億６，２３８万２，０００円とするものでございます。

第１項営業収益は、既決額１９億８，８７２万１，０００円から２，３３９万１，０００円を減額し、補正後の額を１９億６，５３３万円とするもので、これは受託工事収益の減少によるものでございます。

第２項営業外収益は、既決額２億３，４５５万４，０００円から３，７５０万２，０００円を減額し、補正後の額を１億９，７０５万２，０００円とするもので、これは主に他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款水道事業費用は、既決額１９億７，４８１万１，０００円から３，３１６万円を減額し、補正後の額を１９億４，１６５万１，０００円とするものでございます。

第１項営業費用は、既決額１９億１，９０３万１，０００円から３，３１６万円を減額し、補正後の額を１８億８，５８７万１，０００円とするもので、これは主に受託工事費の減少によるものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、第１款資本的収入は、既決額８億５，５７６万５，０００円から１億１，７７０万円を減額し、補正後の額を７億３，８０６万５，０００円とするものでございます。

第１項企業債は、既決額８億５，１４０万円から１億１，７７０万円を減額し、補正後の額を７億３，３７０万円とするもので、これは施設改修費の減額に伴う企業債の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款資本的支出は、既決額１６億３，３９５万円から１億７，０２９万２，０００円を減額し、補正後の額を１４億６，３６５万８，０００円とするもので、第１項建設改良費は、既決額１２億９，０６６万２，０００円から１億７，０２９万２，０００円を減額し、補正後の額を１１億２，０３７万円とするもので、これは主に施設改修費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額７億７，８１８万５，０００円を７億２，５５９万３，０００円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金６億６，５５７万１，０００円及び当年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額１億１，２６１万４，０００円を過年度分損益勘定留保資金４億６０１万６，０００円、減債積立金１億５，０００万円、建設改良積立金６，２３７万８，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億７１９万９，０００円に改めるものでございます。

第４条は、企業債の限度額を改めるもので、施設改修費の減少に伴い、施設改修事業に係る起債の限度額４億５，６１０万円を３億３，８４０万円に改めるものでございます。

なお、２ページに摂津市水道事業会計補正予算実施計画、４ページから５ページに摂津市水道事業予定貸借対照表、６ページに摂津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、７ページから８ページに摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書を掲載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第１０号、令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１１号、令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、年度末見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書１ページをお開きください。

第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めたもので、第１款下水道事業費用は、既決額３５億７，６４９万４，０００円から６６０万２，０００円を減額し、補正後の額を３５億６，９８９万２，０００円とするものでございます。

第１項営業費用は、既決額３０億４，３０４万３，０００円から６６０万２，０００円を減額し、補正後の額を３０億３，６４４万１，０００円とするもので、これは主に流域下水道管理費の減少によるものでございます。

第３条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、第１款資本的収入は、既決額３７億２，４７９万７，０００円から２，８９０万円を減額し、補正後の額を３６億９，５８９万７，０００円とするものでございます。

第１項企業債は、既決額２２億２，４７０万円から２，８９０万円を減額し、補正後の額を２１億９，５８０万円とするもので、これは主に流域下水道整備費の減額に伴う企業債の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第１款資本的支出は、既決額５０億１，３７７万６，０００円から６，３６８万９，０００円を減額し、補正後の額を４９億５，００８万７，０００円とするものでございます。

第１項建設改良費は、既決額１１億３，６２５万４，０００円から６，３６８万９，０００円を減額し、補正後の額を１０億７，２５６万５，０００円とするもので、これは主に公共下水道整備費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額１２億８，８９７万９，０００円を１２億５，４１９万円に改めるとともに、補てん財源は、当年度分損益勘定留保資金１１億８，３５５万５，０００円を当年度分損益勘定留保資

金１０億８７６万６，０００円及び減債積立金１億４，０００万円に改めるものでございます。

２ページをお開きください。

第４条は、企業債の限度額を改めるもので、公共下水道整備費及び流域下水道整備費の減少に伴い、公共下水道事業に係る起債の限度額５億４，０７０万円を５億３，５５０万円に改め、流域下水道事業に係る起債の限度額７，４７０万円を５，１００万円に改めるものでございます。

なお、３ページに摂津市下水道事業会計補正予算実施計画、４ページから５ページに摂津市下水道事業予定貸借対照表、６ページに摂津市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、７ページに摂津市下水道事業会計補正予算実施計画説明書を記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第１１号、令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１１時４９分　休憩）

（午後　０時４６分　再開）

○森西正議長　再開します。

次に、保健福祉部長。

（野村保健福祉部長　登壇）

○野村保健福祉部長　議案第４号、令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９６億９，７４３万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１国民健康保険料１８億２，６５７万２，０００円は、前年度に比べ３．０％、５，６８６万７，０００円の減額で、一人当たり平均保険料の据置き等によるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料４２万円は、前年度と同額でございます。

款３府支出金、項１府補助金６９億８，０９９万７，０００円は、前年度に比べ１．３％、９，１４３万１，０００円の減額でございます。

款４繰入金８億６，６５３万９，０００円は、前年度に比べ１．２％、１，０７０万４，０００円の減額でございます。

項１一般会計繰入金８億３，２３２万円は、前年度に比べ０．６％、５０７万７，０００円の増額でございます。これは職員給与費等繰入金や保険基盤安定繰入金の増などによるものでございます。

項２基金繰入金３，４２１万９，０００円は、保険料激変緩和措置財源として繰り入れいたすものでございます。

款５諸収入２，２８８万２，０００円は、前年度に比べ１．８％、４２万３，０００円の減額でございます。

項１雑入は２，０４６万２，０００円で、第三者行為による納付金等でございます。

項２延滞金、加算金及び過料２４２万円は、前年度に比べ６．７％、１５万２，０００円の増額でございます。

款６財産収入、項１財産運用収入２万８，０００円は、国民健康保険財政調整基金の利子でございます。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費１億５，７５９万円は、前年度に比べ２．８％、４６０万５，０００円の

減額でございます。

項１総務管理費１億４，５２１万１，０００円は、前年度に比べ３．１％、４６２万６，０００円の減額でございます。

項２徴収費１，１８７万円は、前年度に比べ０．２％、２万１，０００円の増額でございます。

項３運営協議会費５０万９，０００円は、前年度と同額でございます。

款２保険給付費６８億４，４４９万７，０００円は、前年度に比べ１．８％、１億２，７５８万３，０００円の減額で、被保険者数の減及び医療費の伸び率の縮小によるものでございます。

項１療養諸費５８億６，８２１万１，０００円は、前年度に比べ１．９％、１億１，１４０万６，０００円の減額でございます。

項２高額療養費９億２，８５６万１，０００円は、前年度に比べ１．２％、１，１４０万７，０００円の減額でございます。

項３移送費７万円は、前年度と同額でございます。

項４出産育児諸費２，８５７万５，０００円は、前年度に比べ１２．８％、４２０万２，０００円の減額で、コロナ禍における支給件数の減少によるものでございます。

項５葬祭諸費６２０万円は、前年度に比べ６．１％、４０万円の減額でございます。

項６精神・結核医療給付費１，２８８万円は、前年度に比べ１．３％、１６万８，０００円の減額でございます。

款３国民健康保険事業費納付金２６億４１２万５，０００円は、前年度に比べ１．８％、４，７１１万８，０００円の減額でございます。

項１医療給付費分１８億４，９２７万５，０００円は、前年度に比べ１．２％、２，１８７万６，０００円の減額でございます。

項２後期高齢者支援金等分５億４，９３４万５，０００円は、前年度に比べ１．１％、５８４万４，０００円の減額でございます。

項３介護納付金分２億５５０万５，０００円は、前年度に比べ８．６％、１，９３９万８，０００円の減額でございます。

款４共同事業拠出金２，０００円は、事務費に係る拠出金でございます。

款５保健事業費７，６０４万３，０００円は、前年度に比べ３．１％、２３１万円の増額でございます。

項１特定健康診査等事業費４，７５７万３，０００円は、前年度に比べ１．６％、７９万６，０００円の減額でございます。

項２保健事業費２，８４７万円は、前年度に比べ１２．２％、３１０万６，０００円の増額で、特定健診未受診者対策事業に係るものでございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金１，５１５万３，０００円は、前年度に比べ６８．４％、６１５万３，０００円の増額で、コロナ減免等による過年度保険料還付金に係るものでございます。

款７基金積立金２万８，０００円は、国民健康保険財政調整基金に係る財産運用収入の積立金でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条は歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を３４ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照賜りますようお願いいたします。

以上、令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきま

す。

続きまして、議案第８号、令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億６，２３２万９，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料１０億２，５９１万５，０００円は、前年度に比べ２．９％、２，９３２万５，０００円の増額で、被保険者数の増加に伴うものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料３万６，０００円は督促手数料で、前年度と同額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金２億３，６３６万８，０００円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ２．０％、４６０万８，０００円の増額でございます。

款４諸収入、項１延滞金、加算金及び過料１万円は保険料の延滞金で、前年度と同額でございます。

次に、歳出でございますが、４ページ、款１総務費６５０万９，０００円は、前年度に比べ０．６％、４万１，０００円の増額でございます。

項１総務管理費５３３万１，０００円は、前年度に比べ０．６％、３万３，０００円の増額でございます。

項２徴収費１１７万８，０００円は、前年度に比べ０．７％、８，０００円の増額で、保険料収納に関する経費でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金１２億５，３３２万６，０００円は、前年度に比べ２．７％、３，３４９万２，０００円の増額で、本市が徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金１７４万４，０００円は、前年度に比べ２９．８％の増額で、過年度分保険料還付金等でございます。

款４予備費は７５万円を計上いたしております。

以上、令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１２号、令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、コロナ減免に伴う保険料、国庫補助金等及び財政調整基金積立金に伴う歳入歳出の補正及び各種事業の事務費等の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７１万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を９９億４１３万８，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１国民健康保険料、項１国民健康保険料７，７７５万円の減額は、新型コロナウイルス感染症

に伴う、いわゆるコロナ減免の適用により減額するものでございます。

款３国庫支出金、項１国庫補助金４，６６４万９，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置に係る特例臨時補助金によるものでございます。

款４府支出金、項１府補助金２，５０７万６，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る減免の措置に係る特別調整交付金、保健事業費及び保険給付費等の補正に伴うものでございます。

款５繰入金、項１一般会計繰入金４５０万円の減額は、事務費等の精査額を職員給与費等繰入金から減額するものでございます。

款７財産収入、項１財産運用収入９万３，０００円の減額は、財政調整基金の利子確定に伴うものでございます。

款８繰越金、項１繰越金１，７３３万３，０００円の増額は、過年度分国庫府費等返還金及び財政調整基金の積立金の補正財源とさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、３ページ、款１総務費、項１総務管理費３８６万４，０００円の減額は、人件費等に伴う不用額の精査でございます。

項２徴収費４３万５，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

款２保険給付費、項１療養諸費６０万円の減額は、審査支払手数料の減少によるものでございます。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、項２後期高齢者支援金等分、項３介護納付金分は、いずれも財源内訳の変更に伴うものでございます。

款５保健事業費、項１特定健康診査等事業費４３９万１，０００円の減額は、年度末見込みによる不用額の精査でございます。

項２保健事業費１２３万５，０００円の減額は、委託料の確定等に伴う不用額の精査でございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金９１万円の増額は、特定健康診査等負担金に係る過年度分国庫府費等返還金でございます。

款７基金積立金、項１基金積立金１，６３３万円の増額は、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

以上、令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１８号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）１３ページから１５ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、平成３０年３月末に廃止した摂津市老人医療費の助成に関する条例の経過措置期間が終了するため、条文の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第１８号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２６号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険の保険料率を改定

するとともに、国民健康保険法施行令、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）４７ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第１４条につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に係る規定に租税特別措置法の条項を追加するものでございます。

第１５条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、所得割の率、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第１５条の５は、基礎賦課限度額について、６１万円を６３万円に改めるものでございます。

第１５条の５の５は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割の率、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第１５条の９は、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割の率及び被保険者均等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第１５条の１０は、介護納付金賦課限度額について、１６万円を１７万円に改めるものでございます。

第２０条は、保険料の減額について、平成３０年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への１０万円の振り替えによる個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険料等について、意図しない影響や不利益が生じないよう、適切な措置を講じるために改めるものでございます。

改正内容としましては、本条例中の国民健康保険料の軽減判定所得の算出方法について、基礎控除相当額の基準額を３３万円から４３万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加える算出方法へと見直すものでございます。

附則第３条は、公的年金等所得控除を受けた者に係る規定の読み替えについて、国民健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うものでございます。

附則第６条は、新型コロナウイルス感染症の定義について、これまでは新型インインフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２第１項の規定を引用しておりましたが、当該規定が削除されたことに伴い、具体的に書き下ろす改正を行うものでございます。

次に、今回の改正条例の附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行するものでございます。ただし、附則第６条第１項の改正規定は公布の日から施行するものとします。

また、適用区分につきましては、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第２６号の提案内容の説明とさせていただきます。

○森西正議長　生活環境部長。

（松方生活環境部長　登壇）

○松方生活環境部長　議案第６号、令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算書の１ページをご覧いただきますようお願いいたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額を１，２６９万８，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページ及び４ページの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１共済掛金、項１共済掛金は３７２万円で、前年度に比べ２４万円、６．１％の減額でございます。これは加入者見込み数の減少に伴うものでございます。

款２繰入金、項１共済繰入金は８４０万円で、前年度に比べ５４５万円、３９．４％の減額でございます。

項２一般会計繰入金は５７万４，０００円で、前年度に比べ３２万７，０００円、３６．３％の減額でございます。これはパート共済事務経費と退職金に加算する利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款３諸収入、項１預金利子は４，０００円で、前年度に比べ４，０００円、５０％の減額となっており、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款１共済総務費、項１共済総務管理費は５万４，０００円で、前年度に比べ１万２，０００円、２８．６％の増額でございます。これはパートタイマー等退職金共済運営委員会委員報酬の増額によるものでございます。

款２共済金、項１共済金は１，２６３万９，０００円で、前年度に比べ６０３万３，０００円、３２．３％の減額となっております。

款３予備費、項１予備費は５，０００円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第６号、令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

○森西正議長　保健福祉部理事。

（平井保健福祉部理事　登壇）

○平井保健福祉部理事　それでは、議案第７号、令和３年度摂津市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の１ページをご覧願います。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億４，１６０万６，０００円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料１６億４，３１３万１，０００円は、第１号被保険者の保険料で、前年度に比べ８．６％、１億２，９６１万３，０００円の増額で、介護保険条例の改正に伴う保険料率改定によるものでございます。

款２使用料及び手数料、項１手数料１６万４，０００円は、保険料の督促手数料及び事業所指定手数料でございます。

款３国庫支出金１４億６万６，０００円は、前年度に比べ７．９％、１億２，０２９万８，０００円の減額でございます。

項１国庫負担金１１億４，５７０万円は、前年度に比べ１．５％、１，７７０万２，０００円の減額でございます。

項２国庫補助金２億５，４３６万６，０００円は、前年度に比べ２８．７％、１億２５９万６，０００円の減額でございます。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金１７億５，４１２万７，０００円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ１．０％、１，７７４万７，０００円の減額でございます。

款５府支出金１０億１，２７１万７，０００円は、前年度に比べ１４．３％、１億６，９２６万９，０００円の減額でございます。

項１府負担金８億８，１２８万４，０００円は、前年度に比べ０．６％、５３７万３，０００円の増額でございます。

項２府補助金１億３，１４３万３，０００円は、前年度に比べ５７．１％、１億７，４６４万２，０００円の減額でございます。これは大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の減少などによるものでございます。

款６繰入金１１億３，０８４万６，０００円は、前年度に比べ４．９％、５，８６２万８，０００円の減額でございます。これは基金繰入金の皆減によるものでございます。

項１一般会計繰入金１１億３，０８４万６，０００円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分のほか、事務経費及び低所得者保険料軽減などの財源の繰り入れで、前年度に比べ５．２％、５，５５５万６，０００円の増額でございます。これは低所得者保険料軽減繰入金の増額などによるものでございます。

款７諸収入４５万９，０００円は、前年度に比べ０．２％、１，０００円の増額でございます。

項１延滞金、加算金及び過料６万円は、前年度と同額で、介護保険料の延滞金でございます。

項２雑入３９万９，０００円は、前年度に比べ０．３％、１，０００円の増額でございます。これは要介護認定業務に係る電子複写機使用料などでございます。

款８財産収入、項１財産運用収入９万６，０００円は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、前年度に比べ５１．５％、１０万２，０００円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、４ページをご覧ください。

款１総務費２億４，４７９万８，０００円は、前年度に比べ４０．９％、１億６，９７５万２，０００円の減額でございます。

項１総務管理費１億７，３２４万１，０００円は、前年度に比べ５０．０％、１億７，３４９万７，０００円の減額でございます。これは地域密着型サービス施設整備に係る大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の減少などによるものでございます。

項２徴収費４６８万６，０００円は、前年度に比べ７．０％、３０万７，０００円の増額でございます。これは介護保険料の賦課徴収に係る事務費でございます。

項３介護認定審査会費６，６８７万１，０００円は、前年度に比べ５．４％、３４３万８，０００円の増額でございます。

款２保険給付費６２億３，６８６万９，０００円は、前年度に比べ０．６％、３，７９３万９，０００円の減額でございます。

項１介護サービス等諸費５６億４，４９９万７，０００円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ２００万３，０００円の増額でございます。

項２介護予防サービス等諸費２億１，０７９万９，０００円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ４．

５％、９９２万２，０００円の減額でございます。

項３その他諸費５４２万円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ１２．１％、７４万４，０００円の減額でございます。

項４高額介護サービス等費１億８，１１０万８，０００円は、自己負担の上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ８．０％、１，３３４万円の増額でございます。

項５高額医療合算介護サービス等費２，５３４万２，０００円は、自己負担の上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ２６．３％、９０５万８，０００円の減額でございます。

項６特定入所者介護サービス等費１億６，９２０万３，０００円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ１６．６％、３，３５５万８，０００円の減額でございます。

款３地域支援事業費４億１，３６７万１，０００円は、前年度に比べ２．２％、９１３万５，０００円の減額でございます。

項１介護予防・生活支援サービス事業費２億３，９４４万円は、要支援者または事業対象者への訪問介護や通所介護に係る費用などで、前年度に比べ１０．９％、２，９１７万７，０００円の減額でございます。

項２一般介護予防事業費２，０４６万１，０００円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ７．３％、１３８万６，０００円の増額でございます。

項３包括的支援事業・任意事業費１億５，３７７万円は、地域包括支援センターの運営委託経費及び介護用品の給付などの任意事業に係る費用で、前年度に比べ１３．８％、１，８６５万６，０００円の増額でございます。

款４基金積立金、項１基金積立金４，１２６万８，０００円は、保険給付に係る剰余金等を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので、前年度に比べ３２．２％、１，９６０万４，０００円の減額でございます。

款５諸支出金、項１償還金及び還付加算金５００万円は、過年度保険料払戻金で、前年度と同額でございます。

次に、１ページに戻りますが、第２条は歳出予算の流用につき定めております。

また、給与費明細書を３２ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、議案第７号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１３号、令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）につきましてご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な予算内容といたしましては、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金に伴う基金積立金の増額及び介護事業者への地域密着型サービス施設の整備に係る補助金の減額と、それに伴う府補助金の減額などでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億８，１３６万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を７１億１９５万円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、３ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料５５０万円の減額は、特別調整交付金及び介護保険災害等臨時特例補助金の増額による第１号被保険者保険料の減額でございます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金３，４６３万８，０００円の増額は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金などでございます。

款５府支出金、項２府補助金２億１，０５０万４，０００円の減額は、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金でございます。

次に、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費２億１，０５０万４，０００円の減額は、一部の地域密着型サービス施設について、介護事業者からの応募がなかったことによる大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の減額でございます。

款４基金積立金、項１基金積立金２，９１３万８，０００円の増額は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、４ページ、第２表繰越明許費の記載のとおりで、大阪府地域医療介護総合確保基金事業について、地域密着型サービス施設の開設が来年度に延期となることから繰越明許するものでございます。

以上、議案第１３号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２７号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行令等の改正に伴い、介護保険の保険料等について改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）５８ページから６１ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第４条につきまして、令和３年度から令和５年度までの各年度の保険料を介護保険法施行令第３９条の規定に基づいて定めるもので、保険料基準額を７万５，３６０円に改め、各段階の保険料の額を定めるものでございます。

同条第１項第６号につきましては、平成３０年度税制改正及び令和２年度税制改正により、介護保険料の負担水準等に関して意図しない影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、改めるものでございます。

同条第１項第７号及び第８号につきましては、介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、基準所得金額を改めるものでございます。

附則第１３条につきましては、平成３０年度税制改正及び令和２年度税制改正による介護保険料負担に関して意図しない影響や不利益が生じないように定めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第１項につきましては、令和３年４月１日より施行することを定めるものでございます。

第２項につきましては、改正後の摂津市

介護保険条例第４条の規定は、令和３年度以降の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものでございます。

以上、議案第２７号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第２８号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を踏まえ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例につきまして１１項目、及び、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして９項目、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）６２ページから７０ページの摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

第１条は、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

まず、１点目は、第３条第５項、第２１条第６号及び第３０条の２、高齢者虐待防止の推進でございます。これは、虐待の発生またはその再発を防止する観点から、対策を検討する委員会の定期的な開催、または介護支援専門員への結果の周知徹底、指針の整備、研修の開催のほか、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるものでございます。

２点目は、第３条第６項、介護保険利用者のより詳細な情報の収集・活用とＰＤＣＡサイクルの推進でございます。介護保険データベースは、既にレセプト情報、要介護認定データなどを統合して蓄積されておりますが、今後、リハビリに関する情報や利用者の状態、ケア内容など、より詳細な情報を収集することでケアの質の向上を図るものでございます。

３点目は、第７条第２項、質の高いケアマネジメントの推進でございます。これは、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合及び各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者に説明を行うことを新たに求めるものでございます。

４点目は、第１６条第９号、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用でございます。これは、運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用して行うことができるものといたし

ますが、利用者またはその家族が参加して実施するものについては、利用者の同意が必要となるものでございます。

５点目は、第１６条第１９号の３、区分支給限度額の利用割合が高い利用者等への対応でございます。これは、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものでございます。

６点目は、第２２条第４項、ハラスメント対策の強化でございます。これは、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めるものでございます。

７点目は、第２２条の２、業務継続に向けた取り組みの強化でございます。これは、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、シミュレーションの訓練の実施等を義務とするものでございます。

８点目は、第２４条の２、感染症対策の強化でございます。これは、介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、新たに委員会の開催、指針の整備、研修の実施、シミュレーション訓練等の実施を義務とするものでございます。

９点目は、第２５条第２項、運営規定等の掲示に係る見直しでございます。これは、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示だけではなく、事業所にファイル等閲覧可能な形で据え置くこと等を可能とするものでございます。

１０点目は、第３４条第１項、利用者への説明、同意等に係る見直しでございます。これは、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとするものでございます。

１１点目は、第３４条第２項、記録の保存等に係る見直しでございます。これは、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するものでございます。

次に、第２条、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、先にご説明申し上げました第１条中の３点目、質の高いケアマネジメントの推進及び５点目、区分支給限度額の利用割合が高い利用者等への対応を除く改正内容と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、附則第１条、施行期日につきまして、本条例は令和３年４月１日から施行するものでございますが、第１条の摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す

る基準を定める条例第１６条第１９号の３は、同年１０月１日から施行するものでございます。

附則第２条、本条例第１条につきまして、高齢者虐待の防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化及び感染対策の強化に関する経過措置の規定を設けるとともに、その期間中において義務を努力義務とするものでございます。

附則第３条、本条例第２条につきまして、高齢者虐待の防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化及び感染対策の強化に関する経過措置の規定を設けるとともに、その期間中において義務を努力義務とするものでございます。

以上、議案第２８号の内容説明とさせていただきます。

○森西正議長　建設部長。

（高尾建設部長　登壇）

○高尾建設部長　議案第１６号、北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）９ページの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本条例は、都市再開発法第５１条及び第５２条の規定に基づき、千里丘駅西地区市街地再開発事業を施行するための事業計画の決定に合わせ、必要となる施行規程を定めるものでございます。その内容は、保留床等の譲渡の方法や権利床の配置及び特定建築者による建築物などを定める権利変換計画を審議する市街地再開発審査会等を位置付けるものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

第１条は、条例の趣旨について、第２条から第５条までは、事業の種類、名称、事業の範囲などについて、第６条は、事業に要する費用の項目について、第７条から第９条までは、保留床等の賃貸または譲渡の方法について、第１０条から第１６条までは、権利変換計画の決定等の審議を行う市街地再開発審査会について、第１７条から第１９条までは、清算について、第２０条は、必要な事項の委任について定めたものでございます。

なお、附則第１項は、施行期日を規則で定める日から施行するとしております。

附則第２項は、本条例制定に合わせ、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表において、千里丘駅西地区市街地再開発審査会委員、日額９，０００円の項を加えるものでございます。

以上、議案第１６号の提案内容の説明とさせていただきます。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午後１時３６分　休憩）

（午後１時４６分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続きまして再開します。

次に、市長公室長。

（大橋市長公室長　登壇）

○大橋市長公室長　議案第１７号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）１０ページから１２ページも併せてご覧いただき

ますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定のために調査、審議を行う摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を、また、千里丘駅西地区市街地再開発事業において、都市再開発法に規定されている特定建築者制度を活用するため、その事業者選定に向けた調査、審議を行う摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会をそれぞれ市長の附属機関として位置付けるため、所要の改正を行うものです。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

摂津市附属機関に関する条例、別表第１項の表、摂津市総合計画審議会の項の次に、名称、摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会と、その担任事務を加えるものでございます。

また、同じく別表第１項の表、摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会の項の次に、名称、摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会と、その担任事務を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項では、本条例は令和３年４月１日から施行する旨を規定しています。

また、第２項では、本条例制定に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表、区分、事務執行適正化第三者委員会の項の次に、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員及び市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員の項を加え、報酬の額はそれぞれ日額９，０００円とする旨を規定しています。

以上、議案第１７号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１９号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）１６ページから１７ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差の観点から、期末手当の支給月数を年間０．０５月分引き下げる旨が示されました令和２年の人事院勧告に基づき、既に条例改正を行った一般職の職員に準じた改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第１６条第２項は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を、６月と１２月のそれぞれについて、１．３月分から１．２７５月分に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、第１項では、この条例は令和３年４月１日から施行する旨を、第２項では、会計年度任用職員制度導入時の経過措置対象職員についての基本報酬の額の算定に当たり、期末手当の支給月数を年間０．０５月分引き下げる旨を規定しております。

以上、議案第１９号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）１８ページから２２ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、特別職非常勤職

員の報酬額について、他の地方公共団体と比較して均衡を欠いている職及び職務内容を踏まえると報酬の形態として年額が適正とは言えない職等について見直すため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第３条第３項は、農業委員会の委員が和解の仲介の会議に出席した場合の費用弁償について、日額６，９００円を日額９，０００円に改正するものでございます。

別表は、職の区分に応じた報酬の額を定めており、報酬の額が日額６，９００円の職については日額９，０００円に、報酬の額が日額８，７００円の職のうち、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び行政不服審査会委員については日額１万１，０００円に、ＥＳＣＯ提案審査会委員については日額９，０００円にそれぞれ改め、報酬の額が年額３万４，０００円のスポーツ推進委員については日額９，０００円に改め、報酬の額が予算の範囲内で市長が定める額の固定資産評価員については月額９万８，０００円と明記する改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第２０号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２１号、摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）２３ページから２４ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本条例は、市の機関の求めに応じて出頭した証人等の実費弁償について定めており、このたびの一部改正は、実費弁償の額を報酬の額が日額６，９００円の特別職非常勤職員と同額としていたものを、先にご説明申し上げました議案第２０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容と同様に、日額９，０００円とする改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第１条は、見出しとして「（趣旨）」を付すとともに、文言の整理を行うものでございます。

第２条は、見出しとして「（実費弁償）」を付し、第１項では、証人等の出頭または参加に要する実費弁償の額について、日額６，９００円を日額９，０００円に改めるほか、第２項及び第３項では文言の整理を行うものでございます。

第３条は、見出しとして「（支給方法）」を付し、第４条は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨の規定を新たに加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第２１号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２２号、特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）２５ページから２８ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、国家公務員等か

ら引き続いて副市長となった者の期末手当及び退職手当の支給に係る在職期間等に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

本改正条例の条文は、第１条が特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第２条が特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正となっております。

それでは、第１条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

第７条では、特別職の職員の期末手当の額の算出に当たり、一般職の職員と同様に、国または他の地方公共団体の職員であった期間を在職期間に算入する旨を規定するものでございます。

第２条、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正については、第４条及び第５条は、条番号の整備、文言の整理を行うものでございます。

改正後の第４条で、国家公務員等から引き続いて副市長となった者の退職手当の特例を定めており、第１項は、国家公務員等から退職手当の支給を受けずに引き続いて副市長となった場合や、国家公務員等から退職手当の支給を受けずに引き続いて本市の一般職の職員となった後、引き続いて副市長となった場合、国家公務員や本市一般職の職員としての在職期間を副市長としての在職期間に通算する旨を、第２項は、第１項の規定の適用を受ける副市長が任期の終了後に再任された場合には退職手当を支給しない旨を、第３項は、第１項の規定の適用を受ける副市長の退職手当の額について、副市長としての最終の任期に係る在職期間、副市長としての再任前の任期に係る在職期間、国家公務員や本市一般職の職員としての在職期間のそれぞれについて、特別職または一般職の各規定により算出した退職手当の合計額とする旨を、第４項は、第１項の規定の適用を受ける副市長が退職後に引き続いて国家公務員となった場合には、本条例に基づく退職手当を支給しない旨をそれぞれ規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第２２号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２３号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）２９ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進等を図るため、本年２月１３日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

附則第３項では、新型コロナウイルス感染症の定義として、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２を引用していましたが、その条文が削除されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律における定義の改正と同様に、具体的に書き下ろす形に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第２３号の提案内容の説明と

させていただきます。

続きまして、議案第２４号、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）３０ページから４４ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、国の機関を含む他の公共団体からの派遣や転任、また、他の公共団体への派遣や転任などの際に支給することができる移転料、着後手当及び扶養親族移転料といった赴任旅費等について、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、本市条例上に位置付けるとともに、旅費に関する規定の全般にわたり条文の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、改正条文が多岐にわたることから、議案参考資料にございます改正案の条文に沿ってご説明申し上げます。

第１条は、文言の整理でございます。

第２条は、用語の定義を行うものでございます。

第３条は、旅費を支給する場合及び支給対象者について規定するものでございます。

第４条は、旅費の種類を規定するもので、第７項、第８項及び第９項に、今回新設する移転料、着後手当及び扶養親族移転料について規定しております。

第５条は、旅費の計算方法について規定するものでございます。

第６条から第１０条までは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額について規定するもので、改正前の規定を引き継いでいるほか、文言の整理を行うものです。

第１１条は、移転料、いわゆる引っ越し代に相当するものですが、その額について規定するもので、第１項第１号は、赴任の際に扶養親族が移転する場合、第２号は、赴任の際に扶養親族が移転しない場合、第３号は、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に扶養親族が移転する場合について、それぞれ規定しており、第２項は、第１項第３号の規定に基づき、扶養親族が移転する場合の移転料が職員の赴任時と異なる場合には、扶養親族が移転する際の規定に基づき移転料を計算する旨を、第３項は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、扶養親族の移転について、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内とする第１項第３号に規定する期間を延長することができる旨をそれぞれ規定しております。

第１２条は、着後手当の額について規定するもので、宿泊料の５夜分に相当する額を支給する旨を規定しております。

第１３条は、扶養親族移転料の額について規定するもので、第１項第１号は、赴任の際に扶養親族を随伴する場合について、第２号は、第１１条第１項第１号及び第３号の規定に該当する場合について、それぞれ規定しており、第２項は、第１項第１号の規定に基づき、扶養親族移転料を計算する際の宿泊料及び着後手当の額の計算結果について、１年未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てる旨を、第３項は、赴任を命ぜられた日に胎児であった子が移転する場合は、赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして扶養親族移転料の額を計算する旨をそれぞれ規定しております。

第１４条及び第１５条は、文言の整理でございます。

第１６条は、退職者等の旅費について、第１７条は、遺族の旅費について、それぞれ規定するものでございます。

第１８条から第２１条までは、条番号の整備及び文言の整理を行うものでございます。

第２２条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則で定める旨を規定しております。

別表の改正は、第１１条に規定する移転料についての規定に改めるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則については、議案のほうをご覧いただけますでしょうか。

附則第１項は、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

附則第２項は、改正後の摂津市職員旅費条例の規定は、附則第３項に定めるものを除き、施行日以後に出発する旅行について適用する旨を規定しております。

附則第３項では、改正後の摂津市職員旅費条例の赴任に係る部分、並びに移転料、着後手当、扶養親族移転料に係る部分の規定は、施行日の属する月の初日以後に出発する旅行について適用する旨を規定しております。

以上、議案第２４号の提案内容の説明とさせていただきます。

○森西正議長　次世代育成部長。

（小林次世代育成部長　登壇）

○小林次世代育成部長　議案第２５号、摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、公立の認定こども園設置に伴い、認定こども園の学校医等に係る公務災害補償に関する実施期間を定めるため、所要の改正をするものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）４５ページから４６ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第２条は、認定こども園の学校医等の補償に関する実施機関は市長とすることを加えるとともに、所要の整備をするものでございます。

第３条、第５条及び第６条は、第２条を改めたことにより、所要の整備をするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第２５号の内容説明とさせていただきます。

○森西正議長　消防長。

（明原消防長　登壇）

○明原消防長　議案第２９号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）７９ページから８２ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、消防団員の処遇改善として、報酬の額を改定いたしますとともに、社会環境の変化等に伴う退団等への対応として、消防団員の休団制度を導入いたすものでございます。

消防団員は、地域消防力の充実強化に欠くことのできない担い手であるため、消防団員のさらなる確保等に向け取り組むものでございまして、これらの積極的な取り組

みについて、総務省消防庁から通知が参っているところでもございます。

それでは、本条例の改正条文につきまして、条を追ってご説明を申し上げます。

第５条の２は、休団の制度について、条を追加いたし、新たに規定いたすものでございます。

第１項では、消防団員は、任命権者の承認を受けて、３年を超えない範囲内で消防事務への従事を休止することができるものと規定をいたしております。

第２項では、休団中は、消防団員として身分を保有いたしますが、職務に従事しない旨を規定いたしております。

また、第３項で、休団中は報酬を支給しないことと規定いたしております。

第４項は、職務の復帰についての規定でございます。

第６条は、分限についての規定でございますが、分限の要件として、第１項第１号として、勤務実績が良くない場合を追記いたすものでございます。

同項第２号から第４号及び第２項では、字句の整備等を行うものでございます。

第３項では、第５条で規定する消防団員の欠格事項のうち、同条第３号の規定による６か月以上の長期の居住地からの離脱を休団中の消防団員には適用しない旨、規定いたすものでございます。

第７条は、懲戒に関する規定でございますが、第３項として、停職者は、消防団員としての身分を保有いたしますが、職務に従事しない旨、また、第４項として、停職者は、停職の期間中、給与を支給されない旨、それぞれ追記いたすものでございます。

第１１条の２では、第２項として、消防団員の服務に関する規定のうち、休団中の消防団員には第８条及び第９条の規定は適用しない旨、追加いたすものでございます。

第１２条では、報酬を改定いたすものでございます。

第２項は、報酬年額を定めておりますが、同項第１号で、団長、８万７，０００円を８万２，５００円に、第２号で、副団長、５万２，０００円を６万９，０００円に、第３号で、分団長、３万１，０００円を５万５００円に、機能別消防団員にあっては、６，９００円を１万１，２００円に、第４号で、副分団長、１万８，６００円を４万５，５００円に、機能別消防団員にあっては、４，１００円を１万１００円に、第５号及び第６号で、部長及び班長、１万８，６００円を３万７，０００円に、機能別消防団員にあっては、４，１００円を８，２００円に、第７号で、団員、１万６，３００円を３万６，５００円に、機能別消防団員にあっては、３，６００円を８，１００円にそれぞれ改めるものでございます。

現行条例同項第８号の自動車団員につきましては、改正条例では、それぞれの階級の区分により定めることから、同号を削除いたすものでございます。

第３項では、報酬は、任命された日の属する月から退職した日の属する月まで支給し、重複しない旨を明確化いたすものでございます。

第４項及び第５項では、支給対象期間の日割り及び金額の端数の処理について規定いたすものでございます。

第１３条は、費用弁償に関する規定でございまして、現行条例同条第２項で、４月及び１０月の２期に、それぞれ前月までの報酬及び費用弁償を支給することとしてい

るものを、改正条例では、４月に前年の報酬及び費用弁償を支給することなどを規定いたすものでございます。

同条第３項では、消防団員の職務のための旅費について、準用する本市条例を明確化いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行いたすものでございます。

以上、議案第２９号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程５、議案第３０号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長。

（末永上下水道部長　登壇）

○末永上下水道部長　議案第３０号、損害賠償の額を定める件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、令和２年１０月９日の水道管漏水による物損事故につきまして、このほど示談内容に合意いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第９条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額などにつきましては、議案第３０号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和２年１０月９日金曜日午後６時３０分頃、摂津市千里丘五丁目９番１８号地先の市道千里丘４９号線に埋設されている給水管の漏水により、隣接するガス管を損傷させ、付近１７戸のガス供給が停止したものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人日本水道協会へ事故の状況を報告し、協議いたしましたところ、過失割合が本市１００％と認定され、ガス供給復旧にかかる費用の全額３８９万４，５１６円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意したものでございます。

賠償額につきましては、ガス管取替工事に加え、ガス管損傷箇所を特定するために多数の調査人員と時間を要したため、多額となっております。

なお、損害賠償金につきましては、同協会の水道賠償責任保険より、その全額が支払われるものでございます。

また、本事案の対応といたしましては、当該地区の水道管は埋設後３６年が経過しており、管路の状況から他の場所で再発する可能性があるため、更新工事を実施し、完了しているところでございます。

今後につきましては、市内全域の漏水調査を積極的に実施し、漏水事故の未然防止に努めるとともに、管路の更新を計画的に実施してまいります。

以上、議案第３０号、損害賠償の額を定める件の提案説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３０号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程６、議案第３１号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

（高尾建設部長　登壇）

○高尾建設部長　議案第３１号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、道路法第８条第２項の規定に基づき、７路線を市管理道路として路線認定を行うものでございます。

各路線の名称や区間等につきましては、議案書にお示ししております。

また、各路線の位置等につきましては、議案参考資料３ページから７ページを併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、番号１、千里丘９３号線及び番号２、千里丘９４号線につきましては、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業区域において、電線共同溝を整備すべき道路を指定するに当たり、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条の規定により路線認定するものでございます。

次に、番号３、千里丘東８９号線は、摂津市開発協議基準により寄附を受けたものでございます。

次に、番号４、千里丘東９０号線及び番号５、千里丘東９１号線は、都市計画法第４０条第２項の規定により、開発行為に伴い本市に帰属するものでございます。

また、番号６、正雀４８号線及び番号７、三島３８号線は、摂津市開発協議基準により寄附を受けたものでございます。

以上、議案第３１号の提案内容の説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３１号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程７、報告第１号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　報告第１号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１０号）専決処分報告の件につきまして、その内容をご報告いたします。

本件につきましては、予防接種法の臨時接種に関する特例に基づき、厚生労働大臣の指示の下、市町村が実施主体となり、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条

第３項の規定により報告するものでございます。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億２１４万８，０００円を追加し、その総額を４８３億７，６３２万３，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１５国庫支出金、項１国庫負担金３億２６７万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

項２国庫補助金９，９４７万８，０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款４衛生費、項１保健衛生費４億２１４万８，０００円の増額は、ワクチン接種委託料など新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、４ページ、第２表繰越明許費に記載のとおり、今回補正いたします新型コロナウイルスワクチン接種事業について、事業が翌年度にわたることから繰越明許するものでございます。

以上、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１０号）の専決内容の報告とさせていただきます。

○森西正議長　報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、討論を終わります。

報告第１号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程８、報告第２号を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

（高尾建設部長　登壇）

○高尾建設部長　報告第２号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、報告内容をご説明申し上げます。

本件は、令和２年１２月４日に発生いたしました公用自動車による物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和３年１月２９日に専決処分をしたもので、同条第２項の規定によりご報告するものでございます。

事故名、事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、専決第２号に記載のとおりでございます。

事故の発生の経緯につきましては、令和２年１２月４日金曜日午後４時３分頃、道路交通課職員が、工事予定箇所の現場確認のため、公用自動車で市道南別府鳥飼上線を走行中、鳥飼西五丁目１番地先で、対向の普通自動車と擦れ違う際、お互いの右側のサイドミラーが接触し、破損したもので

ございます。

損害賠償につきましては、加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会との協議により、過失割合を本市５０％、相手方５０％と判定され、修理費のうち２万５，７６８円を支払うことで、令和３年１月２９日、相手方との示談が成立したものでございます。

当該損害賠償金につきましては、同共済会よりその全額が相手方に支払われるものでございます。

事故後の当該職員への対応といたしまして、文書による注意とともに、公用自動車同席による運転指導により、事故の再発防止と運転ルール遵守徹底を図ったところでございます。

交通事故の発生につきましては、相手方はもとより、市民の安心・安全を守り、交通ルールを指導すべき道路管理者として、職場業務にも少なからず影響を与えるものにもつながります。また、同路線は、センターラインのない狭小な道路であり、通過交通の多い路線であることから、大型自動車の通行規制や時間帯車両通行禁止の規制がかけられているほか、ハンプ設置や路面表示等による速度抑制対策にも取り組んでおり、日頃から公用自動車の移動において注意を要している路線でもありました。こうした事案を職場内で情報共有し、職員一人一人が事故の再発防止に向け、安全運転マニュアルの再確認と危険予知トレーニングを実施し、危険予知能力の向上、交通法規遵守を再認識したところでございます。市民の安心・安全を最優先に心がけ、より一層緊張感を持って安全運転に対する意識の向上を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上、報告第２号、損害賠償の額を定める専決処分報告とさせていただきます。

○森西正議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

２月２０日から３月７日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後２時２５分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　森　西　　正

摂津市議会議員　　渡　辺　慎　吾

摂津市議会議員　　三　好　義　治

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和３年３月８日

（第２日）

令和３年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

令和２年３月６日（金曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	塚本　崇
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	渡辺慎吾	１２番	森西　正
１３番	三好義治	１４番	楢村一臣
１５番	三好俊範	１６番	香川良平
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	大橋徹之
総務部長	山口　猛	総務部理事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保健福祉部長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	橋本英樹
消防長	明原　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	事務局次長	溝口哲也

１ 議　事　日　程

1, 議　　案 第　　１号　令和３年度摂津市一般会計予算
議　　案 第　　２号　令和３年度摂津市水道事業会計予算
議　　案 第　　３号　令和３年度摂津市下水道事業会計予算
議　　案 第　　４号　令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議　　案 第　　５号　令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算
議　　案 第　　６号　令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議　　案 第　　７号　令和３年度摂津市介護保険特別会計予算
議　　案 第　　８号　令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議　　案 第　　９号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）
議　　案 第　１０号　令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）
議　　案 第　１１号　令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
議　　案 第　１２号　令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議　　案 第　１３号　令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
議　　案 第　１５号　摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
議　　案 第　１６号　北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件
議　　案 第　１７号　摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　１８号　摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　１９号　摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２１号　摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２２号　特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２３号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２４号　摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２５号　摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２６号　摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２７号　摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２８号　摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議　　案 第　２９号　摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

2, 代表質問
大阪維新の会　香川　良平　議員
日本共産党　増永　和起　議員
民主市民連合　楢村　一臣　議員

---

１ 本日の会議に付した事件
日程１から日程２まで

（午前１０時　開議）

○森西正議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、楢村議員及び三好俊範議員を指名します。

日程１、議案第１号など２８件を議題とします。

本２８件について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本２８件のうち議案第１号、議案第９号、議案第１６号及び議案第１７号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程２、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

香川議員。（拍手）

（香川良平議員　登壇）

○香川良平議員　それでは、大阪維新の会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から１年以上が経過しました。検温、マスク着用、アルコール消毒、アクリル板の設置、ソーシャルディスタンスを取るなど感染症対策の徹底、そして、２度にわたる緊急事態宣言を経て、ようやく３月下旬から、まずは医療従事者を優先にワクチン接種が開始されることになりましたが、まだまだ油断はできない状況であります。

今後、ワクチン効果で新型コロナウイルス感染症そのものの脅威は少しずつ落ち着き始めるかもしれませんが、緊急事態宣言をはじめとする自粛により疲弊した経済の痛み、市や各家庭の財政を圧迫し、その影響は様々なところに出てきております。市税収入の減少は避けられず、本市を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。我が会派といたしましても、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済の活性化に全力で取り組んでまいります。

それでは、令和３年度市政運営の基本方針に沿って質問をさせていただきます。

第１に、市民が元気に活動するまちづくりについて。

（１）コミュニティ施設の基本構想についてでございます。

本年度、味生地域の活性化に向けて、コミュニティ施設の基本構想を策定することのことですが、１回目で市長のほうから基本構想の概要についてお聞かせいただければと思います。

次に、（２）シティプロモーションについてでございます。

令和２年度のシティプロモーション戦略の全庁的な進捗についてどのように考えておられるのか、また、今後の展開をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてでございます。

令和２年度は、専任体制となるプロジェクトチームを立ち上げ、ハード・ソフトの視点から鳥飼地域のまちづくりのビジョンを示すグランドデザインの作成に取り組ん

でおられると思うのですが、改めて鳥飼グランドデザインの進捗状況についてと今後の進め方についてお聞かせください。

次に、（２）ＪＲ千里丘駅西地区の再開発についてでございます。

ＪＲ千里丘駅西地区の再開発事業は、本市のさらなる発展につながる一大事業であり、我が会派としても大変期待している事業でございます。ぜひとも成功させていただきたいと思っております。本事業におけるニーズや採算性を踏まえ、事業完遂に向けた市長の意気込みをお聞かせください。

次に、（３）阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

阪急摂津市駅周辺の開かずの踏切などによりまして、かなり交通渋滞が慢性的に起こっております。５か所の踏切を一挙に除去することにより、交通渋滞を抜本的に解消できる阪急京都線連続立体交差事業については、私自身、大変期待をしている事業でもあります。この阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、（４）阪急正雀駅前道路整備についてでございます。

阪急正雀駅前道路整備については、本会議において何度も質問をさせていただいておりまして、令和３年度、道路整備に向けて予算化もしていただいております。ここで改めて阪急正雀駅前道路整備のこれまでの経過と進捗についてお聞きいたします。併せて、周辺地区の狭隘道路や広域道路の整備の取り組みについてもお聞かせください。

次に、順番が前後いたしますが、５番と７番を併せて防災・防犯対策について質問させていただきます。

市民の命と財産を守り、安心して快適に暮らせるまちにするのは行政の使命であります。市民の安全・安心の観点から、防災・防犯に対する市長のお考えをお聞かせください。

次に、（６）消防・救急救助施策についてでございます。

本市の消防力を充実強化するためには、消防広域化、そして広域連携が必要であると考えます。１回目で、消防広域化及び広域連携について、市の考えをお聞かせください。

次に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてでございます。

（１）魅力ある公園について。

令和３年度の市政運営の方針では、新幹線公園に多くの方に訪れていただけるよう、展示車両の内部公開を隔週から毎週日曜日に拡充するなど、様々な取り組みを行っていくとのことです。こういった新幹線公園をはじめとする公園の魅力向上に向けた取り組みについて、市の考えをお聞かせください。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

（１）新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

国や大阪府と調整を行いながら、ワクチン接種の速やかな開始に向けて準備を進めているところであると認識しております。報道でもありますように、市によって対応が様々変わってきている状況であります。そこで、本市のワクチン接種の課題について、１回目、答弁を求めます。

次に、（２）子育て支援についてでございます。

とりかいこども園に児童センターを設置するとのことでありますが、どのような施設として整備していくのかをお聞かせくだ

さい。

次に、（３）就学前施設の整備についてでございます。

こちらにつきましては要望のみとさせていただきますが、民間保育所等の施設整備を応援していくとあります。待機児童対策は摂津市にとって急務であり、今回の行政経営戦略においても待機児童ゼロとうたっております。本市において待機児童をなくすためには、民間の力を借りることは必然と考えます。積極的な支援を行い、未就学児が誰もが望めば通うことのできる保育所を整備していただくことを要望してこの質問は終わります。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

（１）学力向上の取り組みについてでございます。

学校において、ＩＣＴ機器の導入が昨年一気に全国的に進みました。本市においてもかなり配備が進んだと聞いておりますが、いま一度、進捗状況について、１回目、お聞きいたします。

次に、（２）問題行動等への取り組みについてでございます。

こちらにつきましては要望のみとさせていただきます。

令和３年度から、いじめ事案等の早期対応を目指すため、臨床心理士、社会福祉士及び精神科医等で構成する緊急支援チームを構成していくとのことでしたが、この取り組み自体は大変すばらしいことと評価いたします。今後は、より一層、アフターケアだけではなく、積極的な問題行動の発見を行ってもらうよう要望いたします。

これは実際聞いた話ですが、先生にはじゃれ合っているように見えても、当事者の子どもにとってはストレスを抱える、我慢していることも大いにあるとのこと。そんなとき、自分の親、先生に相談することもできず、相談することが恥ずかしい、または勇気が出ないといった心理になると聞きました。こういった事態を回避する、もしくは早急に対応するためにも、先生とこの支援チームの密接な関係性、どんなことでも報告、調査するシステムを構築し、誰もが伸び伸びと学校に通えるようなまちを構築していっていただきたいと思います。

この質問は、以上、要望として終わります。

次に、（３）特別支援教育についてでございます。

こちらにつきましては、時間の都合上、質問項目を取り下げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、（４）学校給食についてでございます。

令和３年度から小学校給食費の改定を行うとのことですが、小学校給食の値上げに係る理由及び中学校給食の全員喫食に向けての現状について、１回目、答弁を求めます。

次に、（５）教育環境の改善についてでございます。

こちらにつきましても要望のみとさせていただきます。

学校の体育館に５か年でエアコンを設置するとのことですが、かねてから箕面市でできることが何で摂津市でできないのかと質問してまいりました。今回、設置に至ることは、体育館内が４０度近くになる灼熱の中での運動を回避できることのほかに、災害時、避難所になった際の避難された方の健康を保つために必須となります。計画どおり、場合によっては前倒ししてもいい案だと感じております。その辺りを要望い

たしまして、この質問も終わります。

次に、（６）これからの学校のあり方についてでございます。

鳥飼地域は、人口減少、特に児童数の減少が顕著であります。学校の在り方について議論がなされているところでありますが、現在の展望についてお聞かせください。

次に、（７）スポーツ施策についてでございます。

体力や年齢に応じてスポーツに親しむことは、明るく活発な生活を送る上で極めて大きな意義を持っています。本市におけるスポーツ振興への取り組みについてお聞かせください。

次に、活力ある産業のまちづくりについて。

（１）経営支援についてでございます。

本市は、４，０００を超える事業所があり、その多くを中小企業が占めております。近年は、経営状況の悪化や労働力不足、事業継承等が要因で事業所数が減少傾向にあり、ニーズに合った事業者支援が急務であると考えております。また、創業促進に向けた相談窓口の充実や創業後の事業支援についても注力していく必要があります。令和３年度における経営支援について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、（２）健都イノベーションパークへの企業誘致についてでございます。

本年度も、関係機関と連携を図り、健都のコンセプトに合致した企業の誘致活動を実施していくということですけれども、文面を見る限り、しっかりと取り組んでいくと思えるのですが、私が議員になってから４年目になりました。毎年毎年ずっと同じことをおっしゃっております。はっきり言って何も進んでおりませんし、何もしていないと思われても仕方がないわけであります。健都イノベーションパークの企業誘致の現状について答弁を求めます。

次に、計画を実現する行政経営について。

（１）摂津市行政経営戦略についてでございます。

本年度、策定を進めている行政経営戦略は、全職員が内容を理解し、目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。行政経営戦略の中で掲げた目標をどのようにして達成していくのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、（２）ＩＣＴの活用についてでございます。

本格的な人口減少や少子高齢化が進行する中で、限られた予算、人材を有効に活用し、質の高い市民サービスを提供するためには、ＩＣＴの活用をこれまで以上に積極的に進めることが必要であると考えます。本市のＩＣＴの活用に係る令和３年度の取り組みについてお聞かせください。

次に、（３）行政手続きについてでございます。

かねてより本会議や委員会でクレジット決済やスマートフォン決済などの収納方法の多様化の必要性を訴えてまいりましたが、令和３年度から市税や水道料金などのスマートフォン決済サービスが開始されます。改めてスマートフォン決済導入の経緯についてお聞かせください。併せて、スマートフォン決済導入による利用者の利便性についてもご答弁願います。

次に、（４）ファシリティマネジメントの推進についてでございます。

令和３年度の市政運営の方針では、公共建築物の具体的な長寿命化方針を検討する

ため、構造躯体の健全性を調査していくとのことですが、ファシリティマネジメント推進に係る令和３年度の取り組みについてお聞かせください。

次に、人事施策についてでございます。

人口減少や少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、市の業務は量、質が増加、高度化しております。効率的な行政運営を実現するためには、組織全体で前例にとらわれず時代の変化に対応できる人材を育て、組織力を高めていかなければなりません。現時点の人材育成の評価を市長にお伺いいたします。

１回目は以上です。

○森西正議長　それでは、答弁をお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

それでは、大阪維新の会、香川議員の代表質問にお答えをいたします。

まず最初に、味生地域のコミュニティ施設の基本構想についての質問でございますが、コミュニティ施設の基本構想につきましては、コミュニティ施設として求められる設備、交流や防災など求められる機能や公共施設の再編等について、基本的な考え方を整理、策定し、味生地域の活性化に向けたコミュニティ施設の整備につなげていきたいと思います。

シティプロモーション戦略についてでありますけれども、シティプロモーションを効果的に進めていくためには、主管課であります広報課だけでなく、全庁的に取り組むことが重要であると認識をいたしております。

令和２年度当初におきまして、部長級を対象にシティプロモーション戦略の説明会を行った上で、各部が抱える課題やコロナ禍における課題等をシティプロモーションの観点を持って解決を図るべく、でっかな野望プロジェクトと題した企画提案の発表を実施したところであります。このように、シティプロモーションの観点を取り入れながら、各部が業務の一環として取り組むことで、シティプロモーション戦略に対する理解がより深まったものと考えております。

令和３年度につきましては、企画提案の実施は予定しておりませんが、シティプロモーションの観点を忘れず、職員一丸となって、シティプロモーションの目的であります愛着や誇りの醸成、協働人口の増加につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてでありますが、鳥飼まちづくりグランドデザインは、令和３年度末の策定を目途に現在取り組みを進めております。

令和２年度におきましては、地域特性等の分析を行うとともに、住民アンケートに加え、地元懇談会等を実施し、住民のご意見、ニーズを把握してまいりました。それらを踏まえ、今年度末から次年度にかけてグランドデザイン素案を作成する予定でございます。

令和３年度におきましては、新たに鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を設置し、外部有識者等のご意見をいただきながら、鳥飼地域の活性化に資するものとなるよう取り組みを進めてまいります。

千里丘駅西地区市街地再開発事業についての質問でございますが、本市の玄関口でありますＪＲ千里丘駅西地区は、ＪＲ東海道本線の数ある大阪の駅前開発の中で、残る数少ないエリアの再開発事業として、このたび着手をいたしました。駅直結の高層

住宅と商業・業務施設の複合開発は、幅広い世代のニーズがあり、大阪都心部へのアクセスとしての優位性から、本市にとって新たな人、物、金が呼び込まれることが見込まれます。同駅での市場ニーズや地域課題の解消等を総合的に勘案し、本市が事業主体として実施する判断をしたものでございます。

昨年選定しました事業協力者とともに、市場動向や採算性を的確に捉えるとともに、にぎわいと良好な住環境を形成する事業計画を今回作成することができました。本事業の完成見込みであります令和８年度には、「いのち輝く未来社会のデザイン」を描く大阪・関西万博とともに、大阪の成長と発展に寄与する拠点となるまちづくりを目指してまいりたいと思います。

阪急京都線連続立体交差事業についてでありますが、阪急摂津市駅を中心に、鉄道を高架化し、開かずの踏切を一気に除去することで、千里丘三島線をはじめとする交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道で分断された市街地の活性化を図るものであります。本市の成長と発展に大きく寄与する事業でございます。平成３０年の事業開始以降、権利者の方々のご協力の下、用地契約をいただけるようになり、目に見える形で事業が進展してまいりました。令和３年度は、事業予算案として最大の１３億円を計上しております。用地取得を加速化させてまいりたいと思います。

また、工事期間における駅周辺での人や車の動線や自転車駐車場等を踏まえた仮設駅前広場の実施設計に着手するとともに、将来の鉄道高架化の空間利用を含めた交通対策やまちづくりについて検討を進めてまいります。一日も早い事業完成に向け、大阪府、国土交通省、阪急電鉄とともに強力に推進していきたいと思います。

阪急正雀駅前の道路整備についてでありますが、平成１８年度に十三高槻線正雀工区が着工されたことで、阪急正雀駅前のアクセス道路としての重要性が高まり、平成１９年度には本事業の府営住宅から駅前までの区間を着手いたしました。現在、用地取得につきましては、全体の約半分を確保しております。平成２６年度には自転車駐車場までの区間を部分的に供用しております。残りの区間につきましては、支障になっていた国有地と土地所有者との地図訂正を実施中であります。来年度には一気に用地取得を進めてまいります。

また、阪急正雀駅前や十三高槻線の道路完成の効果が波及する正雀二丁目では、狭隘な道路が開発の妨げとならないよう、新たな支援制度を創設し、重点整備地区として特定し、拡幅整備の支援対象の拡大と内容を拡充することで開発・建築行為を促進し、よりよい住環境の形成を目指してまいります。

さらには、大阪府都市整備中期計画（案）で位置付けられた豊中岸部線（岸部南工区）が完成し、十三高槻線と接続しますと、阪急正雀駅前周辺の交通の流れが大きく変わります。そのため、将来を見据えた駅周辺の交通対策についてもしっかりと取り組んでいきたいと思います。

防災・防犯対策についてでありますが、私は、市長に就任して以来、市民の皆さんの安全・安心がまちづくりの大前提であるとの強い信念の下、市政を推進してまいりました。

防災対策につきましては、近年、地震や台風、さらには集中豪雨などの自然災害が頻発・激甚化しており、我々行政の力だけでこのまち全体を守り抜くことは到底困難

でございます。

そこで、自主防災訓練や出前講座などを通じて、市民の皆様お一人お一人の自助と地域ぐるみの共助の意識を高めていただくための支援を行いますとともに、公助も合わせた三助が互いに連携することで防災力の向上を図ってまいりたいと思います。

防犯対策につきましては、本市において発生した犯罪動向や防犯対策についての情報を摂津警察署や防犯協会などの関係機関と共有しながら、市民の皆様の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の支援に取り組むことで、犯罪被害のない明るく住みよいまちづくりを推進してまいります。

この防災・防犯の両輪をしっかりと回し、市民の皆様がより安全に安心して暮らせるまち摂津のかじ取りを担っていきたいと思います。

消防・救急救助施策についてでありますが、間もなく３月１１日、東日本大震災から１０年となります。津波による甚大な人的・物的被害だけでなく、原発事故も併発するなど、まさに国難と呼ぶほかない未曾有の大災害でございました。この大災害は、国、都道府県、また、私ども基礎自治体にも、新たな消防・防災対策への課題を示したものでございまして、本市は、この１０年、これらの教訓の下に消防・防災体制の強化に取り組んでまいりました。その一つが消防の広域連携でございます。東日本大震災では、全国組織である緊急消防援助隊が機能し、災害応急対策の大きな力となり、以降、本市もさらに登録隊数をふやしたところでございます。

一方、近隣自治体間の広域連携につきましては、大阪府下広域消防相互応援協定の充実や消防指令業務共同運用を進めてきたところでございます。消防指令業務におきましては、現在、吹田市と共同で実施し、次の更新年の令和６年には、北摂地域の５市で消防指令業務の共同運用を実施いたします。折しも、本年１月に各市長が一堂に会し、調印を行ったところでございます。

消防広域化及び広域連携は、政令市など一部の大規模消防を除いて、基礎自治体に共通する深刻な課題でございます。特に本市のような小規模消防本部にとりましては、スケールメリットを生かした消防体制の強化が必要であります。今後も、消防施策を推進していく中で、近隣自治体と広域連携は必要不可欠であります。

また、消防組織の広域化につきましては、これらの広域連携の効果を検証いたしますと、おのずと方向性は見えてまいりますが、各自治体の固有事情、広域化の方式及び広域化後の消防力の配置等、今後さらに調査・研究する内容は多岐にわたってまいると考えております。

魅力ある公園についてのご質問ですけれども、新幹線公園は、本市の中でも認知度が高く、日頃から市域外の方や大阪府域外からも多くの方々に来園していただいておりますが、新幹線公園のさらなる魅力を発信していくことは、シティプロモーションの観点からも重要であると認識をいたしております。

新幹線車両の内部公開事業は、これまで多くの方々に楽しんでいただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、公開中止の再開後は、夏場にもかかわらず、例年の３倍以上もの方々に来園いただきました。令和３年度は、ＪＲ貨物のご協力により電気設備を整えることが可能となり、感染防止として換気対策を十分に行うとともに、利便性、快適性のさらなる向上を目指した環境整備に取り組ん

でまいります。

また、公園全体の課題でもありますにぎわいの創出と持続的な維持管理体制の構築について、民間活力導入を視野に入れた検討も深めてまいりたいと思います。

ワクチン接種を進めていく上での課題についてでありますが、ワクチン接種につきましては、国からの情報が日々追加、変更されております。ワクチンの供給時期など種々懸念事項はございますが、一番の課題は、実際に接種をしていただく医師や看護師の確保であると考えております。

医療機関においては、現在、新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たっていただいている中でございますが、市内医療機関のうち、半数を超える実に多くの病院、診療所がワクチン接種についてご協力をいただける意向とのことでございます。医療機関におかれましては、現状でも非常に厳しい状況にあるにもかかわらず、市民の健康のために快くご協力をいただき、非常に心強く、心から感謝を申し上げたいと思います。地域のつながり、顔の見える関係性を構築してきた本市の強みが形として現れたものと心強く思っております。ワクチン接種事業につきましては、令和３年度を通した長丁場になると考えており、今後も医療機関との連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

スポーツ振興への取り組みでありますが、スポーツは、人々が心身ともに健康で、感動や楽しみ、活力に満ちた豊かな人生を築くための重要な役割を果たしています。また、市民のスポーツに対するニーズは多様化しており、スポーツを通じて心身ともにたくましい子どもの育成や高齢者の健康の維持・増進などを図ることが重要になっています。そのためにも、スポーツ活動の推進と人材の育成は欠かせません。スポーツへの参加人口を拡大させるために、誰もが気軽に参加できる大会、イベント、教室の開催など、スポーツに親しむことができる環境を整備してまいりたいと思います。

経営支援についてでありますが、本市は、製造業や流通業を中心とした約４，０００を超える事業所が集積する産業のまちであります。人口減少の進展に伴う国内市場の縮小、新型コロナウイルス感染症の拡大など、事業所を取り巻く経営環境は大きく変化をしております。このような経営環境の変化に対応できる支援として、経営コンサルタントが駐在するビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、継続して雇用継続支援事業やテイクアウト・デリバリー導入支援補助事業を実施してまいります。さらに、市内事業者の現状を踏まえた柔軟な支援策を検討するなど、今後も中小企業者をしっかりと支援してまいります。

企業誘致の現状についてでありますけれども、健都におきましては、大阪府や吹田市などと一体となり企業誘致活動を進めているところでございます。本年１月には１区画において進出企業が決定しており、健康・医療関連企業の集積が着実に進んでいるものと認識をいたしております。本市所有地におきましては、現時点で目に見える成果をお示しできる状況にはございませんが、この機運を逃すことなく、本市にとって最も有益となる企業という視点を第一に、引き続き粘り強く取り組んでいきたいと思います。

行政経営戦略の目標達成に向けた取り組

みについてでありますが、行政経営戦略では、各分野の計画との関連性を明確化し、進捗管理を効率的にできる仕組みを構築しております。各課が所管する事業のみを遂行するのではなく、分野という絞りで部局横断的な連携を促進させ、１足す１が３にも４にもなるような効果を生み出してまいります。

また、変化が目まぐるしい行政ニーズに的確に対応していくためには、絶えず事業の見直しを行うとともに、ビルド・アンド・スクラップ、すなわち効果の薄い事業から新たな行政サービスへ転換していく必要があります。行政経営戦略では、ビルド・アンド・スクラップ、スマート自治体の推進、協働・パートナーシップの推進、経営資金の調達、そして人材の組織的な育成の五つの視点を軸として各施策を推進していきたいと思います。

ＩＣＴの活用に関するご質問でございますが、今般のコロナ禍において、日本社会、特に行政分野におけるデジタル化の遅れが指摘されているところであります。国からも、デジタル・ガバメント実行計画や自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が示され、行政のデジタル化が加速しております。本市におきましても、これまで、平成２７年度にコンビニエンスストアでの証明書交付を開始し、令和２年度には住基、税、国保等の基幹業務へＲＰＡを導入するなど、市民サービス向上及び事務効率化のためにＩＣＴの利活用を進めてまいりました。令和３年度には、行政手続のオンライン化、内部のコミュニケーションの効率化、テレワークの推進、ＲＰＡによる自動化の拡大等、ＩＣＴのより一層の利活用に取り組んでまいります。

行政手続きについて、税、保険料金等のスマートフォン決済導入の経緯等々についてのご質問でございますが、本市では、第４次摂津市総合計画に基づき、これまで、ＩＣＴの活用により、市民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ることを目的に計画を推進してきたところでございます。その中で、公金の納付方法の拡充につきましては、手数料が大きくかかるといったことや、納付方法をふやすことで飛躍的な収納率の増加が見込めないことなどの問題がございましたが、利便性の面から検討することとなっていた課題でございます。また、コロナ禍においては、時間と場所を問わずに公共料金の支払いができるサービスについて、社会ニーズはより一層高まり、喫緊の課題となりました。このような状況下で、システム改修等の費用が抑えられ、市民の手数料負担が少なくて済む決済のキャッシュレス化について検討してまいりました結果、スマートフォン決済の導入環境が整いましたので、令和３年度から実施するものでございます。

ファシリティマネジメント推進に関わる質問でありますけれども、令和３年度は、本年３月中に策定予定の公共施設等総合管理計画改訂版に基づき、公共建築物の長寿命化や再編といった将来的な方向性を示すための取り組みを行ってまいります。具体的には、施設所管課長を中心とした（仮称）ＦＭ推進会議を設置し、令和３年度から令和７年度までの第１次再編検討期間に検討すべき施設について、対象施設を評価・分析することで、総合評価、再編案の検討を行ってまいります。施設の評価・分析においては、ソフト・ハードの両面から検討を要するため、令和３年度は、三宅柳田小学校の３棟について、構造躯体劣化度調査を実施してまいりたいと思います。

人材育成の評価についてでありますが、私はかねてより申し上げておりますが、人は組織にとって最大の資産であります。人の育成が組織の将来を大きく左右するものと考えております。この認識の下、これまで人材育成実施計画を策定し、計画に取り組んでおります。一定の成果があったものと考えております。しかしながら、今般、緊張感を欠いたとも言うべき事務執行が続いたことから、いま一度立ち止まって、改めて人材育成について再検討するとともに、第三者委員会の答申をも踏まえた人材育成実施計画の見直しを行い、職員一人一人がより一層組織に必要不可欠な人材に成長できるよう、計画的な育成に努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　それでは、教育委員会所管分について、私よりご答弁申し上げます。

まず、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

本市の子ども・子育て支援事業計画では、子育てとともに子育ちを支援することを基本理念としております。この子育ち支援という言葉には、子どもは本来自分自身で成長しようとする力を持っており、その力をサポートし、成長を手助けするという意味がございます。ですから、子育て支援の対象者は保護者であるのに対して、子育ちの対象者は子どもそのものになります。本市では、子育て支援とともに、こうした子育ち支援という理念を持って、今後も地域の宝であります子どもを育んでまいります。

そのための一つの取り組みが、令和３年度から取り組みを始めたいと考えておりますとりかいこども園に設置する児童センターです。子どもたちが遊びや体験を通して仲間とつながり、子どもたちの世界が広がり、心身ともにたくましく豊かに育っていく、そのような子ども目線に立った子育ちを支援する施設として整備していきたいと考えております。

次に、ＩＣＴ機器の導入及び活用の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省のＧＩＧＡスクール構想を受けて、現在、全国の小・中学校で、令和２年度中に校内ネットワーク環境の構築や一人１台のタブレット端末を整備する計画が進められております。本市におきましては、年度当初より取り組みを始め、８月末には市内４校に１クラス分のタブレットを導入し、活用研究を始めました。その後、１２月末には全校の全児童・生徒に一人１台のタブレット端末の整備を完了しており、現在、授業での活用はもちろんのこと、多くの学校でタブレット端末を持ち帰り、家庭学習などでの活用も進められております。このような本市の取り組みは、先進的な取り組みとして高く評価していただき、府内の自治体や小・中学校から視察にお越しいただいております。

次に、小学校給食費の値上げに係る理由並びに中学校給食の全員喫食に向けての現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学校給食費についてですが、平成２６年度に改定を行って以降、７年間、給食費を据え置いており、その間、食材価格の上昇や配送費の高騰により、現行の給食費では栄養面を十分に満たした学校給食の提供が難しくなってきております。子どもたちの心身のバランスの取れた成長を考えますと、発育期であるこの時期に十分な

栄養を取ることは不可欠なことから、令和３年度より月額４００円の値上げを行うものでございます。ただし、保護者の負担につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済対策の一環といたしまして、令和３年度に限り、値上げ分を求めず、前年度と同様といたします。

次に、中学校給食の全員喫食に向けての現状についてでございますが、現在、中学校給食においては、喫食率の低迷や参入業者が１者のみであるなど、課題が山積しております。そのため、令和元年度に学校給食実施方式等の検討に係る調査を実施し、その調査結果を受けまして、総合教育会議や学校給食会など様々な場において議論を図り、このたび、教育委員会といたしまして、今後の中学校給食の在り方について、全員喫食を基本方針としたところでございます。この方針に基づき、今後、その実現性も含めて様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

鳥飼地域の学校の在り方についての現在の展望についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼地域におきましては、第五中学校区で児童数が減少しており、特に鳥飼東小学校においては、昨年度より全学年が単学級になっております。また、第二中学校区においても、鳥飼北小学校の児童数が減少する見込みであることから、今後につきましては、第二中学校区も含めた中長期的な在り方について検討したいと考えております。令和３年度につきましては、鳥飼地域の将来的な学校の在り方を考えるため、児童数等の調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　香川議員。

○香川良平議員　ご答弁ありがとうございます。

それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１の（１）コミュニティ施設の基本構想についてでございます。

１回目で、市長から味生地域のコミュニティ施設の基本構想についてご答弁をいただきました。２回目で、基本構想策定に至るこれまでの経過についてお聞かせいただければと思います。

次に、（２）シティプロモーションについてでございます。

ご答弁にありましたが、各部が業務の一環として取り組み、考えていくことは重要であると思います。新規事業をやっていくことも大切ではありますが、新たなことを生み出すだけではなく、今の事業をブラッシュアップすることも大切と考えます。既存事業を磨き上げて市の魅力向上につなげていく重要性について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、２の（１）鳥飼まちづくりグランドデザインについてでございます。

２回目に河川防災ステーションについてお聞きいたします。昨年の一般質問でも質問させていただきましたが、河川防災ステーションの場所をどこに持ってくるとしても用地買収が必要であります。そこには古くから住まわれている方もいらっしゃると思いますし、慣れ親しんだ場所から引っ越すのをためらう方もいらっしゃると思います。そういった方々に対して親切丁寧な対応が求められます。地元住民や地権者に対してどのように対応していくのか、考えをお聞かせください。

次に、（２）ＪＲ千里丘駅西地区の再開発についてでございます。

１回目で、市長から再開発に向けた意気込みをお聞かせいただきました。２回目で、担当部長から令和３年度の具体的な取り組みについてお聞かせいただければと思います。

次に、（３）阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

令和３年度は事業予算１３億円を計上していることから、この事業にかける本気度が伝わってきます。また、地権者との用地契約も進んでいるとのことであります。２回目で、具体的な数字についてと、令和３年度の具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、（４）阪急正雀駅前道路整備についてでございます。

１回目で市長から、残り区間の用地取得を一気に進めていくと大変心強いご答弁をいただきました。２回目で、令和３年度の具体的な取り組みをお聞かせいただければと思います。

次に、５番、７番、防災・防犯対策についてでございます。

２回目で、令和３年度の防災対策、防犯対策の具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、（６）消防・救急救助施策についてでございます。

現在、本市と吹田市で行っている消防指令業務共同運用の現状についてお聞かせください。また、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の５市による次期消防指令業務共同運用の準備が進んでいるようですが、５市共同運用の市民生活における効果や行財政面での効果について、併せてお聞かせください。

次に、３の（１）魅力ある公園についてでございます。

新幹線車両の内部公開事業は、新型コロナウイルス感染症による公開中止の再開後は、例年の３倍以上の方々が来園されたということです。改めて新幹線公園のポテンシャルの高さを認識いたしました。しかし、新幹線公園は、駐車場がないなど交通アクセスが弱いことが課題であります。今後、利用者の利便性向上の観点から整備が可能なのか、お伺いいたします。

次に、４の（１）新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

ワクチンの供給は、今後、５月をめどに本格化するとの報道がなされておりますが、コロナ禍の中、各医療機関との意思疎通、連携体制をどのように構築していくのか、お聞かせください。

次に、（２）子育て支援についてでございます。

子どもの放課後の居場所づくりというのは、共働きが当たり前になった昨今、どんどんふやしていかなければならないと考えます。子ども食堂等、民間ボランティアに担っていただいている部分も多く、今後はそういうところにも市も関係していく必要があります。官民連動で民間に手助けをするのが市の役割であると考えます。今後、積極的に各担当が状況を確認し、場合によっては補助金や人の手助けをしていくよう要望してこの質問は終わります。

次に、５の（１）学力向上の取り組みについてでございます。

ＩＣＴ機器は、本当にいろんな可能性、実用性を秘めております。本市においての今後の展望についてお聞かせください。

次に、（４）学校給食についてでございます。

中学校給食については、我が会派の三好俊範議員がこれまで何度も何度も実施の可

能性について質問してきました。市長、その他の議員も否定的な意見が多かったと記憶していますが、そんな中の方向転換は大いに評価いたします。今は様々な家庭事情があります。しかし、子どもは、学校にいれば皆平等でなければなりません。学校給食もその一つです。今後、この件について、議会、委員会への細かい報告と、早期実現に向けて動いていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、（６）これからの学校のあり方についてでございます。

鳥飼地域の今後について、具体的な検討をどう考えているのか、お聞かせください。

次に、（７）スポーツ施策についてでございます。

スポーツの重要性を認識されていることは理解いたしました。誰もが気軽に楽しめる機会の充実は必要不可欠であります。そこで、令和３年度における具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、６の（１）経営支援についてでございます。

令和３年度は、市内中小企業者が経営改善コンサルタントに相談できる駐在型のビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置するとのことであります。ビジネスサポートセンター設置に至った経過について、また、それに伴い、どのような効果があるのか、お聞かせください。

次に、（２）健都イノベーションパークへの企業誘致についてでございます。

吹田市は、今年の１月に１区画において進出企業が決定したとのことで、企業誘致が着実に進んでいるとのことですが、一方、我が摂津市は目に見える成果がないというのが現実であります。吹田市はできて、何で摂津市ができないのか、疑問に思うわけであります。とはいえ、企業誘致を前に進めていかなければなりません。令和３年度の企業誘致に向けた取り組みについてお聞かせください。

次に、７の（１）摂津市行政経営戦略についてでございます。

行政経営戦略の各分野の目標達成に向けた取り組みを行っていくには、その多くに財源が必要でございます。行政経営戦略を推進していく上での財政運営をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、（２）ＩＣＴの活用についてでございます。

令和２年度から本格導入されたＲＰＡについてですが、令和３年度においては対象業務を拡充するとのことであります。ＲＰＡの今後の展開について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、（３）行政手続きについてでございます。

令和３年度から導入されるスマートフォン決算についてであります。導入することによる効果をどのように考えておられるのか、他市の事例などあれば、併せてお答えください。

次に、（４）ファシリティマネジメントの推進についてでございます。

公共施設や道路などは老朽化が進行しており、今後、更新時期が集中することが予想され、市のみでの施設管理には限界があると思います。民間事業者の資源、技術、経験を活用することも検討していかなければならないと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、（５）人事施策についてでございます。

人材育成には効果的な異動配置が必要で

あると考えます。人事異動の考え方とテレワーク強化の考え方についてお聞かせください。

２回目は以上です。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午前１０時５５分　休憩）

（午前１１時　５分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続き再開します。

それでは、２回目の答弁をお願いします。生活環境部長。

○松方生活環境部長　基本構想策定の経過についてのご質問にお答えいたします。

令和元年８月２６日に、摂津市教育委員会会議から教育委員会に対しまして、「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について　～公民館の今後のあり方について～」の答申がなされ、その後、教育委員会におきまして、公民館の今後の在り方について、老朽化に伴う建て替え等の機会を捉え、多機能化、多目的化に資する新しい公共施設とする方針を定められました。

この方針を受けまして、今後のコミュニティ施設の在り方を検討するため、令和２年度にはコミュニティ施設に関する基礎調査を実施し、既存のコミュニティ施設の状況や市民ニーズの把握等に取り組んでおります。令和３年度は、コミュニティ施設に関する基礎調査を参考に、本市に求められるコミュニティ施設の方向性を定め、味生地域の活性化に向けたコミュニティ施設基本構想を策定してまいります。

次に、令和３年度におけるスポーツ振興の主な取り組み内容についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響により延期となりましたアスリートスポーツ教室を実施してまいりたいと考えております。具体的な内容といたしましては、「子ども」をキーワードとして、オリンピック・パラリンピック種目において、一流の選手等を招聘し、教室や体験会を実施することで、何事にも意欲的に取り組む姿勢を養い、健やかな心を育み、徳育につなげてまいります。そして、一流のアスリート等との触れ合いの中で、子どもたちに夢や目標を持つこと、そして努力することの大切さを伝えてまいりたいと考えております。

次に、ビジネスサポートセンターの設立経過のご質問に対してお答えいたします。

これまで、中小企業の経営支援としてコンサルタントの派遣を実施しておりますが、補助金の申請支援や具体性の高い販促支援が主な経営相談の内容でありました。新型コロナウイルス感染症の拡大など、事業者を取り巻く環境が大きく変化する中、様々な課題に寄り添い、変化に対応できる事業所となっていただくためには、伴走型の支援である継続的な経営相談が必要であると考えているところでございます。このような必要性から、経営コンサルタントを駐在させ、事業者に寄り添う形で、製品開発や業態転換など中長期の視点を踏まえた継続的な経営相談を実施していくことで、変化に対応できる事業者を育成してまいりたいと考えております。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　シティプロモーションについて、既存事業を磨き上げて市の魅力向上につなげる重要性についてのご質問にお答えいたします。

新規事業の展開だけでなく、既存事業を

再構築するなど、よりよい事業に磨き上げることは重要であると考えております。

令和２年度には、従前から実施しております都市計画課所管の都市景観パネル展と保健福祉課が所管する健康ウオーキングとを連携させて、市が指定するウオーキングコースを歩きながら、市内の魅力あるスポットの写真撮影を楽しみ、都市景観パネル展で募集したところ、多数の応募があり、既存事業をうまく組み合わせて相乗効果が図れた事例であると考えております。また、令和３年度に実施を予定しています広報課所管の大阪銘木イベントと生涯学習課所管の淀川わいわいガヤガヤ祭につきましても、一部企画を連携させて取り組んでまいります。

このように、部や課の垣根を越えて既存のイベントや事業をコラボレーションさせることにより、相乗効果が期待でき、これまでとは違うターゲット層の参加を呼び込める可能性もございます。また、既存事業を、行政だけでなく、様々な団体や企業、学生などと一緒に取り組むことも重要で、行政にはない発想が生まれ、新たな事業の広がりが期待されます。既存事業を漫然と実施するのではなく、各課がシティプロモーションの観点を持って既存事業の磨き上げができるよう、引き続き職員意識の向上を図ってまいります。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、河川防災ステーションにおける地元住民や地権者への対応についての質問にお答えいたします。

河川防災ステーションは、国の直轄事業でありますが、水害リスクの高い鳥飼地域にとって安全・安心に寄与する事業であることから、国と市が連携して進めていく必要があり、現在、河川防災ステーションの場所や規模、上部施設の内容等を協議・検討しているところであります。内容が固まり次第、議会への報告とともに、地域の方々への周知について検討してまいります。

また、地権者の方々につきましては、様々な事情があると考えており、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、人事施策で、効果的な異動配置とテレワークの強化についてのご質問にお答えいたします。

市役所の業務は、福祉、教育、税務など多岐にわたっており、人事異動による配置転換は自己成長のための非常に重要な要素となるものです。一方で、特定分野における深い知識や経験が必要となる部門があることも事実で、個人の特性や業務上の計画等も踏まえ、柔軟な人事異動を行うことが必要であると認識しています。

また、多様な働き方としてのテレワークについては、令和２年度から、コロナ禍における感染防止対策として試行導入を行い、年明けからは、業務効率の向上の観点も踏まえた新たなテレワークシステムの活用を開始しております。この取り組みを行う前提といたしましては、市民サービスに影響のない範囲で実施することとしており、部署によっては実施が難しい場合もございますが、実施しやすい環境の整備等、今後もできる限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　千里丘駅西地区市街地再開発事業の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

令和２年度は、事業協力者のノウハウを活用し、来訪者が滞在・交流するシンボルロードや屋上庭園といった本市の顔となる

駅前にふさわしい施設となるよう、その規模や機能について検討を進めてまいりました。また、こうした施設整備や土地の高度利用化により生み出される保留床の売却をはじめ、市場性を踏まえた資金計画とともに、このたびの事業計画を作成したところでございます。

今後、令和３年度当初の事業計画決定に向けて、縦覧などの手続を進めてまいります。事業計画の決定で晴れて事業着手となり、令和３年度は、駅前広場や建築物の実施設計とともに、関係権利者の住居や商業部分の配置、定住人口の増加につながる保留床の売却による事業の採算性を踏まえた配置計画を検討し、これらを定める権利変換計画の策定を進めてまいります。その際、特定建築者制度の活用により、保留床処分のリスク回避や、資金、人員、施工計画を考慮し、本市の事業の成立、採算性を確保するため、同制度を権利変換計画に位置付ける予定としております。併せまして、特定建築者の選定を行うための同選定委員会を附属機関として位置付け、募集要項や選定基準の策定を進めてまいります。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業の令和３年度の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまで、現地での用地測量に着手し、用地の境界確定に取り組んでまいりました。用地取得につきましては、仮線となる鉄道南側を中心に、現在３０件の契約締結に至っております。令和３年度につきましては、残る地図訂正を進め、全線において仮線南側の用地取得を精力的に進めてまいります。

また、仮設駅舎が南側に張り出す形で整備される予定であり、駅前ロータリーや周辺歩道の縮小が完成までの期間において続きますことから、駅前の安全で円滑な通行が確保されるよう、仮設駅前広場の実施設計を進めてまいりたいと考えております。

駅周辺の自転車駐車場につきましては、仮設工事に伴い移転する必要が生じるため、事業用地を活用しつつ、必要台数の確保に努めてまいります。

また、駅周辺におけるまちづくりにつきましては、高架になります駅舎下の空間と駅前北側、南側が一体となることにより、将来の改札口からの人の動線や交通対策、にぎわいの創出など、空間の一体的な利活用について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、阪急正雀駅前の道路整備の具体的な取り組みについてのご質問にお答えいたします。

用地取得の残りの区間には、１０件の建物、１３名の地権者がおられますが、その方々は１区画内に集約されており、同一時期での鑑定評価とすることが円滑な事業の推進になることから、一気に用地取得できるよう進めてまいります。そのため、来年度は、まずは建物等調査や不動産鑑定に着手いたします。

将来を見据えた駅周辺の交通対策につきましては、豊中岸部線（岸部南工区）が完成しますと、ＪＲ東海道本線や阪急京都線による地域分断が解消され、駅周辺の交通の流れが大きく変わることが見込まれます。また、同駅を交差する北行き一方通行の地下通路では、車、自転車、歩行者がふくそうしており、安全面での課題もあることから、地下通路の在り方も含めた駅周辺の交通対策について、改めて検討を進めてまいります。

続きまして、新幹線公園へのアクセスについてのご質問にお答えいたします。

同公園のアクセス方法は、電車によりますと、モノレール摂津駅もしくは南摂津駅からバスもしくは徒歩によるアクセスとなります。

一方、議員がご指摘の車によるアクセスは、最寄りに駐車場がなく、市役所に駐車いただいて、徒歩約１キロメートルのアクセスとなり、これは、小さいお子様連れのご家族のご利用が主となる公園のアクセスとしては改善が必要であると認識しております。しかし、周辺には民間も含め駐車場がなく、大阪中央環状線の側道には交通安全上の課題が多いこと、また、隣接事業者の敷地の協力を得ることも厳しい状況です。

これまでのアクセス向上に向けた取り組みといたしましては、新幹線公園までの案内表示を充実するとともに、令和２年３月から、モノレール駅でのレンタサイクル、シェアサイクルによる移動支援もスタートしております。また、今回、東海道新幹線鳥飼基地の前にありますバス停の名称を鶴野橋から新幹線公園前に変更する予定であり、アクセス利便性向上に努めているところです。

○森西正議長　総務部理事。

○辰巳総務部理事　令和３年度の具体的な防災・防犯対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、防災対策ですが、令和２年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、校区単位の自主防災訓練や出前講座などの一堂に会する行事が軒並み中止となり、市民の皆様、特に地域の自主防災組織の皆様との防災力向上に向けた連携が取れない年となってしまいました。令和３年度におきましても、コロナ禍での自粛を余儀なくされることも想定されますが、一方で、そのような状況下でも、災害はいつ発生するか分からず、情勢に合った連携を検討していく必要があると考えております。具体的には、感染症対策を徹底しつつ、少人数での訓練や研修会などの実施、ホームページやＳＮＳを活用した防災啓発資料等の提供など、知恵を絞った施策の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯対策ですが、本市では、平成２５年度から街頭防犯カメラの設置を開始し、現在、市内に１１０台が稼働している状況でございます。令和３年度には、このうち８０台を更新いたしますとともに、新たに２０台を増設し、合計１３０台とすることで、市民の皆様がより安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

カメラの台数につきましては、北摂地区における人口１，０００人当たりの設置台数は少ない状況ではありますが、設置場所の選定に当たりましては、警察と協議を行い、事故や事件の発生状況などを総合的に勘案して、最も効果的な地点に設置してまいりたいと考えております。

○森西正議長　消防長。

○明原消防長　消防指令業務共同運用についてのご質問にお答えいたします。

平成２８年から吹田市と共同で消防指令業務を開始し、現在、円滑、順調に事務執行をいたしております。消防指令センターで両市の災害状況や出動状況を一元管理することで、救急事案多発時や大規模災害発生時等における迅速な消防相互応援が確立されております。

次期消防指令システム更新に当たり、さらなるスケールメリットを生かした消防体制の充実強化を確立すべく、現在、５市による共同消防指令センターの整備に向けて

準備を進めております。

５市共同運用の効果といたしましては、高機能で高度なシステムを導入することにより、１１９番受信から出動までのより確実・迅速な部隊運用が可能となります。また、１１９番通報が集中した場合の受信能力、処理能力が向上し、共同消防指令センターで災害情報を一元管理することで、大規模災害等における迅速・的確な相互応援が期待でき、多様化、複雑化、甚大化する災害への的確な対応が可能となるものでございます。行財政面におきましても、スケールメリットを生かし、消防指令センター構築費等、各市が分担する経費の低減化が図れるとともに、人員配置が効率化できるものでございます。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　新型コロナウイルス感染症ワクチンに関するご質問にお答えいたします。

本市において計画しております方法は、現在、詳細を検討中ではございますが、病院や診療所において接種する個別接種と市の公共施設などで実施する集団接種を併用して実施してまいりたいと考えております。

個別接種につきましては、医療機関において、通常の診療時間内や診療時間外に時間を設定するなどして接種を実施いただくものでございます。この方法は、特に高齢者などが、かかりつけ医などの慣れた環境の中で安心して接種を受けていただけるという利点があるものと考えております。

集団接種につきましては、保健センターなどの公共施設等に臨時の接種会場を設けて実施するものでございます。会場内に複数のレーンを設けて同時進行で接種を実施いたしますことから、短時間に多くの方に接種していただける利点があるものと考えております。

ご協力いただける医療機関との連携体制の構築に当たりましては、本来でございましたら説明会や直接の協議が必要でございますが、感染対策を考慮し、現在、説明用のＤＶＤの作成を行い、医療機関に配布する準備を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、これらの計画には、医療従事者の皆様の協力と安定したワクチンの供給が必要不可欠であります。今後につきましても、医療機関との連携を密にするとともに、情報収集に努め、ワクチン接種を円滑に進めることができるように取り組んでまいります。

続きまして、企業誘致の今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークにおける企業誘致活動につきましては、これまで、市政の企画及び総合調整を担う政策推進課が中心となり取り組みを進めてまいりましたが、国立健康・栄養研究所の移転準備が本格化してきたことを踏まえ、健康・医療のまちづくりを、進出企業等と一体となり効果的に取り組みを進めるため、令和３年度より保健福祉部を中心に取り組みを進めることとしたものでございます。今後も、健都における取り組みを全庁的に進めていくことに変わりはございませんが、引き続き、庁内連携を密にしながら、健都のコンセプトにふさわしい企業の誘致に向け、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　学校でのＩＣＴ機器の活用の今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

ＩＣＴ機器の今後の活用につきまして

は、まず、デジタル教科書の活用が考えられます。デジタル教科書は、直接画面に自分の考えを書き込むことが可能で、その意見を基にペアやグループで対話的な学びを行うことができます。また、デジタル教材と併せて活用することにより、子どもたちに学習への興味や関心を高く持たせることができると考えております。

ただ、紙の教科書のよい点やデジタル教科書の課題の比較検証はこれからであり、令和３年度に行われます国のデジタル教科書実証研究に積極的に取り組み、デジタル教科書の可能性について探ってまいりたいと考えております。

さらに、令和３年度の大阪府ＩＣＴ教育モデル校のうち、１５校のうち２校が本市が指定をされました。府内で唯一、小学校、中学校ともに指定を受けたところでございます。これを機に、ＩＣＴ教育推進リーダー教員を、令和３年度は現在の４名からさらに倍増させ８名にしたいと考えております。また、指定されたモデル校の加配教員とともに、全教員のＩＣＴ機器活用能力の向上に取り組み、子どもたちの学力向上につなげてまいります。

また、現在、各学校は、既に学校だより等の情報発信やアンケートの実施、個人懇談の日程調整などにも活用しております。そのような活用事例等を集約し、全学校に広めることで、教員の業務改善を進め、子どもたちに関わる時間を生み出していきたいと考えております。

続きまして、鳥飼地区の今後についての具体的な検討についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度につきましては、現在の通学区域ごとの児童・生徒数の推移や、例えば、通学区域を変更した場合の児童・生徒数の推移、３５人以下学級を小・中学校ともに導入した際の学級数の推移などといった調査を行うとともに、保護者等に向けアンケート調査を行ってまいりたいと考えております。これらの調査結果を基礎資料といたしまして、今後の学校の在り方について検討したいと考えております。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　行政経営戦略を推進していく上での財政運営の考え方についてご答弁申し上げます。

行政経営戦略における各分野の目標達成に向けまして事業を推進していくためには、刻々と変化する社会経済情勢に適用した財政運営を行う必要があると考えております。

そのために必要な視点といたしましては、歳出面では、効率性、有効性を見定めたビルド・アンド・スクラップの実施、歳入面では、使用料・手数料等税外収入の適切な見直しや、後年度の負担を見定めた市債発行、さらには基金の活用であり、これらにより長期的に安定したバランスのある財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、財政の弾力性を示す指標といたしまして経常収支比率がございます。この比率につきましては、令和元年度決算におきましては９９．１％と、前年度に比べ、やや改善はしておりますが、大阪府内市町村平均と比べますとまだまだ高い水準に位置していることから、今後とも経常収支比率を下げていくことが必要と考えております。

これらの視点を持つことにより、市税収入の減少など、今後想定されます厳しい状況下におきましても、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、今後のＲＰＡの展開についてのご質問にお答え申し上げます。

ＲＰＡは、令和元年度に庁内でＲＰＡ等導入検討委員会を設置いたしまして、実証実験を行いまして、年間約５１４時間の削減効果が認められたため、令和２年度に住民基本台帳、税、国保等の基幹業務に対して導入いたしまして、当初想定していました業務のほかにも、福祉や子育ての分野でも運用を進めてきたところでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金の事務におきましても、ＲＰＡを活用し、迅速かつ正確に給付を行うことができたところでございます。

これらの効果を受けまして、令和３年度におきましては、基幹業務システムに加え、職員が一般事務を行う情報系ネットワーク環境においてもＲＰＡを導入してまいりたいと考えてございます。想定される業務といたしましては、一般的な資料作成のようなものや、税の申告処理のように多くの時間がかかっているものなど、これらを自動化することで約３００時間の削減が可能であると見込んでおります。

今後におきましても、対象業務を拡大し、また、研修やＯＪＴでＲＰＡを扱える職員を育成すること等によりまして、令和７年度には令和元年度と比較して合計１，０００時間を削減することを目標といたしております。

引き続きまして、スマートフォン決済導入の効果についてお答え申し上げます。

このスマートフォン決済の導入につきましては、公共料金の納付環境の整備・拡充といった観点から取り組んできたものでございます。

導入の効果といたしましては、納付場所に出向くことなく、時間にとらわれずに納付することができるという利便性の向上であると考えております。収納率という点からは、先にスマートフォン決済を導入されている他市において、このサービス導入によって飛躍的に収納率が向上したということが検証されているといった状況は見られません。ただし、このような納付方法の導入により、コロナ禍のような状況が続くことがあっても歳入の確保を図ることが可能になるという効果があると考えております。今後も、行政サービスの向上を図るため、公共料金の収納方法の多チャネル化、キャッシュレス決済への対応を進めていく必要があると考えております。

次に、民間事業者の資源、技術、経験を活用する考え方ということでございます。

近年、公共施設経営において、民間事業者の資源、技術、経験を最大限に生かしつつ、行政と適切な連携を図っていく事業手法として、ＰＰＰ、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップ、その中でもＰＦＩ、すなわちプライベート・ファイナンス・イニシアティブは有効であると考えております。ＰＰＰとは、民間事業者と業務連携し、実施することの概念を指しております。その中で、ＰＦＩはＰＰＰの一手法でございまして、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用いたしまして、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法でございます。

全国的に見ましても、民間事業者と連携した公共施設の再整備の取り組みが行われておりますが、ＰＦＩは、運営によって民間事業者が利益を出せることが前提のため、対象となる事業は限定的ではございます。また、民間事業者の倒産等による事業

継続性のリスクがあるなどのデメリットもございます。

今後、他市事例も参考にしながら、公共施設等総合管理計画改訂版で公共建築物の再編の考え方として示しております実施主体や管理運営主体の変更を検討する場面で有益な提案ができるよう、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○森西正議長　香川議員。

○香川良平議員　ご答弁ありがとうございます。

それでは、３回目に行かせていただきます。ほとんどが要望とさせていただきます。

１の（１）コミュニティ施設の基本構想についてでございます。

現在、市民ニーズの把握に取り組んでいただいているとのことでありますが、味生公民館をあまり利用されていない年齢層のニーズにも着目していただき、また、他市のコミュニティ施設なども参考にしていただき、地域の方のためになるコミュニティ施設にしていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、（２）シティプロモーションについてでございます。

今年度で博報堂から来られた参事の任期も終わります。民間からの目線で様々な広報の改革を進めてこられましたが、今後、そのノウハウを各部署で発展させていかなければなりません。先ほどの答弁でもありましたが、部や課の垣根を越えて既存のイベントや事業をコラボレーションさせるとおっしゃられましたが、まさしくそれこそが市の目指すべきところであり、民間では当たり前のことなのです。全庁が垣根なく全てのことに協力して取り組んでいくことで、シティプロモーション以外のことでもさらなる発展があると考えます。この辺りを考えていただき、実行していただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、２の（１）鳥飼まちづくりグランドデザインについてでございます。

今年度は、住民アンケートや地元懇談会等を実施して、市民ニーズをしっかりと把握していただいていると認識しております。鳥飼地域発展の指標となる鳥飼まちづくりグランドデザインをしっかりつくり上げていただくことを要望してこの質問を終わります。

次に、（２）ＪＲ千里丘駅西地区の再開発についてでございます。

令和３年度は、事業計画の認可を取得し、駅前広場や共同住宅の実施設計を行い、権利変換計画の策定を行うとのことですが、こういった取り組みをしっかり行っていただくようお願いし、この質問を終わります。

次に、（３）阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

ご答弁から用地契約が３０件、契約済みとのことであります。今後も用地交渉を進めていく上で様々な問題が生じてくると思います。市民の皆様に理解していただけるよう、親切丁寧な対応に努めていただくよう要望しましてこの質問も終わります。

次に、（４）阪急正雀駅前道路整備についてでございます。

残り区間には１３名の地権者がおられるとのことであります。こちらに関しましても、地権者の皆様方にご理解いただけるよう、親切丁寧な対応に努めていただくようお願い申し上げ質問を終わります。

次に、５番、７番、防災・防犯対策についてでございます。

防災に関しまして、今年度は、新型コロ

ナウイルス感染症の影響により自主防災訓練や出前講座などが軒並み中止となり、防災力向上の取り組みが行えていない状況であります。令和３年度は、感染症対策を徹底して、少人数での訓練や研修会の実施をするとのことでありますので、いつ起こるか分からない災害に対して、できることから取り組みを行っていただくようお願いいたします。

防犯に関しましては、北摂地域において防犯カメラの台数が一番少ない状況にあります。市民の安全・安心の観点から、街灯と併せてふやしていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、（６）消防・救急救助施策についてでございます。

５市による共同運用は、分担金の削減、人員配置の効率化が図れるということが分かりました。行財政面で大変効果のある共同消防指令センター整備に向けて、しっかりと取り組んでいただくよう要望いたしましてこの質問も終わります。

次に、３の（１）魅力ある公園についてでございます。

新幹線公園の魅力向上、利便性向上のために、今後どのような対策を行っていくのか、ご答弁お願いいたします。

次に、４の（１）新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

本市には大規模病院がなく、地域のお医者さん、医療従事者との連携が本当に大事になると考えます。本市の近隣には、吹田市、茨木市、大阪市など大きい市が多く、そこと比べられる状態には必ずなると想像がつきます。しっかりとした対応を行ってもらうよう要望してこの質問も終わります。

次に、５の（１）学力向上の取り組みについてでございます。

ＩＣＴ機器の活用について、教育長、ありがとうございます。１回目のご答弁であったように、本市の取り組みは先進的な部分も多く、設置において教育委員会の努力は大変評価するべきものと感じます。本当に長い時間をかけて、かつ迅速に対応してくれたと感謝申し上げます。

教育長の最後の答弁でもありましたが、今後、ＩＣＴ機器の扱い方が進歩すれば、教員の業務改善にも応用できるとのことですが、昨今、教職員を募集しても、昔のように倍率が高くありません。やはり激務という印象が大いにあると思います。そういった印象を変えるためにも、ＩＣＴ機器を使い、将来的に改善していってもらうよう要望してこの質問も終わります。

次に、（６）これからの学校のあり方についてでございます。

調査・研究をして学校の在り方を考えていくとのことでありますが、今まで小中一貫教育も検討されてきました。今後もその可能性は捨て切れないと考えていると思いますが、鳥飼地域は、今後、子どもが減っているからどうするかという対応ではなく、子どもをふやす動きを市は積極的にするべきだと考えます。消極的な考えでは、これからの少子化社会の波にのまれるだけであります。人をふやす施策をどんどん打ち、鳥飼地域の活性化をするよう要望いたしましてこの質問も終わります。

次に、（７）スポーツ施策についてでございます。

特に青少年に対しては、心身の健全な発達を促すとともに判断力、精神力を養う、さらに、仲間や指導者との交流を通じて青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育

む、青少年が夢を持てる場を創出することができるこの事業を継続して実施していただくよう要望してこの質問も終わります。

次に、６の（１）経営支援についてでございます。

ビジネスサポートセンター設立により経営コンサルタントに継続的な経営相談ができるというのは、中小企業の経営支援として非常に効果のあるものだと感じます。商工会としっかりと連携を取って進めていただきますよう要望いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが下がり、苦しい経営状況の事業者も数多くいらっしゃいます。そういった事業者へのさらなる支援についても検討をお願いし、この質問を終わります。

次に、（２）健都イノベーションパークへの企業誘致についてでございます。

健都のコンセプトに合った企業を誘致するのは、条件も厳しく難しいことであるというのは承知をしております。しかしながら、今の更地のままずっと置いておくわけにはいきません。令和３年度から担当部局が保健福祉部に変わるということですが、担当部局だけでなく、全庁的に取り組みを進めていただき、健都のコンセプトにふさわしい企業にアプローチしていけるよう、しっかりと取り組みを進めていただきますよう要望してこの質問も終わります。

次に、７の（１）摂津市行政経営戦略についてでございます。

今後、厳しい財政状況になると予想されますが、行政経営戦略の目標達成に向けて、適切な予算配分を行っていただくことをお願いし、この質問を終わります。

次に、（２）ＩＣＴの活用についてでございます。

今後において、ＲＰＡの対象業務を拡大していくとのことであります。業務の効率化が図れ、職員の働き方の見直しにもつながると思いますので、今後も積極的な活用をお願いし、この質問も終わります。

次に、（３）行政手続きについてでございます。

スマートフォン決済導入により収納率が向上したというのは他市の事例においてもないようでありますが、利用者の利便性向上が図れるというのは間違いありません。ご答弁からも収納チャネルの多様化を進めていく必要があるとおっしゃっておりますので、今後、クレジットカード決済についても一度検討していただくようお願いを申し上げ、この質問も終わります。

次に、（４）ファシリティマネジメントの推進についてでございます。

これからの時代、公共施設の整備、維持管理について、財政面から、また、変化する社会ニーズに対して今後どのように対応していくのか、将来を見据えた長期的な戦略策定と推進体制の構築を要望してこの質問も終わります。

次に、人事施策についてでございます。

職員の多様な働き方としてのテレワークを今後も積極的に活用できる環境整備の強化をお願い申し上げ、この質問も終わります。

以上で大阪維新の会を代表しての代表質問を終わります。ありがとうございます。

○森西正議長　それでは、１点、答弁をお願いします。建設部長。

○高尾建設部長　新幹線公園の今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

新幹線公園の魅力向上に向けましては、駐車場整備等のアクセス向上のほか、電気設備を含めたインフラ施設の整備も課題となります。令和２年度に庁内で実施しまし

たシティプロモーションの政策提案発表の場において、民間活力を導入した新幹線公園のにぎわい創出をテーマとした内容が大きく評価を受けたところであります。その後に行いました事業者へのヒアリングでは、にぎわいの創出にはインフラ設備の投資が必要であるとのご意見をいただいております。令和３年度には、ＪＲ貨物のご協力の下、電気設備の導入は可能となりますが、上下水道や上屋施設の建設には新幹線公園単体での採算性を考慮しますと厳しい状況でありますことから、民間資金活用の検討が不可欠であります。

今後の展開といたしましては、その他の主要な公園を含めた公園全体の検討において、他市で実施されているＰａｒｋ－ＰＦＩ制度や指定管理者制度といった民間活力の導入を視野に、スケールメリットを生かした維持管理となる枠組みの検討を深めてまいります。

○森西正議長　香川議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前１１時４５分　休憩）

（午後　０時４６分　再開）

○森西正議長　再開します。

次に、増永議員。（拍手）

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　それでは、日本共産党議員団を代表して代表質問を行います。

新型コロナウイルス感染症が広がり１年が経過しましたが、収束のめどはいまだ立っていません。コロナ危機は、医療崩壊など、私たちの社会の脆弱さを浮き彫りにしました。新自由主義、もうけ第一主義で、何でも自己責任の政治が問い直されています。菅政権は、ＧｏＴｏ事業に固執し、不要不急の土木工事や軍事費に巨額の予算をつぎ込むなど、深刻な感染拡大と暮らしの危機に応える姿勢がありません。しかし、最優先すべきことは国民の命と暮らしです。

日本共産党は、新しい日本をつくる五つの改革を提案しています。一つは、格差をただし、暮らし・家計応援第一の政治にすること、二つ目は、憲法を守り、立憲主義を取り戻すこと、三つ目は、言いなり外交をやめ、自主・自立の平和外交へ転換すること、四つ目は、地球規模の環境破壊を止め、自然と共生すること、五つ目は、ジェンダー平等実現、個人尊厳の政治を築くことです。自治体としても、コロナ危機を乗り越え、新しい社会の在り方を市民とともにつくっていく、その真価が問われるときです。市長の認識をお聞きします。

最初に、コロナ禍の下での市民生活の実態の認識と地方自治体の役割について、３点質問します。

一つは、新型コロナウイルス感染症対策の今後の方向と追加の支援策についてです。

日本共産党議員団として、これまで、市長と教育長へ６回にわたり、市独自の新型コロナウイルス感染症対策を要請してきました。本市は、大阪府内最初に、市内小規模事業所とひとり親世帯への激励給付金の支給をはじめ、様々な対策を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響はより深刻になっています。

全国では、雇用者数が１か月平均で、この間６６万人減少しています。東京商工リサーチによると、この１年間で休廃業や解散した企業数は、調査開始以来最高で５万社近くにもなったとのこと、２０２１年は、企業倒産が１万件以上、休廃業・解散

は５万３，０００件から５万５，０００件と、さらに増加する想定をしているとのことです。摂津市の緊急小口資金と総合支援資金、住居確保給付金の利用者は、それぞれ２月末で６９３件、６３７件、３１５件と、これも過去最高です。４月から年金額の０．１％の引き下げで高齢者の暮らしも厳しくなります。株価だけは急上昇し、日本の大富豪三十数人の資産合計額は、最近の１０か月で１２兆円から２２兆円へと激増し、格差は一層拡大しました。

こうした状況の下で、年間の所得金額２００万円以下が６５．６％を占める摂津市民の生活も一層深刻になっていると考えます。市民の暮らしと市内中小企業を支えるために、これまでの対策を検証し、追加の支援策を早急に講ずるべきだと考えます。市長の見解を求めます。

二つ目に、本市の財政状況の認識についてです。

国の第３次補正予算における地方創生臨時交付金の摂津市配分額２億３，５００万円や、市内小規模事業所激励金と大阪府休業要請支援金の市負担分の残高見込みを計算に入れると、現時点で摂津市の持ち出しは僅か２億１，５００万円となります。新年度の国の地方財政計画では、地方６団体等の要請を受け、地方消費税など７税目の減収補填債追加をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大による税収減を前提に、地方交付税の増額などを含め、地方財政は全体として確保されています。市民の暮らしと市内中小企業を支える立場で、大阪府内トップクラスの財政力を生かすべきだと考えます。市長の財政状況に対する認識をお聞きします。

三つ目に、自治体としての果たすべき役割についてです。

市長は、コロナ危機に際し、これからのまちづくりについて、プラス思考の発想で時代の変化に応じて取り組んでいくと述べられました。確かに、コロナ危機はこれまでの生活や価値観を一変させ、住民に新しい生活様式が求められています。しかし、重要なことは、住民の福祉の増進という地方自治体の役割を果たす立場から、コロナ危機の中であらわになった医療と公衆衛生、公共部門の脆弱性や社会保障の貧困を正していくことです。進行形の新型コロナウイルス感染症のみならず、今後予測される気候変動や災害から市民を守り、住民の福祉の向上という地方自治体の役割をいかに果たすのか、市長の見解を問います。

次に、くらしと営業を守るまちづくりについて、５点質問します。

一つは、中小企業支援についてです。

長引く不況、消費税増税と苦しい経営状態が続いていた中小企業へ、新型コロナウイルス感染症の広がりはさらなる追い打ちをかけ、全国でも倒産、廃業が相次いでいます。中小企業のまち摂津市として、現状の認識と今後の支援策をどう考えておられるのか、お聞きします。

二つ目に、いのちと健康を守る国民健康保険、つまり国保についてです。

コロナ禍で命と健康を守る国保の役割がさらに重要になってきています。国民皆保険制度の下支え、社会保障としての国保の役割について、認識をお聞きします。

三つ目に、高齢者・障害者支援についてです。

新型コロナウイルス感染症に対し、高いリスクを負う高齢者、障害者及びそのサポートをしている施設等の職員は、身体的、精神的に多大な負担を抱えています。事業所運営にも大きな影響が出ています。状況

についての認識をお尋ねします。

また、市政運営の基本方針で高齢者の移動支援に言及されました。我が党もかねてから要望し、高齢者の皆さんも待ち望んでいる施策です。実現に向けてのお考えをお聞きします。

第８期の介護保険料値上げについてもお聞かせください。

四つ目に、権利としての生活保護と貧困の問題についてです。

コロナ禍の下、職を失い、生活が成り立たない人がふえています。しかし、生活保護バッシング等の影響で、日本における生活保護の捕捉率は大変低い状態です。本来受けられる人も利用をためらい、自治体窓口での水際作戦等もあり、自殺、餓死する人も出ています。菅政権は自助・共助と国民に自己責任を求めますが、憲法第２５条は、その第１項で国民の生存権を保障し、第２項で国に生活保障の義務があることを明記しています。昨年６月の国会で、我が党の質問に対し、当時の安倍首相は、生活保護は権利、ためらわずに申請をと答弁しました。権利としての生活保護について、市長の認識を伺います。

五つ目に、上下水道料金についてです。

暮らしの困窮が広がっている下で、昨年７月から１０月分の水道基本料金減額を実施されたことに、多くの市民から歓迎の声が寄せられました。申請などが不要で、事業所なども含む全世帯に一律に行き渡る上、行政の事務的負担が給付金などと比べても簡易に行われるということもあって、多くの自治体で同様の取り組みが行われたものと考えられます。また、大阪市では、この１月から３月分の上下水道料金を、緊急事態宣言の影響で、時短や休業等、厳しい状況が続く飲食店等への特例減免といった制度を設けて引き下げる取り組みが行われています。こうした事例も参考に、摂津市でも再度の料金減額を実施してはと考えますが、いかがでしょうか。

次に、子育て支援と教育の充実について、５点質問します。

一つは、コロナ禍での子どもの貧困についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や生活苦は、とりわけ現役世代の非正規の労働者やフリーランス、ひとり親世帯を含む子育て世帯に色濃く現れていると言われます。市長は、市政運営の基本方針の冒頭に、将来を担う子どもたちに笑顔あふれる摂津市をしっかり引き継げるよう、未来への種をまき、夢あるまちづくりに全力で取り組むとおっしゃいましたが、子どもの貧困対策について、従来どおりではない踏み込んだ取り組みが待ったなしで求められると考えますが、現状認識と取り組みの方向性について、まず市長に伺います。

二つ目に、保育・学童保育における公的役割についてです。

新年度、公立の幼稚園が、隣接する鳥飼保育所と一体の幼保連携型認定こども園へ、子育て総合支援センターとべふこども園も、制度上、認定こども園へと移行することになり、来年にはせっつ幼稚園の民営こども園化が決まっています。学童保育についても、３校区の民間委託が実施され１年がたちました。公的役割を担う事業がどんどん民営化、民間委託化が進む中で、これまでにも繰り返し何度も公立施設の果たす役割が問われていると訴えてきましたが、教育委員会として、この役割について考えを伺います。

三つ目に、少人数学級の拡大についてで

す。

小学校の学級定数が約４０年ぶりに改善されるということで、保護者や関係者をはじめ多くの皆さんが喜んでおられるわけですが、来年度については何ら変更がないとのことです。５年かけて段階的にというのが国の方針ですが、子どもたちや学校現場の状況からすれば、一日も早く少人数学級の実施を拡大していくことが求められています。大阪府の動きと本市の取り組みについてお聞かせください。

また、お隣の高槻市が中学校の３５人学級を独自に取り組むというようにも先日報じられていましたが、中学校での少人数学級に向けた方向性についても市の考えを伺います。

四つ目に、児童数の増減と学校規模の課題についてです。

来年度の主要事業では、千里丘小学校の児童数増加に伴う校舎の増改築が挙げられています。これまでの千里丘新町のマンションの影響に加え、今後の千里丘駅西地区再開発事業の見込みから、具体的な児童数の増加をどのように考えておられるのか、加えて、少人数学級の導入についても踏まえた検討がなされているのか、お聞かせください。

五つ目に、全員喫食の中学校給食実現に向けた課題についてです。

教育委員会会議において、全員喫食の中学校給食実施へ踏み切ることが決まったと報告を受けて喜んでいるところですが、新年度の事業では給食センター方式による実現可能性を検討するとのことで、どうにもはっきりとしない記述になっています。改めて中学校給食の方向性について伺います。

次に、市民の安全を守り、環境を大切にするまちづくりについて、２点質問します。

一つは、市民の安全を守る災害・防災対策についてです。

地震、水害など、自然災害は毎年のように全国各地で発生しています。とりわけ、淀川、安威川など河川氾濫のリスクが高く、一たび災害が発生したら甚大な被害が予想される摂津市において、市民の命を守る防災対策は、日々検討し、その都度更新し、市民への周知を図るべきです。見解を問います。

二つ目に、環境破壊を止め、自然との共生を目指す取り組みについてです。

気候変動問題でも、感染症のパンデミックの問題でも、地球規模での環境破壊を止めることは、人類の生存にとって急務となっています。昨年１０月、政府は、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指す宣言を行いました。摂津市はこの課題にどのように取り組むのかをお聞きします。

次に、市民とともにつくる、市民主体のまちづくりについて、４点質問します。

一つは、ＪＲ千里丘駅西地区再開発についてです。

先日、総工事費２４１億円、国と摂津市の負担はそれぞれ約４０億円、保留床処分金が１６０億円等々を内容とする事業計画案が示されました。これから６月頃の予定の事業計画決定に向けて動いていくことになります。そして、この事業計画認可後は、３０日以内に再開発ビルに転入するか、地区外に転出するか、地元権利者は申し出なければなりません。また、申出期間終了後の翌日に、各権利者の資産を評価し、再開発ビル床の値段についても概算額が決定されることになります。３５階建て

タワーマンションを含めた施設計画も決定されるわけで、大事な１年となります。これまで、地元権利者の生活再建措置をはじめ、様々な提案を行ってきましたが、本事業に対する基本的な姿勢についてお聞きします。

二つ目に、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

現時点で総工事費４３７億円、本市の負担は６５億円という本事業は、約２００人の関係権利者に対する本格的な移転補償交渉が始まっています。千里丘三島線より東側でも、各権利者に対する土地、家屋の測量調査、補償額の提示なども行われる予定です。各権利者それぞれの将来生活に責任を負っているという自覚の下、対応することが必要です。その認識についてお聞きします。

三つ目に、鳥飼まちづくりグランドデザインと河川防災ステーションについて質問します。

来年度中に策定される鳥飼まちづくりグランドデザインは、人口減少スピードが速く、近い将来、住環境やコミュニティの衰退が危惧される鳥飼地域の課題を共有し、住み続けられるまちづくりへ将来像を描くものであると認識しています。それは、鳥飼地域に生活する住民や仕事に従事する労働者、事業者などの思いや意見が反映されなければなりません。グランドデザイン案の策定過程など、あらゆる機会において情報公開と住民参加を保障するべきです。また、策定委員会については、より多くの公募市民の参加、会議の開会はもちろんのこと、地域に入り、団体、個人の意見を可能な限り聴取、反映することが求められます。見解を問います。

四つ目に、コミュニティ施設基本構想についてお聞きします。

来年度、味生地域のコミュニティ施設基本構想を策定されようとしています。味生公民館の建て替えに際し、公民館を廃止し、コミュニティセンターに切り替えていくとのことです。既に別府公民館から切り替わった別府コミュニティセンターでは、大幅に引き上がった使用料により利用できなくなった方やサークルがあると聞きます。コミュニティ施設化に際して、公民館ではなくコミュニティ施設に変えることへの説明や、地元住民や利用者の意見聴取、反映の機会が必要だと考えますが、どのようにお考えですか。

最後に、憲法・平和・人権を大切にするまちづくりについて、４点質問します。

一つは、自分らしく生きられる、ジェンダー平等の社会を目指す取り組みについてです。

コロナ禍で、収入減少、失業、育児や介護の負担の増加、ＤＶ被害の増加など、生きづらさを感じる女性がふえています。女性の自殺者の増加も報道されます。認識を伺います。

来年度に策定予定の第４期男女共同参画基本計画についてもお聞きします。

二つ目に、平和を守り・広げる自治体の取り組みについてです。

２０１７年７月、国連で採択された核兵器禁止条約が、今年の１月２２日に国際条約として発効しました。現在、５４か国が批准、８６か国が署名しています。

本市は、これまで、平和首長会議の一員として、様々な課題に積極的に取り組むとともに、毎年行われる核兵器禁止大会に向けての平和行進団訪問時には、市長自身が歓迎の挨拶をされるなど、平和、核廃絶に対する姿勢には敬意を表するものです。核

兵器のない世界を実現するためには、今後１年以内に開催予定の締約国会議への参加や、条約の署名・批准国の一層の拡大が必要です。唯一の被爆国日本が一刻も早く批准することが求められています。ＩＣＡＮ、すなわち核兵器廃絶国際キャンペーンのベアトリス・フィン事務局長や与党幹部からも、締約国会議にオブザーバーとして日本が参加すべきと強く発言されていますか、市長の見解を問います。

三つ目に、憲法が保障するプライバシー権を守る自治体の在り方についてです。

本来、デジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものです。しかし、菅政権のデジタル改革は、科学技術を権力や財界の利益本位に利用する内容です。国民の多くは個人データの提供に不安を感じると答えています。ＥＵ、台湾、韓国などデジタル先進国では、プライバシーを守り、安全性やデータ保護を確実にする規制やルールの制定、監視・監督機関の設置が進んでいますが、菅首相は所信表明演説でデジタル改革に熱弁を振るうのに、プライバシー保護には一言も触れない始末です。憲法が保障するプライバシー権をどう守るのか、自治体としても在り方が問われます。摂津市はデジタル化をどのように進められるのか、お尋ねします。

また、市の業務のデジタル化で、置き去りにする市民をつくらず、一人一人にしっかりと対応する体制を堅持していけるのかもお答えください。

市長は、市政運営の基本方針で、インターネットなどのデジタル技術は、距離や時間の制約を克服しますが、人とのつながりを築き上げるという意味では限定的な道具にすぎませんと言われました。デジタル化の推進が市民と職員のコミュニケーションをなくし、市民の声を聞かない、市民の姿を見ない行政運営とならないよう求めておきます。

四つ目に、市民に奉仕する公務員としての誇りを感じ、いきいきと仕事ができる職員体制についてです。

コロナ禍の下で、改めて公的役割が問われており、本市も含め全国で進んでいる職員削減、公務のアウトソーシング化の見直しが重要な視点だと考えます。いかにして働きがいを感じる職場環境をつくっていくのか、議論を行うことが大事ではないでしょうか。ご承知のように、職員は採用時に、日本国憲法を尊重し、かつ擁護し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと宣言して公務員としての仕事を開始します。本市の状況としても、こうした立場で仕事ができているかといえば、そうではないと言わざるを得ない出来事も多発しています。度重なるミスや不祥事、これ以上削減されたらまともに仕事ができないとの悲鳴の声も届いています。今の職場環境でいいのか、新型コロナウイルス感染症や災害時の対応でも、原点に立ち戻って全庁的な議論を行うべきだと考えますが、この認識についてお聞きします。

以上で１回目の質問を終わります。

○森西正議長　答弁をお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、日本共産党議員団を代表されての増永議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍における市民生活の現状認識と今後の対策等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、人と人の間に距離を保ち、一つの空間にたくさんの人が集まれない状況が続くな

ど、日常生活を含む様々な活動に大きな影響を与えています。また、コロナ禍では企業活動にも様々な影響を与えており、これまで中小企業や小規模事業所に関わる支援を実施してまいりましたものの、ワクチン接種の普及や地域経済の回復が本格化するまでは、新型コロナウイルス感染症の動向に引き続き注視していく必要がございます。

今後は、ウィズコロナの状況下において、いかに各分野の感染症対策と地域経済の循環に向けた支援を進めていくかが重要となってまいりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、刻々と変化する状況を的確に捉え、柔軟な発想を持って、その時々に応じた施策、事業を講じてまいります。

本市の財政状況の認識についてでありますが、令和元年度では、景気の穏やかな回復傾向により市税収入が増加するなど、一定改善の兆しが見えつつありましたが、ご承知のとおり、令和元年度終盤に発生しました新型コロナウイルス感染症の拡大により状況は一変しております。市税収入の減少は避けられず、歳入に与える影響は単年度のみにとどまらないものと想定いたしておりますことから、当面は厳しい財政状況が続くと考えております。

しかしながら、このようなときであるからこそ、引き続き弱者の視点を大切にした市政運営を行うことが必要であるとも考えております。振り返りますと、リーマンショック時には、市民生活をしっかりと見据えた上で様々な施策を展開してまいりました。今回のコロナ禍においても、国民健康保険料の一人当たり平均保険料を同水準に据え置くなど、市民生活の実態を見据えた上での施策を講じております。大変厳しい状況下ではありますが、知恵を絞り、工夫を重ねることにより活路を切り開いてまいります。

地方自治体としての役割についての質問でありますが、近年では、人口減少の進展、地球温暖化による気候変動、局地的な大雨や大地震による災害など、地方自治体を取り巻く課題は多岐にわたっております。そのような中、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、これまでの価値観や日常生活を一変させ、医療、教育、災害対策等の各行政分野における事業の実施手法などに新たな変化が求められてきております。このような変化に対応していくには、効果の薄くなった既存事業を今必要となる事業へと転換していくことや、分野間の連携を強化した事業展開など、これまでの取り組みを絶えず見直し、新たな価値を生み出していかなければなりません。これからは、ビルド・アンド・スクラップの考えの下、新たに必要となる施策、事業を展開していくプラス思考の発想を持って時代の変化に応じた取り組みを進めてまいりたいと思います。

中小企業支援についてでありますが、コロナ禍での中小企業の置かれている現状認識でございますが、政府は、国の経済の基本判断を、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られる、一方で、先行きについては、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとしております。本市は産業のまちであり、国の経済動向に大きく影響を受けます。業種や受注によって持ち直している事業者もございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、移動や行動の制

限による人々の生活様式、購買方法の激変が、下請や資金力が弱い中小企業には厳しい状況にあると認識をいたしております。本市の４，０００を超える事業者の多くは中小企業でございます。今後も、国や府と連携して、中小企業・小規模事業者をしっかりと支援していきたいと思います。

コロナ禍における国民健康保険の役割についてでありますが、国民健康保険制度は、被用者保険に加入する者などを除く全ての方を被保険者とする公的医療制度であり、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っているものと認識をいたしております。しかしながら、国民健康保険制度の現状は、高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに、一人当たり医療費の増大など構造的な課題を抱える中で、さらには、議員がご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、改めて国民健康保険制度の在り方が問われているところであります。今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対しては、本市としましては、令和３年度における一人当たり平均保険料の据え置きにより、さらなる被保険者の負担軽減を実施し、国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築を目指しているところでございます。

コロナ禍における高齢者や障害者についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護保険や障害福祉サービスの利用自粛など、高齢の方や障害をお持ちの方の日常生活にも大きな影響が及んでいることと認識しております。また、両者をサポートする施設におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策や利用の自粛により厳しい運営を強いられていることと思料いたします。令和２年度は、施設従事者への応援給付金や障害福祉事業所への支援金など、タイムリーに対策を講じてまいりましたが、今後も弱者の視点を大切に対応してまいります。

高齢者の移動支援につきましても、弱者の視点を忘れずに、高齢福祉サービスの優先順位をつけながら、よい仕組みができるよう引き続き研究してまいります。

第８期の介護保険料の改定につきましては、後期高齢者の増加が見込まれるため、保険料を改正させていただきますが、介護保険給付費準備基金のほかのほぼ全額を取り崩し、保険料の軽減に活用する予定であります。今後も、介護予防や認知症予防を重点的に行うことで将来の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

権利としての生活保護と貧困の問題でありますが、生活保護制度が憲法第２５条に定められた国民の基本的人権の一つである生存権を保障するための制度であることに議論の余地はないと思います。長引くコロナ禍において、失業などにより生活に困窮する方々が増加している状況にあっては、最後のセーフティネットである生活保護制度が担う役割は今後ますます大きくなると思います。生活保護制度は法定受託事務であることから、法や制度の枠内ではございますが、制度の運用に弾力性を持たせると同時に、これからも弱者の心情に寄り添った温かい支援を続けてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策と水道料金等の問題についてでありますが、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間の長期化による水道使用量の増加に対する家庭の経済負担の軽減及び売り上げ減少により事業継続が難しい事業所等の経済活動を支援するため、令和２年７月分から１０月分の上水道料金の基本料金

を５０％減額し、緊急の経済支援策として一定の効果があったものと考えます。しかしながら、当時から社会情勢も変化しております。現状において、実施する支援策として上水道料金の減額は考えてはおりませんが、今後については、先ほど申し上げた考え方を基本に、市全体としてウィズコロナへの対応を図ってまいりたいと思います。

次に、コロナ禍での子どもの貧困についての質問でありますけれども、国連児童基金、いわゆるユニセフが、新型コロナウイルス感染症の流行による子どもへの経済的影響に関する分析結果をまとめ、今後５年間は子どもの貧困が先進国でも増加し、コロナ禍前よりも厳しい状況が続くと予測されております。

本市におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の悪化、在宅勤務、学校の長期休業など、新型コロナウイルス感染症が子どもたちや家族を取り巻く環境に与えた影響は大きいと認識をいたしております。貧困の要因は様々でございますが、子どもの貧困対策は教育部門と福祉部門の連携が重要だと言われており、本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化いたしましたが、さらに連携を深め、子どもの貧困対策を全庁横断的に取り組んでまいりたいと思います。

市民の安全を守る災害・防災対策についての質問でございますが、本市では、大阪北部地震の経験を踏まえ、防災対策の実効性を一層高めるため、令和元年度末に摂津市地域防災計画の改訂を行いました。一方で、昨今、地球温暖化等の影響と考えられる記録的な大雨により、河川の氾濫などの水害が全国各地で多発しています。本市は、市域に六つの一級河川が流れており、安威川や淀川が氾濫した場合には甚大な被害が想定され、しっかりとした備えが必要でございます。

そのような中、コロナ禍における感染症対策を踏まえた水害時の避難の在り方として、昨年６月に摂津市オリジナルセパレート避難メソッドを提唱したところであります。市内の避難所にこだわらない市域外への分散避難について啓発してまいりました。この分散避難の具体的な考え方などを令和３年度には地域防災計画に反映するとともに、市民の皆様にも十分ご理解いただけるよう働きかけてまいります。

脱炭素社会の実現と自然との共生に関する質問でございますが、昨年１０月、菅総理大臣は、国会での所信表明演説で、２０５０年脱炭素社会の実現を目指すと宣言され、１１月には国会で気候非常事態宣言決議が採択されました。脱炭素社会の実現には、２０５０年にどのような社会を構築するのかという私たちの社会の在り方を根本的に考えることが必要となります。また、社会が直面しているコロナ禍は、人々の暮らしに多大な影響をもたらし、社会経済システム、ライフスタイル、そして価値観にも大きな変革をもたらしております。持続可能な社会への移行に向けて再設計することは大切であり、環境省が進めている気候変動やその他の環境課題への対策を含め、自然との共生を目指す取り組みについても大切であると認識をいたしております。

千里丘駅西地区市街地再開発事業についてでありますが、令和２年度の取り組みといたしまして、昨年８月に選定いたしました事業協力者のノウハウを活用し、市場の動向や採算性を踏まえました事業計画を作成したところでございます。その際、西地区周辺や東地区の商業施設と共存・繁栄で

きるよう、商業・業務の施設規模について考慮いたしました。今後、関係権利者のご意見を伺う事業計画の縦覧といった手続を進め、令和３年度当初に事業計画を決定する予定でございます。また、関係権利者の方々へは、国の定める基準に基づく適正な資産評価や権利変換などについて、引き続き丁寧に対応し、ご理解いただけるよう進めてまいりたいと思います。

阪急京都線連続立体交差事業についてでありますが、本事業は、平成３０年度の事業開始以降、権利者の方々のご協力の下、用地契約をいただけるようになり、目に見える形で事業が進捗してまいりました。用地交渉においては、権利者の生活再建や子育て世代の通学に関するものなど、庁内所管課で連携を図り、丁寧な対応に努めているところでございます。今後、早期の完成を目指し、権利者の方々にご協力いただけるよう、丁寧にご説明させていただきながら用地取得を鋭意進めてまいります。

鳥飼まちづくりグランドデザインについての質問でありますが、グランドデザイン策定に向けた取り組みにつきましては、昨年、広報誌にて特集を組み、広く周知を行うとともに、これまで、住民アンケートの実施に加え、地元懇談会、事業所や、子育て支援、地域の活性化に取り組んでいるＮＰＯへのヒアリング、鳥飼保育所親子ひろばの参加者からご意見等を聞かせていただいております。

令和３年度に新たに設置いたします鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会につきましては、公募による委員も参加いただき、会議は原則公開とする予定でございます。また、必要に応じて住民の皆様のご意見をいただく機会について、本策定委員会との整合に留意しつつ検討してまいりたいと考えております。併せて、グランドデザインの策定前におきましては、パブリックコメントを実施し、住民の皆様に広くご意見をいただく機会を設ける予定でございます。

コミュニティ施設整備に係る地元の意見聴取についてのご質問でありますが、公共施設の整備に際しましては、まず、地元住民の方々の声をお聞きしながら整備していくべきだと考えております。現在、コミュニティ施設に関する基礎調査を実施しているところでございますが、別府地域、味生地域の自治会、町会をはじめとした各種団体や、施設を利用されている方々にアンケートのご協力をいただきながら進めております。コミュニティ施設の基本構想策定につきましては、今後の味生地域の活性化に向け、コミュニティ施設を整備するもので、特に地元の方々の意見をお聞きすることは重要だと考えております。さらに幅広い方々の声をお聞きできる方策を検討していきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、私たちの社会活動や日常生活は極めて甚大な影響を受けております。特に女性への影響が深刻でございます。失業問題をはじめ、家事、育児や介護の負担増、さらにはＤＶ被害などの増加や深刻化が懸念されております。議員がご指摘のとおり、自ら命を絶つ女性が急増していることは認識をいたしております。

性別によってその役割を固定的に考えてしまう役割分担意識であるジェンダーは、個性を重んじることなく、お互いの行動を制約し、多様な生き方の選択を狭めてしまうおそれがあります。男女共同参画社会は、男女が性別による差別を受けずに個人として能力を発揮する機会を確保できる社

会です。令和３年度に策定いたします第４期男女共同参画計画におきまして、性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別を解消するまちを実現していく計画となるよう、男女共同参画推進審議会で検討を進めてまいります。

平和を守り・広げる自治体の取り組みについてでありますが、核兵器廃絶への第一歩となる核兵器禁止条約が令和３年１月２２日に発効されました。本市では、昭和５８年に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を制定し、平成２１年７月には、平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてまいりました。こうした活動が実を結び、核兵器禁止条約の採択、発効につながったものと信じております。

しかし、条約が発効したからといって、直ちに核兵器の廃絶が実現するわけではありません。唯一の戦争による被爆国であり、核兵器の恐怖を知る日本が不参加の立場を取ったことは、本市として大変残念なことであると考えております。平和首長会議では、既に一刻も早く核兵器禁止条約の締約国になっていただくよう強く要請するとともに、核兵器禁止条約の締約国会議にまずはオブザーバーとして参加いただき、核保有国と非核保有国の橋渡し役として核軍縮にリーダーシップを発揮されるよう要請しており、継続して要請されるよう働きかけていきたいと思います。

国のデジタル化推進に関しての取り組みでございますが、国においては、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定し、全ての自治体がデジタル社会の構築に向けた取り組みを着実に進めていくこととしております。この基本方針には、デジタルを活用することにより、一人一人のニーズに合ったサービスが選択でき、多様な幸せが実現できる社会が掲げられております。本市におきましても、この基本方針に沿って、市民ニーズに応えるため、計画の重点取り組み事項である行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進等について、積極的な取り組みを進めてまいります。

また、国が、令和４年度末を目途に、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定されている子育て、介護などの３１手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするとしていることから、その目標達成に向けて、関係部署が一丸となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

職員数の削減と不祥事についての質問でございますが、税という限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果をもたらすべく、様々な行政サービスを提供するためには、全てを正規職員が、また、全てを公が担うことは難しくなっているのが現状です。業務委託など民間活力の導入を行っていくとともに、様々な立場で行政経営に関わる職員一人一人が、市民のため、十分に能力を発揮することが重要であると考えております。

また、不祥事のお問いでございますが、発生した要因や背景についての調査、審議を第三者委員会において行っていただいております。答申を踏まえた対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　それでは、教育委員会所管

分についてご答弁申し上げます。

まず、保育・学童保育における公的役割についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児の保育や学童保育は、どちらも、子どもたちに家庭に代わる毎日の生活の場を提供することで、保護者の仕事と子育ての両立を支え、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的としております。

近年では、共働き世帯の増加や女性の働き方などの変化により、保育に係るニーズが増加し続けております。このような社会を支える保育の公的な役割としましては、必要な方に保育を提供できる環境を整えることであると考えております。それは、言うまでもなく保育の受け皿と担い手の確保であります。また、保育の質についても担保し、高めていくことが求められると考えております。今後も、保護者の方が安心して保育を利用できるよう、民間事業所とも連携しながら本市全体の保育環境を整えてまいります。

次に、大阪府における少人数学級編制の今後の拡大状況についてのご質問にお答えいたします。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、令和２年度まで公立小学校１年生は３５人、２年生以上は４０人で学級が編制されてまいりました。現在、文部科学省より関連法案が国会に提出されており、本法律が成立しますと、令和３年度より２年生で、以降、毎年対象学年が１学年ずつ拡大され、令和７年度には小学校の全ての学年で３５人以下学級での編制が実現するとされております。

ただし、大阪府におきましては、国の加配を活用しまして、既に２年生で３５人以下での学級編制が実現されておりますので、令和３年度につきましてはこれまでと変わりなく、令和４年度以降、順次３年生から３５人以下での学級編制が実現してまいります。

中学校での少人数学級編制につきましては、報道等によりますと国でも検討されているようですが、教育委員会といたしましても、引き続き、都市教育長協議会等を通じまして、中学校の少人数学級編制の実現に向けて要望を続けてまいります。

次に、千里丘小学校における児童数増加の見込みと３５人以下学級の導入を踏まえた対応についてのご質問にお答えいたします。

令和３年２月１日時点での千里丘小学校の児童数は３３７名であり、本年度の調査結果では、住民基本台帳上での令和８年度の児童数は６４２名、予想されるピーク時の令和１２年度には最大で９３９人程度になるものと見込んでおります。一方、３５人以下学級が６年生まで実施される令和７年度以降の必要教室数は、３５人以下学級の導入を前提として計算いたしております。

最後に、中学校給食の方向性についてでございます。

平成２７年度に導入いたしました中学校給食におきまして、現在、デリバリー選択制方式を取っておりますが、１食当たりにかかる単価が高いというコストの問題や、喫食数が安定しない選択制デリバリー方式への参入業者がほとんど存在しないという問題がございます。

一方で、令和元年度に学校給食実施方式等の検討に係る調査を実施し、本市にとって最適な学校給食実施方式の検討を行った結果といたしましては、全員喫食とする場合は給食センター方式が望ましいという報

告を受けております。また、これまで、校長会、教頭会、ＰＴＡ、給食調理員、栄養教諭等の代表者から成る学校給食会や総合教育会議の中でも議論を行い、次なる中学校給食の在り方は全員喫食が望ましいとの意見をいただきました。これらのことから、今後の中学校給食においては、全ての市立中学校において、生徒全員に栄養バランスの取れた給食を提供することが可能な全員喫食の実施について、様々な検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午後１時４０分　休憩）

（午後１時５０分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続き再開します。

２回目の質問から、増永議員。

○増永和起議員　それでは、２回目の質問を行います。

最初に、コロナ禍における市民生活の認識と自治体について。

一つ目の新型コロナウイルス感染症対策、二つ目の財政問題、三つ目の自治体の役割について、まとめて要望します。

コロナ禍の下、公衆衛生を含め、公共部門の脆弱性が浮き彫りになりました。自治体としての役割をいかに果たしていくのかという視点が改めて問われています。

答弁でリーマンショック時のお話が出ましたが、その当時と今日の財政状況とを比較しても、リーマンショック時は、翌年度市税収入で１３億６，０００万円減との予算組みをしていました。しかし、今回は、来年度当初予算の税収は４億７，０００万円しか減らしていません。一定の財源は確保できているし、国の地方財政計画では、コロナ禍での税収減等について、交付税等の増加で地方財政は確保しているということも紹介しました。新型コロナウイルス感染症対策に対する本市の持ち出しは僅か２億１，５００万円です。本市の財政力からして、もっと追加の新型コロナウイルス感染症対策を行うことが可能ではないでしょうか。日本共産党は、この間、６回にわたり申し入れを行ってきましたが、これからのワクチン接種だけに頼らない対応として、ＰＣＲ検査体制の整備の問題、市内中小企業への支援策、各種公共料金の引き下げ、学生に対する学業継続・生活支援策等々です。市は、この間の独自対策を検証し、我が党の提案している内容も含めた新たな支援策を早急にまとめるべきだということを要望しておきます。

次に、くらしと営業を守るまちづくりに関わる５点についてです。

一つ目の中小企業支援についてです。

本市の４，０００を超える事業所の多くが中小企業であり、厳しい状況に置かれている、しっかりと支援していくともおっしゃいました。具体的な支援策をお聞きします。今回の当初予算で、中小企業支援はあまりに少ないのではないでしょうか。その点についてもお答えください。

二つ目に、国保についてです。

国保が国民皆保険制度の中核との認識をご答弁いただきました。命を救うべき国保の保険料が高過ぎて、医療費を削って払っているという実態もあります。今回、値上げしなかったことは一定評価しますが、大阪府が示す一人当たり保険料は昨年より引き下がっています。保険料据え置きではなく、値下げができたのではないでしょう

か。摂津市の独自減免制度の活用についてもご答弁ください。

三つ目に、高齢者・障害者支援についてです。

クラスター発生を予防する対策として、現在、入所施設では、無症状の人も含め、定期的なＰＣＲ検査が行われていると聞きますが、通所サービスや訪問サービスでもそのような検査が必要ではないでしょうか。お答えください。

コロナ禍の下、また、年金が減額される下で、介護保険料値上げは大きな負担です。保険料減免制度を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として一般会計での高齢者支援ができないかについてもお聞きします。

移動支援については、早期の実現を要望しておきます。

四つ目に、権利としての生活保護と貧困の問題についてです。

生活保護が憲法に保障された国民の権利であることを市長に明言していただきました。しかし、保護の申請をためらわせる要因の一つに扶養照会という制度があります。この扶養照会も、先日の国会で厚生労働大臣から義務ではないということが答弁されました。摂津市の見解を伺います。

五つ目に、上下水道料金についてです。

料金の減額は考えていないとのご答弁でしたが、北摂一高い摂津市の上下水道料金、ぜひ再度の減額を検討していただくよう要望します。

また、一昨年前に出された上下水道ビジョンと経営戦略の中で、２０２３年度に２５％の水道料金の引き上げが示唆されています。市民の暮らしの実態を考えれば、２年後の値上げなんてとんでもないことです。今のうちからそうならないための検討が必要と考えますが、これまでの実績と今後の見通しについてお答えください。

次に、子育て支援と教育の充実の５点についてです。

一つ目のコロナ禍での子どもの貧困についてです。

昨年１１月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査という取り組みを行ったところ、直近１か月間に必要な食料が買えないことがあったとの答えが３６％にも上ったそうです。２０１８年の厚生労働省調査による子どもの貧困率は１３．５％、中でも、ひとり親世帯は４８．１％でした。コロナ禍の今、当時と比べても、さらに追い打ちをかける深刻な状態が広がっていることは間違いありません。具体的な状況把握と対策が必要と考えますが、本市の取り組みについて教育長に伺います。

二つ目に、保育・学童保育における公的役割についてです。

コロナ禍で失業や収入減少に苦しむ、いわゆる子育て困窮世帯がふえているわけですが、例えば、親に対する支援が必要なケースなどを積極的に公立の保育所で入所調整するといったことも含めて、公立施設がイニシアチブを取って保育内容や質の向上に努めているといったこともあるのではないでしょうか。働く職員の処遇改善の底上げも含めて、公が役割を果たしていくことが求められています。保育所の待機児童問題と職員確保の課題、学童保育についても今後の課題を伺います。ご答弁ください。

三つ目に、少人数学級の拡大についてです。

大阪府では、これまで、小学２年生について３５人学級としてきましたが、この独

自の上乗せを来年度はなくしてしまうとのことです。継続すれば、国が言う５年かけての計画よりも前倒しで全学年での３５人学級が実現できるわけですから、そうした方向も大阪府に求めていただきたいと思います。全国では１５の道県が独自の拡充を行っていくようです。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校での密集・密接回避や不安を抱える子ども一人一人へのきめ細かな支援が求められる中ですので、早期実現を要望します。

四つ目に、児童数の増減と学校規模の課題についてです。

千里丘小学校の児童数増加のピークは、およそ１０年後で今よりも６００人ふえる見込みということです。少人数学級の拡大に学童保育のニーズも加えると、校舎の増改築でどうにかなるとはなかなか考えにくいと思います。また、こうした人口増の原因は、吹田操車場跡地のまちづくりと今後のＪＲ千里丘駅西地区再開発の影響によるものですから、対症療法的な策も必要ですが、同時に大きな枠組みで考える場も必要ではないかと思います。鳥飼地域の児童数減少に伴う通学区域や将来的な学校の在り方の検討を来年度に行うとされていますが、千里丘地域についても、タワーマンションの戸数など住宅開発の見直しがされないなら、通学区を含めた学校の在り方について、市民的な議論も必要になってくると指摘しておきます。

五つ目に、全員喫食の中学校給食実現に向けた課題についてです。

前年度の委託調査の結果で、センター方式が望ましいといった報告は、給食センターなら実現可能ということではないのでしょうか。文教上下水道常任委員協議会で５年もかけて準備するスケジュールが示されていますが、こんなにも時間を要するものなのかも疑問です。実現可能性についての検討とは具体的にどういうことか、今課題になっていることについて伺います。

次に、市民の安全を守り、環境を大切にするまちづくりの２点についてです。

一つ目の市民の安全を守る災害・防災対策についてです。

市域外への分散避難ＳＯＳメソッドを提唱されましたが、市民から困惑の声が上がっています。市域外の安全なところへと言われても、具体的にどこへどのように避難していいのか分からない、親戚がいない、交通手段がないなど、避難に支援が必要な人ほどこうした困難があります。地域でハザードマップを作成し、地域で声を掛け合い避難所へ逃げる、または垂直避難をするという従来の避難と併せて、市民への丁寧な説明や啓発、また、訓練が必要です。どのようにお考えか、答弁を求めます。

二つ目に、環境破壊を止め、自然と共生を目指す取り組みについてです。

摂津市は、地球温暖化対策地域計画の策定を来年度に予定しておられますが、待ったなしの地球的規模の気候危機に、どのような計画とされるのか、お伺いします。

また、発がん性が指摘されるフッ素化合物、いわゆるＰＦＯＡがダイキン工業近くの井戸や水路で全国で最も高い濃度で検出された問題についても聞きます。井戸のある農地の土壌からも、そこで作られている作物からも、農地の所有者の血液からも高濃度の値が検出されています。ダイキン工業や大阪府は新たな取り組みを開始するようですが、どのようなものなのか、摂津市はどのように関わっていくのか教えてください。

次に、市民とともにつくる、市民主体の

まちづくりの４点についてです。

一つ目のＪＲ千里丘駅西地区再開発についてです。

これまで我が党が指摘してきた問題について、１、都市計画法第７４条の地元権利者の生活再建措置について、２、周辺商店との協議について、３、計画の妥当性及び市民への情報公開についての３点お聞きします。

二つ目に、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

権利者の生活が移転後も成り立つよう取り組んでいただくことを要望します。また、この地域には、保育や高齢介護、障害福祉の複合施設があります。施設利用者が今後も利用でき、事業所の運営が成り立つよう、市としても責任を持った対応を要望します。

三つ目に、鳥飼まちづくりグランドデザイン、河川防災ステーションについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザインと並行して河川防災ステーション整備への検討が行われます。まず、そもそも河川防災ステーションとは何か、その役割や意義、淀川流域の幅広い関係者で議論されている流域治水プロジェクトなど、防災全般、全体像の中の位置付けはどのようなものか、お答えください。

四つ目に、コミュニティ施設基本構想についてです。

今後、社会教育施設である公民館の存在意義、コミュニティ施設の地域偏在、公共施設再編整備計画による近隣施設との統合・再編の影響など、慎重な議論、住民の合意と納得を前提にした基本構想を求めておきます。

最後に、憲法・平和・人権を大切にするまちづくりの４点についてです。

一つ目の自分らしく生きられる・ジェンダー平等の社会を目指す取り組みについてです。

摂津市では、様々な問題を抱える女性の支援やジェンダー平等を目指す取り組みをどのように進めておられるのか、具体的に教えてください。

二つ目に、平和を守り・広げる自治体の取り組みについてです。

市としての平和の取り組みを大いに広げていただくとともに、日本政府への核兵器禁止条約批准の要請も引き続き取り組んでいただくよう重ねて要望します。

三つ目に、憲法が保障するプライバシー権を守る自治体の在り方についてです。

政府はデジタル化推進と言いますが、特別定額給付金のマイナンバー申請での混乱、ドコモ、ゆうちょ銀行のキャッシュレス化での不正アクセス、不正引き出し、みずほ銀行ＡＴＭの大規模なシステムトラブルなど、この１年間だけでも様々な問題が発生しています。デジタル化を熱烈に推進している通信・ＩＴ企業や銀行でさえ、安心・安全なデジタル環境を提供・維持できていません。もうけやシェア拡大のために安全性やプライバシー保護が軽視され、多くの国民に深刻な損害を与えています。

東京商工リサーチの調査によると、個人情報の漏えい・紛失事故は、２０１２年から２０１９年で３７２社、６８５件、８，８８９万人にも及ぶとのことです。このような状況で、マイナンバーに国民の様々な情報をひもづけし、政府が一元管理し、官民でデータを共有するようなことを推し進めていっていいのか。個人情報保護委員会によると、２０２０年度は１１月時点で２１７件のマイナンバー漏えい事案等の報告

があるとのことです。憲法が保障するプライバシー権、自己情報コントロール権、個人情報保護についての見解を問います。マイナンバー制度への取り組み、オンライン化による職員の業務の在り方についてもお聞かせください。

四つ目に、市民に奉仕する公務員としての誇りを感じ、生き生きと仕事ができる職員体制についてです。

財源が限られているから職員削減も民間への業務委託も仕方ないとのご答弁でした。全てを正規職員で行うべきだと言っているわけではありません。しかし、本来正規職員が担うべき仕事まで非正規や業務委託で行い、正規職員を削減した結果、職員が疲弊し、ミスや不祥事が相次いでいるのではないかと言っているのです。職員の身体的・精神的負担が大きくなっていないか、市民へのゆとりを持った対応ができる体制か、災害時や感染症対策時も対応できるような体制となっているのか、検証が必要です。また、業務委託料は年々増加し、本当に経費削減効果があるのかも検証すべきです。民間にすれば安上がりだということばかりは言えない、今、そのようになっています。そして、副市長を二人にするよりも正規の職員をふやすべきだと指摘しておきます。

以上で２回目の質問を終わります。

○森西正議長　それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○松方生活環境部長　中小企業支援についてのご質問にお答えいたします。

中小企業を具体的に支援する支援策といたしましては、ビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置し、伴走型の経営支援策として、週１回、経営コンサルタントを駐在することとします。また、新型コロナウイルス感染症対策としまして、休業させた従業員に給与を支給するなど、従業員の雇用を維持するために雇用調整助成金等を支給された事業者を支援する雇用継続支援事業を引き続き実施いたします。さらに、時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、店内での飲食が減っている飲食店のテイクアウトや宅配サービスへの取り組みを支援するため、テイクアウト・デリバリー導入支援補助金を引き続き実施してまいります。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、臨機応変に中小企業支援を実施してまいります。

続きまして、摂津市地球温暖化対策地域計画及びＰＦＯＡについてのご質問にお答えいたします。

まず、地球温暖化対策地域計画につきましては、昨年１１月に国会で気候非常事態宣言決議が採択され、第２０４回通常国会に地球温暖化対策推進法の改正法案が提出されている状況で、これから国会で議論が展開される予定であります。令和３年度に策定予定の本市の地球温暖化対策地域計画は、２０５０年脱炭素社会の実現を目指す計画となるよう取り組んでまいります。

次に、ＰＦＯＡに関しましては、昨年６月以降、大阪府と連携を重ねております。その結果、大阪府は、昨年１２月に地下水３か所及び水路５か所の観測地の追加を決定され、地下水４か所、水路５か所の水質調査を実施されました。その結果は、今年１月に大阪府のホームページに公表されております。

また、地元企業の新たな自主的な取り組みといたしましては、より効率的な揚水及び浄化を行うため、専門家の指導の下、地下水流向の再調査の実施及び大学と連携して土壌中のＰＦＯＡ分析方法の開発に着手

するということを表明されております。

本市といたしましては、これからも大阪府と連携を継続し、継続監視を対応される大阪府の動きを注視しながら、国、大阪府より得られた内容の情報発信に努めてまいります。

○森西正議長　保健福祉部長。

○野村保健福祉部長　コロナ禍における国民健康保険の保険料設定及び減免制度についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度の大阪府による本算定結果におきましては、府内統一保険料率は、令和２年度より若干の引き下げで示されたところでございます。これは、あくまでも統一保険料としての引き下げであり、本市としましては、まだあるべき統一保険料とは乖離が生じているところでございますので、本来であれば、令和６年度の統一保険料に向けて保険料改定を段階的に行うべきところを、市長の市政方針、あるいは、先ほど１回目のご答弁でもありましたように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑みて、一人当たり平均保険料を基金等の活用により令和２年度と同水準としたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う医療費水準の乱高下は今後も当面続くものと想定されることから、医療費の動向を注視しつつ、制度の継続は現状では未確定ではございますけども、国基準の新型コロナウイルス感染症に係る減免や大阪府の共通基準による減免、また、本市独自の減免を適宜適用しながら、被保険者の保険料負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、生活保護における扶養照会に係る厚生労働大臣の発言を受けての本市の対応についてお答えいたします。

令和３年１月２８日の参議院予算委員会におきまして、厚生労働大臣より生活保護の扶養照会は義務ではないとの答弁がございました。生活保護法第４条には、生活保護制度の基本原則の一つである保護の捕捉性について規定されており、同条第２項には、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われるものとすると明記されていることから、保護実施機関といたしましては、扶養義務者からの援助期待性についての確認は一定必要であると考えております。ただし、本市におきましては、一律機械的な扶養照会ではなく、被保護者個々の事情を考慮した上で、経済援助のみにとらわれることなく、励ましであったり精神的支援も同時に求める依頼を実施しているところでございます。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　高齢者及び障害者施設職員の新型コロナウイルス感染症防止等に関するご質問にお答えいたします。

高齢者及び障害者施設の職員につきましては、クラスター発生防止に細心の注意を払われるとともに、自らが感染源とならないか不安を抱えながら利用者の支援を行っておられ、その心理的負担は非常に大きいものと認識いたしております。

そのような中、一人の感染からクラスターにつながる危険性が比較的高い特別養護老人ホームなどの居住を伴う施設の職員に対しましては、議員がご指摘のとおり、無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、２週間に一度のＰＣＲ検査が大阪府において３月末まで無料で実施されております。その他の施設職員につきましても、引き続き細心の注意を払った感染予防策を講じていただくととも

に、発熱等、感染が疑われる症状が見られたときには、早期の受診とＰＣＲ検査等の対応が取られるよう周知を徹底してまいります。また、国や大阪府に対し、施設職員への定期的なＰＣＲ検査が実施されるよう要望してまいります。

介護保険料の減免制度につきましては、引き続き現行制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

一般会計での高齢者への独自支援策の創設につきましては、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でその人らしく生活できる社会の実現を目指して、高齢者施策の優先順位をつけながら、介護予防や認知症予防に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正議長　上下水道部長。

○末永上下水道部長　水道事業のこれまでの実績と今後の経営見通しについてのご質問にお答えいたします。

令和元年度公表の摂津市水道事業経営戦略では、減少傾向にある給水収益や、将来的に必要となる施設や管路の更新需要を踏まえ、令和１０年度までの投資・財政計画をお示しいたしました。本計画では、令和４年度には収益的収支がマイナスとなり、令和５年度には２５％の料金改定が必要となる見通しでございました。計画策定後の実績を踏まえて今後を見通しますと、令和元年度決算では、給水収益の増収や職員給与費の減少により計画を上回る経常利益を計上し、令和５年度まで経常利益を確保できるものと見込んでおりました。しかしながら、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響などから給水収益が減少しており、令和２年度、令和３年度ともに経常利益は前年度から減少する見込みでございます。そのため、令和５年度までの利益確保は容易ではない状況となっておりますが、財源の確保、業務効率化など、引き続き経営努力を行ってまいります。

○森西正議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　保育所待機児童の状況と対策、学童保育の課題についてのご質問にお答えいたします。

保育所待機児童の状況につきましては、毎年、施設整備により保育定員をふやしているものの、解消には至っておりません。地域的、また、年齢別の需要と供給にギャップがあり、小さな市域ではありますが、安威川以北地域と安威川以南地域では様子が異なります。今後も、計画的な施設整備を行っていくとともに、保育士の確保支援も継続して行ってまいります。

一方、学童保育の課題でございますが、保育所の入所児童数の増加傾向に比例して、今後も学童入室児童数の増加が見込まれることや、小学校において、支援を要する児童の増加、１クラス３５人以下での学級編制を進めていくことにより、保育室の確保が困難となってきております。現在、学童保育室では、おおむね４０人を超えているクラスもございますが、運営に支障がないよう、特別教室の利用、指導員を柔軟に配置する等、対応しております。今後も、保育室の確保をはじめ、小学校と密に連携を取りながら安全・安心な保育運営を行ってまいります。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　中学校給食全員喫食実施の課題についてのご質問にお答えします。

中学校給食の全員喫食実施に向けて、教育委員会といたしまして、給食センターを第一として検討しておるところでございます。しかしながら、給食センターの設置につきましては、建設用地を確保しなければ

ならないという課題がございます。また、その用地が、給食センターを整備するに当たり、適切な土地であるかどうかという判断も様々な観点から検討する必要がございます。令和３年度は、摂津市内の建設可能な用地についての調査を行い、給食センターの実現可能性について検討してまいります。

○森西正議長　総務部理事。

○辰巳総務部理事　市民の皆様の避難行動に関するご質問にお答えをいたします。

これまで本市では、自主防災訓練や出前講座などの機会を通じまして、河川氾濫のおそれがある場合には、緊急速報エリアメールを発信しますので、市民の皆様は最寄りの避難所や緊急避難場所に避難してくださいと啓発してまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延下におきましては、浸水のおそれがない安全な地域への分散避難を呼びかけており、避難に時間を要しますため、できるだけ早い時間帯に避難情報を発信する必要がございます。そこで、大阪管区気象台や大阪府と連携し、数時間先の雨量予測などの情報を基に、安全な時間に避難していただけるよう対策を検討してまいります。市民の皆様には、平時から、安全な地域への避難先の検討や必要な持ち出し品の準備を引き続きお願いしてまいります。

ご指摘のありました、移動手段がない方、頼る人がいない方への支援につきましては、行政が直接できることには限界がございます。避難行動におきましては、地域全体で要配慮者を支えていただく共助の連携こそが必要となってまいります。本市では、各地域における共助の活動を少しでもサポートできるよう、おねがい・まかせて会員制度や、地域のタイムライン作成などへの支援を行っていくことで、地域の皆様と連携した避難行動につなげてまいりたいと考えております。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　千里丘駅西地区市街地再開発事業に関するご質問にお答えいたします。

このたびの事業計画作成の際には、事業協力者のノウハウを活用し、市場性を踏まえた資金計画とともに、周辺商店とともに繁栄できるよう、ＪＲ千里丘駅周辺の業務経営者や地元商店からいただいたご意見を踏まえつつ、商業・業務の施設規模や運営について考慮いたしました。今後、令和３年度当初の事業計画の決定に向け、関係権利者のご意見を伺う縦覧といった手続について、本市ホームページに掲載するなどの情報公開の対応を予定しております。

また、現在、国の定める基準に基づく従前資産の評価を行い、関係権利者の方々に対しまして、その内容を丁寧に説明させていただいているところでございます。令和３年度は、権利変換計画の策定を進めていくため、関係権利者の方々への生活再建につきましては、こうした事業スケジュールに合わせまして、ご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

続きまして、河川防災ステーションの役割や意義、取り組み等の質問についてお答えいたします。

河川防災ステーションは、想定以上の豪雨により堤防が決壊するなどの大規模な災害が沿川上で発生した場合に、河川管理者がその河川堤防上で緊急復旧活動を行う基地として、必要な資機材や備蓄倉庫等を設置し、備えておく施設でございます。鳥飼地域は、北大阪トラックターミナルやＪＲの貨物基地、東海道新幹線の鳥飼車両基地

が立地する物流、人流の要所であり、いち早く復旧活動を行う必要がある地域であることから、同ステーションの整備の検討を進める運びとなったものであります。

国におかれましては、河川改修などの治水対策のみならず、河川環境や水辺利用などの河川整備全般について、流域全体で考えていく流域治水プロジェクトとして、鳥飼地域について本事業が位置付けられ、その取り組みの方向性を示す水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインにおいて、水まちモデル都市に本市を選定し、年度末の取りまとめに向けて取り組まれているところです。

本市といたしましても、災害時は避難場所として、平常時は地域コミュニティやにぎわいの場としての活用などが考えられるため、国と共同で同ステーションの整備に向けた検討を進めているところでございます。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　ジェンダー平等などの事業の具体的内容についてのご質問にお答えいたします。

コロナ禍で、女性を取り巻く雇用状況や生活環境が急激に悪化をしていると考えております。女性の抱える様々な問題は、例えば、コロナ禍により仕事を失うことで家庭内で過ごす時間がふえ、経済的な困難と相まって、結果的にＤＶに発展するなど、複合的に絡み合っていると考えております。

現在、市役所では、市民が各窓口に来られた際に、生活応援シートを活用しております。この様式を活用することにより、職員が他課支援へとつなぎ、必要な支援を行えること、そして、相談者自身が今後を見通すことができると考えております。

ウィズせっつでは、相談員が女性一人一人の困難に寄り添いながら、その解決に向けて丁寧に応じ、ＤＶ被害者には、婦人相談員としてＤＶ証明の発行、被害者支援を行い、避難が必要な場合には一時保護へとつなげております。

また、令和２年度には、ＬＧＢＴをはじめとして、身体の性、心の性、性的関心の向かい方など、性の多様性を尊重できるよう、公文書における性別記載欄指針を策定いたしました。令和３年度も、職員一丸となって、多様性を尊重する全ての市民の人権が尊重される社会の実現に向け取り組めるよう、同じく昨年度に作成いたしました性の多様性に関するハンドブックも活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、女性も男性も、性別に関わらず、あらゆる場所で一人一人が個人として尊重され、対等な関係を築き、ともに責任を負う男女共同参画社会の実現を目指す取り組みを行ってまいります。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　デジタル化による個人情報保護についての対策をはじめ、３点のご質問にお答え申し上げます。

デジタル化の進展とともに、個人情報の保護や情報セキュリティ対策等に関しまして、市民に安心して行政サービスを利用していただくため、万全な対策が求められております。

本市におきましては、個人情報は、法令等にのっとり厳格な取扱いを行っておりまして、また、システム面では、住基、税等の基幹業務では外部と接続していないネットワーク構成とし、さらに、平成２８年度に、個人情報保護対策としまして、国から通達のあったネットワーク分離を行うな

ど、市民の大切な情報を守る対策を行っておるところでございます。

次に、マイナンバーカードに関することでございますけれども、マイナンバー制度の運用開始から５年が経過し、令和２年度のマイナポイント事業等の普及促進策により、マイナンバーカードの取得率も上がってきたところでございます。国は、今後、このマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンライン手続を可能としていく方針を定めております。デジタル化が進む一方で、個人情報やプライバシーをどう取り扱っていくかは、ますます大きなテーマとなってまいります。広報誌、ホームページ等の媒体を通じ、利用者の不安を払拭できますように、制度とともに個人情報の保護対策をしっかり講じていることを周知してまいりたいと考えております。

最後に、デジタル化に伴う窓口業務に関してのことについてでございますが、行政手続のオンライン化は、市民の利便性向上を図るとともに、業務の効率化を図るものでございます。オンライン化を進めることで削減できた時間は、窓口での相談業務など、市民と直接対面する時間に充てることで、より丁寧な対応ができるものと考えております。

○森西正議長　教育長。

○箸尾谷教育長　子どもの貧困対策についてのご質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策は、様々な角度からの取り組みが必要であり、これまでの施策と併せまして、必要な施策の優先順位をしっかり考えて取り組んでいかなければならないと考えております。これまでも、実情に応じた施策といたしまして、ひとり親家庭の医療費助成や就学援助、全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置等の充実を図ってきたところでございます。コロナ禍におきましては、子どもの貧困と密接な関係のあります家庭の貧困対策として、とりわけ就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭に対して、国や他市町村に先駆け、令和２年４月末に児童扶養手当を受給する世帯に対して給付金を支給したほか、児童手当受給世帯に対し、子育て応援商品券を交付いたしました。また、感染リスクが高い職場等で子どもたちを支え続けていただいております保育園等従事者に給付金を支給しております。

一方、国では、令和３年２月に、内閣府におきまして、子どもや家庭の現在の生活・経済状態、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、子どもの貧困対策に関連する施策の利用状況等の把握などを目的とした全国を調査地域とする子どもの生活状況調査が実施されております。これからは、これらの調査結果も踏まえ、また、今後の国・府の動向を注視しつつ、庁内関係機関との情報連携・共有を行いながら、子どもの貧困対策の施策について研究してまいりたいと考えております。

○森西正議長　増永議員。

○増永和起議員　それでは、３回目の質問を行います。

時間がありませんので、項目を絞って質問いたします。

まず、中小企業支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変にとのご答弁でした。補正予算で支援策が打ち出されるものと理解します。飲食店に限らず、幅広く強力な支援策を要望しておきます。

次に、高齢者・障害者支援についてです。

無症状の人も含む定期的なＰＣＲ検査を

通所訪問サービスで市独自ででも行うよう要望しておきます。介護保険料減免制度の抜本的な拡充と一般会計での高齢者支援策も強く要望します。

次に、権利としての生活保護と貧困の問題です。

生活保護の基準を切り崩す改悪が２０１３年に行われました。それに対しての違憲訴訟、いわゆるいのちのとりで訴訟と言われていますが、この判決が、今年２月、大阪地裁で出されました。国の違法を認める画期的な判決でした。この裁判に、摂津市の生活保護利用者の女性も原告となっておられます。その方は、がんなどを患いながら、命をかけて、命を削って、これ以上引き下げられては人として暮らしていけないと、生存権、人権を問う裁判の原告の一人となられました。しかし、残念ながら、昨年春、７１歳で亡くなられました。生きて判決を聞かれたら、どんなにか喜ばれただろうかと胸が詰まります。全ての命、全ての人は尊重され、健康で文化的に生きる権利がある、政府の基準引き下げが違法であることを断罪した大阪地裁判決についての市の見解を伺います。

次に、上下水道料金についてです。

水は生活にとって欠かせないものです。北摂一高い上下水道料金をこれ以上値上げせず、コロナ禍の下、減免をぜひとも考えていただくよう要望します。

次に、保育・学童保育における公的役割についてです。

保育の質、保育士の処遇改善でも、イニシアチブを発揮できるよう求めておきます。学童保育では、高学年保育や全土曜日の開室の課題に、民間委託に頼らない拡充を求めておきます。

全員喫食の中学校給食についてです。

センター方式だけではなく、自校方式や親子方式の検討、そして、５年後と言わず、早急な実施を強く要望します。何よりも、子どもたちのために何が最適か、お金の問題ではなく、保護者、市民とともに検討していただくよう要望しておきます。

ＰＦＯＡについてです。

大阪府にもダイキン工業にも情報公開と対策を求め、市民の安心・安全を守る立場に立ち切ることを求めておきます。

河川防災ステーションについてです。

国の直轄事業とはいえ、多額の費用を要する巨大プロジェクトであり、同時に、まちの形を大きく変える大型開発事業です。堤防強化や内水氾濫対策、避難場所の確保など、総合的な防災対策の充実、防災に対する住民の不安、要望に寄り添う丁寧な対応は不可欠です。また、グランドデザイン同様、丁寧な説明、合意と納得の上、地元自治体として住民の立場に立った取り組みとなるよう要請します。

ジェンダー平等の取り組みについてです。

市民は、問題を抱えていても、直接その相談に来るとは限りません。様々な窓口での市民との対話から、その人の抱える問題に気づき、必要な支援につなぐことは、研修や経験、他の課とのネットワークを必要とする高度な仕事であり、デジタル化ではできません。理念と誇りを持った公務員として、市民に寄り添った対応等を職員の皆さんに今後も期待しています。

憲法が保障するプライバシー権を守る自治体の在り方についてです。

総務部長から、摂津市は個人情報保護のために万全の対策を行っている、そして、それを市民に周知して、市民の不安を払拭していきたいとのご答弁がありました。し

かし、その大切な個人情報を市自ら流出しているということになっては、市民の信頼は得られません。毎年、若者の個人情報を名簿にして、本人に知らせないまま自衛隊に提供している問題です。今までも指摘しましたが、自衛隊法、個人情報保護法、住民基本台帳法までごまかした答弁をされるのですが、個人情報保護法の上に住民基本台帳法があり、住基情報は閲覧のみを許可し、名簿の提供は認めていません。だからこそ多くの自治体は、自衛隊から要請があっても閲覧のみで対応しているのです。ほかの法律への言及は要りません。住民基本台帳法に基づいて名簿提出が可能なのか、しっかりとお答えください。

また、自衛隊に自分の個人情報を出されるのが嫌だと思う市民に除外申請を受け付けている自治体があります。自己情報コントロール権は憲法に保障された権利です。摂津市は、市民が申請した場合、名簿から削除するのかどうか、これも明確にお答えください。

最後に、憲法、法令を遵守し、市民の福祉の増進のために頑張る自治体であることを要望して、日本共産党を代表しての私の質問を終わります。

○森西正議長　それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○野村保健福祉部長　大阪地裁の生活保護基準見直し訴訟の判決についての本市の見解についてお答えいたします。

平成２５年に実施されました生活保護基準見直しに対する処分取消訴訟の判決が令和３年２月２２日に大阪地裁であり、その内容は、当時の基準改正は国の裁量権の範囲を逸脱あるいは乱用があり、生活保護法の規定に違反しているので、受給者に対する減額決定を取り消すとの判決が言い渡されました。この判決を受け、大阪府内の被告となっている１２自治体が、上級審の判断を仰ぐとのことで、令和３年３月５日に大阪高裁に控訴したことから、本市といたしましては、国や関係自治体の今後の対応と控訴審の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　自衛隊への名簿提供についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成２８年から、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報を紙媒体で提供しております。協力依頼につきましては、自衛隊法第９７条に市町村の法定受託事務と定められていること、自衛隊法施行令第１２０条の法令の定めに基づいていることを確認しております。併せて、住民基本台帳法第１１条第１項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、摂津市個人情報保護条例第９条では個人情報の提供を制限しておりますが、法令等に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、本件につきましては、法令に基づき提供しようとするものであり、条例に基づく適正な情報提供でございます。

また、令和２年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務につきまして、住民基本台帳の一部の写しを国に提出できることの明確化について、地方自治体からの提案がございました。令和２年の地方からの提案等に関する対応方針といたしまして、令和２年１２月１８日付で閣議決定がされております。同閣議決定に基づきまして、令和３年２月５日付で、総務省並びに防衛省から、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について

の通知が発出されております。同通知には、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないと明記されております。したがいまして、閣議決定並びに国通知にのっとり、協力依頼があった場合は対応してまいりたいと考えております。

なお、自衛官または自衛官候補生の募集事務を遂行するに当たりまして、現在のところ、情報提供を希望されない方への対応として除外申請等の措置を講ずることは考えておりません。

○森西正議長　増永議員の質問が終わりました。

次に、楢村議員。（拍手）

（楢村一臣議員　登壇）

○楢村一臣議員　それでは、民主市民連合を代表して代表質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、この１年間、全く収束する気配を見せることなく、昨年の４月に出された緊急事態宣言時の第１波のときから、第２波、第３波と、感染者数の棒グラフは右上がりの状況であります。大阪府では、今年の１月に出された２回目の緊急事態宣言は２月末をもって解除となりましたが、これまでの経緯を見ましても、リバウンドが懸念され、一人一人の心がけが大切であります。現在、医療従事者をはじめとし、ワクチン接種が行われています。ワクチン接種を希望する医療従事者も増加し、供給も不安定なことから、６５歳以上の高齢者の接種が４月以降となっており、心配な部分もあります。しかしながら、なかなか収束の見えない今では、ワクチン接種への期待は大きいと言わざるを得ません。速やかなワクチン接種から一刻も早い収束を願うばかりであります。

間もなく東日本大震災から丸１０年であります。昨日、テレビで、当時の津波の映像や、津波で家と一緒に流され、挟まれた状態の中、救出された方を見て、改めて津波の恐ろしさを感じました。地震災害はいつ起こるか分かりません。引き続いての災害対策をよろしくお願いいたします。

それでは、市政運営の基本方針に基づき質問させていただきますが、これまでの質問と重複するようなところもあろうかと思いますが、ご容赦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

第１に、市民が元気に活動するまちづくりのうち、１点目、味生地域の活性化に向け、コミュニティ施設の基本構想を策定していくということでありますが、味生地域の活性化に向けたお考えについてお聞かせください。

次に、２点目、多文化共生の取り組みについて。

取り組みについてのお考えをお聞かせください。

次に、３点目、シティプロモーションについて。

シティプロモーション戦略が策定されてから２年目になりますが、令和３年度のシティプロモーションにおける魅力発信についてお聞かせください。

第２に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりのうち、１点目の鳥飼まちづくりグランドデザインについて。

まず、鳥飼のまちづくりに対する市長の思いをお聞かせください。

次に、２点目、良好な住環境について。

良好な住環境に向けて、新しい制度創設の目的と取り組みについてお聞かせくださ

い。

次に、３点目、安全な道路交通環境についてですが、皆様がご承知のとおり、先日、市内で幼い命を巻き込む痛ましい交通事故が発生しました。まずは、亡くなられたお子様に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。私は、今日までの間に何回か事故現場のそばを通っていますが、事故現場に置かれているたくさんの花束やお菓子、飲み物などを見ていると、悲しみに包まれ、何とか助けることはできなかったのか、今後、行政としてできることは何かと考えてしまいます。現場を見られた方の中には、同じように思われる方もいるかもしれません。

その中で、様々な視点から質問したいところでありますが、道路交通環境について質問いたします。

まず、市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めていく上で、安全な道路交通環境の整備は不可欠と考えますが、市長としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、４点目、河川防災ステーションについて。

河川防災ステーションにおける副市長の役割についてお聞かせください。

次に、５点目、地域防災力の強化について。

まず、地域防災力の強化についてのお考えをお聞かせください。

第３に、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりのうち、１点目の温暖化対策について。

国は、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。そのことを受けて、摂津市は、令和２年度改訂の地球温暖化対策地域計画の策定を１年間延長し、令和３年度中に改訂する方針とされます。同計画改訂に対する市長の思いをお聞かせください。

次に、２点目、環境意識の醸成について。

まず、環境意識の醸成についてのお考えをお聞かせください。

次に、３点目、ごみ処理の広域連携について。

広域処理に向けたこれまでの経過と今後の検討課題についてお聞かせください。

次に、４点目、魅力ある公園について。

この質問については、香川議員から詳しく聞かれていますので、私からは要望のみとさせていただきます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止から新幹線車両などの内部公開を中止されたとのことですが、楽しみにされていた方々には残念なことでありました。しかしながら、車両内部の公開日を毎週日曜日に広げることは、より一層多くの方々に新幹線公園を知っていただき、魅力を感じていただける機会がふえるので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ、残念なことに、新幹線公園は場所が分かりにくく、交通のアクセスが不便なこともあり、特に未就児を持つご家族が新幹線公園まで移動となると、公園に駐車場がないため、市役所駐車場もしくは最寄り駅から長距離を移動することになり、大変な思いをされるのではないでしょうか。駐車場の整備には土地の確保や整備費用もかかることから難しいと思いますが、他の移動手段や公園までの案内の充実に替え、できることから進めていただくことを要望いたします。

今後、公園の維持管理は、施設の老朽化

から多額の費用がかかると予想されます。新幹線公園をはじめとする市内の公園の維持管理方法については、指定管理者制度などの民間の力も見据えた計画が必要になってくると思いますので、引き続き公園の魅力向上について検討いただくよう要望いたします。

第４に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりのうち、１点目の新型コロナウイルスのワクチン接種について。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備についてお聞かせください。

次に、２点目、健康づくりについて。

新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛やイベント中止が続く中での市民の主体的な健康づくりについて、お考えをお聞かせください。

次に、３点目、高齢者施策について。

安威川以南地域に地域包括支援センターの支所を設置する考え方については、団塊の世代が全て７５歳以上となる２０２５年を迎えるに当たり、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として重要な役割を担う機関とされており、地域に密着した相談体制の構築が必要と考えます。まず、安威川以南地域における地域包括支援センターの支所を設置することの考え方についてお聞かせください。

次に、４点目、とりかいこども園に設置する児童センターについて。

まず、児童センターを設置するに至った経緯についてお聞かせください。

次に、５点目、男女共同参画について。

男女共同参画の推進について、大阪人間科学大学と連携し、デートＤＶの予防啓発活動を推進する学生リーダーを養成される市長のお考えをお聞かせください。

第５に、誰もが学び、成長できるまちづくりのうち、１点目、学力向上の取り組みについて。

まず、本市のＩＣＴ機器を活用した学力向上に向けた方向性についてお聞かせください。

次に、２点目、問題行動等への取り組みについて。

まず、生徒指導の緊急支援チームを構築するに至った経緯についてお聞かせください。

次に、３点目、教育環境の改善について。

学校における教育環境の改善については、今年度は特に、新型コロナウイルス感染症対策等、衛生面での対応をされていたかと思います。現在の取り組みと今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、４点目、スポーツ環境の充実について。

スポーツ施設は、スポーツの基盤であり、全ての市民がスポーツに親しみ、楽しむ活動に参画することのできる機会が適切に提供されていることが求められます。そこで、スポーツ施設の在り方についてお聞かせください。

第６に、活力ある産業のまちづくりのうち、１点目、経営支援について。

まず、駐在型のビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置するに至った経過についてお聞かせください。

次に、２点目、健都イノベーションパークの企業誘致について。

健都イノベーションパークにおける企業誘致はいつまでに達成されるのか、市長のお考えをお聞かせください。

第７に、計画を実現する行政経営のうち、１点目、ＩＣＴの活用について。

まず、行政経営におけるデジタル化についてお聞かせください。

次に、２点目、人材育成実施計画の改訂について。

まず、求める人材と人材育成実施計画についてお聞かせください。

１回目は以上です。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午後２時５２分　休憩）

（午後３時１４分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続き再開します。

それでは、答弁からお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、民主市民連合を代表されての楢村議員の代表質問にお答えいたします。

味生地域の活性化に向けた考え方についての質問でございますが、地域の活性化には、人と人のつながりにより生まれるエネルギーをいかに地域へとつなげられるかが重要であります。そのためには、人と人がつながるためのソフト面と人が集えるハード面が必要であります。味生地域には味生公民館がございますが、地元の連合自治会からは、バリアフリー対策や災害時の避難場所の設置を含む地域活性化に向けたコミュニティ施設の整備要望もいただいております。子どもから高齢者まで、地域住民が気軽に集い、コミュニティの輪を広げられるよう、コミュニティ施設の基本構想の策定を進め、今後の味生地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

多文化共生の取り組みについての質問でありますが、本市にも多くの外国人市民の方々がお住まいになられています。多文化共生とは、日本人と外国人市民の方々が、お互いに文化的・宗教的背景などの違いを理解し、交流を深め、認め合うことだと考えております。多文化共生を推進するために、本市にお住まいの外国人市民の方々が地域の一員として交流を深めていけるよう、多文化共生社会を実現するための施策を展開してまいります。

シティプロモーションにおける魅力発信についてでありますが、多くの方々に摂津市の名前を認知してもらう、よいイメージを持ってもらう、関心を持って訪れてもらうといったことがシティプロモーションの展開には重要であると考えております。本市のシティプロモーション戦略におきまして、摂津市の認知度やイメージを向上し、協働人口を増加させることを目的の一つとして掲げております。そのために、市の魅力ある情報発信の手法におきましては、ホームページだけでなく、ＳＮＳによる情報発信も必要であると認識をいたしております。そこで、令和３年度は、市公式ＬＩＮＥに加え、インスタグラムを活用した市の魅力あるスポットなどを発信してまいります。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてのご質問にお答えをいたします。

鳥飼地域におきましては、市内の他の地域に比べ、人口減少、少子高齢化の進展が顕著となっております。課題も顕在化してきております。課題を整理した上で、地域に必要となる機能、施策を検討し、将来のまちづくりのビジョンを示す鳥飼まちづくりグランドデザインを令和２年度及び令和３年度にかけて策定すべく、現在取り組んでいるところでございます。令和３年度におきましては、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を設置し、外部有識者等

のご意見もいただきながら、鳥飼地域の活性化に資するものとなるよう鋭意取り組んでまいります。

良好な住環境についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、幅員が４メートルに満たない狭隘な道路が依然として数多く存在することから、その解消に向けまして、これまで、個人住宅の建築に伴い、道路後退の拡幅整備費用の一部を助成してまいりました。新たな制度では、阪急京都線連続立体交差事業や千里丘駅西地区市街地再開発事業など大規模な都市開発事業が見込まれる周辺エリアでは、住宅開発の需要が高まっておりますが、令和３年４月より、これらのエリアを重点整備地区として特定し、支援対象の拡大や内容を拡充してまいります。本制度により、狭隘道路の解消につなげ、住宅開発や建築を促進することにより良好な住環境の形成を目指してまいります。

安全な道路交通環境についての質問でございますが、先日、市内で幼い子どもの命が損なわれました。残念なことでございます。改めましてお亡くなりになりましたお子様のご冥福をお祈りしたいと思います。

令和５年５月に発生いたしました大津市での交通事故や高齢者による運転事故が社会問題化する中、本市の事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者や自転車関連事故の割合は依然として高い状況にございます。本市といたしましては、狭隘な道路や歩道のない道路に対して、市民の安全で安心な歩行空間を確保することが必要であり、子どもや高齢者の通行の安全性を高めていくことがより一層求められています。そのため、歩道整備や路側帯及びグリーンベルトの表示により、歩行者の安全な通行空間確保に努めております。

子どもたちの移動経路の安全対策としまして、令和２年度は、南別府鳥飼上線においてハンプを設置し、車両の速度抑制対策を進めるとともに、徐行、飛び出し注意などの路面表示による注意喚起対策に取り組んでいるところであります。また、自転車活用推進計画に基づく自転車通行レーンの設置や人生１００年ドライブを引き続き推進していきたいと思います。

河川防災ステーションについての質問でありますが、河川防災ステーションは国の直轄事業でありますが、今後の整備計画の策定、そして、計画承認後の実現段階に向け、国と市の連携が非常に重要となってまいります。令和３年４月、国から副市長を派遣していただく予定としておりますが、河川防災ステーション推進における国との連携、調整はもちろん、そのほか様々な分野での新しい発想や全国レベルでの行政の最新の動向等を把握することで摂津市政の推進に寄与できるものと期待をいたしております。

地域防災力の強化についてのご質問でありますが、先月、東北地方を襲った地震など、自然災害の猛威はいつ何どき我々に襲いかかるか分かりません。また、市民の皆様も、大阪北部地震を経験され、自然災害への恐怖を身近に感じておられることは、私にもひしひしと伝わっております。そのような中、行政機関が担う公助の中でも、避難所の確保や機能強化は最も重要な役割の一つであり、特に震災時の初動対応では、一刻も早く避難所を開設し、続く余震から市民の皆様をお守りすることが求められております。自然災害から逃れることはできませんが、備えをしっかりと行うことで被害を軽減し、スムーズに復旧・復興へ

とつなげることは可能でございます。発災時、避難所が市民を守る重要な施設となるよう、引き続き避難所の機能強化に努めてまいります。

地球温暖化対策地域計画についてでありますが、昨年１０月に、菅総理大臣が２０５０年脱炭素社会の実現を目指すと宣言され、その宣言の内容を盛り込んだ地球温暖化対策推進法の改正法案が通常国会に提出されております。それに伴い、国の地球温暖化対策計画の見直しも予定されております。国の現行計画では、温室効果ガス排出量を２０３０年度に２０１３年度比で２６％、２０５０年度に同比で８０％削減の目標となっておりますが、２０５０年脱炭素社会の実現に向け、今以上の削減を目指す計画が示されると考えております。

令和３年度に策定予定の地球温暖化対策地域計画は、人間基礎教育の一つでもあります「環境」をキーワードにした市の計画でもあり、今後示される国などの計画や、国、大阪府が示される各種施策を的確に把握し、２０５０年脱炭素社会の実現を目指す計画となるよう進めてまいります。

環境意識の醸成についてでありますが、環境型社会の構築に向けましては、地域住民、事業者、行政の各主体が、廃棄物の減量化や再生資源化の促進など、環境への意識を高め、連携・協力して取り組むことが重要でございます。このような中、国におきましては、食品ロスやレジ袋の削減に向けた法整備が進められ、「もったいない」や有効利用に対する社会的な機運が高まりつつあります。本市におきましても、廃棄物の減量、再資源化の取り組みを進化させ、さらなる環境意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

広域処理に向けた経過と今後の課題についてのご質問でありますが、令和元年１２月に茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約を締結して以降、茨木市と調整を図りながら、橋梁等設置や茨木市環境衛生センターの長寿命化など、広域処理開始に向けた準備を進めているところでございます。今後につきましては、広域化移行までの間、本市焼却炉を安定的に稼働させるとともに、ごみの分別や収集運搬などの課題整理を行っていきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備でありますが、新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常を根底から変え、いまだ収束が見通せない厳しい状況にあります。このような中、昨年から準備を進めてまいりました新型コロナウイルスのワクチン接種は、言わば最後の切り札であり、令和３年度の最重要施策に位置付けております。庁内の体制につきましては、多方面にわたる準備を迅速に行うため、今年に入り、保健福祉課の体制を強化するとともに、市役所挙げての協力体制を組み、取り組みを進めているところでございます。今後につきましても、オール摂津で対応を進めるとともに、国、大阪府、医師会などの関係機関との連携強化に努め、市民の皆様に安心してワクチン接種を受けていただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染状況下における市民の健康づくりについてでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止により外出自粛やイベント中止などが続くことで、これまでのような対面での周知啓発活動ができないことから、市民の体力低下や食生活の変化、受診控えなどが懸念されるところでございます。しかし、健康・医療のま

ちづくりを進める本市として、何もしないでいるわけにはまいりません。こんなときこそ、市ができることは何かと知恵を絞り、発想を変え、市民が自ら健康的な生活習慣へと行動を変えることができるよう働きかけていかねばなりません。北大阪健康医療都市の関係機関や摂津市医師会などの市内関係団体と連携しながら、新たな手法を探り、あらゆる機会を捉えて市民の健康増進に向けた取り組みを進めてまいります。

安威川以南地域に地域包括支援センターの支所を設置いたしますが、第８期せっつ高齢者かがやきプランの策定におきまして、高齢者人口の将来推計を行っております。７５歳以上の人口が２０２７年には現在より約２５％ふえ、２，７００人ほど増加する予測でございます。地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるための地域包括ケアシステムの中核となる機関であり、より身近な地域に設置することが重要と考えております。したがいまして、令和３年度中にまず地域包括支援センターの支所を安威川以南地域に設置し、地域に密着した相談体制を構築していきたいと思います。

男女共同参画についての質問でありますが、総合的なＤＶ防止対策の一環として、若い世代における交際相手からの暴力を未然に防止することを目的とし、大阪人間科学大学と連携し、学生リーダーの養成を行っております。次世代である若者が被害者にも加害者にもならない暴力そのものの根絶のために、予防にも重点を置いた取り組みを行うことは重要であると考えております。今後、学生リーダー、中高生、行政が、「暴力のない地域を目指して」という一つのテーマを通して交流を図り、人材が還流することを目指しております。

スポーツ施設についてでありますが、スポーツ基本法には、国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備、運用の改善を行うことが努力義務として定められております。令和３年度の予算編成の重点テーマに引き続き健康を掲げておりますが、スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進に必要不可欠なものであります。また、地域間交流を促進し、現代社会において社会問題となっています人間関係の希薄化などの改善の一端を担う力もあります。スポーツ施設の意義は非常に大きいものがあります。今後も、多くの方々にスポーツに親しんでいただき、そして、快適で安全に利用できるよう、施設の整備・改善に努めてまいります。

経営支援についての質問でありますが、本市では、中小企業の経営支援として、コンサルタントの派遣や研修費の補助などを行っておりますが、人口減少の進展に伴う国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症など、事業者を取り巻く環境が大きく変化してきております。このような中、事業者が抱える様々な課題に寄り添い、経営環境の変化に対応できる伴走型支援が重要であります。また、南千里丘別館には事業者支援を行っている摂津市商工会もあり、本市のビジネスサポートセンターと連携して経営相談事業を実施することが可能となりますことから、同別館への設置に至りました。伴走型の経営支援として、経営コンサルタントを定期的に駐在させ、継続的な経営相談に対応できる体制を構築してまいります。

健都イノベーションパークにおける企業誘致でありますが、健都におきましては、

循環器疾病分野の予防・医療・研究で世界をリードする地域となるよう、大阪府、吹田市などの関係機関と連携しながら取り組みを進めているところであります。その発展に寄与していただける企業等を呼び込むことは簡単なことではございませんが、令和４年度から操業開始を予定する国立健康・栄養研究所の移転が企業誘致の追い風になるものと考えております。この好機を捉え、同研究所とも連携して、積極的な情報提供、情報収集に努めるとともに、産官学民が連携して健康寿命の延伸に資する新たなサービスなどを生み出すためのソフト事業や仕掛けづくりに取り組み、早期の誘致実現に向け、企業にとって魅力的な環境を創出してまいります。

行政経営におけるデジタル化についてでありますが、近年、社会全体でデジタル化の機運が高まっております。行政分野においても、今後の社会の利便性向上の業務の効率化に向けて、デジタル技術を利活用した業務の変革が必要とされている中、国は、デジタル・ガバメント実行計画や自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定し、地方自治体に対してもデジタル化の推進を求めております。これらの流れを受け、現在策定中の行政経営戦略の案におきましても、行政経営のテーマとしてデジタル化を掲げて、ＩＣＴを活用した業務効率化、オンライン化やデータの利用等による行政サービスの向上、情報セキュリティ及び業務継続性の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

人材育成についての質問でございますが、我々基礎自治体の職員は、常に最少の経費で最大の効果を上げ、市民に質の高いサービスを提供することが求められております。特に今日のような変化の激しい時代にあっては、職員一人一人が「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」を持って業務に取り組む必要があります。人材の育成に当たっては、人材育成実施計画に基づき、職場、研修、人事制度の三つの分野で取り組みを実施しておりますが、目まぐるしく変化する社会に対応でき、何事にも意欲的に挑戦し行動する力を兼ね備えた人材を育成すべく取り組んできたところでございます。人材育成実施計画の改訂に当たりましては、現在の計画を振り返り、そして、様々な課題をしっかりと踏まえた実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　それでは、教育委員会所管分につきましてご答弁申し上げます。

まず、とりかいこども園に設置する児童センターについてのご質問でございます。

本市におきましては、安威川以北地域に第１児童センターを設置し、健全な遊びを通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として様々な取り組みを行っております。一方、安威川以南地域には児童センターがございませんが、これまでも様々なところでご要望をいただいており、その整備の可能性を探ってきたところです。

このたび、鳥飼のまちづくりを検討する中で実施されました鳥飼グランドデザインアンケート調査の子どもに係る項目においてニーズが最も高かったのが、児童センターなど放課後における子どもの居場所でございました。このような経過を踏まえ、鳥飼地区まちづくり構想と連携を図りながら、とりかいこども園の建て替えに合わせ

て児童センターを整備してまいりたいと考えております。併せて、子育て中の親子が自由に遊びながら交流できるつどいの広場機能も付加し、安威川以南地域の子育て支援拠点としたいと考えております。

次に、本市のＩＣＴ機器を活用した学力向上に向けた方向性についてでございます。

本市では、国のＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた児童・生徒一人一人のタブレット端末の整備が全国的に見ても早期に実現したところです。現在、既に各学校では、ＩＣＴ機器を活用した分かりやすい授業づくりが進められてきております。今後は、その環境を最大限に生かし、他者との交流を通して学びを深める協働的な学びや、子ども一人一人の進度に応じた学習課題を提供する個別最適な学びを充実させ、本市の子どもたちの学力向上に取り組んでまいります。

次に、生徒指導の緊急支援チームつきましてのご質問でございます。

昨今の生徒指導に関する問題は多様化・複雑化しており、問題の解決のためには、事案を表面的に捉えるのではなく、なぜ生じたのかをしっかりと見立て、計画的な支援が必要とされております。とりわけ、事案が発生した際には初期対応が重要であると考えております。このような点に留意しつつ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのスーパーバイザー、弁護士、医師等の専門家から成る緊急支援チームが迅速に支援を行うことで、事案の重篤化を防ぎ、学校が子どもたちにとって安心・安全な居場所となるよう取り組むものでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策における衛生面での取り組み、また、今後の取り組みについてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで、児童・生徒のマスクの着用や手洗いの徹底指導、換気や共有部分のアルコール消毒など、教職員をはじめ、学校に関わる職員が一丸となって感染防止に取り組んでまいりました。また、子どもたち自身も、ご家庭の協力もいただきながら、日々これらの対策に取り組んでくれており、現在、市内で学級閉鎖を実施している学校はございません。令和３年度は、全ての普通教室内に送風機等を設置し、換気を促進することで、さらなる感染防止対策に努めたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　それでは、２回目の質問をいたします。

初めに、味生地域の活性化について。

コミュニティ施設を活用した地域の活性化ということでありますが、その具体的な内容についてお聞かせください。

次に、多文化共生の取り組みについて。

地域の一員として交流を深めていけるよう、多文化共生社会を実現するための施策を展開していくということでありますが、それでは、外国人市民が住みやすい施策の展開についてお聞かせください。

次に、シティプロモーションについて。

現在運用しているＬＩＮＥに加え、新たにインスタグラムを始められるということを理解いたしました。私も若者を取り込むことが大切であると考えており、答弁にもありましたＳＮＳによる情報発信は非常に重要であると考えております。そこで、大学生や高校生をターゲットにしたシティプロモーションの展開も必要であると考えますが、市内にある大学との連携についての

考えをお聞かせください。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインについて。

住民アンケート結果や地元懇談会等の意見はどのように生かされるのか、お聞かせください。

次に、良好な住環境づくりについて。

新しい制度創設の目的と取り組みについて理解いたしました。重点整備地区として特定し、支援対象の拡大や内容拡充をしていくということでありますが、それでは、重点整備地区はどのような箇所を特定したのか、また、支援制度の拡大・拡充の内容についてお聞かせください。

次に、安全な道路環境について。

安全な道路環境の整備に関わる考えについて理解いたしました。それでは、歩行者や自動車の安全な通行空間の確保を含め、具体的にどのように交通安全対策に取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、河川防災ステーションについてです。

２回目は要望といたします。

１回目に副市長の話をお聞きしましたが、もし副市長が来られるということになれば、あちらこちらから、副市長の役割、副市長の必要性、一番多く聞かれそうなのが、なぜ職員でなく副市長といったような声が聞こえてくるのではないかと思います。様々な事業を推進していくには幹部職員のリーダーシップは欠かせませんが、配属される職員が能力を十分に発揮し、役割を果たして初めて実現に結びつくものであります。関係部門に職員を重点配置するなど、職員数を確保の上、しっかりとした職員体制を組まれることを強く要望します。

次に、地域防災力の強化について。

避難所の機能強化について努めていくということでありますが、避難所の機能強化について、地震発生時、市職員よりも市民が先に避難所に到着することも考えられます。そこで、防災サポーターや自主防災組織役員などにも、鍵ボックスから鍵を取り出し、避難所開設作業をお願いすれば、早期に避難所を立ち上げることができますが、市の見解をお聞かせください。

次に、温暖化対策について。

市長の思いについて理解いたしました。それでは、その市長の思いを受けて、担当として、どのような考え方で計画改訂等の事務を遂行していくのか、お聞かせください。

次に、環境意識の醸成について。

醸成についての思い、考え方について理解いたしました。それでは、環境意識の醸成を進めていく中で、食品ロスの削減をはじめとするごみ減量化の取り組みについてお聞かせください。

次に、ごみ処理の広域連携について。

広域処理に向けた経過と今後の課題について理解いたしました。基本的に茨木市と摂津市では、収集方法にしても処理方法にしても違うわけであります。本市の独自課題としては、明らかに市民に直結した問題として、ごみの分別をどうするのか問われるところであります。広域処理に伴うごみの分別についての考えをお聞かせください。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について。

新型コロナウイルスワクチンに関する業務は、医療機関との調整や集団接種会場の設定、ワクチンの手配など、非常に多岐にわたる内容であります。人員の増強がなされたとのことでありますが、ワクチン接種を円滑に進めていくためのどのような準備

を進めているのか、お聞かせください。

次に、健康づくりについて。

市民の主体的な健康づくりについての考えについて理解いたしました。あらゆる機会を捉え、市民の健康増進に向けた取り組みを進めていくということでありますが、それでは、動画配信による健康づくりの周知啓発の取り組みについて、詳細をお聞かせください。

次に、高齢者について。

地域包括支援センターの支所を安威川以南地域に設置し、地域密着型の相談体制を構築していくとのことでありますが、設置場所など具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、とりかいこども園に設置する児童センターについて。

児童センターを設置するに至った経緯について理解いたしました。鳥飼グランドデザインアンケート調査のニーズを受けて設置していくということであります。それでは、とりかいこども園に設置する児童センターは、第１児童センターとどのような違いがあるのか、お聞かせください。

次に、男女共同参画について。

学生リーダーを養成される考えについて理解いたしました。おっしゃられるように、若者が被害者にも加害者にもならない暴力そのものの根絶のために、予防にも重点を置いた取り組みを行うことは重要であります。それでは、ＤＶ等防止の具体的な取り組みについてお聞かせください。

次に、学力向上の取り組みについて。

ＩＣＴ機器を活用した学力向上に向けた方向性について理解いたしました。協働的な学びと個別最適な学びを充実させ、子どもたちの学力向上に取り組んでいくということでありますが、それでは、ＩＣＴ機器を活用した授業等、具体的な内容についてお聞かせください。

次に、問題行動等への取り組みについて。

緊急チームを構築するに至った経緯について理解いたしました。それでは、令和２年度のスクールロイヤー活用事業に緊急支援チームを加えることで、どのような効果があるのか、お聞かせください。

次に、教育環境の改善について。

新型コロナウイルス感染症対策における衛生面での現在の取り組みと今後の取り組みについて理解いたしました。答弁を聞く限りでは、感染症対策における教員の負担は感じ取れます。新型コロナウイルス感染症関連の対応における教職員の負担についてお聞かせください。

次に、スポーツ環境の充実について。

スポーツは健康施策と大いにリンクしています。健康施策を進めていく中で、スポーツをする場の提供は必須であります。既存の施設の整備に努めるということでありました。市内のスポーツ施設は老朽化も進んでおり、絶えず安全の確保に努めていただくことを要望します。現在、新たな体育館を建設中であります。現在の進捗状況と健康面からの新体育館ならではの付加価値についてお聞かせください。

次に、経営支援について。

ビジネスサポートセンターを南千里丘別館に設置するに至った経緯について理解いたしました。伴走型の経営支援として、継続的に経営相談に対応できる体制を構築していくということでありますが、それでは、具体的にどのように進めていくのか、お聞かせください。

次に、健都イノベーションパークの企業誘致について。

効果的な企業誘致に向け、国立健康・栄養研究所とどのような連携を図っていくのか、お聞かせください。

次に、ＩＣＴの活用について。

行政経営のデジタル化について理解いたしました。ＩＣＴの活用については、今後、自治体チャットツールの導入、テレワーク環境を整備、職員の多様な働き方に対応ということでありますが、それでは、職員の働き方改革に関わるＩＣＴの利用についてお聞かせください。

次に、人材育成実施計画の改訂について、求める人材と人材育成実施計画について理解いたしました。現在の計画を振り返り、様々な課題をしっかりと踏まえた実効性のあるものにしていきたいということであります。その中で、令和３年度は、摂津市事務執行適正化第三者委員会の答申を踏まえ、人材育成実施計画を改訂し、職務を的確に遂行できる人材を育成していくということでありますが、それでは、第三者委員会の答申と計画改訂についてお聞かせください。

２回目は以上です。

○森西正議長　それでは、生活環境部長。

○松方生活環境部長　コミュニティ施設を活用した活性化についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティ施設には、グループ活動や講座などで施設を利用される方やイベントに参加される方など、年齢を問わず様々な方が訪れます。味生地域は、味生公民館が地域の方が集まるコミュニティ施設として機能を果たしていますが、地域のにぎわいの場、交流の拠点として、コミュニティ機能をさらに発展させ、地域の絆やつながりといったコミュニティの輪を広げ、地域の活性化につなげたいと考えております。

また、令和元年１０月２８日に開催された令和元年度第１回摂津市総合教育会議におきまして、子どもたちが地域の方々と触れ合うことで地域のつながりを深められるとのご意見もあり、貸し館やイベントで施設を利用される方々だけではなく、子どもたちから高齢者まで気軽に集える交流機能にも配慮し、コミュニティセンター基本構想を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、外国人市民が住みやすい施策の展開についてのご質問にお答えいたします。

平成３１年４月に改正出入国管理法及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大されたことに伴いまして、本市における外国人市民の数は増加傾向にあります。具体的には、本市における令和２年６月末現在の外国人市民は１，６５８人で、全体の１．９％、５年前の同時期では１，１８８人で、全体の１．４％と、外国人市民の方は４７０人増加しております。

増加傾向にある外国人市民が安心してお住まいいただくための第一歩は分かりやすい情報提供であることから、令和２年度に職員向けに策定いたします外国人市民への分かりやすい情報提供ガイドラインに基づき、外国人市民に配慮した優しい日本語によるパンフレットの作成、庁内の案内サインの変更、多文化共生について理解を深める庁内研修等を実施してまいります。さらに、多文化共生社会の実現に向け、中心的な役割を担っていただいている摂津市国際交流協会と連携を図り、外国人市民が活用しやすい相談事業の在り方について検討してまいります。

続きまして、地球温暖化対策地域計画に

ついてのご質問にお答えいたします。

令和３年度策定予定の同計画は、２０５０年脱炭素社会の実現に向け、まず、第一歩である２０３０年度の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げる予定であります。令和２年度策定予定の計画では、国の現在の目標数値を受け、３０％の削減を掲げる予定でありましたが、現在は、国が今後示される目標値を勘案し、同計画策定委員会に諮り、決定していく予定であります。

内容といたしましては、緩和策と適応策に分け、施策体系は、上位から基本方針、施策の方向性、具体的施策とする予定であります。緩和策の基本方針には、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素まちづくりの推進、循環型社会の構築等を予定しており、適応策は、気候変動への適応の各種対策を記載する予定であります。具体的な内容は国等の計画や施策が示された後となりますが、市としての施策の進行管理は必要であると考えており、重点項目には成果指標を示す予定であります。

続きまして、食品ロスをはじめとするごみ減量化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

日々家庭や事業所から排出されますごみの中には、まだ食べることができる未利用食品や利用可能な家具、家電などが含まれております。また、排出される市民からは、もったいないが引き取り手がないといった声も聞かれ、やむを得ずごみとして処分される状況も見受けられます。ごみの減量化に向けましては、そういった「もったいない」の気持ちをしっかり活用できるフードドライブを実施するほか、リユース、リサイクルの促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、広域処理に伴うごみの分別についてのご質問にお答えいたします。

ごみの分別は、市民の日常生活に密接に関係する重要課題であると認識しております。本市におきましては、現在、環境センターで焼却処理する燃やせるごみと、茨木市に処理を委託している燃やせないごみのほか、空き缶や古紙類など再生利用できるものは資源回収として分別いたしております。広域処理後におきましても、資源回収につきましては引き続き分別を行いますが、燃やせるごみと燃やせないごみの分別区分につきましては、一元化を含めた検討が必要であると考えております。検討に当たりましては、住民の理解や利便性のほか、収集の効率性や安全性など様々な観点から検証を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（仮称）新味舌体育館における工事の進捗状況と新たな付加価値についてのご質問にお答えいたします。

令和２年第３回定例会において工事請負契約締結の件を可決いただきました後、地元住民に対しまして、１１月２日及び３日に工事説明会を実施いたしました。その後、１１月１６日から工事を開始しております。まずは、体育館建設予定地の掘削や整地を行い、現在は杭打ち工事まで完了するとともに、防火水槽の工事にも着手しております。令和２年度は、１階部分の基礎工事まで実施する予定となっております。

新たな付加価値としましては、健康づくり施策を推し進める観点からも、子どもから高齢者まで多世代が気軽に立ち寄り、個人の体力づくり、健康増進の場となるような設備の充実・運用を行ってまいります。

続きまして、新たな伴走型の経営支援についてのご質問にお答えいたします。

新たな伴走型の経営支援につきましては、相談事業者の強みを生かした販売支援策、例えば、ホームページの作成などを具体的に提案し、作成を支援いたします。その後も継続して、事業者が進捗を相談できる、きめ細かな事業者に寄り添った経営相談を実施してまいります。また、市の委託事業として商工会に委託することで、多くの方が対象となります。週１回の相談日以外に関しましては、商工会で相談日の予約や調整、相談のサポートなどを行ってまいります。このように継続的な相談に対応できる体制を構築することで、新型コロナウイルス感染症など新たな経営環境に対応した製品開発や業態転換など、継続した経営相談ならではの成果が出せるように取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　シティプロモーション関連の市内にある大学や高校との連携についてのご質問にお答えいたします。

シティプロモーション戦略の策定の際に、大阪人間科学大学の学生１０名にワークショップへ参加していただき、大学生ならではの斬新な発想やご意見を参考にさせていただきました。

また、市役所庁舎ブルーイルミネーションの実施の際には、星翔高校の生徒によるドローンによる空撮動画の作成にご協力をいただいたところでございます。

さらには、近隣市の大学になりますが、大阪成蹊大学や大阪経済大学におきまして、大阪銘木団地や鳥飼地域の活性化などについて、授業やゼミの課題、テーマとして取り上げていただき、学生からの提言をいただいたところでございます。

今後におきましても、シティプロモーションや魅力発信に関わる様々な場面において、若い発想力や創造力などを取り入れられるよう、大学生や高校生などと連携を図ってまいります。

続きまして、鳥飼グランドデザインに関連する住民アンケート結果や地元懇談会等の意見の反映についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインの策定に当たり、住民アンケートをはじめ、地域の住民の方々からご意見等をいただく機会として、地元懇談会に加え、鳥飼地域で活動されている事業所やＮＰＯで子育て支援や地域の活性化に取り組んでおられる子育て世代の方々へのヒアリング、また、鳥飼保育所の親子ひろばに参加されている方々へのアンケート等を実施してまいりました。いただいたご意見等を参考に、鳥飼地区に必要となる機能や施策について、関係課と協議、調整を進めているところでございます。

続きまして、摂津市のＤＶ等の防止の具体的な取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

大阪人間科学大学との連携につきましては、令和３年度は、社会福祉学科のゼミ生を中心に、前期はデートＤＶの講義、後期については学生によるオリジナルデートＤＶ予防プログラムの作成を実施してまいります。スクールソーシャルワーカーとなり得る学生を対象に行うことは、虐待防止の観点からも有効であると考えております。

また、女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンと子どもへの虐待をなくす運動のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた摂津市オリジナルのパープル＆オレンジダブルバッジを作成し、広く周知啓発することで、ＤＶ、虐待は身近にある重大な人権侵害であること

の理解を促し、そのような行為を許さない風土の醸成を図ってまいります。

また、複合的な相談について、庁内連携の必要性から、ＤＶや児童虐待に加え、高齢者虐待、障害者虐待、特定妊婦など、複数の課に関連する相談者への対応がより円滑に行えるよう、連携システムを構築し、対応しております。

続きまして、第三者委員会の答申と人材育成計画改訂についてのご質問にお答えいたします。

昨年９月から開催しております事務執行適正化第三者委員会の調査審議の結果について、市長への答申を令和２年度末に行っていただく予定をしております。答申は、案件ごとの原因や問題点が示され、今後の課題として、マニュアル整備の観点、内部通報など制度の充実や整備の観点、組織風土や意識改革に関係するものなど、様々な要素を含んだものとなることを想定しています。今後、答申を踏まえた実効性のある対策を講じていく必要があり、人材育成実施計画の改訂に向けては、関連する項目をしっかりと位置付けるとともに、進捗や実施の状況についても確認を行っていく必要があるものと考えております。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　新たな狭隘道路の整備支援制度についてお答えいたします。

今回、まずは重点整備地区を３か所に特定し、重点的に支援していくこととしております。一つ目は千里丘地区で、既に南千里や健都が開発され、さらには阪急京都線連続立体交差事業やＪＲ千里丘駅西地区再開発などが進められるエリア、二つ目は正雀地区で、十三高槻線正雀工区や阪急正雀駅前道路整備を進めるエリア、三つ目は鳥飼地区で、鳥飼仁和寺大橋の無料化や河川防災ステーションなど災害に強いまちづくりを進めるエリアであります。これらの地区では狭隘道路が多く、また、旧耐震基準の木造住宅が密集するなど、円滑な交通や緊急災害時の安全性などの課題がある一方、都市開発事業による周辺の住宅開発の需要が見込まれる地域であり、重点整備地区として特定し、支援を重点化するものです。

支援制度の内容でありますが、現行では、個人住宅の建築行為に伴う前面道路の後退整備に限り助成しておりましたが、新制度では、重点整備地区内の全ての開発・建築事業を対象に、幹線道路から開発地に至るまでの交通網として形成できる道路について、拡幅の支援をいたします。また、これまでの測量・分筆登記費用や拡幅工事費用の助成に加えて、道路拡幅部分の用地取得費や工作物の撤去・復旧費にまで支援を拡充いたします。４月から運用を開始するため、市民、事業者等へ広く周知するとともに、エリア全体の狭隘道路解消、良好な住環境の形成に向けた支援を実効性あるものにしてまいります。

続きまして、本市の交通安全対策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市内の交通事故の状況でありますが、年々減少の傾向となっており、過去１０年間で事故全体の件数が１８７件減少し、３１９件となっております。そのうち、自転車関連事故に関しましては２４件減少し１０４件、また、高齢者関連事故に関しましては１件増加し８７件となっておりますが、事故全体に占める割合は双方とも高くなっている状況でございます。そのため、摂津市自転車活用推進計画に基づきまして、令和２年度から１０か年計画として、

約２４キロメートル、車道部に自転車通行レーンを設置し、安全な通行空間を確保してまいります。

交通安全の周知啓発活動といたしまして、春秋の全国交通安全運動の期間中はもとより、駅前や交差点などの歩行者がふくそうする場所において、摂津警察署をはじめ、各関係団体と連携し、高齢者を中心に交通ルールの徹底に取り組んでいるところであります。また、運転免許証の返納による高齢者の交通事故減少を目指す人生１００年ドライブを推進してまいります。

○森西正議長　総務部理事。

○辰巳総務部理事　避難所の機能強化に関するご質問にお答えをいたします。

災害時用鍵ボックスにつきましては、大規模な地震に見舞われたときに、避難所となる施設に一番初めに駆けつけた市職員が施設を解錠し、安全を確認した上で迅速に避難所を開設できるよう、令和２年度から２か年で設置しているものでございます。震災の場合、避難者を受け入れる前に、まず施設内の安全を確認する必要があり、施設の解錠につきましては、管理上の問題からも現在は市職員が行うこととしております。

議員がご指摘のとおり、担当職員が被災し、着任できないような場合でも、地域の皆様が速やかに避難し、安全を確保できるよう、何らかの対策を講じる必要がありますことから、今後、防災サポーターや自主防災組織の皆様にも避難所の早期開所に向けご協力いただけるかを検討してまいりたいと考えております。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　新型コロナウイルス感染症ワクチンに関するご質問にお答えいたします。

ワクチン接種の準備に当たりましては、ワクチン自体の管理が難しいこと、市に集団接種のノウハウが乏しいことなどから、一定の専門性が必要となるハードルの高い業務であると認識いたしております。これらを踏まえ、業務体制の構築に当たりましては、肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンを担当しております保健福祉課内に対応チームをつくり、鋭意準備を進めているところでございます。接種に向けた準備につきましては、国からの情報が日々変動し、苦慮しているところでございますが、ワクチンの配送や集団接種会場におけるシミュレーション訓練を実施するなど、一つ一つ準備を重ね、円滑な接種となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、動画配信による健康づくりの周知啓発の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、健康に関する意識を高めていただけるよう、市民に幅広く働きかける方法として、これまで市民健康まつりや各種健康教室等を行ってまいりました。しかし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、集客して行うイベントの開催が難しくなり、中止や縮小を余儀なくされました。

そこで、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所、摂津市医師会をはじめ、市民団体や市内学校などのご協力を得て、１１月の健康づくり推進月間にせっつ動画ｄｅ健康フェス！をオンライン開催しましたところ、動画なので何回も繰り返して見られた、今後も配信を希望するといったご意見が寄せられ、動画という新たな啓発の方法に一定の効果を感じたところでございます。

この成果を踏まえ、令和３年度も、健康

に関する講義や運動、クッキングなど健康づくりに関する動画を制作、配信することといたしました。仕事を持つ方や子育て世代など、今まで教室等への参加が少なかった方々にも自宅で気軽に楽しんで健康づくりに取り組んでいただけることから、若いうちから健康への関心を持って、健康的な生活習慣へと行動を変えるきっかけがつくれるものと期待しております。今後も、幅広い層の方が日常的に健康づくりに取り組むことができるよう、周知啓発活動に工夫を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、地域包括支援センターに関するご質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援センターの支所の場所についてでございますが、新鳥飼公民館の旧市民サービスコーナーのスペースへの設置を検討しております。鳥飼地域の中心に地域包括支援センターの支所を設置することにより、現在の地域包括支援センターが遠方である鳥飼地域の方々にとって相談に行きやすい体制になるものと考えております。また、市民が日常において利用する公民館に設置することにより、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、幅広い層に周知することができ、支援を必要とする高齢者やその家族、支援者が早期に相談を行うことにつながるものと考えております。

続きまして、国立健康・栄養研究所との連携についてのご質問にお答えいたします。

現在、国立健康・栄養研究所とは、市民を対象としたフレイル測定や講演会をはじめ、健康づくりに関するオリジナル動画を作成するなど、市民の健康づくりに向けた取り組みを進めているところでございます。今後は、これらの取り組みに加えまして、企業誘致の観点から、食や運動分野の調査や研究等に強みを持つ同研究所の知見を生かした新たな製品やサービスの創出など、進出企業のニーズに対し、国立循環器病研究センターも含めて、健都全体で対応できる仕組みづくりについて協議を進めてまいりたいと考えております。

○森西正議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　とりかいこども園に設置する児童センターについてのご質問にお答えいたします。

第１児童センターでは、利用者の範囲を保護者が同伴する乳幼児及び小学生としております。年間を通して、けん玉やリコーダーなどのクラブ活動やイベントの開催のほか、子育て中の保護者を対象とした運動遊びや季節に合わせた行事を行うなど、子どもの成長に応じて遊びを通じた心身の健全な育成を図るとともに、子育て世代の交流の場づくりに努めております。

建て替えするとりかいこども園には、児童センターに加え、つどいの広場機能も付加したいと考えておりますことから、対象年齢や事業内容の役割分担が必要であると考えております。また、子どもの居場所という観点では、中学生以上を対象にすることも検討が必要と考えております。

児童センターを含む児童館は、全国的にも様々な取り組みがなされていることから、先進的な取り組みを調査・研究しながら設計に反映していきたいと考えております。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　ＩＣＴ機器を活用した授業等、具体的な内容についてのご質問にお答えいたします。

ＩＣＴ機器を活用した具体的な内容といたしましては、授業の中で、大型モニター

にクラス全員の意見を表示し交流したり、家庭学習で、一人一人の学習状況をＡＩが判断し、反復学習ができるドリルを活用するなどいたしております。また、クラスで一緒に授業を受けることができない児童・生徒に対し、別室からオンライン授業を受けさせることで学習保障を行っている学校もございます。加えて、本年度は、コロナ禍であることから、研究発表会や授業参観などをオンラインで実施する学校も見られ、授業以外でも活用の幅が広がっております。

教育委員会では、こうした学校の取り組みをユーチューブチャンネルやウェブページで発信してまいりましたところ、先日、文部科学省から、ユーチューブ動画を見て取り組みを紹介したいという連絡があり、味舌小学校のオンライン全校集会が文部科学省のウェブサイトで現在掲載されております。

ＧＩＧＡスクール構想は、文部科学省の働きかけにより全国の市町村で取り組まれましたが、摂津市が全国的に見て先行して取り組むことができております。今後も、効果検証を行いながら、協働的な学びや個別最適な学びなどに取り組み、その取り組みを教育委員会として全国に発信し、本市の学校教育のイメージアップや、児童・生徒や教職員のモチベーションの向上に努めてまいります。

続きまして、令和２年度のスクールロイヤー活用事業に緊急支援チームを加えることでどのような効果があるのかについてのご質問にお答えいたします。

令和２年度の新規事業でございますスクールロイヤー活用事業では、いじめの事案が生起した際に、学校の対応が法的根拠に基づいたものになっているのかどうか、助言を得ながら進めることができました。ご質問の緊急支援チームのメンバーには、弁護士に加えて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのスーパーバイザー、必要に応じて医師などの専門家を想定しており、いじめ事案の被害者への心のケア等も可能とするものでございます。このように、事案に適した複数の専門家をチームとして学校に派遣することで、より多面的な視点から学校の支援を実施し、問題を早期に解決してまいります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策対応のための教職員の負担についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策は、アルコール消毒が有効であることから、教職員によるアルコール消毒を行ってまいりました。また、児童・生徒が担っていたトイレ清掃につきましては、児童・生徒への感染防止のため、現在、教職員が行っております。令和３年度につきましては、スクールサポーターによるアルコール消毒や週１回の専門業者によるトイレ清掃を行うことで教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　職員の働き方改革に係るＩＣＴの利用についてのご質問にお答えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に対し、感染拡大防止の観点から、自宅で業務を行うテレワークが推進されております。本市におきましても、令和２年度に在宅勤務の試行的導入を実施いたしました。当初は、ネットワークに接続しないパソコンで業務マニュアルやレポートを作成すること等の限定的な業務を想定しておりましたが、地方公共団体情報システム機構の自

治体テレワークシステム実証実験を活用し、令和３年１月から利用を行っており、自宅のパソコンから安全に庁内のパソコンを操作し、庁内とほぼ同等の業務ができる仕組みを整備したところでございます。

また、このようなテレワークの仕組みは、感染症対策のみならず、地震や風水害のような災害で登庁が困難な状況でも業務を継続することが可能となるものでございます。さらには、民間では、通勤の負担の軽減や、子育てや介護を担う人の柔軟な働き方を推進する観点からもテレワークの活用が進んでおり、今後、本市におきましても、テレワークをはじめとするＩＣＴの調査・研究を進めまして、多様な働き方により職員が力を発揮できるよう環境整備を図ってまいりたいと考えております。

○森西正議長　楢村議員。

○楢村一臣議員　それでは、３回目ですが、３回目については全て要望といたします。

まず、味生地域の活性化について。

コミュニティ施設を活用した活性化について理解いたしました。今後は、教育会議での意見も参考にし、子どもたちから高齢者まで気軽に集える交流機能にも配慮し、コミュニティセンター基本構想を策定いただくことを要望いたします。

次に、多文化共生の取り組みについて。

多文化共生を視野に入れた施策の展開について理解いたしました。増加傾向にある外国人市民とのつながりは重要であります。今後も、国際交流協会と連携し、みんなが安全・安心に生活ができる多文化共生社会を目指して取り組みを進めていただきますよう要望いたします。

次に、シティプロモーションについて。

市内のみならず、市外の大学との連携も進めておられることを理解いたしました。シティプロモーションを展開するに当たり、多くの市民、学生や生徒に関わっていただくことは重要であります。それにより、本市への愛着や郷土愛が増すものと考えます。

また、本市には４，０００もの事業者があるのも特徴です。市内の事業所との連携を深めることで、シティプロモーションの可能性がさらに広がるものと考えます。事業所とも連携を進めていただきながら、より効果のある本市の魅力発信に努めていただきますよう要望いたします。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインについて。

住民アンケート結果や地元懇談会等の意見をどのように生かされているのか理解いたしました。今後も、様々な場面で協議、調整が行われていくと思います。しっかりと調整しながら進めていただくことを要望いたします。

次に、良好な住環境について。

重点整備地区支援制度の拡大・拡充内容について理解いたしました。しっかりと市民、事業者等へ広く周知していただくとともに、良好な住環境の形成に向けた支援を実効性のあるものにしていただくことを要望いたします。

次に、安全な道路交通環境について。

具体的な交通安全対策について理解いたしました。今回、道路交通環境について質問いたしましたが、今回の事故を受け、行政として何ができるのかを考えていくことが大切であると考えます。様々な視点から考えていただくことを強く要望いたします。

次に、地域防災力の強化について。

避難所開設作業について、防災サポーターや自主防災組織の皆様にも避難所の早期

開所に向けご協力いただけるか検討していきたいということでありますが、少しでも早くご協力のお願いに行くべきだと考えます。以前にも言っているように、正規職員は減り続け、市内在住職員も３０％を切っています。避難所班の職員は、避難所から近い職員ばかりではありません。大規模な地震が起きて、ある避難所に職員が一人も来ず、市民が避難しに来ているということを考えるだけで怖くありませんか。いろいろな管理上の問題もあって、なかなか踏み込めないのかもしれませんが、速やかに進めていただくことを要望します。

次に、温暖化対策について。

事務を遂行していく内容について理解いたしました。具体的な内容については、国等の計画や施策が示された後ということでありますが、市としてしっかりと施策の進行管理を進めていただきますよう要望いたします。

次に、環境意識の醸成について。

食品ロスをはじめとするごみの減量化の取り組みについてお聞きしましたが、フードドライブを実施することはいいことだと思います。しかしながら、家庭や事業所から食品が排出されるということは、まだ市民や事業者に啓発する余地があります。市民が食品を買い過ぎないように努力をしても、残った食品がごみで排出されるのであれば意味がありません。環境意識を醸成するために、市民にも事業者にもしっかりと啓発していただきますよう要望いたします。

次に、ごみ処理の広域連携について。

ごみの分別は、日々の家庭生活において密接に関係していますし、連携協約に掲げる循環型社会の形成に向けた第一歩であると考えます。広域化については令和５年度からということでありますが、もし見直しをされるということであるならば、十分な地域への説明が必要であると考えます。その際には、市民の納得を得られるよう、丁寧な対応を行っていただきますよう要望いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について。

ワクチン接種についての準備について理解いたしました。ワクチンの配送や集団接種については非常に人手がかかるものと思われます。円滑な実施の観点からのさらなる体制の強化や委託の活用など、柔軟に対応していただきますよう要望いたします。

次に、健康づくりについて。

令和３年度に入っても、まだ新型コロナウイルスの感染がどうなるかも分からず、不特定多数が集まる大きなイベントは、準備期間も必要なことから開催の判断も難しいと思われます。そのような中、動画配信は様々なところでふえてきており、日常的に当たり前になりつつあります。今まで市のイベント等に参加していなかったような若い人たちへのアプローチとしては非常によい取り組みです。しかし、一方で、インターネット環境がない人や操作方法が分からない人には情報が届かないというデメリットもあるので、そういった方々へのアプローチも考えていただくことを要望いたします。

また、市としての新しい取り組みであったこととはいえ、せっつ動画ｄｅ健康フェス！はあまり知られていなかったのではないでしょうか。集客イベントより周知の仕方は難しいと思いますが、もっとアピールしていただきますよう要望いたします。

次に、高齢者施策について。

地域包括支援センターの設置場所、具体

的な取り組みについて理解いたしました。今後ますます相談がふえ始める世代の７５歳以上の高齢者が増加していきますので、地域密着型の相談体制の構築と充実を要望いたします。

次に、とりかいこども園に設置する児童センターについて。

つどいの広場機能、子どもの居場所という観点から、中学生以上を対象にすることも検討が必要ということであります。先進的な取り組みを調査・研究しながらしっかりと進めていただくことを要望いたします。

次に、男女共同参画について。

目的、取り組みについて理解いたしました。市内の大学と連携し、暴力そのものの根絶のために、予防に重点を置いた取り組みを行うこと、若いときから男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を深めることは、より効果的な広がりが期待できると思います。また、摂津市オリジナルのパープル＆オレンジダブルバッジについては、市として暴力防止への深い理解と関心について取り組んでいることを広く周知されるよう要望いたします。

次に、学力向上の取り組みについて。

ＩＣＴ機器を活用した具体的な内容について理解いたしました。本市の学校教育のイメージアップや、児童・生徒や教職員のモチベーションの向上に努めていただきたいと思いますが、ＩＣＴ機器を活用することが教員の負担にならないよう、ＩＣＴ支援員などを増員し、教員の負担軽減を図っていただくことを要望します。

次に、問題行動への取り組みについて。

スクールロイヤー活用事業に緊急支援チームを加えることの効果について理解いたしました。専門家を適切に活用し、チームで学校の体制づくりを充実させ、事案の早期対応だけでなく、問題行動が起こりにくい学校づくりを推進していただきますよう要望いたします。

次に、教育環境の改善について。

教育の負担軽減を図ることで子どもと向き合える時間がふえています。しっかりと進めていただきますよう要望いたします。

次に、スポーツ環境の充実についてです。

新味舌体育館における工事の進捗状況と新たな付加価値について理解いたしました。地域の活性化は、当然ながら、その地域の住民の理解が必要であります。さらに、地域活性化において、スポーツ施設は、まちを活性化させるとともに、健康やスポーツを発展させることのできる重要な拠点であります。引き続き、市民、団体の声をしっかりと聞き、反映させていただきますよう要望いたします。

次に、経営支援について。

具体的な取り組み内容について理解いたしました。きめ細かい事業者に寄り添った経営相談を実施していただくことを要望いたします。今年度、コロナ禍の中、取り組まれている市独自の中小企業者の雇用確保及び事業継続に対する支援、テイクアウト・宅配サービスを新たに開始する飲食事業者への支援につきましても、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、健都イノベーションパークの企業用地について。

国立健康・栄養研究所との連携について理解いたしました。コンセプトに合った企業を誘致したいところでありますが、なかなか条件も厳しく、難しいところだと思います。国立健康・栄養研究所の知見を生かした新たな製品やサービスの創出というこ

とで、おっしゃるとおりでありますが、何かよい方法がないのかと考えてしまいます。しっかりと国循を含め、健都全体で対応できる仕組みづくりについて協議を進めていただきますよう要望いたします。

次に、ＩＣＴの活用について。

職員の働き方改革に係るＩＣＴの利用について理解いたしました。民間では、子育てや介護を担う人の柔軟な働き方を推進する観点からも、テレワークの活用が進んでいるということであります。これからはそういうことも考えていかなければなりません。個人情報の取り扱いには十分注意を払われていると思いますが、注意しつつ、多様な働き方で職員が持てる力を発揮できるよう、環境整備を図っていただくことを要望します。

最後に、人材育成実施計画について。

第三者委員会の答申と計画改訂の内容について理解いたしました。答申を踏まえた実効性のある対策を講じていく必要があるということですが、何が実効性のある対策なのかを見極めていくことが大切であります。その上で、実施計画の改訂に向け、しっかりと進めていただきますよう要望いたします。

以上で民主市民連合を代表しての質問を終わります。

○森西正議長　楢村議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後４時３４分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　森　西　　正

摂津市議会議員　　楢　村　一　臣

摂津市議会議員　　三　好　俊　範

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和３年３月９日

（第３日）

令和３年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

令和２年３月９日（月曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	塚本　崇
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	渡辺慎吾	１２番	森西　正
１３番	三好義治	１４番	楢村一臣
１５番	三好俊範	１６番	香川良平
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	大橋徹之
総務部長	山口　猛	総務部理事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保健福祉部長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	橋本英樹
消防長	明原　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	事務局次長	溝口哲也

１ 議　事　日　程

1,　　代表質問

改革クラブ　渡辺　慎吾　議員

自民党・市民の会　光好　博幸　議員

公明党　村上　英明　議員

---

１ 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○森西正議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び松本議員を指名します。

日程１、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

渡辺議員。（拍手）

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　おはようございます。

それでは、順位に従いまして、改革クラブを代表して質問させていただきます。

１番目、味生地域のコミュニティ施設の基本構想についてであります。

数年前、味生地域にコミュニティセンターがダイキン工業社宅跡地にできるのではないかというううわさを耳にしました。もちろん地域住民にとって集いの場所ができるのは好ましいことではあります。うわさどおり、ダイキン工業社宅地での構想をされているのか、また、公共施設での建て替えをされるのか、また、他の場所を確保されているのか、どのくらいの規模で計画されているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインについてであります。

まちづくりには短期・中期・長期的観点から計画していく必要があります。防災対策や少子化に伴う学校等教育施設の統廃合、また、老朽化に伴う集会所や公民館等の修繕や建て替え、様々な課題が惹起してまいります。行政が鳥飼地区に関するアンケート調査をされたとき、少子高齢化が進む地域に住民が集うコミュニティセンターの建設という要望が多くありました。行政もその必要性を認識されていると思いますが、今回、味生地域のコミュニティ施設の基本構想と同時進行で、鳥飼地域のコミュニティ施設の基本構想も作成されるお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

３番目、環境に配慮した行動変容を促す取り組みについてであります。

多くの市民は、環境問題を理解し、協力していただけると思いますが、市民一人一人が等しく認識を共有されているとは思いません。それを、環境に関して、ある一定の方向に向けていくには、身近な目標設定が必要だと思います。事業者においても、企業利益を優先するならば、環境への配慮にも制限があります。それぞれの行動を変容するには、相当の努力と粘り強い説明、啓発が必要と思われますが、具体的にどのように取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

いよいよ待ちに待ったワクチン接種が始まりますが、市民にとって、いつどこでどのような形で接種が行われるのか、不安と疑問が飛び交っております。スケジュールを教えていただきたいと思います。

５番目、教育大綱に掲げる「つながり未来を拓く　せっつの教育」について。

具体的にどのようなものか、お尋ねしたいと思います。

６番目、市独自の中小企業者の雇用確保及び事業継続に対する支援についてであります。

これも、具体的にどのようにされるのか、また、疲弊している飲食業者に対する支援についても併せてお尋ねしたいと思います。

７番目、様々な行政手続きのオンライン化による高齢者対応についてであります。

行政手続のオンライン化は避けて通れな

いことですし、行政間のオンライン化も必然的に進んでまいります。そこで、高齢者がそのようなシステムに取り残され、行政の様々な手続ができない、また、制度の恩恵を享受できないことへの心配が生じております。行政として、そのアシストをどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。

これで１回目を終わります。

○森西正議長　それでは、答弁をお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

それでは、改革クラブ議員団を代表しての渡辺議員の代表質問にお答えいたします。

味生地域のコミュニティ施設の建設場所についてのご質問でございますが、令和３年度に策定します基本構想につきましては、地域の方々の意見を伺いながら、コミュニティ施設として必要な設備や求められる施設の機能、集会所等の公共施設の再編を検討してまいります。基本構想策定の過程で、整備に必要な敷地の規模が想定できた段階で建設場所等を検討してまいりたいと考えております。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてのお尋ねでございますが、鳥飼地域におけるコミュニティ活動の活性化、また、超高齢社会下における高齢者の活動の場の観点から、将来的には公民館機能を備えたコミュニティ施設の整備は必要であると考えております。

鳥飼地域には、現在、地域コミュニティ活動の場となる体育館機能を備えた公民館、また、多くの集会所等がございますが、今後、老朽化や人口減少に伴う施設の在り方を含め、ふれあいの里、児童発達支援センター等の老朽化による建て替えや少子化に伴う教育施設の再編整備等も視野に入れながら、コミュニティ施設の配置について検討してまいりたいと思います。

なお、令和３年度は、子どもを中心とした児童センター、高齢者では地域包括支援センターの支所等々を考えております。これを踏まえまして、地域のコミュニティ活動を支援するため、ハード面、ソフト面からの取り組みを、将来のまちづくりのビジョンを示す鳥飼まちづくりグランドデザインの中で位置付けてまいりたいと考えております。

環境に配慮した行動変容についてのご質問にお答えをいたします。

脱炭素社会の実現を目指すに当たっては、市民、事業者、行政が同じ方向に向かって取り組むことが非常に重要であると考えております。ご質問の一人一人が環境に配慮した行動変容もその一つであります。行動変容を促す取り組みといたしましては、省エネルギー・省ＣＯ２機器の導入促進、エコドライブの普及、公共交通機関・自転車利用の促進、環境家計簿、グリーンカーテンの促進、クールビズ、ウオームビズの実践等、比較的親しみやすい取り組みから、省エネ利用率の高い電力購入の促進、電動車、次世代自動車の促進、省エネリフォームの促進、ゼロエネルギー型住宅の促進など、一定難易度が高いと想定される内容もございます。今後、摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会におきまして、取り組み内容を検討していただき、２０５０年脱炭素社会の実現を目指す計画となるよう取り組んでまいりたいと思います。

新型コロナウイルスのワクチン接種のスケジュールに関する問いについてのご質問

でございますが、大阪府の緊急事態宣言が先週解除されましたが、感染者の減少は鈍化したままであり、春の陽気に誘われ、気の緩みが非常に心配されるところでございます。新型コロナウイルス感染症は、特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方の重症化リスクが高いこともあり、ワクチン接種を着実に進め、一日も早く元の日常に戻ることができるようにと心から願っているところでございます。

ワクチン接種の開始時期につきましては、国からいつどれだけのワクチンが本市に入ってくるのかが大きな要素の一つとなります。現在国から示されている供給スケジュールでは、恐らく４月下旬から順次本市にもワクチンが届き、接種に取りかかれるものと想定をいたしております。医師会をはじめとした関係機関と連携を密にして準備を進めているところでございます。現在は詳細な情報を市民の皆様にお知らせできる段階ではございませんが、情報が確定次第、広報誌やホームページなど、あらゆる手段を用いて情報を発信してまいりたいと考えております。

市独自の中小企業者に対する支援、飲食事業者への支援実施等々についての質問でございますが、市独自の中小企業者に対する支援でございますが、令和２年度に従業員の雇用の維持を図って雇用調整助成金等を受給した事業者に１０万円を給付する制度でございます。

次に、飲食事業者への支援でございますが、時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により店内での飲食が減っている飲食店が、テイクアウトや宅配サービスを導入して経営改善を行っていけるように、令和２年度に導入に要した費用の半額で、上限５万円を補助しております。併せて、実施店一覧のチラシを自治会に配布し、市ホームページにも掲載し、３月に配布した広報誌でも周知しております。

同様に、コロナ禍で頑張る市内の飲食店を応援するため、商工会を中心に、「＃摂津エール飯」と題してＳＮＳを活用した発信もされております。

オンライン化等の推進による高齢者等への対応についての質問でございますが、ＩＣＴは人々の生活を豊かに便利にするものである一方、新たな技術が利便性とともにもたらす劇的な変化は、それに取り残される人たちとの間に格差を生み出しかねません。ネットワーク技術が進化し、手頃な価格の機器が普及してきたことで、地域や経済状況による情報格差が徐々に縮まっていく中、大きな課題として残されているのが世代間の格差でございます。

国の計画では、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向け、国民がデジタル社会を実感できるよう、高齢者等に対して、オンラインでの行政手続や民間サービスの利用方法等に関する説明会、相談会を全国で実施することとしております。

また、情報機器等を持たない方に対しましては、市役所窓口に配置するタブレットを利用し、マイナポータルを通じたオンライン手続ができるよう対応いたします。さらに、産官学民の連携により、オンラインでの行政手続等に関する出張講座の開催や、デジタル活用支援の担い手を育成する研修等への受講促進も検討してまいります。全ての人々がデジタル化の価値を享受できる社会を目指し、本市においても取り組みを進めていく所存でございます。

以上、私からの答弁といたします。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分についてのご質問にご答弁申し上げます。

教育大綱に掲げる「つながり　未来を拓く　せっつの教育」につきましてのご質問でございます。

人は一人で生きていくことはできません。ですから、子どもたちが将来生きていくために必要な知育、徳育、体育によって育まれる生きる力を身につけるためにも、他者やまち、社会とつながり合うことが必要であると考えております。そのような考えの下、教育大綱には、子どもたちに、人やまち、社会とのつながりを大切にしながら、豊かな感性と創造力を輝かせて、生きる喜びを感じ、新しい未来を切り開いていく力を育んでいただきたいという思いを込めた教育理念を掲げております。この理念に基づき、教育委員会では、現在、教育振興基本計画を策定中です。子どもはもちろん、人生１００年時代の今、生涯にわたって学び続けることができるよう、本市の教育の振興に努めてまいります。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番目の基本構想のことでありますが、先ほど市長のご答弁をいただいておりましたら、公共施設を中心に再編成して、まだ場所等は決まっていないようなご答弁をいただきましたけど、そのことは僕はあり得ないと思っています。今までにおいて、場所も設定していないのに基本構想をされたことがありますか。場所が決まってこそ基本構想というのができるわけですよ。例えば、鳥飼地域のグランドデザイン、これは大きな広範囲にわたってのいろんな議論やらができますけど、基本構想というのは、場所が決まってから、その場所で何をするか、どういうことをするか、コミュニティセンターやったらコミュニティセンターとしての機能をどうするかということを考えるのが基本構想なんです。こんな場所も決まっていない基本構想なんかはあり得へん話です。そんなことが過去においてありますか。それだけ後でお答え願いたいと思います。

それから、グランドデザインですけど、これはさっきの基本構想とつながりますけど、やっぱし何でも鳥飼地域の方々というのは後回しにされているというような気持ちがものすごいあるんです。先ほど、児童センターとか高齢者の施設を造るというようなことをちらっと言ってはりましたけど、グランドデザインをして絵に描いた餅。これは、総合体育館構想の際、鳥飼地域の人は、はっきり言って防災機能を有した総合体育館ができると非常に期待しておったのが、結局頓挫してしまったわけです。だから、もう絵に描いた餅は結構なんです。

だから、私は、そういうコミュニティの場所は、今このような時代ですし、また、鳥飼地域は非常に人口減少とか高齢化が進んでいるということでこのグランドデザインができた。で、グランドデザインには、やっぱり短期的、中期的、長期的な観点からということも言っておられるわけですよね。短期的に児童センターとか、そういう形でされるのは結構ですけど、味生地域にそういうコミュニティセンターを造るということやったら、当然、鳥飼地域でも短期的な、箱物が全てとは言いませんけど、やっぱりそういう基本構想も同時進行していただきたいんですね。あまりにも鳥飼地域にはお金をかけていない、そういう非常に疎外されているという意識を持った方も多

いわけです。同じように市民税を払っているのに何でやねんと言う方もおられるわけです。そういう点で再度お答えをお願いしたいと思います。

それから、３番目の市民一人一人の行動変容に関しては、そのような形で環境に関して取り組んでいくということでございますので、それは、もうそれでご答弁は結構でございます。

それから、４番目の新型コロナウイルス感染症に関してですけど、大まかには大体分かりました。しかし、今、ワクチンがちゃんときちっと入ってくるのか、また、ほかの製品でええのがぎょうさん出てきたやないかとか、これはいつ頃になったらワクチン接種が終わるのかというような不安を持っている市民もたくさんおられますよね。そこでお聞きしたいのが、接種できる場所はしっかりと確保されているのか、具体的に確保されている場所を教えていただきたいのと、それから、協力は、医師会とか、そういう形である程度スタッフは確保されていると思いますけど、何か募集をしているというようなご答弁をいただきましたので、その募集でしっかりと確保できているのか。

それから、ファイザー社製のワクチンを中心に接種するということだったんですけど、今、いろんなワクチンがどんどんどんどんできています。そういう他のワクチンを接種する、他のワクチンに替えるお考えがあるのか。

それから、６５歳以上の高齢者から接種するということなんですけど、それは前期高齢者なのか、後期高齢者なのか、それと、年齢が上の方から順番に接種されるのかどうか、そういうこともお聞かせ願いたいと思います。

それから、５番目、コロナ禍での子どもたちのことについて、大きな大綱は分かりましたけど、今、このような状況じゃないですか。つながりとか、それから将来ということをなかなか考えられないような時代じゃないですか。そういう点で、今、教育は、非常に大きな壁というか、そういうものがやっぱり立ち塞がっているような状況ですよね。そういう中で、教育長がおっしゃったようなお考えをいかに実践していくかということが大変なわけであって、その辺をもうちょっと具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

それから、６番目、これも大変な状況で、私もフェイスブック等で「＃摂津エール飯」に非常に興味を持ちながら、また、これはええなというところには二、三か所行ったことがあります。そういう形で、市民全体が、飲食業の方もそうですし、サービス業の方もそうですし、そういう方々をしっかりと応援する雰囲気を行政が率先してやっていただきたい、そのようにこれは要望しておきます。

それから、７番目ですけど、市長、今のオンラインやらＳＮＳやというような状況の中でついていけないんですよね。市長もそういうふうに思いませんか。あらゆる製品が出てきて、あふれんばかりの情報があるんですけど、年齢がいくとともに、非常にそういう点が分からないというか、非常にややこしいというか、そのような状況に追い込まれてしまうわけです。そういう点で、そうなってきたらどうするかといったら、もう耳、目を塞いでしまうわけです。情報の過疎化といいますか、孤立化といいますか、高齢者の方々というのはそういうふうな状況に陥りやすい。しかし、行政としたら、当然、市民ですから様々な手続を

やってもらわなあかん。その中で取り残されるような高齢者がやっぱり出てくるわけであって、役所まで来てもろたらちゃんとしますよでは、なかなかそういう方々は、もう邪魔くさいからええわというような状況になる可能性があるわけです。そういう点で、これは行政が時間をかけてやっても、全体的な流れとしたらそれに追いつけないわけです。そういう点で、やっぱり懇切丁寧に高齢者の方々にそういうシステムを説明できるような人員配置が必要と思いますが、その点をご答弁お願いしたいと思います。

以上で２回目を終わります。

○森西正議長　教育長。

○箸尾谷教育長　コロナ禍でどのようにして具体的な実践をしていくのかというご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によります影響、いわゆるコロナ禍により、学校で子どもたちは、これまで普通にできていたことができなくなったり、制限を加えたりされるなどの状況にあります。１日中マスクをしているために、話をしていても友達の表情が分からない、あるいは、学校で楽しみの一つである給食を黙って前を向いて食べなければならないなど、他者とのコミュニケーションが取りづらくなっています。そのような中で、これまで鎮静化しておりました問題行動件数が、今年度、とりわけ小学校でふえてきているという状況にあります。学校長に聞きますと、これは今まで報告を上げていなかったささいなことまで今年度は上げるようにしたからというようなことも聞きますけれども、やはり学校だけでなく、家庭における子どもの変化についても注視しながら、必要に応じて心のケア等をしていかなければならないと考えています。

このように、大人でさえつながりをつくっていくことが難しい様々な制約がある中で、議員がご指摘のように、教育大綱に掲げます「つながり　未来を拓く　せっつの教育」をどのようにして具体的に実践していくのか、学校も教育委員会も頭を悩ませているところであります。

しかし、私は、このような状況だからこそ、ただむやみにやれない、やらないと決めるのではなく、やれる方法はないのかを冷静に考えていかなければならないと考えています。できないと即断するのではなく、できる方法がないかというものに知恵を絞りたいと思っています。

例えば、一例を挙げますと、子どもたちの学校の中でつながりを深めて思い出をつくる絶好の機会であります、例えば入学式、卒業式、あるいは運動会、体育祭、修学旅行、そういった学校行事を、府内では教育委員会の指示の下に中止をした市もございました。本市におきましては、どれも中止はしておりません。中でも、修学旅行につきましては、事前に複数の校長から実施について不安視する声もございました。そこで、私は、臨時に校長会を開きまして、私のほうから、単に不安だからということで判断するのではなく、実施をした際の感染リスクを考えて、例えば修学旅行であれば、バスの台数をふやすでありますとか、１部屋の人数を減らすとか、あるいは入浴や食事の時間差をつけるといったような対策を提示して話をしたところ、現在のところ、多くの学校で実施され、あるいは延期されている状況にあります。

また、コロナ禍での新たなつながりの取り組みの一つとして、第三中学校では、先日、子どもたちがＳＤＧｓの１７の目標の

うちから一つを選び、その実現のためのアイデアを班で考えて、実際に参加していただいている企業の方々にオンラインで提案するという取り組みが行われました。具体的な企業名は、ＬＩＸＩＬ、阪神・阪急交通社、そしてコーヒーのＵＣＣ、田島建設、この４社でありましたけれども、企業の方々に子どもたちが直接自分達で考えたアイデアをプレゼンし、担当の方からコメントをいただく、そういった取り組みが行われました。これまで、こういった企業の方と直接話をする機会というのはなかなか設けられなかったんですけど、これもコロナ禍におきまして率先して取り組みを進めました高速ネットワーク回線によりますオンライン会議を活用した事例であるかと思います。

このように、コロナ禍によりまして様々な制約はありますけれども、ただできないということではなくて、できることは何なのかにしっかりと知恵を絞っていきたいと考えています。

幸い暖かい日が多くなってきました。来年度、教育委員会としては、サーキュレーターの予算も要求させていただいておりますけれども、そういったものを入れて、できるだけ教室の換気を進めることで、またできることもふえてくるのではないかなと思っております。そういった形で、議員もおっしゃいましたけども、それぞれの学校の実情に合わせたつながりをつくる取り組みを教育委員会としてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　市長。

○森山市長　味生コミュニティの施設の建設場所についての再度のご質問でございますけれども、建設に当たっては、現地の建て替えというのが一つの原則にあります。ただ、新しく建て替える場合、集会所機能、公民館機能を備えたコミュニティということになりますと、この現地建て替えで可能かどうか、こういったことも検討しなくてはなりません。そういったことも踏まえていろいろと基本構想を考えていくことになります。今日までいろんな形があったと思いますけれども、現地建て替えで考える場合もあったし、同時進行で、その構想によって用地が手狭ではないか、そういったことになった経緯もあろうかと思います。そういったことで、いろんなことを想定して基本構想をつくってまいります。そういうことで、あくまでも現地での建て替え、この可能性を探る中、さらに建設場所については探っていくこともあり得るということでございます。

それから、鳥飼地域については、もうほったらかしではないかというお話でございますが、決してそうではございません。ご案内のとおり、鳥飼地域には４０の自治会がございます。それぞれ９割までが身近に集える老人集会所、また、地区の集会所機能を有しております。また、先ほども言いましたけれども、体育館機能を備えた立派な公民館、また、鳥飼東公民館等々もあります。高齢者の皆さんにとって比較的身近に集えるコミュニティに恵まれた地域ではないかと思っています。

しかしながら、将来的に見て、いろんな機能を備えたコミュニティ施設の必要性は認識しているところでございます。先ほど議員からもご指摘がございましたが、短期的な視野、中長期的な視野等々を踏まえたグランドデザインをつくっていくわけでありますが、端的には、先ほども言いました児童センター等々が目に見えてまいります

けれども、この多機能を備えたコミュニティ施設につきましては中長期で考えていくことになります。今ある公民館につきましては、千里丘の公民館等々と同じく、バリアフリー等々を考えながら、より使い勝手のいい施設にまたリニューアル等々も考えていくことになろうかと思います。多機能型のコミュニティ施設等々につきましては、将来の公共施設の整備、再編成の中で視野に入れていくことになろうかと思います。

それから、ワクチンのスケジュール等々については、先ほどお話を申し上げました。接種場所、個別の接種の医師等々の確保について、それから、集団接種会場の確保、ワクチン、高齢者の６５歳以上云々についての５点にわたっての質問があったと思いますけれども、接種場所につきましては、個別の医療機関で接種していただくことに加えまして、市が設置する集団接種会場での接種を予定いたしております。集団接種会場につきましては、保健センター等を拠点として実施するほか、安威川以南地域の公共施設を巡回する計画を立てております。

個別接種の医師等の確保につきましては、個別接種を実施していただく医療機関の確保につきましては、医師会のご協力の下、アンケート調査を行った結果、実に多くの医療機関において接種に同意をいただいているところでございます。

それから、集団接種の医師等の確保でありますけれども、集団接種に従事していただく医師、看護師につきましては、医師会、看護師会等の関係機関に協力をお願いするとともに、市ホームページでの募集や人材派遣を活用するなど、あらゆる手段を用いて確保に取り組んでいるところでございます。

接種に用いるワクチンは、当面、薬事承認がなされているファイザー社製ワクチンを前提として進めているところでございます。当該ワクチンは、１６歳以上の方が対象であり、中２０日を空けて２回の接種が必要となります。また、超低温での管理が必要となるため、取り扱いに注意が必要となっております。ファイザー社製ワクチンのほかにも、アストラゼネカ社や武田・モデルナ社製のワクチンの接種が進められております。今後、薬事承認がなされれば、これらのワクチンも含めた接種を実施していくことになるものと想定をしているところでございます。

高齢者の接種順位についてでありますけれども、基本的に６５歳以上の方からということでございますが、詳細につきましては、ワクチンの供給スケジュールを踏まえ、今後検討していくことになります。

ワクチンについてのお答えは以上でございます。

それから、高齢者のＩＣＴですね。若い世代の方は端末の操作には慣れておられますけれども、高齢者にとりましては、若い頃にスマートフォン等々がございませんでした。ということで、操作も不慣れであるのは当然のことであると思います。今後、デジタル化が進んで便利になる一方で、そういう機器を操作できない高齢者等に対して、公民館や高齢者が集う集会所、老人福祉センター等で高齢者向けの説明会や相談会などを開催することを検討いたしております。また、講座等の案内につきましては、広報誌やホームページでの案内やチラシなどを市内各施設に置くことに加えて、老人福祉センターでチラシを配布し参加を促したり、社会福祉協議会のライフサポー

ターがひとり暮らしの高齢者宅を定期的に訪問する機会を捉えて案内を行うなど、多くの方に参加していただけるよう努めてまいります。

私からの２回目の答弁は以上でございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　これは代表質問ですから、３回しか質問できないので。答弁漏れが多々あったんですよ。

過去において、土地も決められていない基本構想が過去においてあったのかということ。何回も言うようやけど、グランドデザインではないわけですから、その辺のことをしっかりと答弁いただきたいのと、それから、ワクチンの問題でも、言ったように、後期高齢者か、前期高齢者か、また、最高齢の方から年齢が高い順番に行くのか、それとも、６５歳から順番に年齢を上げて行くのか、そういう点をしっかりお答え願いたいと私は言いました。

それから、お年寄り、高齢者に対して、そういう形で耳を塞ぎ、目を塞いでしまうような高齢者、それから、ひとり暮らしで役所に来られないような高齢者に対して、やっぱりその辺をきちっと説明して、そういう孤立した高齢者に対して職員が行くような人員を配置されるお考えはないのかということを私は質問したと思うんですけど、そのご答弁を全然いただいていないのでお願いしたいと思います。

○森西正議長　質問者からの質問で、もう少し具体的に答弁をお願いしたいと思います。市長。

○森山市長　補足の答弁をいたします。

基本構想をつくるのに用地が決まっていない場合もあったのかどうかということでございますが、原則現地での建て替え等々、公共用地を中心に基本構想がつくられてきたと思います。あったかないかについては、ずっと何十年も前の資料はございませんけれども、原則といたしまして、現地での建て替えを中心に基本構想をまずつくっていくことになっております。

それから、先ほども言いましたけれども、６５歳以上のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給量に応じて接種順位を検討していくことになります。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１０時４３分　休憩）

（午前１０時４６分　再開）

○森西正議長　再開します。

補足答弁をお願いします。市長。

○森山市長　答弁が漏れておりました。ＩＣＴの高齢者等々についてのご質問であったと思いますけれども、先ほど、いろんな形で高齢者に徹底をしていきたいという答弁をさせていただきましたが、まずは、現在の人員等々でその対応が可能か、それで少し対応ができないとなれば、外部の専門機関といいますか、人材等々の派遣も検討する必要もあろうかと思います。現在のところは、先ほど答弁いたしましたいろんな団体、また職員等々で対応してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁でございます。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１０時４８分　休憩）

（午前１１時３１分　再開）

○森西正議長　再開します。

市長公室長。

○大橋市長公室長　私のほうから味生公民館の基本構想についてご答弁させていただきます。

過去の経緯において、場所の特定のない中での基本構想策定ということについては事例がございませんでした。市長がおっしゃったように、考え方としては、原則現地での建て替えを基本として考えているもので、味生公民館の建て替えにおきましても、原則現地での建て替えを考えております。隣接する駐車場用地を活用することを想定しているもので、構想策定の段階で地域の皆さんのご意見等を伺うこともあるため、その結果により規模等が想定の範囲で収まらないことも考えられます。その際には、用地の変更ということも視野に入れなければならないと考えているところでございます。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　ワクチンに関するご質問に関しまして、私のほうから市長の答弁の補足説明のほうをさせていただきます。

まず、全体のワクチンの接種のスケジュールでございますが、ワクチンの供給の状況に大きく左右されるところでございますが、最新の国の通知に基づきまして、４月の中旬頃に、まず６５歳以上の高齢者の方、約２万２，０００人の方を対象に接種券を郵送し、５月上旬から接種をスタートしていく計画のほうを立てているところでございます。高齢者に対する接種につきましては、早くとも３か月を要すると想定しておりまして、後に続く基礎疾患をお持ちの方や高齢者施設等の従事者、６４歳以下の方への接種につきましては、８月以降の実施となると見込んでおるところでございます。接種を希望する全ての市民の方への接種につきましては、国が示す期限でございます令和４年２月末をめどに完了するよう取り組みを進めているところでございます。

その中で、ご質問にありました高齢者の方につきまして、前期高齢者の方、後期高齢者の方といった６５歳以上の方の順位につきましては、我々といたしましては、現在、例えば施設に入所されている方でありますとか基礎疾患を有する方などを優先とするかといったことにつきまして検討しているところでございますが、何分、先ほど申しましたように、ワクチンの供給量との兼ね合いがございまして、いずれも国からの情報をしっかりと踏まえまして、接種順位について検討していきたいと考えております。

あと、集団接種の設置場所でございますが、市長のほうから保健センター等というご答弁をさせてもらいましたが、具体的には、現時点では保健センター、文化ホール、安威川以南地域につきましては別府コミュニティセンター、新鳥飼公民館といった公共施設を中心に検討しているところでございます。

あと、医師と看護師の確保の状況でございますが、医師につきましては、市長からご答弁させていただいたとおり、医師会に協力のほうをお願いしておりまして、比較的協力の同意を得ている状況でございます。看護師の確保につきましては、先日より市のほうで募集のほうを行っておりまして、現在、複数名の方から申し込みのほうをいただいておりまして、何とか集団接種の実施につきましては対応できるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、３回目の質問というか、要望を踏まえた質問をさせていただきたいと思います。

味生地域のコミュニティセンターの基本構想。基本構想というのは、何遍も言うようやけど、土地があってこその基本構想で、それも、土地も定まらないうちの基本構想を一生懸命立てて、何がへそか分からんような状況で、非常に不自然やと。例えば、味生公民館を建て替える一つの大きなことで、公共用地も視野に入れながらということを言ってはりましたけど、それやったら、鳥飼地域も、新鳥飼公民館も新という名前はついとるけど、非常に老朽化が進んでおるわけです。鳥飼東公民館も、やっぱりバリアフリーという観点から考えても非常に不便だと。そういう点で、私は、やっぱり公平感を担保してもらうためにも、味生地域の基本構想と言っておるような話だったら、鳥飼地域にもしっかりとそういう施設を建てるというような構想を立てていただきたい、そのように強く要望しておきます。

それから、グランドデザインの件も、質問の中で要望という形で出てきて、絵に描いた餅を何個並べられてもやっぱり絵に描いた餅です。先ほども言いましたように、総合体育館の件も、できるできると言いながら、防災システムを備えた総合体育館ということで、我々はその体育館に対して非常に希望を持っておったわけですけど、それも頓挫してしまいましたよね。だから、非常に鳥飼地域の人らは不公平感を実感しているわけです。そういう点で、中期的、長期的なことより、短期的なことをしっかりと目に見える形で実行していただきたい。市長は、あと１０年、２０年、市長をやるわけではないわけですから、その辺のことはしっかりお願いしたいと思います。

それから、新型コロナウイルス感染症の件ですけど、やっぱりそのように万全な体制を組んで対応していただきたい。当然、予行演習等もやっておられると思いますけど、非常に今、心の中で一つの希望の星としてワクチンがあるわけですから、ちょっとした副反応という恐怖もありますけど、そういう点で順調にやってもらう、これも希望しておきます。

以上で質問を終わります。

○森西正議長　渡辺議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。（拍手）

（光好博幸議員　登壇）

○光好博幸議員　それでは、自民党・市民の会を代表しまして質問をさせていただきます。先の質問と重複する点もあろうかと存じますが、よろしくお願いいたします。

１、市民が元気に活動するまちづくりについて。

１の（１）地域コミュニティの活性化についてですが、地域コミュニティの衰退が懸念される中、地域と行政のそれぞれがその特性や役割を認識し、まちづくりを進めていくことが重要と考えますが、つながりのまち摂津に対する市長の思いをお聞かせください。

１の（２）シティプロモーションの推進について。

昨今、高い注目を集めるシティプロモーションですが、会派として、その推進に向け、これまで提言しており、インスタグラムでの情報発信力の強化と新幹線公園の取り組みを高く評価いたします。令和３年度は、鳥飼地域における大阪銘木イベントと淀川わいわいガヤガヤ祭のコラボ企画として、地域の風物詩となるよう計画されていますが、鳥飼地域におけるシティプロモーションへの市長の思いをお聞かせください。

２、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて。

２の（１）鳥飼まちづくりについてですが、鳥飼まちづくりは、会派としてこだわりを持って取り組んでいる事案であります。令和２年度は、魅力ある鳥飼のまちづくりに向け、専任部隊が設置され、尽力されたことを高く評価いたします。複雑かつ多岐にわたる課題が山積する中、令和３年度はいよいよグランドデザインが答申される重要な年となりますが、改めて鳥飼まちづくりに対する市長の意気込みをお聞かせください。

２の（２）都市基盤整備について。

令和３年度は、ＪＲ千里丘駅西地区再開発の事業計画の認可、阪急京都線連続立体交差事業での仮設駅前広場の実施設計、狭隘道路の重点整備地区の設定など、多くの事業が予定され、本市の一層の発展を築くものと期待します。改めて、本市の基盤整備について、今後どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

２の（３）道路ネットワークの向上について。

道路整備並びにその安全環境構築は、まちづくりの基本であります。十三高槻線の経過も踏まえ、今後の取り組みについてお聞かせください。

２の（４）市民を支える上下水道について。

将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給することは、行政の極めて重要な責務ですが、全国的に施設の老朽化が急速に進んでおり、各自治体において対応を迫られています。一方、下水道においても、昨今の降雨状況を鑑み、雨水対策の重要性がますます高まっています。これらの観点から、本市の上下水道施設それぞれの現状についてどう考えておられるのか、お聞かせください。

２の（５）河川防災ステーションの取り組みについて。

本市は、淀川氾濫による水害リスクが高く、甚大な被害が想定される中、河川防災ステーションの整備が検討されておりますが、改めて市長の思いをお聞かせください。

２の（６）防災・防犯の取り組みについて。

先月も東北地方で大きな地震がありましたが、大災害はいつ起こるか分かりません。このため、自助・共助・公助とその連携について、日々強化に取り組むことが求められますが、令和３年度の取り組みについて、どのようなものなのか、お聞かせください。

２の（７）消防・救急救助施策について。

安全・安心のまちづくりには、消防力の充実は欠かせません。令和３年度は、共同指令センター構築や消防団の充実に取り組まれるとのことですが、どのようなものなのか、お聞かせください。

３、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて。

３の（１）環境問題についてですが、日本政府が温室効果ガスの排出量を２０５０年度までに実質ゼロにする方針を示しておりますが、脱炭素社会の実現に向け、一事業所でもある本市の覚悟を持って範を示す取り組みが必要であると考えます。脱炭素社会の実現に向けた市長の思いをお聞かせください。

３の（２）広域連携などのごみ処理について。

広域連携は、本市環境行政の大きな転換

点になります。これを機に、ごみの減量化を一層進めるべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

４、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて。

４の（１）新型コロナウイルス感染症対策についてですが、日々刻々と状況が変化する中、ワクチン接種を円滑に行うべく準備が進められており、これは国を挙げての大事業であります。改めてワクチン接種にかける市長の意気込みをお聞かせください。

４の（２）健康寿命延伸の取り組みについて。

本市は、これまで、ウオーキングコースの増設や健康器具の設置、健幸マイレージ事業の推進など、市民の健康づくりに鋭意取り組まれていることを高く評価いたします。現在、コロナ禍において、外出自粛を余儀なくされ、生活リズムが大きく崩れるケースも多くなっていますが、改めて健康づくりに対する市長の思いをお聞かせください。

４の（３）地域福祉施策について。

近年、高齢化が急速に進展し、介護を必要とする高齢者数や介護ニーズも増大しております。高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しており、様々な課題が顕在化していますが、改めて市長の福祉のまちづくりに対する思いをお聞かせください。

４の（４）子育て支援について。

子育て支援においては切れ目のない取り組みが求められます。令和２年度に設置された子育て世代包括支援センターについて、その総括と今後の取り組みについてお聞かせください。

５、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

５の（１）児童・生徒の学力向上についてですが、令和２年度は、コロナ禍での学力向上の取り組みとなりましたが、その総括と令和３年度の取り組みについてお聞かせください。

５の（２）中学校給食の取り組みについて。

当該事業は、親子のコミュニケーションや食育の観点も考慮しつつ、子どもたちのためによりよい形で取り組む必要があります。改めて、中学校給食の取り組みについて、お考えをお聞かせください。

５の（３）教育環境の改善について。

千里丘小学校区での児童数の大幅な増加見込み、片や鳥飼地域での児童数減少など、地域ごとの教育環境の課題が一層注目される状況でありますが、改めて児童・生徒数の今後の見込みと教室数の対応についてお聞かせください。

５の（４）スポーツ環境の充実について。

スポーツは、市民の健康づくりや仲間づくり、あるいは社会性や協調性を培う子どもたちの育成にも重要な位置付けです。改めてスポーツに期待する可能性や思いをお聞かせください。

６、活力ある産業のまちづくりについて。

６の（１）ビジネスサポートセンターについてですが、センターの設置については、会派として推進しており、また、これまでの要望内容をしっかりと反映され、事業化されたことを高く評価いたします。これまでの議論を踏まえた意義等は割愛し、本市独自というビジネスサポートセンターのスキームについて、どのようなものなのか、お聞かせください。

６の（２）中小企業支援施策について。

本市は、４，０００を超える事業所が存在し、その多くを中小企業が占めており、この産業の集積は本市の大きな強みであります。新型コロナウイルス感染症により、企業活動が深刻な打撃を受けている中、会派として提言したテイクアウト・デリバリー導入支援補助事業を創設、開始されたことを高く評価いたします。令和３年度は、経営環境の変化に対応できる支援に取り組まれる予定ですが、本市が置かれている中小企業の現状と支援策の方針についてお聞かせください。

７、計画を実現する行政経営について。

７の（１）持続可能な行政経営についてですが、現在策定している行政経営戦略は、各分野別計画とのひもづけや、指標も見直され、見やすく体系的に整理されており、高く評価いたします。本市の将来像や方向性を示すこの行政経営戦略に込める本市の思い、市長の思いをお聞かせください。

７の（２）人事施策について。

市の人材育成については、会派として度々取り上げており、少数精鋭体制の実現に向けた重要な取り組みです。そこで改めて、少数精鋭体制に求められる職員の能力と人材育成についてどうお考えか、お聞きかせください。

７の（３）横断的な政策課題への対応について。

社会情勢が日々刻々と変化していく中、時代変化に即応した質の高い行政経営が求められます。これから複雑化する政策課題が増加していく中、どのような市政のかじ取りをされていくのか、お考えをお聞かせください。

以上で１回目を終わります。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１１時５０分　休憩）

（午後　０時４６分　再開）

○森西正議長　休憩前に引き続き再開します。

それでは、答弁からお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、自民党・市民の会議員団を代表されての光好議員の代表質問にお答えいたします。

つながりのまち摂津に対する思いでございますけれども、先の答弁と重なりますが、地域づくりは、人と人がつながり、コミュニティの輪を広め、そこから生まれるエネルギーをいかに地域へつなげるかが重要となってまいります。そうしたみんなが育むつながりのまち摂津の実現には、市民、自治会、町会、地域活動団体、ＮＰＯ法人、民間事業者、教育機関、行政機関等の多様な主体が持つ強みを生かしながらつながり、複雑化する様々な地域課題にエネルギーを向けていくことが重要となります。

実現に向けた具体的な取り組みの一つとして、本市では、地域コミュニティの大切さを広く市民に伝える活動を行っているつながりのまち摂津連絡会議の活動に参加させていただいておりますが、本市が掲げます人間基礎教育は、身近で分かりやすい実践の一つでもございます。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で街頭啓発や研修会は中止となりましたが、広報せっつ２月号での特集記事掲載や、横断幕をＪＲ千里丘駅ガード、歩道橋、また、鳥飼野々歩道橋に設置するなど、啓発活動に努めたところでございます。

鳥飼地域におけるシティプロモーション

についてのご質問でございます。

鳥飼地域といいますと、母なる川淀川、そして、ハード面では国土軸、新幹線が頭に浮かんでくるわけでございますが、令和元年度に策定いたしましたシティプロモーション戦略におきまして、鳥飼地域における大阪銘木団地や淀川河川敷公園などを本市のブランドの一つとして位置付けいたしたところでございます。大阪銘木団地は、原木から製品までの各種銘木がそろう専門市場としては全国的にも珍しく、一般向けに開催されます年２回の朝市は多くの人でにぎわっております。また、本市のシンボル的な存在であります母なる川淀川を生かした淀川わいわいガヤガヤ祭は、令和３年度で１０年目を迎え、鳥飼地域の風物詩となり得るイベントであると考えております。それぞれのイベントの特性を生かし、相乗効果を図りながら、鳥飼地域の魅力をしっかりとＰＲしてまいります。

鳥飼まちづくりについてのご質問でございます。

人口減少、少子高齢化の進展が顕著となっております。課題も顕在化してきている鳥飼地域におきまして、将来のまちづくりのビジョンを示す鳥飼まちづくりグランドデザインを策定するため、令和２年度から専任組織を立ち上げ、検討を進めております。少子高齢化、道路交通、防災、コミュニティ、にぎわいといった多岐にわたる課題の解決は簡単ではございませんが、地域の皆さんのご意見等を踏まえ、鳥飼地域の特性やよさを生かし、持続可能な活力あるまちに資するビジョンとなるよう取り組んでまいります。

都市基盤の整備についてでありますが、本市は、モータリゼーションの産業進展の時代に大阪中央環状線沿線の物流都市として発展し、安威川以北では主に居住エリアとしての都市インフラが整備されてまいりました。一方、安威川以南では、緑豊かな農村地帯の面影を残しつつ、準工業地域として産業基盤を整備してまいりましたが、これからの少子高齢化社会を迎える中、産業都市としてのこれまでのストックを生かしたまちづくりを進めていく必要がございます。

こうした中、十三高槻線の整備や阪急京都線連続立体交差事業、ＪＲ千里丘駅西地区の健都のまちづくりといった大規模プロジェクトに取り組むとともに、鳥飼地域では河川防災ステーションの誘致をはじめとする災害に強いまちづくりを進めているところでございます。これら開発のインパクトを生かし、活用し、狭隘道路の解消といった地域全体を捉えた都市基盤整備も進めていくことが重要でございます。今後、限られた建設予算の中で、事業の効果が最大限発揮され、社会情勢に即した都市計画や民間活力の誘導の検討とともに、市域全体に効果が波及するよう、総合的、効果的に都市基盤整備を進めてまいります。

今後の道路ネットワークの向上についてでありますが、まず、広域道路ネットワークを形成する大阪中央環状線、大阪高槻線、大阪高槻京都線は、慢性的な交通渋滞が長年の課題であります。これの抜本的な改善を可能とするのが、鳥飼仁和寺大橋の無料化と十三高槻線の全線開通でございます。これまで大阪府へ強く働きかけてまいりました大阪府都市整備中期計画（案）に、このたび十三高槻線の大阪中央環状線との交差部が位置付けられたところであり、正雀工区の完成に続いて実施されることになりました。これにより本市の長年の課題が大きく改善されるものと確信をして

おります。本市の骨格をなす千里丘三島線も、踏切遮断により慢性的渋滞でありますが、災害時の緊急避難路確保や駅へのアクセス向上など、阪急京都線連続立体交差事業、千里丘駅西地区市街地再開発事業の整備時期と合わせて拡幅整備することが不可欠であります。今後の市内道路ネットワークの構築につきましては、今後の道路整備の進め方に基づき、事業の選択と集中により事業費を平準化し、千里丘三島線や阪急正雀駅前道路などの重点化を図りつつ、効率的、効果的に進めてまいります。

また、こうした道路事業の完成から誘発される開発行為や建築行為が多く見込まれるところでありますが、その際、狭隘道路が開発の妨げとなり、古い木造住宅が多い地区を重点整備地区として特定し、拡幅整備の支援を拡充する新たな狭隘道路支援制度を創設し、良好な住環境を形成してまいりたいと思います。

上下水道施設の現状についての質問にお答えをいたします。

水道事業につきましては、基幹管路の受水と電源の確保を優先して、施設の更新並びに施設の耐震化を積極的に進めており、市民に安全で安心な飲み水を供給するため、持続可能な事業運営を図ってまいります。

また、下水道事業につきましては、安威川以北は雨水整備が概成しており、安威川以南については、未整備地域を残しておりますが、令和２年度の三箇牧鳥飼雨水幹線の供用開始をはじめ、東別府雨水幹線工事についても令和３年度末の竣工を目指しております。安威川以南の雨水整備を強力に進めてまいります。

河川防災ステーションについてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、河川防災ステーションは国の直轄事業でございます。当初、河川事務所のサービスステーションがあり、避難経路に直結する鳥飼仁和寺大橋付近といいますか、鳥飼下の五久付近が候補地の一つに挙がっておりました。ただ、先日来、いろいろお話もありましたが、鳥飼小学校付近を計画地域に入れるとするならば、整備計画ができたといたしましても、その実施等々との時間的なギャップは否めません。到底間に合わないわけでございます。現在、以前にもご指摘があったと思いますけれども、河川防災ステーションも長期的には視野に入れながら、淀川に面した鳥飼地区で新たにふさわしい場所を模索、検討しているところでございます。

なお、場所等々につきましては、相手もありますので、まだここでは公表はできませんが、報告できる段階になり次第、議会の皆さんはじめ、地元の皆々様にも、また、グランドデザイン懇談会においてもお知らせをさせていただきたいと思っております。

毎年、日本各地で発生している集中豪雨により、河川の氾濫が甚大な被害をもたらしており、決してよそごとではございません。特に、淀川や安威川に囲まれた鳥飼地域におきましては、淀川氾濫による浸水想定は非常にリスクが高く、浸水対策が喫緊の課題でございます。折しも、先ほど言いましたように、国により淀川流域での河川防災ステーションの検討が進められております。鳥飼地域に整備が可能となりますれば、地域の安全性に資するものと非常に期待をいたしております。今後は、国としっかり連携し、河川防災ステーション建設の実現に取り組んでまいりたいと思います。

防災・防犯の取り組みについてのご質問

でありますが、まちづくりの基本は安全・安心、私は市長就任以来、一貫してこのことを主張してまいりました。そして、全力で取り組んでまいりました。安全・安心施策の強化に向け、昨年４月には、防犯部門と防災部門を統合した防災危機管理課を新たに創設し、担当理事を置くことで庁内執行体制を一層向上させたところであります。しかしながら、激甚化する自然災害に対しては、行政機関による公助だけで市民の皆様をお守りすることは難しく、自分の命は自分で守る、いわゆる自助と、地域や近隣の方が互いに助け合う共助が何よりも必要となってまいります。また、自助・共助・公助を有機的に連携させることが地域防災力を向上させるための鍵でございます。この三助の連携は、実践的な訓練を積み重ねることで、相互に強く結びつくものであり、そこには情報の共有化が欠かせません。この三助の連携強化と情報の共有化により、安全・安心のまちづくりを進めることこそ私に課せられた大きな使命であると心に刻み、今期もオール摂津でしっかりと取り組む所存でございます。

消防・救急救助施策についての質問でありますが、近年、全国各地で災害や火災が相次いでおります。災害の多様化、複雑化が一層進むことが予想され、これは本市にとっても憂慮すべきことであり、その対応が急務となっております。そのような状況に鑑み、消防施策を推進するに当たっては、消防本部と消防団がともに充実した強い消防体制を構築していく必要がございます。令和３年度におきましては、近隣自治体５市で共同消防指令センターを構築すべく、令和６年度のセンター開所に向けて、関係５市と綿密に協議を重ね、スケジュールどおり準備を進めてまいります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化にさらに取り組んでまいります。全国的に消防団員が減少する中、本市におきましては、地域の関係各位のご努力により全国傾向に比べ緩やかではありますが、その傾向は否めません。そのような中で、さらなる消防団員の確保と活動環境の改善のため、令和３年度は、消防団員報酬の改定をはじめ、消防団員装備の充実等の処遇改善を図ってまいります。

脱炭素社会の実現についての質問でありますが、昨年１０月に菅総理大臣が２０５０年脱炭素社会の実現を目指すと宣言され、今後、関係法案等が国会で議論される状況にあります。本市におきましても温暖化対策地域計画を策定していく予定でございます。先の質問へのご答弁と重なる部分はありますが、市民、事業者、行政が同じ方向に行動変容していく必要があり、今後策定予定の同計画には、一事業者でもあります本市として取り組む行動変容を示していく予定であります。一人一人への行動変容を促す取り組み同様、比較的親しみやすい内容から難易度が高い内容もございますが、いずれにいたしましても財政的な課題もございます。市民、事業者の行動変容を促すためには、行政自体が行動変容を行っていく必要があると考えております。

広域処理に向けたごみ減量化の推進についてでありますが、本市におきましては、環境センター焼却炉の老朽化が進む中、これまで、１炉運転での安定的な稼働を目標に、ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進に取り組んできたところでございます。近年、食品ロスや海洋プラスチックなどによる環境への影響が高まりを見せる中、さらなるごみ減量、再資源化の取り組みが求められています。本市におきましては、令和

３年度からの一般廃棄物処理基本計画において、ＳＤＧｓとも連動した減量・再資源化施策を展開していくこととしておりますが、それらを市民、事業者との協働により着実に推進していくとともに、茨木市と循環型社会の形成に向けた連携を深めてまいりたいと考えております。

ワクチン接種に対する意気込みでございますが、いつも言っていることでございますが、行政の基本は市民の皆さんの安全・安心でございます。今まさに安全・安心が脅かされている非常事態だと認識をしております。ワクチン接種については、この事態の打開策となるものであり、令和３年度における重要な取り組みとして位置付け、鋭意準備を進めているところでございます。

ワクチンの接種につきましては、大阪府が実施したアンケートにおいて、実に約７割の高齢者がワクチンの接種を希望しているというデータもあり、非常に多くの方が心待ちにされ、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくための手段として大きな期待が寄せられているものと考えております。情報が定まりにくい中、難しいかじ取りになるかと認識しておりますが、この期待をしっかりと受け止め、オール摂津での対応を図り、また、関係機関との強固な連携の下、市民の安心・安全の確立に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

健康づくりへの思いでありますけれども、健康であることは人間の最大の幸せであると思います。しかし、人生の最後まで健康であり続けることはなかなか難しいことでございます。本市では、健康づくりを市の重点的な取り組みとして位置付け、健康寿命の延伸を目標に様々な施策を行ってきたところでございます。中でも、まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業は、まち全体をフィットネスの場として捉え、市内各所にウオーキングコースの設定や健康器具の設置などを行い、市民が自ら継続して健康づくりに取り組みやすい環境を整備してまいりました。健康・医療のまちづくりを目指す本市としましては、健康寿命を延伸する目標に向かって、市が環境整備や市民の健康づくりを支援し、市民一人一人が健康を意識して行動するというまちぐるみで健康づくりに取り組み、生活習慣病を予防していくことが重要であると考えております。

福祉のまちづくりに向けた思いでありますけれども、人生１００年時代、いかに人生の終えんまでを住み慣れた地域において生き生きと安心して暮らしていけるかが問われております。人口が減少し、福祉的な課題が多様化、深刻化する中、本市では、誰もが地域で活躍し、互いにつながり支え合う地域共生社会を実現するための取り組みを進めてまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛や行事の中止といった行動制限を余儀なくされ、これまで積み重ねてきました絆やつながりといった摂津市ならではの親しみやすさが薄れてしまわないか、懸念をいたしております。地域福祉推進の基本は、人と人とのつながりでございます。人との交流が限られる今だからこそ、オール摂津で知恵を出し合い、工夫を重ねて、どのような厳しい環境であっても支え合っていける福祉のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

スポーツに期待する思いや可能性についてでありますが、スポーツは、体を動かすことで、個人や団体の競技スキルを向上さ

せたり、他者と競い合ったりするという一面のほかに、体や心の健康づくりに寄与する部分が大きいと考えます。今、コロナ禍の社会において、外出を含む様々な行動が制限され、少なからずみんなが心にダメージを受けております。私は、スポーツを通じて他人と触れ合い、体を動かすことで心身の健全化に寄与することができると感じております。その中でも、特に感受性の高い次代を担う子どもたちにとって、スポーツを行うことは、ルールを守ることの大切さや他者を思いやる心を養うことにつながり、成長に大きく寄与する力があると考えております。

ビジネスサポートセンターについてでありますが、本市独自のビジネスサポートセンターの特徴は、大きく分けて二つございます。一つ目は、商工会との連携が密に取れる体制を構築していることでございます。二つ目は、専門性の高い相談は週１回の実施として、運営コストのバランスを図っていることでございます。このように、専門性を持ちながら、既存のネットワークも活用し、１足す１を３にも４にもできるような経営相談体制を構築していきたいと思います。

中小企業支援施策についてでありますが、国の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きは続いているものの一部に弱さが見られる、一方で、先行きについては、国内外の感染拡大による下ぶれリスクの高まりに十分注意する必要があると、不透明感が否めません。本市も国の景気動向に影響を受けており、中小企業の現状は、業種によっては受注が持ち直している一面もございますが、厳しい状況が続いております。特に、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けている中小事業者も多くございます。経営力を高め、経営環境の変化に対応できる中長期の経営支援を行う一方で、中小企業の現状を注視した臨機応変な支援策を実施するなど、今後も国や府と連携して中小企業・小規模事業者をしっかりと支援していきたいと思います。

行政経営戦略についてのご質問ですが、行政経営戦略は、これまでの第４次の総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一本化するとともに、分かりやすい、見やすい、活用しやすい計画になるよう、現在策定を進めておるところであります。計画は、つくったらおしまいではなく、各分野において施策、事業を実施し、改善などの試行錯誤を繰り返し、計画を進めていくことが最も大切なことであります。私が先頭に立ち、職員一同、そして本市に関わる全ての皆様とともに、行政経営戦略に掲げた目標の達成に向け、今なすべきことに全身全霊で挑んでまいりたいと思います。

職員の能力と人材育成についてでありますが、これからの行政運営は、様々な価値観の変動や新たな課題への対応を限られた人材で迅速・的確に行っていかなければなりません。かつては多くのベテラン職員が在籍していた時期もありましたが、現在、その役割、責任がますます重要になっているのが管理職であります。組織のリーダーである管理職としての判断力や実行力、そして、若手職員の育成にもつながるマネジメント力は、行政経営においては欠かすことのできない重要な能力であると考えております。管理職への教育機会確保はもとより、管理職一人一人がこれまでの経験で得てきた教訓や培ってきたノウハウをいかに多くの職員に共有させることができるか、

このことが若手職員の成長にもつながるものと考えております。これらを踏まえた人材育成実施計画の見直し、そして、計画的な人材育成にしっかりと取り組んでまいります。

これからの市政のかじ取りについてのご質問でございますが、本市は、南千里丘地区や健都のまちびらきなどの影響もあり、全国的な傾向とは異なり、総人口は微増で推移をいたしております。しかしながら、地区別で見ますと、人口が減少している地区もあり、それぞれの状況に応じた対応が必要になってまいります。また、公共施設等の老朽化問題や頻発する自然災害、地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症のパンデミックなど、様々な行政課題が浮き彫りとなってきております。市政のかじ取りには、迅速な決断をする大胆さや、優先順位を決め、時には慎重に事を見守る注意深さが必要となります。また、変化に対応できるしなやかな柔軟性も重要となってまいります。これらのバランスをしっかりと見極め、市民の皆様の思いを形にすべく、その最大公約数を導いでまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　教育委員会所管分につきましてご答弁申し上げます。

まず、子育て世代包括支援センターの設置についての今年度の総括と今後の取り組みについてであります。

令和２年度、次世代育成部を子育て世代包括支援センターに位置付け、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をより強固なものにしていくための取り組みに努めてきたところでございます。新たに教育委員会内に設置しました出産育児課におきましては、妊産婦の支援に係る新たな事業を展開するとともに、地域子育て支援拠点などとの機関連携、部内各課との虐待対応連携等、これまで以上に踏み込んだ連携強化に努めてまいりました。こうした連携強化は、教育委員会内で母子保健業務を行うことで、母子保健、児童福祉、教育等の子どもに関する主要な施策を一括して所管することができ、実現したものと考えております。今後につきましては、こうした強みを生かし、組織内部でさらに理念や方針の共有を深め、切れ目のない一貫した施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和２年度の学力向上の取り組みについてのご質問でございます。

令和２年度の取り組みのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに実施した取り組みについて主に述べさせていただきます。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的に学校の長期の臨時休業が実施されました。こうした３か月に及ぶ臨時休業の影響も踏まえ、教育委員会としては、子どもたちの学習の機会をできるだけ保障できるよう、高校進学を控えた中学３年生の希望者を対象に、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の夏期講習、冬期講習を実施いたしました。令和３年度、つまり来年度につきましては、現中学２年生もこの長期の臨時休業の影響を受けていることや、今年度の取り組みが参加してくれた生徒から好評であったことを踏まえて、継続して実施するよう計画しております。

また、国のＧＩＧＡスクール構想を受けて、これまでの計画を前倒しして、小・中学校全校に高速大容量ネットワークを構築

し、一人１台のタブレット端末の整備に合わせて、小学校の普通教室に６５インチ大型電子黒板を整備し、既に配備をしております中学校のプロジェクターと併せて分かりやすい授業づくりを支援してまいりました。

加えて、教員の指導力の向上に向けた取り組みである授業研究発表会等において、参加人数を制限したりオンラインを活用したりした３密を避けた取り組みを支援してきたところです。

これまでの日々の教育活動に合わせたこうした新たな取り組みの結果、昨年度に引き続き、今年度も本市の小・中学生の学力は向上いたしております。具体的には、小学生では、本年度、本市学力定着度調査において、算数では２年生を除き全学年で、国語でも１年生、４年生で全国参加者平均を上回っており、全国平均に届かなかった学年でも昨年度より向上しております。また、中学生では、今年度実施されました１、２年生のチャレンジテストにおいて、昨年度、国語、数学で本市最高を記録した中学１年生が、今年度も２年生で同教科で過去最高を記録するとともに、新たな中学１年生も過去２番目の成績となっています。こうした成果を踏まえ、教育委員会としましては、令和３年度についても、感染状況を踏まえながら、ＩＣＴ機器を活用したさらなる授業改善などに継続して取り組み、子どもたちの学力向上に向けて取り組む学校を支援してまいります。

次に、中学校給食の取り組みについてでございます。

教育委員会といたしまして、令和３年第１回教育委員会定例会において、中学校給食の今後の在り方についての基本方針を策定したところです。この基本方針の中では、全員喫食の実施、安全で安心な学校給食の提供、食育の推進、施設整備の実施の四つの方針をうたっており、本市の子どもたちによりよい中学校給食を提供するため、今後の具体的な検討に取り組んでまいります。

また、令和３年度には、先ほどの方針にある施設整備の実施に向け、全員喫食の実施に向けた給食センター方式の実現可能性を検証すべく、調査を実施してまいりたいと考えております。

最後に、児童・生徒数の今後の見込みと教室数の対応についてのご質問でございます。

住民基本台帳で確認できます児童・生徒数の令和８年度までの見込みにつきましては、安威川以南、安威川以北で申し上げますと、安威川以南では減少傾向が見られ、安威川以北においては増加傾向が見られます。今後、大阪府内では、小学校において、令和４年度に３年生から順次３５人以下の学級編制の導入が予定されておりますが、導入後も、鳥飼地域においては、全学年単学級となる学校もあると見込んでおります。一方、安威川以北では、千里丘小学校で児童数が大幅に増加し、他校でも、３５人以下学級の導入の結果、学級数がふえるものと見込んでおります。今後とも、児童数の推移に注視し、教室数の確保に努めるとともに、それぞれの地域の実情に応じて、よりよい教育環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　光好議員。

○光好博幸議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１の（１）地域コミュニティの活性化についてですが、つながりのまち摂津に対す

る市長の思いを理解しました。地域コミュニティの中心的な存在となる自治会については、期待される役割が大きくなる一方で、自治会の加入率減少や担い手不足が問題となっております。現状を打破すべく、現在、自治連合会では活発な議論がなされていますが、本市として、さらなる地域コミュニティの活性化に向け、どうお考えか、お聞かせください。

１の（２）シティプロモーションの推進についてですが、鳥飼地域におけるシティプロモーションへの市長の思いを理解しました。シティプロモーションを円滑に進めるためには、民間企業や様々な団体と連携・交流し、融合していく必要があります。改めて、大阪銘木イベントと淀川わいわいガヤガヤ祭の連携や具体的な内容についてお聞かせください。

２の（１）鳥飼まちづくりについてですが、市長の意気込みを理解しました。令和３年度は、さらなる検討を深めるべく、新たに策定委員会が設置されますが、どのような体制となるのか。また、地域の活力を引き出すべく、短期、中期、長期の展望を示すとあります。これまで会派として、魅力ある鳥飼まちづくりに向け、夢を語り、長期的な視点に立ってあるべき姿を描く必要があると度々提言してまいりましたが、具体的にどうお考えか、お聞かせください。

２の（２）都市基盤整備についてですが、総合的、効果的に都市基盤整備を進めていくと理解しました。

さて、既に進められているＪＲ千里丘駅西地区再開発や阪急京都線連続立体交差事業と、新たに取り組まれる狭隘道路整備事業の重点整備地区との連携について、どのようなものなのか、お聞かせください。

２の（３）道路ネットワークの向上についてですが、十三高槻線の取り組みは、会派としても強く要望し、市長自らも３市長合同で大阪府へ要望されたことで大きく前進したことを高く評価いたします。また、長年の交通渋滞解消に向けた府道の取り組み、阪急京都線連続立体交差事業との連携、狭隘道路解消など、様々に取り組まれることを理解しました。その上で、市自らが取り組むべき今後の道路整備について、どうお考えか、お聞かせください。

２の（４）市民を支える上下水道についてですが、上下水道施設の現況について理解しました。上水道施設については、上水道管が耐用年数を超え、漏水する問題が各自治体を悩ませており、本市においても、上水管老朽化による漏水により二次災害をもたらしました。施設の耐震化についても十分ではないと捉えております。一方、下水道の雨水対策についても、局地的豪雨が増加傾向にある中、さらなる対策が求められています。本市の上下水道事業それぞれの今後の展開についてお聞かせください。

２の（５）河川防災ステーションの取り組みについてですが、整備に対する市長の思いを理解いたしました。河川防災ステーション事業は、国の直轄事業であることから、令和３年度の整備計画承認を確実なものにする必要がありますが、今後の国との連携と進め方についてお聞かせください。

２の（６）防災・防犯の取り組みについてですが、オール摂津で防災に取り組まれることを理解しました。そして、市長がおっしゃられた連携強化と情報の共有化は、市民の自発的な避難行動を促し、自助・共助の強化につながるもので、しっかりと取り組むよう要望いたします。

さて、令和３年度の具体的な防犯と防災

の事業についてはどのようなものなのか、お聞かせください。

２の（７）消防・救急救助施策についてですが、今年度の取り組みについて理解しました。特に、消防団の充実は会派として要望しており、高く評価いたします。

さて、消防力の充実について、拠点となる消防施設の整備・強化も重要です。安威川以北では千里丘出張所の大規模改修が終了しましたが、安威川以南の、特に鳥飼地域の施設について、どう整備・強化されるのか、お考えをお聞かせください。

３の（１）環境問題についてですが、脱炭素社会の実現に向けた市長の思いを理解しました。市長の思いを受け、一事業所でもある本市は、どのような考え方、手法で範を示す取り組みを行う計画なのか、お聞かせください。

３の（２）広域連携などのごみ処理についてですが、市民、事業者、行政が一体となり、ごみ減量化など循環型社会に向けて取り組むことを理解しました。ぜひリサイクルの推進や市民への啓発活動もしっかり行うよう要望いたします。

また、広域連携を踏まえた持続可能なごみ行政の体制整備も必要となりますが、どうお考えか、お聞かせください。

４の（１）新型コロナウイルスの感染症対策についてですが、ワクチン接種にかける市長の意気込みを理解いたしました。ファイザー社製のワクチンは、マイナス７５度での管理が必要であり、この保存や管理が課題となって診療所やクリニックでの接種が困難であるといった報道がなされていますが、本市の現状と対策についてお聞かせください。

４の（２）健康寿命延伸の取り組みについてですが、健康づくりに対する市長の思いを理解しました。コロナ禍であるからこそ、健康づくりがますます重要となり、相乗効果が生まれる取り組みもあろうかと考えます。令和３年度は健幸マイレージ事業を拡充される予定ですが、これまでの取り組みを踏まえた令和３年度の新たな取り組みについてお聞かせください。

４の（３）地域福祉施策についてですが、福祉のまちづくりに対する市長の思いを理解しました。令和２年度は、様々な活動が中止となる中、人と人とのつながりを絶やさぬよう、つどい場に対しては工夫をしながら開催されたと聞いております。改めて、つどい場の現状と令和３年度の新たな取り組みについてお聞かせください。

４の（４）子育て支援についてですが、支援センターにおいて子育てでの包括的支援を実現しているものと理解しました。まさにこの支援センターは、会派でも提言している地域でともに育てる地域教育推進の核になるものです。地域ネットワークで子育て世帯の孤立を防ぎ、児童虐待の防止はもちろんのこと、適切な支援の提供を図れるもので、引き続きの取り組みを要望いたします。

さて、女性の社会進出など、子どもの居場所のニーズは高まるばかりです。幼児に関しては、こども園の施設拡充などに努めておられますが、小学校に通う児童の居場所確保の取り組みはどのようなものなのか、お聞かせください。

５の（１）児童・生徒の学力向上についてですが、令和２年度は、コロナ禍でも、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の活用やＧＩＧＡスクール構想でのＩＣＴ導入など、学力向上へしっかりと取り組まれ、そして、令和３年度も継続して行われることを評価いたします。ただし、ＩＣＴ教育においては、タブ

レット端末使用におけるデメリットも考慮した上で取り組まれるよう要望いたします。

さて、会派として、これまで、学習意欲向上、家庭学習などの学校以外の学習時間と読書活動の充実を提言してまいりました。これらについて今後どう取り組まれるのか、お聞かせください。

５の（２）中学校給食の取り組みについてですが、全員喫食の実現に向けた給食センター方式での可能性を調査していくことを理解しました。ぜひ実現に向けて取り組まれるよう要望いたします。

なお、センター方式においては、施設の有効利用の観点から、食育を学べるコミュニティ施設の併設、また、災害時には炊き出しができるなどの防災機能を有した複合型の給食センターを考慮されるよう、併せて要望いたします。

さて、将来に向けた取り組みはもちろんのこと、今の子どもたちのために、さらなる工夫、改善は必要です。そこで、デリバリー選択制方式の現状と今後についてどうお考えか、お聞かせください。

５の（３）教育環境の改善についてですが、今後、安威川以北と安威川以南、それぞれ実情に合わせた対応を検討されるとのことですが、対処だけで終わることなく、教育の魅力を向上させることが重要です。ぜひ教育の魅力化をより一層図ることを考慮し、取り組まれるよう要望いたします。

さて、小・中学校体育館へのエアコン設置についてですが、熱中症対策など、よりよい教育環境向上につながるものです。会派としても要望しており、事業化を高く評価いたします。ちょうど１年前に、緊急防災・減災事業債の期間延長を求める意見書を会派として提案し、国も国土強靭化のための５か年加速化対策として５年延長しております。エアコン設置事業については、これを活用するものと認識していますが、どのように設置を進められるのか、お聞かせください。

５の（４）スポーツ環境の充実についてですが、市長のスポーツに対する可能性や思いを理解しました。スポーツは、子どもたちの心身の健全な育成に欠かせないものとなっており、体育、徳育、知育という三つのバランスが重要と言われています。令和３年度は、一流アスリートとの交流イベントも計画されており、一流のスポーツマンと直接触れ合うことで大きな刺激を受けることが期待されます。これからも子どもたちがスポーツと親しめる環境づくりが重要と考えますが、お考えをお聞かせください。

６の（１）ビジネスサポートセンターについてですが、ほかにはない摂津市オリジナルセンターを構築したことを理解しました。本センターの特徴は商工会への委託ということですが、商工会との連携や運用について、どのようなものなのか、お聞かせください。

６の（２）中小企業支援施策についてですが、本市の中小企業の現状と支援施策の方針について理解しました。中小企業を応援する摂津ブランド認定制度の摂津優品（せっつすぐれもん）ですが、新たに２商品が認定されました。本市では、コロナ禍においても、持ち前の技術やノウハウの活用により、新たな技術開発や製品が創出されております。従来は一般消費者向けの製品が対象でしたが、企業間で取引されている製品も摂津ブランドに認定することで、製品を紹介する機会を創出し、企業間連携や販路拡大などの支援につながると考えま

す。改めて摂津優品（せっつすぐれもん）の今後の取り組みについてお聞かせください。

７の（１）持続可能な行政経営についてですが、行政経営戦略に込める市長の思いを理解いたしました。行政は、市民の視点に立った行政経営を行う必要があり、さらなる行政サービス向上に努めなければなりません。行政のデジタル化の遅れが指摘されていますが、本市としてＩＣＴを活用した行政サービスをどう展開していくのか、お考えをお聞かせください。

７の（２）人事施策についてですが、危機感を持って人材育成に取り組まれると理解しました。人材育成は、将来を見据え、しっかりと計画的に取り組まなければなりません。

なお、人材育成実施計画については、幾度も議論していることから割愛し、育成と同様に重要な人材確保、また、人材育成を後押しする効果的な制度について、どう取り組まれるのか、お聞かせください。

７の（３）横断的な政策課題への対応についてですが、複雑化する政策課題へのかじ取りの考え方について理解しました。横断的な政策課題の解決に向けては、従来型組織の枠にとらわれず、必要な機能を有する柔軟かつ機動的な庁内体制づくりが重要と考えます。これから迅速かつ効果的な意思決定が求められると考えますが、現在、どのようなプロセスで意思決定がなされているのか、お聞かせください。

２回目は以上です。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午後１時３６分　休憩）

（午後１時４５分　再開）

○森西正議長　再開します。

それでは、答弁をお願いします。生活環境部長。

○松方生活環境部長　自治会加入率及びさらなる地域コミュニティの活性化についてのご質問にお答えいたします。

令和２年４月１日の自治会加入率は４９．９％と、年々減少傾向にあります。地域コミュニティの活性化に向けては、地域団体の中核をなす自治会、町会の役割が重要だと考えております。今年度、摂津市自治連合会の役員会におかれましては、地域活性化策について協議が重ねられており、他市の地域活性化策や自治会加入を促進する条例等を研究・学習するためのプロジェクトチームを発足されると伺っております。また、自治会加入につながったよい事例や、逆に脱退につながってしまった事例等を全自治会長からお聞きし、自治会、町会の加入世帯をふやしていくための事例集も整備されると伺っております。市といたしましては、全課に自治会、町会にご依頼している事項等の調査を行い、ご負担の軽減を視野に入れながら、効率的な運用を検討してまいります。

続きまして、一事業者である摂津市が、どのような考え方、手法で範を示す取り組みを行う予定であるかという点についてのご質問にお答えいたします。

脱炭素社会の実現についてでございますが、市長のご答弁にもありましたとおり、市民、事業者の行動変容を促すには、行政自体が行動変容していくことが重要であると考えております。行動変容を求められる取り組みといたしましては、先のご答弁と重複いたしますが、省エネルギー・省ＣＯ２機器の導入、エコドライブの実践、公共

交通機関・自転車利用の実践、クールビズ、ウオームビズの実践など、比較的親しみやすい取り組みから、省エネルギー利用率の高い電力購入の実践、電動車、次世代自動車への変革、省エネリフォームの実践など、一定財源確保を要する内容もございます。国、大阪府の施策や財政的な支援を的確に捉え、令和３年度に策定予定の温暖化対策地域計画の中で行政としての行動変容の在り方を示していきたいと考えております。

続きまして、持続可能なごみ行政に向けた体制整備についてのご質問にお答えいたします。

ごみ処理事業は、市民生活において欠かすことのできない事業であり、ごみの広域処理は安定的かつ効率的な運営に寄与するものでございます。本市ごみ行政は、令和５年度からの広域処理により大きな転換期を迎えることとなりますが、広域処理に向けた体制整備では、ごみ処理部門の職員配置や収集運搬に係る諸条件の見直しが必要となり、令和３年度から順次検討を進めていくことといたしております。検討に当たりましては、ごみ減量化の推進や高齢化の進展に伴うごみ出し困難者への支援なども踏まえた中で、民間事業者の活用や連携を図りながら持続可能な廃棄物処理体制を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、子どもたちがスポーツと親しめる環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっておりますアスリートスポーツ教室を順次実施してまいりたいと考えております。この事業の目的は、市政運営の重点テーマである子どもと一流のアスリートが触れ合うことで、今までスポーツに関わる機会がなかった子どもたちに、スポーツに対しての敷居を下げ、親しみを感じてもらうことです。さらに、一流のアスリートの思想や技術に直接触れる体験を通じて、憧れの気持ちを刺激し、スポーツを始めるきっかけにしたいと考えております。このイベントによってスポーツに親しみを持った子どもたちが、各種スポーツ教室に参加したり団体に加入したりすることで、今後も継続してスポーツに取り組んでもらえる環境づくりの一環となり、本市のスポーツ人口の裾野を広げることにつながることで、ひいては市のスポーツ振興につながるものと考えております。

続きまして、ビジネスサポートセンターに関しまして、商工会との連携、運用についてのご質問にお答えいたします。

ビジネスサポートセンターと商工会との連携でございますが、隣接していることにより、商工会への委託が容易となっております。また、運営を商工会に委託しているため、事業者支援の方向性が共有化でき、商工会が行っている他事業への活用が容易となります。相談事業者が既存のネットワークの活用が図りやすくなってまいります。

一例でございますが、商工会に創業サポート相談窓口がございます。創業関連セミナーも開催しており、創業者が創業に係る経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的とした創業支援を実施しております。このような創業者に関しましても、ビジネスサポートセンターの専門的な相談をピンポイントで相談できる体制が構築できます。既存のネットワークを活用し、さらに効率よく充実した運用を図ってまいります。

市内企業の製造商品を紹介する機会を創

出し、企業間連携や販路開拓の支援を行っている摂津優品（せっつすぐれもん）の今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

令和２年度の摂津優品（せっつすぐれもん）の認定につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、例年の７月募集、８月末の認定が困難であったため、１２月募集、１月認定で２商品の認定を行いました。令和２年度の認定商品の特徴といたしましては、製造事業者から販売事業者への企業間取引商品を認定しております。認定されました製造商品は、シェアが約７割を占めておりますが、一般消費者に販売する販路を持っておりませんでした。今回の認定をきっかけに広くＰＲすることによって、市内で一般消費者に直接販売する販路開拓の機会を持ってもらうなど、新たな形の中小企業支援を行うことができたと考えております。

令和３年度は、例年どおりの時期での認定作業を予定しております。

今後は、一般消費者にも理解されやすい企業間取引商品を認定する方向で、下請企業の多い本市の製造業に合わせた認定制度を構築してまいりたいと考えております。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　シティプロモーションに係る大阪銘木イベントと淀川わいわいガヤガヤ祭との連携の内容についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度におきましては、淀川わいわいガヤガヤ祭が５月下旬に、大阪銘木イベントが６月上旬に実施の予定となっています。開催時期が近く、同じ鳥飼地域で行うイベントであることから、連携することにより相乗効果が図れるものと考えております。イベントポスターやチラシを工夫するとともに、イベントの統一ロゴを作成するほか、より多くの方に双方のイベントに参加いただくために、スタンプラリーなどを行い、連続性のあるイベントとして鳥飼地域を盛り上げていきたいと考えております。これらイベントの開催による鳥飼地域のにぎわいが鳥飼地域の活性化につながるよう、広報課と生涯学習課が連携を密にしながら、また、地域とも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会及び中期、長期の展望を示すことについてのご質問にお答えいたします。

新たに附属機関として設置させていただきたいと考えております鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会の委員構成につきましては、地域政策や都市計画に関する外部有識者のほか、地域コミュニティ活動、地域福祉、商工業に関する各分野から、また、市民公募による委員にご参画いただく予定でございます。

次に、グランドデザインにおいて、中期、長期の展望を示すことにつきましては、多岐にわたる課題に対応し、行きたい、住みたい、住み続けたいと思っていただける地域を目指すためには、時間を要するものや、財政面で課題等も考えられるものもございます。短期的なスパンでは対応が困難なものもありますが、そのような中長期に取り組むべきことを明らかにし、グランドデザインに位置付けることによって、将来的にあるべきまちの姿をお示しすることができるものと考えております。

続きまして、人材確保と人材育成の制度についてのご質問にお答えいたします。

優秀な人材の確保のためには、多くの応

募者の中から工夫をして選考を行う必要がございます。平成２６年度に独自試験に切り替えて以降、競争倍率は高い水準で推移しておりますが、この間、鉄道広告によるＰＲや適性試験の内容の見直し等を行うとともに、年齢要件も工夫してまいりました。令和２年度は、文化・スポーツ枠の試験を導入するなど、多様な人材の確保にも取り組んでおり、今後も、できる限り多数の応募者の中から意欲や能力の高い人材を見極めることができるよう取り組んでまいります。

また、育成の観点では、新規採用職員の成長支援のためのウェブツールを活用しており、本人の職場定着はもとより、課員全員が助言を行うことで自身の成長につながる効果があるものと考えております。このほか、一課一改善運動や公募型研修など、職員の自発的な行動を促す取り組みの継承や、また、コロナ禍においても、研修機会確保の観点から、オンラインや映像研修の拡充にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、意思決定のプロセスについてのご質問にお答えいたします。

本市では、各部の庶務担当課長で構成する企画調整会議を定期的に開催し、各部、各課にまたがる行政課題や施策、事務事業の調整、その他情報共有等を早い段階から実施しております。企画調整会議等での議論を経て、市の意思決定が必要となるような案件につきましては、事前協議をする場といたしまして庁議、予備会議を開催し、関係部局からの意見を事前に出し合い、最終的に庁議に付すべきかどうかを議論しております。そして、市の基本方針、重要施策の審議等につきましては、最高意思決定機関である庁議において意思決定する流れとなっているものでございます。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　ＪＲ千里丘駅西地区再開発や阪急京都線連続立体交差事業と狭隘道路整備事業との連携についてのご質問にお答えいたします。

ＪＲ千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業などの都市開発事業は、駅前の交通対策や密集市街地という大きな課題解消に向けた取り組みとして、本市が重点課題として取り組みを進めているところであります。当該事業が行われますＪＲ千里丘駅や阪急摂津市駅の周辺エリアにおきましては、高度成長期以降に建てられた築４０年以上の旧耐震基準の木造住宅が密集し、小規模開発による地区内の行き止まり道路が造られやすく、円滑な交通や、救急、消防、避難などの災害活動に支障を来すなど、住環境において課題がある状況でございます。

これらの駅周辺では、大規模開発の波及効果として、新たな住宅開発の需要が高まっている状況であり、市民生活を支える道路にまで効果を均てんさせるため、阪急京都線から大阪高槻京都線までの間の千里丘地区を重点整備地区に特定いたしました新たな狭隘道路整備支援制度により、令和３年４月から重点的に取り組むことといたしております。このことによりまして、重点整備地区内における住宅の開発や建築が促進されますとともに、都市開発事業の効果と相まって、千里丘地域全体の狭隘道路を解消し、良好な住環境の形成に寄与するものと考えております。

続きまして、本市の今後の道路整備の考え方についてお答えいたします。

本市では、千里丘三島線の踏切遮断による慢性的な渋滞や、駅周辺の狭隘道路に囲

まれた密集市街地による歩行者の安全確保などの課題があり、道路の取り組みの方向性として、今後の道路整備の進め方をお示ししたところでございます。今後は、この進め方に基づきまして、ＪＲ千里丘駅西地区再開発や阪急京都線連続立体交差事業、道路拡幅事業の完成による駅アクセスの向上とともに、既存事業の進展に伴いました開発需要が高まるエリアにおいて、重点的な狭隘道路の拡幅整備を支援してまいります。

整備のスケジュールとしましては、大規模な開発事業の完成時期を捉え、その効果が波及されるよう、本市の事業の優先順位を決定しております。

短期整備としましては、令和５年度の十三高槻線正雀工区の本線完成を見据え、千里丘三島線や阪急正雀駅前道路を整備し、駅へのアクセス向上を図ってまいります。

中期整備といたしましては、令和８年度の鳥飼仁和寺大橋の無料化による交通転換を見据えたＪＲ千里丘駅の再開発完成や阪急京都線連続立体交差事業の片線高架化による慢性的な渋滞解消を図ってまいります。

長期整備としましては、阪急京都線連続立体交差事業の全線完成に合わせ、その効果を最大限発揮させる関連街路事業の整備を行ってまいります。

市内道路ネットワークの構築に向けまして、選択と集中により、計画的かつ総合的に進めてまいります。

続きまして、河川防災ステーションの今後の国との連携と進め方についてのご質問にお答えいたします。

国においては、現在、本事業を鳥飼地域の流域治水プロジェクトとして位置付け、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの水まちモデル都市に本市を選定され、令和２年度の取りまとめに向けて進められております。鳥飼地域においては、氾濫による浸水被害のリスクが高く、物流、人流の要所にも当たることから、浸水被害を少しでも減少させるための対策を一日も早く講じる必要があるということが国と市との共通認識であり、国と覚書を締結して、災害に強いまちづくりの検討を共同で進めているところでございます。

現在、国においては、淀川流域全体の防災拠点として、同ステーションが最大限機能を発揮できる整備内容を検討しており、併せて、本市は、地域のコミュニティやにぎわいに資する必要な機能について検討を深めるとともに、災害時の避難場所として適切な規模等を検討しているところです。

今後、淀川水系の防災拠点として同ステーションを整備すべき箇所を早急に特定しますとともに、上部利用施設も含めた基本計画を取りまとめてまいります。令和３年度の早い段階には、同ステーションの整備計画の策定に向けた国との協議、調整を進め、着工後の着実な予算獲得がされるよう国へ働きかけますとともに、令和３年度の整備計画承認を目指し、国とともに推進してまいります。

○森西正議長　上下水道部長。

○末永上下水道部長　上下水道事業の今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

水道施設につきましては、中央送水所１号配水池の更新工事を令和３年度末の完成に向けて実施しており、引き続き令和４年度より２号配水地の耐震補強工事を進める予定にしております。これにより、現在の配水池耐震化率５４．６％が７７．３％に改善する予定であります。

一方、水道管路につきましては、法定耐用年数を経過した管路が令和３年度末で４５．０％となり、限られた経営資源において、基幹管路の更新を中心に着実に進めながら、その他の管路についても重要度や優先度などを考慮して更新を計画的に実施してまいります。

また、下水道事業について、東別府雨水幹線工事につきましては、本格的にシールド工事が進められ、完成に向けて着実に進捗しているところでございます。工事完成後の東別府地区の雨水整備につきましては、過去の浸水被害が発生した地域を中心に検討しており、令和４年度から東別府雨水幹線の周辺整備に着手できるよう実施設計などを進めてまいり、東別府地区の浸水対策が早期に図れるよう取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、良好な水環境の保全に向けて、上下水道事業を計画的に進めてまいります。

○森西正議長　総務部理事。

○辰巳総務部理事　令和３年度の具体的な防犯・防災の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、防犯部門の取り組みにつきましては、街頭防犯カメラを新たに２０台増設するとともに、老朽化した８０台を更新し、合計１３０台のカメラを運用することで、犯罪や事故の抑制と事件の早期解決を図り、安全・安心のまちづくりを一層向上させてまいります。

次に、防災部門の取り組みにつきましては、自助・共助・公助それぞれの強化と相互連携が非常に重要でございます。まずは、市民の皆様に的確な避難行動を行っていただけるよう、ＳＯＳ避難メソッドについてご理解いただくための詳しい情報や、新たに緊急避難場所としてご登録いただいた民間事業所などを掲載した防災ブックを全戸配布し、自助の強化を後押ししてまいります。

また、防災サポーターや自主防災組織の皆様との連携の下、実効性のある自主防災訓練を実施していただけるよう各地域に働きかけ、自助だけにとどまらず、共助の強化にも資する訓練としていただくことで、地域防災力の向上につなげてまいります。

さらに、これまでセレモニー的な傾向がやや強いとのご意見が多かった総合防災演習につきましても、実働的な防災訓練に改めることで公助の強化と三助の連携強化に努めてまいります。

○森西正議長　消防長。

○明原消防長　安威川以南の拠点となる消防防災施設の充実強化についてのご質問にお答えをいたします。

昨年度、阪急京都線以北の拠点である千里丘出張所については、耐震改修を含む大規模改修を実施し、当該エリアの消防力の充実強化を図ってきたところであります。安威川以南に位置します鳥飼出張所につきましては、昭和５２年開所以来、四十数年、消防防災拠点としてその機能を発揮しております。現在は、消防隊兼救助隊１隊を配備し、当該地域の消防活動及び市内全域の救助活動を担っております。

今後の鳥飼出張所の機能維持及び強化につきましては、摂津市公共施設等総合管理計画でも一定整理を行っており、今後の救急車配置のためのガレージ増設、訓練棟移設及び執務スペースの確保等が課題であり、併せて、防災拠点として淀川及び安威川の洪水による浸水対策も講じる必要がございます。いかなる災害が発生いたしましても、本施設は当該地域における消防防災

拠点として機能させることが最重要でありますので、施設改修及び更新に際しましては、これらの課題解決に向け、知恵を絞り、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　新型コロナウイルスワクチンに関するご質問にお答えいたします。

ファイザー社製のワクチンは、マイナス７５度での管理が必要であり、ワクチン接種を進める上で非常に大きなハードルとなっております。ワクチンを保存、管理するには、特殊な超低温冷凍庫が必要となりますが、一般的な医療機関では保有されておりません。この超低温冷凍庫につきましては、国から順次届けられることとなっておりますが、数に限りがありますことから、保健センター及び市役所に設置し、市内の医療機関へは定期的に市からワクチンを直接配送するよう計画しているところでございます。具体的な配送の訓練や実施の手順の構築はこれからという段階ではございますが、医療機関の皆様と連携し、円滑な接種を進めることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健幸マイレージに関する質問にお答えいたします。

健幸マイレージ事業は、市民が活動量計やマイレージポイントをきっかけに、歩くことや健診を受けることなど、健康づくりを習慣化してもらうことを目的として、平成３０年１０月から実施いたしました。令和３年２月末現在で、２０歳から９０歳までの２，４０６人の市民の方にご参加いただいているところでございます。３か年度を一区切りと考えておりましたが、歩くことが楽しくなった、体が強くなったように思うといった参加者からのご意見や、新型コロナウイルス感染症の流行下においてもできる健康づくり、外出機会の創出といった観点から、楽しんで、また、安心して取り組める本事業を継続することといたしました。

令和３年度は、ポイント付与について、健康に関連する事業にとどまらず、積極的に他課との連携、コラボ企画に取り組み、外出を促すイベント等にも対象を拡大し、参加者のモチベーション向上とイベント集客の相乗効果を図ってまいりたいと考えております。同時に、様々な機会を捉えて健康に関する情報を提供し、市民の関心を高め、新規参加者増を目指してまいります。

続きまして、高齢者のつどい場の現状と令和３年度の取り組みについてお答えいたします。

民間団体やＮＰＯ法人などに運営を委託している高齢者のつどい場につきましては、地域の方が気軽に参加でき、介護予防を目的として、お茶を飲みながらのおしゃべり、簡単な体操、懐かしい遊び、笑いヨガ、認知症予防ゲームなどを実施している高齢者の集まる場でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での様々な活動が中止を余儀なくされる中、委託型の全てのつどい場７か所につきましては、感染拡大防止のため、参加者のグループ分けや時間短縮、飲食の提供を控えるなど、工夫しながら開催を継続しております。

令和３年度は、介護予防や認知症予防はもちろん、コロナ禍における閉じ籠もり防止などを目的に、つどい場がまだ開設されていない鳥飼下地域で新たに開設することで、高齢者が安心して楽しく集まることができる場を拡大してまいります。

○森西正議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　子どもの居場所の確保についてのご質問にお答えいたします。

共働き世帯の増加などにより、小学校に通う児童を取り巻く環境が大きく変化しており、児童が放課後を安全・安心に過ごすことへのニーズは高まっております。そのため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、保護者が就労等で自宅での保育が困難な児童には学童保育室を、誰もが気軽に利用できる施設として児童センターを開設し、遊びや生活の場の提供を通して児童の健全な育成を図っております。

また、子どもたちの居場所を地域とともに育むため、地域住民の方に運営に携わっていただき、開催している放課後子ども教室、通称わくわく広場は、児童にとって多様な経験や地域住民との交流の場となり、顔の見える関係づくりにつながっております。

令和２年度には、学童保育室の開室時間を１９時まで延長するなど、サービス向上にも取り組んでおり、令和３年度からは、安威川以南地域のさらなる居場所の拡充を行うべく、とりかいこども園に設置する児童センターの実施設計に取り組んでまいります。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　学習意欲の向上や家庭学習の定着に向けた今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学習意欲の向上に向けては、引き続き、自己肯定感や自己有用感を高める魅力ある学校づくりを市内全校で進めるとともに、学ぶことと将来の自分をつなげて考えるキャリア教育を進めてまいります。企業やＮＰＯ団体と連携し、社会や企業が抱えている課題を生徒同士で考え、発表するといった体験活動を通して、社会とのつながりを実感させるとともに、なぜ学ぶのかということを生徒自身に考えさせることで、最終的には、勉強は自分のためにするものだと気づかせるよう支援してまいります。

また、学力が高いほど家庭学習時間が長い傾向にございます。令和３年度は、学校が設定する宿題はもとより、興味・関心があることや自主的に苦手な分野などを調べ学習するなど、家庭学習が充実できるよう取り組んでまいります。

加えて、読書に親しむことも豊かな心を育む上で大切であります。さらに子どもの学力につながる創造力を高めるためには、発達段階に応じた読書が重要であると考えております。絵本や小説に触れることで想像力を養うとともに、家庭学習の中に読書活動をうまく取り入れ、図鑑などの書籍から得た知識や情報をノートにまとめることなどの読書活動にも取り組み、充実を図ってまいります。

続きまして、デリバリー選択制方式の給食の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

現在、デリバリー選択制方式で実施しております中学校給食でございますが、２学期終了時点での喫食率は、１０食無料キャンペーンの効果もあり５．６％と、昨年に比べて増加いたしております。しかしながら、目標喫食率の１０％には届いておらず、依然として低迷が続いております。この現状を打破すべく、中学校給食の今後の在り方について基本方針を策定したところでございます。全員喫食方式の実施には時間を要することから、現在のデリバリー選択制方式においても、引き続き喫食率向上に向けた取り組みを行ってまいります。

一例といたしましては、令和３年度よ

り、毎週水曜日に、牛乳に代えて乳酸菌飲料の提供を行うことや、生徒に人気のある献立の提供回数をふやすことなど、成長期に必要な栄養価の摂取範囲内でよりよい中学校給食を提供してまいります。

続きまして、学校体育館のエアコン設置の方法についてのご質問にお答えいたします。

学校体育館のエアコン設置につきましては、電気、ＬＰガス、都市ガスによる方式を検討しておりますが、いずれもメリット、デメリットがございます。イニシャルコストやランニングコスト、保守、災害時の使用など、様々な観点から総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、学校体育館のエアコン設置については、児童・生徒の学習の場にあることや、避難所としての役割も担っていることから、設置に係ります財源といたしまして、５年間延長となりました緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　本市におけるＩＣＴを活用した行政サービスの展開についてのご質問にお答えいたします。

現在のサービスとしましては、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの各種証明書の交付、インターネットでの公共施設の利用予約、ｅＬＴＡＸからの税の電子申告等がございます。

国におきましては、昨年１２月に自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定し、この計画では、自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させることを目的としております。重点的な取り組みとしまして、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、自治体のＡＩ、ＲＰＡの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が掲げられております。

本市におきましても、令和３年度には、この重点項目である自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、関係部署を構成員といたしました検討委員会の設置を考えております。また、行政手続のオンライン化では、汎用電子申請システムを導入し、まずは保育所の入所申請での利用を開始し、今後、対象業務を拡充してまいります。ＲＰＡの普及促進につきましては、今年度に基幹システムに導入しましたものを、情報系パソコンを利用する業務に対象範囲を広げ、さらなる効率化を図ってまいりたいと考えております。

○森西正議長　光好議員。

○光好博幸議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

１の（１）地域コミュニティの活性化についてですが、さらなる活性化に向けての考えについて理解しました。以前より要望しています自治会の負担軽減や依頼事項の窓口一本化については、引き続きご検討ください。地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指して、鋭意取り組むよう要望いたします。

１の（２）シティプロモーションの推進についてですが、鳥飼地域におけるコラボ企画において、相乗効果が得られるよう取り組まれることを理解しました。シティプロモーション推進により、地域の魅力を引き出し、地域イメージをブランド化することによって、移住者や定住者の数をふやすことや人の往来をふやすことが重要です。忘れてはならないのが、地域住民とともに

ブランド化、ブランドづくりをするという意識です。また、シティプロモーション戦略を庁内に浸透させ、職員が身近に感じて事業に取り組むことが重要と考えます。魅力ある地域として、人々に選ばれるまちを目指して鋭意取り組むよう要望いたします。

２の（１）鳥飼まちづくりについてですが、策定委員会の体制と展望の考え方について理解しました。策定されるグランドデザインは、絵に描いた餅になってはなりません。一体的なまちづくりを地域住民と一緒になって推進するよう要望いたします。

地域の中の様々な個人や団体がつながり、地域の特色などを生かして、自分たちのまちをよりよくする組織がまちづくり協議会と認識しておりますが、魅力ある鳥飼まちづくりを地域住民と協働で取り組むべく、鳥飼地域まちづくり協議会を結成し、推進すべきと考えます。最後に本市の見解をお聞かせください。

２の（２）都市基盤整備についてですが、既存事業と重点整備地区とを連携させ、住宅開発や建築を促進されるものと理解しております。会派として、まさにその地域を成長重点エリアとして取り組むべきと提言しており、高く評価いたします。当然ながら、鳥飼地域においても重点整備地区を指定され、限られた資源を効果的に配分しているものと理解しております。引き続き、都市基盤整備の効果的な取り組みを要望いたします。

２の（３）道路ネットワークの向上についてですが、市の今後の道路整備の進め方について、短期、中期、長期と、計画的かつ総合的に取り組まれることを理解しました。会派として道路ネットワーク向上を提言し続けており、このように具体的に示されることを高く評価いたします。まちづくりの基盤となるもので、しっかりと実行されるよう要望いたします。

また、道路整備と併せて交通安全対策も重要です。悲惨な交通事故死を防ぐ取り組みをしっかりと行わなければなりません。最後に、交通事故の防止、バリアフリーや自転車通行の取り組みについてお聞かせください。

２の（４）市民を支える上下水道についてですが、上下水道事業の今後の展開について理解いたしました。上下水道は、生命や生活、都市基盤を支える重要なライフラインであり、上下水道事業を別々に検討・計画するのではなく、河川を含めた水の総合管理の中で一体的に考える必要があると考えます。上下水道組織一体となった危機管理体制の強化も視野に入れ、取り組みを要望いたします。

２の（５）河川防災ステーションの取り組みについてですが、国との連携と進め方について理解いたしました。しっかりと取り組むよう要望いたします。

ご認識どおり、河川防災ステーションは、災害に強いまちづくりを推進し、淀川流域の防災拠点となる一方で、市民が集う憩いの場となり、にぎわいづくりや魅力ある鳥飼まちづくりの核になるものです。平時は、地域住民のレクリエーションの場、河川を中心とした文化活動の場、水防拠点の訓練の場として利用されるべきと考えますが、最後に上部利用の構想についてお聞かせください。

２の（６）防災・防犯の取り組みについてですが、防犯カメラ増設については、会派として要望しており、市内での犯罪抑止を図るとともに、迅速な検挙へとつながるものであり、高く評価いたします。引き続

き警察と協力し、防犯の取り組みを推進することを要望いたします。

防災については、防災サポーターを活用した自主防災訓練や防災ブック配布など、三助と連携の強化に努めることを理解いたしました。特に、新たな防災訓練は、形式的な防災演習ではなく、実践的な訓練を会派として要望しており、評価いたします。また、避難所設営訓練の自主防災訓練への普及、庁内の災害対策本部訓練の恒例化などを行い、防災力の維持向上に取り組むよう要望いたします。

２の（７）消防・救急救助施策についてですが、いかなる災害が発生しても対応できる拠点を検討すると理解いたしました。これに関しては、鳥飼地域の河川防災ステーションに消防防災拠点の施設配置を検討すべきと考えます。平時には通常の消防・救急活動を行い、淀川氾濫時には救援救助活動の拠点となる効果的な取り組みであり、両者の役割、意義を踏まえれば、整合性が取れるものと考えます。ただし、費用面などから、水防拠点あるいは一時的な避難所機能を含むコミュニティ施設との機能区分を行い、複合化するなどの考慮が必要です。ぜひ検討するよう要望いたします。

３の（１）環境問題についてですが、脱炭素社会の実現に向けた本市としての範を示す取り組み計画について理解いたしました。深刻な問題となっている地球温暖化ですが、国民一人一人が自分の生活、さらには社会の仕組みをいま一度見直し、何が変えられるのかを考え直すことが重要です。市民や事業者の行動変容を促すべく、ぜひ本市として範を示し取り組むよう要望いたします。

３の（２）広域連携などのごみ処理についてですが、体制整備をこれから見直していくと理解いたしました。特に行政においては、環境センターの職員や収集の直営での職員も含め、人材配置や採用の在り方など、持続可能な体制に向け、いま一度見直す必要があります。ごみ出し困難者の支援など、直営が担う役割はなくなることはありません。ぜひ、持続可能なごみ行政に向け、事業者と連携し、また、市民サービス向上も踏まえた見直しを進めるよう要望いたします。

４の（１）新型コロナウイルス感染症対策についてですが、ワクチン接種の課題に対する本市の現状と対策について理解いたしました。このワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症から生命を守るほか、日常生活を取り戻し、地域経済の復興への足がかりになることが期待されます。医療機関や関係機関とうまく連携を図り、ワクチンの円滑な接種の実現に向け、鋭意取り組むよう要望いたします。

４の（２）健康寿命延伸の取り組みについてですが、健幸マイレージ事業の新たな取り組みについて理解いたしました。人生１００年時代です。コロナ禍にあっても、動き、楽しみ、健康づくりに取り組むことで、リズムを持って生活することとなり、健康寿命の延伸につながるものと考えます。健康寿命の延伸をリードするまちとして、これからもオール摂津で取り組むよう要望いたします。

４の（３）地域福祉施策についてですが、つどい場が鳥飼下地域に新設され、拡大されることを理解いたしました。コロナ禍では、感染を恐れるあまり、必要以上に家に閉じ籠もり、特に高齢者は、移動手段の確保が難しいことから外出を控えるケースが多くなっております。令和３年度は高齢者の移動支援を研究される予定ですが、

高齢者のみならず、通勤通学や買物など、市民生活を支える地域の足の確保が重要と考えます。移動支援は、年齢を問わず、本市全体の取り組みとして複合的に検討を進めるべきと考えます。最後に本市の見解をお聞かせください。

４の（４）子育て支援についてですが、居場所拡充の取り組みをしっかりと計画されていることを理解いたしました。鳥飼地域での児童センター計画も評価いたします。また、児童の居場所確保だけではなく、家庭学習時間や読書活動が全国平均より低調な本市学力課題の解決にも協力することが求められます。ぜひ児童の居場所確保についてさらに研究され、学力向上にも協力されるよう要望いたします。

５の（１）児童・生徒の学力向上についてですが、今後の取り組みを理解しました。学習意欲向上、家庭学習並びに読書活動の充実に一層取り組まれることを高く評価いたします。

なお、学力課題には、就業前教育や保護者のサポート強化は欠かせません。これを踏まえ、引き続き学力向上に邁進されることを要望いたします。

最後に、今後を見据えた学力向上の方向性について、総括的に教育長のお考えをお聞かせください。

５の（２）中学校給食の取り組みについてですが、デリバリー選択制方式の改善への取り組みについて理解いたしました。会派として、子どもたち目線に立った改善の取り組みを要望しており、具体化されることを評価いたします。これに関しては、今回の施策だけにとどまらず、継続して改善することが重要です。ぜひ、健都との連携も含め、今の子どもたち、そして将来の子どもたちのために、よりよい学校給食に鋭意取り組まれるよう要望いたします。

５の（３）教育環境の改善についてですが、エアコン設置については、教育環境向上はもちろんのこと、体育館は避難所としても使用され、その空調管理が災害時においても継続できることが重要となります。緊急防災・減災事業債という性質も踏まえ、摂津市強靭化地域計画（案）にも記載されているように、エネルギー供給停止への対応、劣悪な避難生活環境での体調不良者の防止などの震災関連死を防ぐことを考慮したエアコン設置の取り組みを強く要望いたします。

スポーツ環境の充実についてですが、子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりについて理解いたしました。継続して取り組むことを要望いたします。子どもの頃から体を動かす楽しさやスポーツの楽しさを十分に味わうことにより、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や能力を培い、健康づくりや仲間づくりの基盤を育むものと考えます。そのためには、気軽にスポーツに親しむことができる場の提供も重要であり、引き続きスポーツ環境の充実に努めるよう要望いたします。

ビジネスサポートセンターについてですが、商工会の既存ネットワークや支援制度の活用など、その資源を最大限活用していることを理解しました。ぜひ、この運用においては、商工会や他の中小企業支援策とも連動させ、より効率的に取り組まれることを要望いたします。

６の（２）中小企業支援施策についてですが、令和３年度は、新たな試みとして、企業間取引商品を摂津優品（せっつすぐれもん）に認定する方向とのことで、下請企業の多い本市の実情にマッチした支援拡大であり、評価いたします。頑張っている中

小企業を支援すべく、行政は適切な施策を打ち出し、また、商工会や事業者と協働・連携して地域産業の発展に努めるよう要望いたします。

持続可能な行政経営についてですが、ＩＣＴを活用した行政サービスが拡充されることを理解しました。行政改革、働き方改革という観点からも、担当部署がイニシアチブを取り、庁内で連携を図りながら着実にデジタル化を進める必要があると考えます。最上位に位置する行政経営戦略を常に念頭に置き、進捗管理にもこだわりながら、持続可能な行政経営に努めるよう要望いたします。

７の（２）人事施策についてですが、人材確保と育成制度の取り組みについて理解しました。募集広告や研修制度などの工夫について評価いたします。少数精鋭体制の実現には、人材確保と育成、そして、働き方改革も踏まえた良好な職場環境の充実など、包括的に取り組むこともまた重要となります。今後も鋭意取り組まれるよう要望いたします。

７の（３）横断的な政策課題への対応についてですが、意思決定のプロセスについて理解いたしました。庁内関係部署が連携し、様々な視点から課題を検討することにより、実効性の高い解決策を講じることができると考えます。

その一方で、複数の部署が関わるため、部局間の調整がますます重要となってきます。事務方の長として、今後も副市長の采配が重要な役割になると考えますが、部局を横断した政策課題に対し、どう対応していくのか、副市長の決意をお聞かせください。

最後に一言申し上げます。

いまだ猛威を振るうコロナ禍において、未曽有の危機に直面し、人と人とのつながりや心のつながりの大切さをこれまで以上に痛感しているところです。市民、行政、事業者それぞれが力を合わせ、この難局を乗り越えていかなければなりません。令和３年度は、市長にとって５期目のスタートの年であり、節目の年であります。会派としましても、つながりのまち摂津の実現を目指し、しっかりと声を上げ、市政をバックアップしてまいります。

以上で自民党・市民の会を代表しての質問を終わります。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　鳥飼まちづくりに関連してのまちづくり協議会についてのご質問にお答えいたします。

地域活動の担い手が不足している中で、地域の諸課題に対して、様々な主体が横断的に取り組む点において、まちづくり協議会は非常に有効になるものと考えられます。グランドデザインの実現段階におきましても、コミュニティに関わる課題に対するソフト面での取り組みとして、地域活動の新たな担い手づくりに対する支援は必要な施策であると考えております。今後、まちづくり協議会を含め、地域活動の新たな担い手の在り方、位置付け等について、市として具体的に検討していく必要があると考えているところでございます。

続きまして、河川防災ステーションの上部施設についてのご質問にお答えいたします。

市としての河川防災ステーションの上部施設の考え方につきましては、災害時には、防災対策の観点から、地域に不足する避難場所として、特に分散避難も困難となるような高齢者や障害者といった災害時要援護者と呼ばれる方々を中心とした避難施

設を想定しており、また、平常時ですが、こちらが施設としての利用の大半を占めることになりますので、鳥飼地区におけるコミュニティやにぎわいといった地域課題、また、老朽化する公共施設の再配置の観点も踏まえ、地域の皆さんにとって有益な施設となるよう検討を進めているところでございます。今後、国とも協議、調整の上、案がまとまった段階で議会議員の皆様へも説明を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、地域の足の確保についてのご質問にお答えいたします。

誰もが安全に安心して移動できる交通手段は、地域の利便性や魅力向上に大きく寄与してまいります。これまで、本市におきましては、市内循環バス及び公共施設巡回バスによる地域公共交通網の形成に取り組むとともに、関係機関等と連携し、福祉的な視点での移送サービスなどにも取り組んでいるところでございます。今後、現状の利用状況等を再度検証し、これらの取り組みをはじめ、様々な交通手段を有機的に組み合わせ、交通ネットワークとして、民間事業者との連携を図りつつ、より地域で移動しやすい環境づくりについて検討してまいります。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　本市の交通安全対策に関する取り組みについてお答えいたします。

本市の交通事故件数は、減少傾向にあるものの、高齢者や自転車関連の割合が高く、歩道幅員の確保、バリアフリー化や市内道路を走行する車両のスピード抑制などにより、安心・安全な歩行空間を確保していかなければならないと認識しております。

自転車に関連する交通安全対策といたしまして、自転車活用推進計画に基づき、通行レーンの整備を重点的に進めることとしておりますが、府道大阪高槻線などの整備と併せ、新在家鳥飼中線で矢羽根型路面標示を設置し、自転車と車が明確に区分されて走行されている状況になりました。令和３年度は、引き続き同路線の残る区間を整備してまいります。

さらに、子どもを交通事故から守る歩道のバリアフリー化や横断防止柵の設置、カラー舗装化などの交通安全対策を実施しております。令和３年度は、点検に基づく危険箇所の解消に向け、引き続き対策工事を実施してまいります。

また、広域幹線道路の慢性的な渋滞により、抜け道として利用される車両の流入が多く、スピードを上げて走行する車両が多いことから、スピード抑制を促す路面表示やハンプ設置工事を行うほか、注意喚起を促す看板等の設置を行っており、令和３年度も引き続き対策を講じてまいります。

自転車通行レーンの整備や通学路等の安全対策の実施、交通安全事故防止の啓発活動を行うなど、良好な道路交通環境となるよう、実効性のある交通安全対策を総合的、効果的に進めてまいりたいと考えております。

○森西正議長　教育長。

○箸尾谷教育長　今後を見据えた学力向上の方向性についてというお問いにお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように、今年度の学力調査から、本市の子どもたちの学力は高まってきているものと捉えております。しかしながら、子どもたち自身が自らの人生を切り開く力をつけるためには、結果としての学力向上だけではなくて、なぜ学ぶのか、何のために学ぶのかという事

柄に自分なりの考えを持って、学ぶということに対して意義を自覚し、意欲を向上させることが必要であると考えております。そのためにも、先ほど北野教育次長からも説明がありましたけども、子どもたちが現在の自分の年齢や、その成長段階を踏まえ、将来を見据えて、社会の中での自分の役割は何なのか、どのような関わりができるのかを考え行動できる、そういった力を育てます、いわゆるキャリア教育を推進してまいりたいと考えております。

さらに、居心地がよく、学ぶ意欲を育む学級づくり、学校づくりには、子どもたち自身の力に負うところが大きいと考えております。学級や学校の雰囲気を最終的に決めるのは、いい意味でも悪い意味でも、いわゆる目立つ子どもたちではなくて、ふだんあまり目立たないけれども学級の多数を占める、いわゆるサイレントマジョリティに属する子どもたちではないかと考えております。彼らがどのように発信し、行動するかで、その学級の雰囲気が最終的に決定すると考えています。そういう意味で、学校や地域の中で頑張っている子どもたちの姿を、子ども同士だけではなくて、周りにいる大人がしっかり認め、評価してあげる、そういうことで、子どもたちの自己有用感を高める魅力ある学校づくり事業、これを通して、自分に自信を持ち、もっとみんなとともに頑張っていい学校をつくっていきたい、そういう意欲の向上につなげたいと考えています。

この魅力ある学校づくりは、これまで議会でもご紹介してまいりましたけれども、昨年度、一昨年度、第五中学校で取り組みまして、文部科学省からも高く評価を受けた取り組みであります。今年度は、その取り組みがほかの学校にもたくさん広がっておりますけれども、今後はその質を高めていく指導をしていきたいと考えています。

このように、将来を見据えた時間軸としての縦軸であるキャリア教育と、子どもたち同士、家庭、地域を含めた横のつながりの横軸である魅力ある学校づくり、この縦軸と横軸の双方から子どもたちをしっかり育て、みんなで学びたいという学習意欲の向上を通して学力向上につなげていきたいと考えております。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　それでは、政策課題への対応についてご答弁申し上げます。

まず、昨今の厳しい社会経済状況の現状とあるべき姿のギャップをいかに埋めていくのか、絶えず政策課題に取り組まなければならないことは言うまでもございません。また、その政策形成のためには、構想を描き、未来を創造する力、つまりは構想力が重要となってまいります。具体的には、現状はどうなっているのか、問題点、課題点の解決のために、どのようなスケジュールで何をなすべきなのかを考え、望ましい未来を見て、勇気ある決断と行動で課題解決を図っていかなければなりません。そのためには、職員一人一人の人材マネジメント、そして、活力ある行動する組織マネジメントが求められ、特に管理職員の役割は重要となってまいります。

よく公務労働については、縦割り主義とか、あるいは前例踏襲主義とか、やゆされる場合がございます。全否定はしませんが、これから脱却し、ワンチームとして取り組まなければならず、そのためにはチーム力の向上を目指さなければなりません。チームとは、目的の達成を目指す人の集合体でもあり、目的を共有し、役割を分担して互いに助け合うという関係性を持った人

の集まりと言え、決してグループではございません。

ご指摘の部局を横断した政策課題ということですが、従前と異なり、これからの行政課題は複雑多岐にわたっており、単一部局での対応は困難となっております。目的の実現に向けて、互いに認め合い、職員自身の強みを生かしてチームに貢献する、強制されているのではなく自発的に取り組む、そのようなチーム、組織を目指して取り組んでまいりたいと思います。

○森西正議長　光好議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後２時４６分　休憩）

（午後３時　　再開）

○森西正議長　再開します。

次に、村上議員。（拍手）

（村上英明議員　登壇）

○村上英明議員　それでは、６番目ということでございますが、公明党を代表いたしまして質問させていただきます。

まず、予期しなかった新型コロナウイルス感染症拡大は、国難とも言うべき事態に直面し、世界的にも経済などが深刻なダメージを被りましたし、多くの方が亡くなられています。感染拡大から約１年が経過し、新型コロナウイルス感染症との共存が続く中、ワクチン接種も医療関係者などは始まっていますけども、大事な家族や市民の命を守る対策と、雇用や事業の収益を生み出す経済活動、また、最近も地震が発生していますが、防災・減災に向けた取り組みの急進も求められていますし、少子高齢化や安全・安心などへの対応が重要であります。令和３年度摂津市政の基本方針を踏まえ、将来を見据え、未来を支える子ども、市民の健康、安全・安心なども含めて、多くの市民に摂津市に住み続けてよかったと思っていただける、そういった認識を深めていただけるような施策の展開をお願いし、通告に従いまして質問に入らせていただきます。昨日、本日と、様々質問がございました。重なる部分があると思いますけども、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、１、財政運営及び全体的な課題についてでありますが、（１）令和３年度予算の全体像について。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける中で、令和３年度は森山市長の５期目スタートとなる予算となります。新年度からスタートする行政経営戦略にあるＳＤＧｓの理念、市民を一人も取り残さないと強い思いを持たれていることと思いますが、市民に対してどのようなメッセージを込められたのでしょうか。また、令和３年度の予算編成における特筆すべき思いがあれば、併せてご答弁をお願いいたします。

次に、１の（２）行政経営戦略についてでありますが、長年かけて第４次総合計画第２次改訂版と第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化された計画が策定され、これからパブリックコメントを実施することとなっていますが、行政経営戦略の特徴と市長の思いについてご答弁をお願いいたします。

次に、１の（３）計画を実現する行政経営と人材育成についてでありますが、自治体におけるデジタル技術の導入や脱判こ行政は、新型コロナウイルス感染症の中で推進が加速され、密を避けるために市役所などに出向かなくてもよくなることを目指しておりますが、本市の方針や理念についてご答弁をお願いいたします。

また、人材育成につきましては、摂津市

事務執行適正化第三者委員会の答申を踏まえた市長の思いについてご答弁をお願いいたします。

次に、１の（４）新型コロナウイルス感染症対応についてでありますが、長引くコロナ禍の中、公明党は、本年１月２７日に、新型コロナウイルス感染症の対策強化の要望書第５弾を森山市長に提出させていただきました。その中から、ワクチン接種体制の整備や雇用継続支援事業、テイクアウト・デリバリー導入支援補助事業の継続などを組み入れていただいたことに高く評価いたします。新型コロナウイルス感染症に対する新たな独自の支援策など、今後の対応についてご答弁をお願いいたします。

次に、２番目、新たな発想で未来を見据えた魅力あるまちづくりについて。

（１）シティプロモーションの推進についてでありますが、来年度は、令和２年からスタートしたシティプロモーション戦略の２年目となります。人口減少に歯止めをかけるため、本市のブランドとなる要因を分析し、本市が発信すべき魅力を明らかにした上で効果的な情報発信を行っていくと定義されております。最近では、摂津市イルミネーション、通称ブルーエールの実施や、ＪＲ千里丘駅西地区再開発事業のＰＲポスターのＳＤＧｓトレインの車内掲示などがありましたが、これまでを振り返って、今後の取り組みと意気込みについてご答弁をお願いいたします。

２の（２）鳥飼まちづくりグランドデザインの策定と河川防災ステーションの整備についてでありますが、昨日からも、この件については多く質問もされておられました。鳥飼・新在家地域における児童・生徒数も含めての人口減少が続いているという現状を考えると、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定という施策は、未来への希望となることとして私は注目をしております。市政運営の基本方針におきまして、地元懇談会などを通じ、地域課題やこれからの取り組みなどの検討を進めるとされておられますが、鳥飼地域在住者・関係者との認識共有の度合いと、人口減少と高齢化などの課題解決に当たってのハード・ソフト面での完成イメージについて、ご答弁をお願いいたします。

３、安心して暮らせるまちづくりについて。

（１）地域の防災・減災力の強化についてでありますが、摂津市地域防災計画は、淀川の想定降雨量の見直し、大阪北部地震の検証結果、同年の台風２１号の影響による風害対策などが加筆修正をされ、来年度も、ＳＯＳ避難メソッドを反映されて、より実効性の高い計画に改訂されると期待しております。この地域防災計画において、地域の防災・減災力を強化することについてご答弁をお願いいたします。

４、健やかな生活を支える取り組みについて。

（１）まちごと元気！健康せっつ２１の推進についてですが、まちごと元気！健康せっつ２１は、平成３０年度中に中間評価を行い、令和６年度の最終評価までの折り返しが令和３年度に当たります。中間評価におきまして、公明党が推進してきたウオーキングと健康ポイント事業、健康器具設置などは評価Ａとあり、事業も継続していただいております。

その一方で、全てのがん検診受診率は評価Ｂという結果であります。日本人の二人に一人が罹患すると言われるがんの早期発見・治療に取り組むことは、市の健康づくりの施策として重要と考えますので、がん

対策についての見解のご答弁をお願いいたします。

５、子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて。

（１）子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援の展開についてでありますが、来年度に不育症治療費の補助制度と新生児の聴覚検査の補助制度を創設され、母子保健の拡充に取り組んでいただき、感謝をいたします。子育て世代包括支援センターが令和２年度に設立されて、子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援がまた一歩充実されました。第２期摂津市子ども・子育て支援事業計画のスタートの年は、新型コロナウイルス感染症により少子化が加速をし、社会の中で弱い立場の人々に新たな課題が出ていると言われております。社会情勢の変化に伴った支援の在り方について、見解をご答弁お願いいたします。

６、住み慣れた地域で自立した生活を支援することについて。

（１）高齢者のニーズに応じた移動支援についてでありますが、超高齢社会となっている現状において、介護予防の視点も含め、自宅から外出しやすい環境づくりが重要であります。市長から、市政運営の基本方針におきまして、本年度より高齢者のニーズに応じた移動支援について研究してまいりますと述べていただいたことに評価をいたします。具体的な研究内容、課題なども含めて、摂津市の実情に合った移動支援の実施に向けた市長の決意、思いをご答弁お願いいたします。

次に、６の（２）安威川以南地域への地域包括支援センターの設置についてでありますが、地域包括支援センターは、第３期高齢者かがやきプラン開始となる平成１８年度から直営で開始され、平成２５年度から社会福祉協議会への委託で現在に至っていますが、この間、要支援認定の方のケアプラン相談事業など、市内全域を１か所で、地域福祉の観点から重要な役割を果たしておられると思っております。令和３年度には安威川以南への設置とのことでありますが、運営体制についてご答弁をお願いいたします。

７、教育と生涯学習並びにスポーツの推進について。

（１）味生地域の活性化に繋がるコミュニティ施設の基本構想についてでありますが、味生公民館のリニューアルを念頭に、地域の活性化に向けたコミュニティ施設の基本構想策定を決断されたことは高く評価をいたします。目指す将来像、みんなが育むつながりのまち摂津の実現、市民一人一人があらゆる場面で活躍し、様々な人と出会い、相互に助け合い、自ら活動できる元気なまち摂津の構築に向けた市長の思いをご答弁お願いいたします。

次に、７の（２）中学校給食の全員喫食についてでありますが、中学校給食の全員喫食を導入した場合、成長期の生徒全員に栄養バランスの取れた給食を提供できることや、昼食を生きた教材として食育の推進を図れるなどのメリットについて、また、子どもとのコミュニケーションを図る大切なこととして、家庭からのお弁当の日を設けることについて、ご答弁をお願いいたします。

次に、７の（３）小・中学校の教育環境の充実についてでありますが、我が公明党は、教育環境、スポーツ環境の充実や、避難所としての運営などの観点から、体育館のエアコン設置について要望を重ねてまいりましたので、全小・中学校への設置に５

年計画で進められる点を高く評価いたします。体育館へのエアコン設置を含め、照明器具のＬＥＤ化、トイレ改修などの環境整備のための今後の計画についてご答弁をお願いいたします。

７の（４）鳥飼地域の通学区域と将来的な学校の在り方についてでありますが、児童数で見れば、鳥飼西小学校は鳥飼東小学校の約２．４倍、鳥飼小学校の約２倍という差があります。数字的な議論で言えば、多いところから少ないところへと移動すれば解決するということになりますが、地域や人の移動というのは本当に大変なことであります。市政運営の基本方針におきまして、児童・生徒数の推移などを踏まえ、将来的な学校の在り方を検討するとありましたが、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定と大きく関係してくると思いますが、教育長としての将来的な学校のイメージについてご答弁をお願いいたします。

７の（５）スポーツを通した心身の健全な育成についてでありますが、子どもたちに夢や希望を育んでもらおうと、野球の桑田氏をはじめ一流アスリートとの交流イベントの開催やボッチャ体験会などを通して、多くの方にパラスポーツにも触れていただける機会の創出、また、令和４年完成に向けた（仮称）新味舌体育館の建設におきましては、防災機能や旧味舌小学校の思い出コーナーの設置に向けた取り組みなど、地域の声を反映されることに高く評価をいたします。

市政運営の基本方針におきまして、スポーツは、健康づくりや仲間づくりなど、心身の健全な育成に大きな役割を果たしており、スポーツに親しめる環境づくりが重要となってまいりますと市長は述べられました。スポーツに親しめる環境づくり、健康づくりの観点から、将来の夢でありました総合体育館の建設について、市長の考え、決意をご答弁お願いいたします。

８、環境保全と産業振興について。

（１）地球温暖化についてでありますが、循環型社会の構築は、一人一人が問題意識を持ち、行動変容することが重要になると考えます。これまで環境家計簿などに取り組んでいただいておりますが、カーボンニュートラルの実現には、市民向け施策など新たな取り組みが必要だと認識しますが、考え方についてご答弁をお願いいたします。

８の（２）一般廃棄物の広域処理のための取り組みについてでありますが、茨木市とのごみ処理広域化は、令和５年度開始に向けて施設や敷地内の工事などが進められていますが、収集時間や分別収集など、市民サービスの変更有無にかかわらず市民への周知を行っていくことや、パッカー車などの運搬車が常に通過する地元校区、地元自治会などへの説明は早めに行っていくことが必要と思いますが、その認識についてご答弁をお願いいたします。

８の（３）市内企業の支援についてでありますが、森山市長は、折に触れ、本市の特徴を産業都市であると言われております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、何とかこの困難を乗り越えようとする企業経営者がたくさんおられます。今後の企業支援に対する考え方についてご答弁をお願いいたします。

以上で１回目の質問とします。

○森西正議長　答弁をお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　それでは、公明党議員団を代表しての村上議員の代表質問にお答えをいたします。

令和３年度予算に込めた市民に対するメッセージについてでございますけれども、令和３年度は、私にとりまして５期目の初めての予算となります。振り返りますと、私が初めて市長に就任した当時の財政状況は非常に厳しく、第２の夕張市と呼ばれる状態でございました。そのような中、行財政改革を断行し、財政の立て直しを図ったものであります。その後、リーマンショックなど、景気の変動による財政状況を左右する時期がございました。現在、再び、新型コロナウイルス感染症拡大により、財政状況を大きく左右する状況となっておりますが、そのような中でも未来を見据えた予算編成を行ったところであります。予算編成に当たりましては、「こども」、「健康」、「安全・安心」を重点テーマに据えておりますが、それに加え、令和３年度は、摂津市のまちづくりをこれからの世代につないでいくため、夢のあるまちづくりに取り組む予算編成を行ったものでございます。

行政経営戦略の特徴についてでありますが、行政経営戦略では、各施策の取り組み姿勢として、ビルド・アンド・スクラップ、スマート自治体の推進、協働・パートナーシップの推進、経営資金の調達、そして人材の組織的な育成の五つの視点、行政経営方針を掲げております。行政経営方針は、これまで取り組んできたまちづくりをさらに推進していくため、事業の立案段階で職員が検討していかなければならない視点を明示しております。この五つの視点に基づき、人、物、金、情報を効率的・効果的に駆使し、みんなで育むつながりのまち摂津の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

計画を実現する行政経営と人材育成についての質問でございますが、国では、デジタル化の推進に向けて、自治体が取り組む事項として、行政手続のオンライン化やテレワークの推進など６項目を掲げております。本市におきましても、令和３年度には、汎用電子申請システムの導入やテレワークの環境整備を図るなど、国が掲げる重点取り組み事項を進めてまいります。

また、行政手続における押印につきましては、本市においても現在見直しを進めているところであり、押印を廃止できるものは、令和３年７月をめどに廃止してまいりたいと考えております。

今後も、国の動向を注視し、本市におけるデジタル化の取り組みを加速して推進してまいります。

第三者委員会の答申につきましては、同委員会を設置することとなった事案等の再発防止に向け、全職員が一丸となって取り組む必要があると考えております。令和２年度末にいただく答申の内容を真摯に受け止め、これをきちんと踏まえた上で、改めるべき点を改め、必要な取り組みを着実に行っていくことが重要であります。一日も早く市民の皆様の信頼を回復すべく、身を引き締め、不退転の決意、覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応についてであります。

現在、大阪府における感染状況は、ピーク時に比べ大幅に減少しておりますが、日々新たな感染者は発生しており、予断を許さない状況であります。新型コロナウイルス感染症は、人々の行動を変容させ、地域経済や福祉、教育など、様々な分野に大きな影響を与えております。このような変化を的確に捉え、新たな生活様式に見合った施策、事業を展開していかなければなり

ません。市民の皆様の安全で安心な日常を守るためにも、迅速な新型コロナウイルスのワクチン接種に向けた準備を進めるとともに、各種行政手続等のオンライン化や、教育のＩＣＴ化や感染症対策の強化など、必要な施策をちゅうちょなく実施してまいります。

今後のシティプロモーションにかける意気込みについてでありますが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きなイベントが軒並み中止になってしまいました。中止するのは簡単であり、職員に対しては、できる方策を考えるようにと常々申してまいりましたが、その中で、健康まつりに代わるオンラインを活用したせっつ動画ｄｅ健康フェス！や、ＰＴＡ協議会と連携しての医療従事者への応援メッセージを込めた市役所ブルーイルミネーションの実施など、創意工夫を巡らしながら、時代にマッチした形でシティプロモーションの展開が少なからずできたものと考えております。

また、コロナ禍における分散避難、ＳＯＳ避難メソッドや、運転免許証の自主返納者に引き取り手がない放置自転車を無償で譲渡する人生１００年ドライブなど、本市オリジナルの施策が報道でも大きく取り上げられ、これらも十分シティプロモーションに寄与したものであると考えております。コロナ禍で意気消沈するのではなく、小さくてもきらりと輝くまちを目指して、また、でっかな野望を持って、多くの人に選ばれるまちの実現を目指してまいります。

鳥飼まちづくりグランドデザインについてでありますが、鳥飼まちづくりグランドデザインは、鳥飼地域の将来のまちづくりのビジョンを示すものであり、住民の皆様をはじめ、事業者等の関係者の方々との課題共有やまちづくりの方向性の共有は重要であると考えております。グランドデザインの策定に当たりましては、様々な機会を捉え情報発信するよう努めてまいります。

次に、人口減少と高齢化の課題解決の完成イメージについてでございますが、現在、鳥飼地域の将来を見据えた上で、必要となる機能や施策を検討しております。令和３年度におきましては、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を設置し、地域の課題解決に資するものとなるよう取り組みを進めてまいります。

地域の防災・減災力の強化についてであります。

私は、常々、市民の皆様が安心して暮らせる摂津市のまちづくりに向け、全職員の先頭に立ち、防災・減災行政に邁進をしてきたところでございます。自然災害が頻発する中、市民の皆様の生命や財産を守ることは、我々行政を担う者の最も大きな責務の一つでございます。その結果次第でまちの魅力が大きく左右すると言っても過言ではございません。

そのような中、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により自主防災訓練が中止となるなど、自助・共助に資する取り組みが手薄な１年となってしまいました。また、昨今の風潮として、公助への過度な依存が取り沙汰されておりますが、公助には限界があります。自助・共助の向上なくして市全体の防災力の強化は見込めません。

そこで、令和３年度では、自助・共助の牽引役、そして、公助の支援役として要請してまいりました防災サポーターの皆様のお力添えの下、各自主防災訓練が一層実践的なものとなるよう、精いっぱい支援をし

てまいりたいと思います。また、併せて、日頃から防災活動に励んでおられる地域、学校、事業所などの連携を強化することで、さらに地域防災力が向上するよう努めてまいります。

がんの早期発見・治療についてでありますが、摂津市民は、がんや心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病で亡くなる割合が多く、死因全体の５割を超えております。がんはその１位となっております。早期のうちにがんを発見するには、自覚症状のないときから定期的ながん検診の受診が重要でございます。しかし、必要なときに医療機関を受診すればよいと考えている方も多く、早期発見のため、受診しやすい環境づくりや効果的なＰＲなどに取り組むとともに、精密検査の受診を促進し、早期の治療につなげていく必要があると考えております。

高齢者のニーズに応じた移動支援についてでありますが、人生１００年時代を迎え、高齢者の方々にはいつまでも元気で生活していただきたいと願っております。高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごしていただくためには、移動支援が非常に重要な課題だと認識をいたしております。現在、移動支援に関するセミナーへの参加や専門家への相談、他市事例の情報収集などに取り組んでおりますが、今後も、高齢福祉サービスの優先順位をつけながら、移動支援については、対象者の範囲などの課題を整理し、本市の実情に合った仕組みづくりを研究してまいります。

安威川以南地域の地域包括支援センターの運営等々についての質問でありますが、現在設置しております地域包括支援センターと同様に、本市の地域福祉の核となる社会福祉協議会に運営を委託する予定でございます。その理由といたしましては、社会福祉協議会は、ライフサポーター、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアセンターの業務、校区等福祉委員会活動への支援など、市全域の地域福祉活動の中核機能を担っており、それぞれの強みを最大限発揮することで、よりきめ細かい対応が期待できるものと考えております。

元気なまち摂津についてでありますが、新型コロナウイルス感染症の出現で私たちの生活は一変してしまいました。同じ場所で顔と顔を合わせて会話し、コミュニケーションを深めた日常はなくなり、大勢での飲食や不要不急の外出は自粛され、人と触れ合う機会が著しく減っています。会いたくても会えないコロナ禍だからこそ、心と心のつながりをこれまで以上に尊く思いながらまちづくりを進めていかなくてはなりません。

また、元気なまち摂津構築には、市民活動の促進は不可欠な要素でございます。機会づくりから様々な団体との連携まで、あらゆる段階において支援を行うとともに、地域コミュニティ活動が活性化するよう、環境づくりや支援を行ってまいります。

総合体育館についてのお尋ねでございますが、総合体育館建設構想を表明してから今日まで、具体的には進展はしておりませんが、その思いは変わってはおりません。

総合体育館を核とした様々な施設を集積することのご提案でございますが、一つの考え方として受け止めていきたいと思います。ただ、総合体育館を核とした様々な施設を集積する場合、その実現を図るためには財政的な裏づけがなければなりません。中長期的な財政状況も考慮しながら検討することになりますが、なかなか容易なもの

ではございません。その実現へのハードルは高くなりますが、可能性は探ってまいりたいと思っています。今後、非常時、そしてまた平常時、どういった施設がなじむのか、また、整備計画をつくっていく上で国との協議も進めていかなくてはなりません。将来的には、お示しの総合体育館等々を含むコミュニティ施設、これは鳥飼地区には必要になってまいります。今まで何度もお答えをしておりますけれども、将来的に、ビルド・アンド・スクラップの観点も踏まえて、公共施設の整備、再編の中からその可能性を探っていかなくてはならないと思っております。

脱炭素社会の実現についてのご質問でありますけれども、昨年１０月に菅総理大臣が２０５０年脱炭素社会の実現を目指すと宣言され、今後、関係法案等が国会で議論される状況であります。本市におきましても温暖化対策地域計画を策定していく予定であります。新たな市民向け施策といたしましては、同計画の中で展開していきたいと考えております。

なお、具体的な内容は、同計画策定委員会に諮り、検討していく予定ではありますが、財政的な課題をクリアしつつ、市民の行動変容を促す新たな施策が必要であると考えております。

広域処理における市民サービスの変更など、市民や地元校区への説明についてでありますが、地域の生活環境の保全に向け、適正なごみ処理を進めるに当たりましては、ごみの分別や集積場の運営管理など、市民や地域の方々の協力は欠かせないものであります。茨木市とのごみ処理広域化におきましては、これまで、基本合意や連携協約の締結など、機会あるごとに地元説明や市民周知を行ってきたところでございますが、引き続き、市民への影響などを踏まえた中、課題の整理を進め、市民や地元校区の方々への丁寧な説明を行ってまいります。

市内企業の支援についてでありますが、市内事業者の支援の方向性でございます。

人口減少の進展に伴う国内市場の縮小、消費者ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症による生活様式の急激な変化など、事業者を取り巻く環境は大きく変化してきております。このような中で、経営環境の変化に対応できる支援が重要であり、強みをさらに伸ばし、弱みを新たな強みとするような変化に対応できる事業者支援を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通し難い中で、国においては、営業時間を短縮した飲食店の取引先などに支給する一時金制度について発表されたところでございます。このような国や府の動向にも注視しながら、最も適切なタイミングを見極め、着実な支援を考えてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○森西正議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　それでは、教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援についてのご質問でございます。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化により、子育て世代を取り巻く環境はますます厳しいものになっております。こうした状況におきまして、子どもたちの健やかな成長を支援していくためには、支援制度の充実に加え、制度と制度のはざまで発生する課題にも向き合い、それぞれの世帯の実情に寄

り添いながら支援していくことが求められております。

令和２年度の子育て世代包括支援センター設置に伴い、子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援をより一層強固なものにしていくため、相談者に対する包括的な支援体制の構築を意識し、各機関の連携強化の取り組みに努めてきたところです。引き続き、こうした取り組みを通して、子育て世代包括支援センターの機能強化に努めてまいります。

次に、中学校給食全員喫食のよさ及びお弁当の日を設けることについてのご質問でございます。

中学校給食の全員喫食のよさとしましては、成長期にある生徒の心身の健全な発達や健康増進などのために必要な栄養価を綿密に考えて提供できることが挙げられます。そのため、多種多様な食品を組み合わせ、栄養バランスの取れた食事になるように工夫してまいります。また、郷土食や行事食を提供することを通じ、様々な地域、国の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなどの教育効果も期待されます。このような様々な観点から、教育委員会といたしましては、全ての生徒に対し学校給食を提供したいと考えております。

一方、これまで実施してまいりました家庭弁当とデリバリー選択制の中学校給食の併用の経験から、保護者が子どもの健康や成長を思いながら作る家庭弁当には、家庭とのコミュニケーションを図るきっかけになるといった教育効果もあると考えております。そこで、教育委員会としましては、全員喫食の実施後も家庭弁当の日を設けるなどして、保護者と生徒との絆が深まる機会を確保してまいりたいと考えております。

体育館のエアコン設置、照明器具のＬＥＤ化、トイレ改修などの環境整備のための今後の計画についてでございます。

体育館のエアコン設置につきましては、令和３年度からの５か年計画としており、令和３年度に１５校の基本設計並びに第三中学校と鳥飼北小学校の実施設計を行い、令和４年度以降は毎年３校から４校の実施設計を行い、翌年度に工事を行ってまいります。照明器具のＬＥＤ化につきましては、令和２年度からの６か年計画で毎年３校の実施設計を行い、翌年度に工事を行ってまいる予定です。トイレの改修工事につきましては、平成３０年度から令和７年度までの実施予定でございましたが、令和４年度以降は、体育館のエアコン設置を優先するため、計画期間を２年間延長したいと考えております。

最後に、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定の過程における将来的な学校のイメージというお問いでございます。

鳥飼地域の学校につきましては、児童数の減少が大きな課題であると認識をしております。昨日もご答弁させていただきましたが、令和３年度につきましては、今後の学校の在り方について考えていくために、現在の通学区域ごとの児童数や教室数の推移に関する調査や保護者等を対象としたアンケート調査を行う予定です。調査結果につきましては、鳥飼まちづくりグランドデザイン担当とも共有するとともに、グランドデザインを念頭に、鳥飼地域の魅力ある学校をイメージして、今後の学校の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　村上議員。

○村上英明議員　それでは、２回目の質問を

させていただきます。

初めに、１の（１）令和３年度予算についてでありますけども、令和３年度の予算編成に当たっての市長の思いをお聞かせいただきました。この令和３年度の予算を次なることにつなげていくということが必要だと思いますので、全体を通じて、さらに将来を見据えた戦略的な市長の思いをご答弁お願いいたします。

次に、（２）行政経営戦略についてでありますが、特徴についてのご答弁をいただきました。持続可能な開発目標、いわゆるＳＤＧｓと結びつけられておりますが、そのことについて説明をお願いいたします。また、行政経営戦略と併せて、ＳＤＧｓを市民に浸透させていくための取り組みもご答弁を併せてお願いいたします。

次に、（３）計画を実現する行政経営と人材育成についてでありますが、行政手続のオンライン化や収納関係のスマホ決済などにつきましては、これまで私ども公明党が要望してまいりましたが、今回導入いただき、高く評価をいたします。

また、これまでＺｏｏｍを使った会議の推進も行ってこられたようでありますが、概略についてご答弁をお願いいたします。

また、オンライン相談の導入も可能になったように思われますが、導入の考え方につきましてもご答弁をお願いいたします。

摂津市人材育成実施計画の改訂を行うとのことでありますが、令和３年度当初から第２期計画の実施を目指して１年間取り組まれてきたと思います。その中身とポイント及び策定年を延長することについてご答弁をお願いいたします。

次に、（４）新型コロナウイルス感染症対策についてでありますが、必要な施策をちゅうちょなく実施されるとのことでありますので、今後も一人も取り残さないとの思いで、戦略的に支援策の展開をお願いし、要望といたします。

次に、ワクチン接種についてでありますが、これは様々な課題があります。例えば、在宅介護の高齢者や障害者で訪問医療を実施されている方は、その訪問医療の現場での接種になると思います。また、重度疾患のある方が接種についての相談をする場合にはかかりつけ医になると思いますが、そのことに対する支援をどのように考えておられるのか、また、認知症の人につきましても、一人も取り残さない接種対応を取るためにどのようにされるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、２の（１）シティプロモーションの推進についてでありますが、先ほど、でっかな野望ということで様々な事例を紹介していただきました。先ほどのご答弁にはございませんでしたが、まちづくりにおきましては、ＪＲ千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業、健都イノベーションパーク、鳥飼まちづくりグランドデザインなどは本市の魅力を高めるための柱だと思いますが、どのような位置付けになっているのか、また、シティプロモーションの目的には、１、愛着や誇りの醸成、２、協働人口の増加が挙げられていますけども、それぞれの取り組みと併せてご答弁をお願いいたします。

２の（２）鳥飼まちづくりグランドデザインについてでありますが、策定委員会との関係もありますけども、ビジョンとは、こうなってほしいと想像する姿、在り方でありますから、これは、市長の思いやイメージをこれからもまたしっかりと出していただいて、課題解決に直結する内容にしていただきたいと思っております。河川防災

ステーションの整備を含めた鳥飼まちづくりグランドデザインの策定を進めるには、地権者や近隣者の方はもとより、鳥飼地区の半数以上の方々との認識共有や多くの理解と協力が必要と思いますが、認識と、スケジュールを含めて進め方につきましてもご答弁をお願いいたします。

３の（１）地域の防災・減災力の強化についてでありますが、阪神・淡路大震災で家屋倒壊により家の下敷きになった人の多くは、近所の人々によって救出されたということなどから、自助・共助の大切さが認識をされました。私は、自助・近助、そして共助・公助、この４段階にしてもいいのではないかと思っております。東日本大震災で釜石の奇跡と言われたように、児童・生徒たちが、平時からの防災教育に基づいた避難行動が命を救い、さらには避難所の清掃や避難後の生活にも貢献をされました。自助・共助・近助の向上を図るには、これまでの校区単位の自主防災訓練も重要でありますけども、より具体性のある行動に変えていくことが必要であるかと思います。さらなる地域防災力強化への取り組みについてご答弁をお願いいたします。

４の（１）まちごと元気！健康せっつ２１の推進についてでありますが、これまで、特定健診、がん検診の受診率向上のため、土日受診、医療機関の拡大、クーポン券発行、人間ドック費用の一部助成などに取り組んでこられました。来年度では、ピロリ菌検査の自己負担額の引き下げと行動経済学を活用した特定健診の受診勧奨を実施されますが、導入に至った経緯と内容のご答弁をお願いいたします。

５の（１）子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援の展開についてでありますが、この１月から２月にかけましては、入所申し込みに対しての選考の時期でありますが、職場復帰をしたい人、働かなくてはならない人など、それぞれの家庭に課題があります。全ての子どもたちが健やかに成長してもらうには、家庭が抱える状況に対しての支援が必要であります。特に、ひとり親は、就労をはじめ多様な問題を抱えることが多く、生活への影響も少なくありません。コロナ禍では、雇用・収入減少、休校などによる休職など、行政の相談支援体制がなくては立ち行かない状況に追い込まれることもあり、寄り添った相談支援体制の充実が必要と思いますが、どのように認識をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

６の（１）高齢者のニーズに応じた移動支援についてでありますが、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせる地域づくりを実現するためには、外出を支援し、地域社会に関わっていただき、健康で楽しい生活を送ってもらうことが何よりも大事であると思います。どうか様々な観点から、摂津市の実情に合った移動支援の仕組みづくりに期待し、これは要望とさせていただきます。

次に、６の（２）安威川以南地域への地域包括支援センター設置についてでありますが、今後も社会福祉協議会が担うとのことでありましたし、当該地域からすれば、より身近できめ細やかな対応などを期待され、地域福祉に大きな意味があると思いますので、摂津市といたしましてもしっかりと後押しをお願いしたいと思います。安威川以南地域への新たな地域包括支援センターの設置に向けて、職員体制の強化を求めるところでありますけども、その取り組みについてご答弁をお願いいたします。

７の（１）味生地域の活性化につながる

コミュニティ施設の基本構想についてでありますが、誰もが気軽に集えるコミュニティ施設を目指して、地域のニーズをどのように反映されるのか、また、公共施設の再編を検討した場合、指定有形文化財であります第６集会所、つまり旧一津屋公会堂の在り方はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、７の（２）中学校給食の全員喫食についてでありますが、教育長より全員喫食のよさ及び弁当の日を設けるとのご答弁もございました。その一方で、全員喫食実施後も、家庭弁当という子どもとの絆づくり、そして、保護者が子どもの健康や成長を願う思いをこれからもしっかりと大切にしていただきたいということで、この弁当の日を設けることの実現に向けて、要望ということでさせていただきます。

質問といたしまして、給食センターを建設した場合の建設コストやスケジュールについてご答弁をお願いいたします。

次に、７の（３）小・中学校の教育環境の充実についてでありますが、照明器具は６年計画、トイレ改修についても順次取り組まれる点もお示しいただきました。学校の照明は、児童・生徒が視対象物を見やすくするのを助け、近視の予防、学習効果の向上などを図る上で大切であります。また、トイレに関しましては、男子トイレにおきまして、個室を使うと不快なことを言われる、そういった思いの方もあると聞いておりますので、小便器を置かずに、全て女子トイレと同様に個室にしていくということも考えとしてあると思います。本市における実施中の照明器具の設置基準とトイレ改修の詳細についてご答弁をお願いいたします。

７の（４）鳥飼地域の通学区域と将来的な学校の在り方についてでありますが、鳥飼地域の魅力のある学校とのご答弁をいただきましたが、児童数、生徒数が少ないといっても、児童・生徒の一人一人と教職員の人間関係がよりつくれるといったことや、学力の面につきましてもメリットもあるのではないのかと思います。その中で、全国や大阪府内を見ましても義務教育学校が創設されてきておりますが、中１ギャップの低減や通学距離などの検討すべき事項も多いと思います。特に、鳥飼地域の小・中学校区における人口減少、少子化が進む過程におきましての義務教育学校への展開をどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

７の（５）スポーツを通した心身の健全な育成についてでありますが、総合体育館建設について、市長の思いをお聞かせいただきました。例えばですが、鳥飼地域における河川防災ステーション構想が着実に進展したと想定し、その防災ステーションのスペースを活用し、地域のコミュニティ拠点と総合体育館を合わせた複合施設の建設を、地域の皆さんと意見交換をしながら進めていく案もあると思います。これからも誰もが気軽にスポーツや健康づくりができる環境の充実に取り組まれるよう、この点は要望とさせていただきます。

８の（１）地球温暖化対策についてでありますが、市民向け施策など、脱炭素社会実現に向けた新たな施策の必要性や、市公式ＬＩＮＥを活用した環境家計簿の実施については高く評価をいたします。この環境家計簿の具体的な取り組みの内容と事業所への展開について、また、登録者が１，６００人を突破した、日々の美化活動に取り組んでいただいております環境美化ボランティアの方々にエコポイントを付与しては

いかがでしょうか。考え方についてご答弁をお願いいたします。

次に、８の（２）一般廃棄物の広域処理のための取り組みについてでありますが、茨木市環境衛生センターは溶融炉と聞いていますので、例えば、焼却熱を活用した発電、温水プールや浴室、施設内の空調なども含めた新たな付加価値も考えていったほうがよいのではと思いますが、その認識についてご答弁をお願いいたします。

８の（３）市内企業の支援についてですが、経営環境の変化に対応できる支援の考えは理解をいたしました。しかしながら、経営環境は待ったなしの状況に迫られている会社もございます。国や府の支援をいまだ十分に受けることができていない企業も少なくありませんので、アフターコロナを見据えた対応も求められています。商業支援策としてセッピィスクラッチ事業に取り組まれていますが、来年度はどのようなタイミングで実施されるのか、また、近隣市でも既に取り組まれている電子決済を活用した支援策を含めた支援が必要とも感じていますが、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

以上で２回目の質問とします。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の換気を行いますので、暫時休憩します。

（午後３時５５分　休憩）

（午後４時　５分　再開）

○森西正議長　再開します。

答弁をお願いします。市長公室長。

○大橋市長公室長　ＳＤＧｓの普及啓発についてのご質問にお答えいたします。

行政経営戦略では、各施策に関係するＳＤＧｓのゴールをアイコンで示し、行政経営戦略とＳＤＧｓの関係を一覧で見えるようにするなど、ＳＤＧｓの啓発についても意識しております。また、行政経営戦略の施策につきましては、各課が所管する分野計画との関連性を明確化しており、今後、新たに策定・改訂する分野計画につきましても、ＳＤＧｓのロゴマークを積極的に示してまいりたいと考えております。このように、市が実施する事業やポスター等にＳＤＧｓのアイコン等を明示する回数をふやしていくことで、市民の皆様や市内事業者のＳＤＧｓに対する認識を広めてまいりたいと考えております。

続きまして、人材育成実施計画の改訂に関する重点要素についてのご質問にお答えいたします。

計画の改訂に当たりましては、組織課題を共有する目標設定、職員研修やＯＪＴ等の能力開発、実績評価や面談を行う人事評価、昇格や異動等の人材活用といった仕組みを有機的に連動させることを人材育成の基本としつつ、管理職のマネジメントの強化、コンプライアンスの徹底、さらには組織風土等に関する課題対応など、不祥事等の要因となったとされる項目も新たに計画に反映させる必要があるものと考えております。このほか、働き方改革等に資するよう、良好な職場環境の維持に関する項目の追加についても併せて検討しているところでございます。

続きまして、大型プロジェクトのシティプロモーション戦略の位置付け等についてのご質問にお答えいたします。

千里丘駅西地区再開発事業をはじめとする大型プロジェクトにつきましては、シティプロモーション戦略の魅力発信の柱の一つでもあります利便性・暮らしやすさに位置付けされるものであると考えておりま

す。駅前再開発などは、新しいまちの顔となりますので、市内外問わず効果的に情報発信することで市のイメージアップにもつながります。先日、議員の皆様にもお示しいたしました阪急・阪神電車のＳＤＧｓトレイン内に千里丘駅西地区再開発事業のＰＲも兼ねた市のＰＲポスターが昨日８日から掲示されており、これも市のイメージアップを図る取り組みの一環でございます。

令和３年度のシティプロモーション戦略の取り組みですが、愛着や誇りの醸成については、インスタグラムの運用におきまして、広報課の職員のみならず、市民や本市で活動している様々な人たちが身近な魅力あるスポットなどの情報を発信できるような仕組みを構築するほか、新たに運用を開始するシティプロモーションサイトにおきましては、市域で活躍されている市民の方などに登場いただくことで、愛着や誇りの醸成につなげてまいりたいと考えております。

協働人口の増加につきましては、まずは本市の認知度を高めることが重要であると考えており、ＳＮＳによる情報発信に加え、市外住民が参加する各種イベントに市のＰＲブースを設けるなど、様々な機会を捉えて協働人口の増加につながる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、河川防災ステーションを含めたグランドデザイン策定の進め方等についてのご質問にお答えいたします。

まず、河川防災ステーションの建設につきましては、浸水リスクの高い鳥飼地域にとって安全・安心に資するものと考えており、地元の方々に対しましても、説明ができる状況になりましたら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、グランドデザイン策定に当たりましても、住民の方々との課題共有等は重要であると認識しており、これまで、広報誌への掲載をはじめ、地元懇談会等を通じ、情報提供に努めております。今後におきましても、素案の策定、グランドデザイン策定委員会の進捗等、必要に応じ順次情報発信し、共有に努めてまいりたいと考えております。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　ＩＣＴを活用したオンライン会議についてのご質問にお答え申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受けまして、今までは集合して行っていた会議等をパソコンやスマートフォン等で行うオンライン会議の利用が増加いたしました。本市におきましても、令和２年４月から試験的にオンライン会議システムを導入し、他団体との会議や国の説明会、外部のセミナー等に参加しており、各課において多くの利用が行われております。これからもますますオンライン会議の利用は広がっていくと考えられ、今後は、内部の会議だけではなく、市民に対しても相談業務で活用できないか等、検討をしてまいりたいと考えております。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　新型コロナウイルスワクチンに関するご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は努力義務とされており、本人の同意がなければ接種できないこととされております。市民の接種状況につきましては、市の管理システムにおいて把握することとなっておりますが、未接種の方の意向や理由については分かりかねるところでございます。しかし、感染拡大防止のためには多くの方に接

種していただくことが重要であると考えております。ワクチン接種について、様々な方法で正しい情報を提供していくとともに、在宅介護の高齢者や障害者などの接種については、国の動向を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して接種の機会を確保してまいりたいと考えております。

また、認知症などで本人の接種意思を確認しにくい場合は、ご家族等にご協力いただき、本人の意思を確認していただくことになります。本人が接種を希望されているものの、何らかの理由で同意書の本人署名が困難な場合は、家族等に代筆していただくことが可能とされております。

重度障害者や重度疾患の方の相談につきましては、まず、かかりつけ医に相談いただくことが必要と考えておりますが、市民全般の相談窓口としましては、３月１５日に市のコールセンターを設置し、相談を受け付けるとともに、医学的知見が必要となる専門的な相談については、必要に応じまして大阪府の相談窓口につなぐなどして、ワクチン接種に係る不安や疑問に対応してまいります。

いずれにいたしましても、接種を希望する方を取り残さない配慮ができますよう、庁内各課はもちろんのこと、関係機関や関係団体などの支援、協力を得ながら、円滑な接種に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、まず私のほうから、がん検診の受診率向上に関するご質問にお答えいたします。

摂津市民のがん検診の受診率向上は、生活習慣病の早期発見、重症化予防の重要な課題の一つでございます。中でも、胃がん検診の受診率でございますが、令和元年度は９％と低く、いかに受診者をふやしていくか検討を進めてきたところでございます。

本市の胃がん検診は、保健センターと大阪がん循環器病予防センターにおいて、バリウムによるエックス線検査で実施しておりますが、胃内視鏡検査による方法について、市内医療機関に調査を行ったところ、課題が多く、早期の実施は困難であることが分かりました。ただし、胃がんはピロリ菌に感染していると発症リスクが高くなり、また、胃がん患者はほぼ全てピロリ菌に感染していると言われていることから、令和３年度はピロリ菌検査の自己負担額を現在の１，５００円から５００円に引き下げることといたしました。これにより、検査を受ける市民をふやし、精密検査につないでピロリ菌除菌を勧奨して、胃がんリスクの低減を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、がん検診全体として、４０歳代の受診率が低くなっております。定期的ながん検診を習慣づけていただくため、若いうちからの受診行動を促す必要があると考えており、若い世代の関心が高まるような啓発物の作成や、庁内各課等と連携しての受診啓発を行ってまいります。

続きまして、地域包括支援センターに関するご質問にお答えいたします。

安威川以南地域の地域包括支援センターは、現在の地域包括支援センターの支所という位置付けであり、本所と同様に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という３専門職種を配置する予定でございます。ただし、支所として検討しております新鳥飼公民館の旧市民サービスコーナーのスペースが狭小でありますことから、担当する範囲や役割等について、地域の実情に応じ、整理の上、委託先である社会福祉協

議会と協議を進め、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○森西正議長　総務部理事。

○辰巳総務部理事　地域防災力強化についてのご質問にお答えをいたします。

地域防災力を強化するためには、まず、平時に実践的な訓練を継続して実施することが欠かせません。これまでも、各自主防災訓練の際には、役員の皆様に、備蓄倉庫を解錠し、非常食や飲料水などを確認していただくなど、より実践に近い訓練となるよう支援してまいりました。また、一部の地域につきましては、避難所の開設・運営訓練を実施していただいておりますが、令和３年度は、この訓練が市域全体で実施していただけるよう働きかけてまいります。

また、自治会単位での防災訓練や出前講座による啓発集会を実施される動きも見られます。このような取り組みは、地域防災力の向上に欠かせないものであり、多くの自治会で積極的に実施していただけるよう啓発に努めてまいります。

また、防災サミットにつきましても、地域、学校、事業所の連携強化が図れる事業でもあり、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらも、着実に実施してまいりたいと考えております。

○森西正議長　保健福祉部長。

○野村保健福祉部長　それでは、質問番号４の（１）のうちの特定健診の受診勧奨についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度におきましては、特定健診の受診勧奨の新たな取り組みといたしまして、これまでの特定健診の受診歴や性別、年齢等を、ＡＩ技術により複数の未受診者グループに分類し、それぞれにナッジ理論を活用したメッセージ入りの勧奨通知を送付いたします。特定健診の未受診者対策としましては、これまでも電話やはがき等による受診勧奨を実施してきたところではございますが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和２年度の特定健診の受診率は令和元年度を下回る見込みとなっております。しかしながら、保健センターで実施しているがん検診とのセット健診などは、特定健診における生活習慣病の予防にとどまらず、がんの早期発見にもつながることから、引き続きコロナ禍においても積極的な受診が求められているところでございます。市民の健やかな生活を支える仕組みの一つではありますが、健康寿命の延伸に微力ながら貢献できるように、様々な工夫を凝らしながら特定健診の受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正議長　次世代育成部長。

○小林次世代育成部長　ひとり親家庭の相談支援体制についてのご質問にお答えいたします。

令和２年度に実施したひとり親世帯臨時特別給付金支給の際に、本市の児童扶養手当受給者約８００世帯の半数の方が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したと申告しておられ、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯は、非正規雇用の割合が高く、収入が少ない状況にあり、生活の安定のための支援が必要であると認識をしております。このため、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じたプログラムをハローワークと連携して策定し、就労や転職の支援を行っているほか、専門資格取得の際やハローワークなどの講座受講に助成を行うなど、安定雇用に向けて取り組んでおります。

また、ひとり親家庭の保護者の方の抱えておられる悩みは、就労や子育て、経済的

な問題、子どもの進路など多岐にわたることから、母子・父子自立支援員が生活全般についての相談に応じているほか、必要に応じて、母子保健の地区担当保健師や家庭児童相談課の相談員、出産育児課の利用者支援員、生活困窮者自立支援相談員、小・中学校のスクールソーシャルワーカー、保育所、幼稚園等の所属園など、関係課、関係機関で連携しながら家庭の支援に当たっているところでございます。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　基本構想策定の方向性、また、公共施設の再編を検討した場合の市指定有形文化財の第６集会所、つまり旧一津屋公会堂の在り方についてのご質問にお答えいたします。

先の答弁でもお伝えさせていただいておりますとおり、基本構想策定に際しましては、地域の方々の声を伺いながら、地域の方々が気軽に集えるコミュニティ施設を目指して、設備、機能、公共施設の再編等を考慮し、策定してまいります。公共施設の再編につきましては、集会所も検討に入ってくると予測されますが、第６集会所、つまり旧一津屋公会堂については、本市の指定有形文化財に指定されており、総務部、教育委員会と協議を行いながら対応を検討してまいります。

続きまして、脱炭素社会の実現と環境家計簿についてのご質問にお答えいたします。

市民向けの施策につきましては、既存施策を含めて述べますと、行動変容を促す先のご答弁と重複いたしますが、省エネルギー・省ＣＯ２機器の導入促進、エコドライブの普及、公共交通機関・自転車利用の促進、環境家計簿、グリーンカーテンの促進など、比較的親しみやすい取り組みから、省エネ利用率の高い電力購入の促進、電動車、次世代自動車の促進、省エネリフォームの促進、ゼロエネルギー型住宅の促進など、一定難易度が高いと想定される内容もございます。国、大阪府の施策や財政的な支援を的確に捉え、令和３年度に策定予定の温暖化対策地域計画の中で可能な限りお示ししていきたいと考えております。

次に、環境家計簿につきましては、新電力への切り替えが進み、電力会社から家庭への使用量提示の関係で１か月前倒しを検討しており、そのほか、親しみの持てる名称への変更、トピック等の掲載、美化ボランティアへのエコポイント付与等の検討を行っております。市の公式ＬＩＮＥの活用に当たっては、市ホームページ内のエクセルシート導入へのＵＲＬの添付を検討しております。

なお、事業所向けの環境家計簿に関しましては、策定予定の温暖化対策地域計画の中で研究していきたいと考えております。

続きまして、溶融炉による処理を含めた新たな付加価値の創造への認識についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、再使用や再生利用できない燃やせるごみは、減容化のため、環境センターで焼却による中間処理を行い、大阪湾圏域における広域廃棄物処分場である大阪湾フェニックスセンターに埋立最終処分を行っております。茨木市環境衛生センターでの広域処理開始後につきましても、同様の手順で処理を進めることとなりますが、溶融炉による中間処理では、焼却熱を利用した発電のほか、溶融後の残渣物の資源化が図られるとともに、大阪湾フェニックスセンターの延命化に寄与することとなります。また、茨木市環境衛生センターでは、広域処理に向け進めています長

寿命化工事では、設備機器の改良によりＣＯ２排出量や処理費用の削減が図られることとなります。

続きまして、セッピィスクラッチ事業をどのようなタイミングで実施するのか、また、電子決済の商業施策をどのように考えているのかというご質問に対してお答えいたします。

アフターコロナに向けた事業者支援の必要性は認識しているところでございます。しかしながら、緊急事態宣言が解除されましたが、飲食店の時短営業が一部残るなど、不要不急の外出・移動の自粛の必要性や人々の生活様式の変化は、容易に以前のように戻る気配はございません。新型コロナウイルスワクチンの接種の進捗や新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、具体的な商業支援策を実施してまいりますが、セッピィスクラッチにつきましては、昨年と同時期に開催を目指します。

また、電子決済の商業支援策でございますが、不要不急の外出・移動の自粛など状況を注視しながら、どのようなタイミングで電子決済の商業支援が実施できるのか、研究してまいりたいと考えております。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　給食センター建設コストとスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

給食センター建設にかかるコスト等についてでございますが、食数により費用は異なってまいりますが、視察いたしました他市の事例を申し上げますと、４，０００食程度調理可能な給食センターの場合、建設費は約２０億円と聞いております。この２０億円のうち約２億８，０００万円は、国からの学校施設環境改善交付金が交付され、また、地方債の活用も可能となりますので、必要となります一般財源は約３億９，０００万円となってございます。

次に、給食センターの建設スケジュールについてでございますが、用地の選定及び基本構想などを含めまして、事業着手から６年後に給食の提供が可能となるものでございます。教育委員会といたしましては、全員喫食の実施に向けた給食センターの建設を目指して、令和３年度に、適切な用地の選定を目的に様々な観点から調査を行ってまいります。

続きまして、照明器具の設置基準とトイレの改修についてのご質問にお答えいたします。

教室の照明器具の照度につきましては、学校環境衛生基準により、下限値は３００ルクス、また、教室及び黒板の照度は５００ルクス以上が望ましいという基準がございます。さらに、コンピューターを使用する教室の机の上の照度につきましては５００から１，０００ルクス程度が望ましいという基準がございます。今年度は、ＧＩＧＡスクール構想で全児童・生徒にタブレット端末を配布し、授業等で活用されております。計画しております照明器具のＬＥＤ化は、コンピューターを使用する教室等の望ましい基準に基づき進めており、学習環境の向上が図れるものと考えております。

また、トイレ改修の計画期間を延長しますことから、令和４年度以降につきましては、便器の洋式化を優先することも検討してまいりたいと考えております。

続きまして、人口減少、少子化が進む過程における義務教育学校への展開についてのご質問にお答えいたします。

これまで視察を行い、研究をしております義務教育学校につきましては、小規模校の課題の解消、いわゆる適正規模・適正配

置への対応にとどまらず、学校施設の新築や改築を行い、ハード面での魅力を持つ学校が多数ございます。また、小・中学校の９年間の教育を一貫して行うことで、特色ある取り組みを行い、子どもたちに様々なよい影響が及んだと聞いております。教育委員会といたしましては、義務教育学校創設は中長期的な課題と捉えており、まずは、全学年単学級となっております小規模校化の課題を解消するため、ソフト面での魅力ある学校づくりを行ってまいりたいと考えております。

○森西正議長　次に、市長。

○森山市長　２回目の質問にお答えをいたします。

新年度の予算編成を通じての将来を見通した戦略的な私の思いについてということでございます。どんな答えをしようか、ちょっと戸惑ったところでございますが、来年度も、お金づくり、人づくり、夢づくり、この３本柱で、当初予算といたしましては初めて４００億円台の予算を計上したところでございます。令和３年度も、まずはやっぱり安全・安心、健康づくりを基軸に、子育て支援、高齢者対策、また、障害者対策等々、弱者の視点を大切に、一つ一つ丁寧な取り組みをしていきたいと思っております。

おかげさまで本市は、健都のまちづくりや南千里丘のまちづくり等々、ここ十数年、それなりに順調な発展を遂げることができたと思っております。ただ、一方でといいますか、昨今、極端な少子高齢化の波、また、公共施設等の老朽化、頻発する自然災害によります地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症のパンデミック等々、様々な行政課題が浮き彫りになっているところでございます。こういった中、このコンパクトで、そしてアットホームな元気なまち摂津市を次なる世代に託し、さらなる発展を期するためには、財政的にも、そして人的にも、私は、ここ三、四年がある意味では正念場ではないかとも思っています。令和３年度の施策、予算の中を見ますと、鳥飼グランドデザイン等々、私の任期中に形が見えないものがたくさん含まれております。それだけに、しっかりと今の間に緒につけるといいますか、道筋をつけるのが私の責務でもあろうかと思っております。

先の質問にもお答えしましたけれども、市政のかじ取りには大胆さ、一方で注意深さが必要でございますが、また、変化に対応できる柔軟性も重要となってまいります。来年度も、これらのバランスをしっかりと見極めまして、自信を持って夢を将来に託せるよう、間違いのない最大公約数をつくってまいりたいと思います。

以上です。

○森西正議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

村上議員。

○村上英明議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、令和３年度の予算についてでありますが、先ほど、市長から具体的な戦略的施策につきましてご答弁をいただきました。また、令和３年、令和４年は、新型コロナウイルス感染症の関係等々もあって、税収の減ということもあります。そういった中で、これからの予算編成につきましては、基金を取り崩すのか、また、起債をつくるのか、また、スクラップ・アンド・ビルドでお金を生み出していくのか、そういったことが様々な形で検討が必要と

思っておりますが、それぞれの施策の中身につきましては、また今後の予算審査に係る委員会等々で議論をしていきたいと思います。

そういった中で、私ども公明党は、市民が摂津市を誇りに思えるよう、これからも予算につきましては、単年度施策に収まらずに、次年度、そして、それ以降につながっていくような形で、夢のある、そして夢を形にできるような議論を重ねながら予算執行に協力をしていきたいと思っております。

次に、１の（２）行政経営戦略についてでありますが、これまでに我が党としてＳＤＧｓの推進を要望してまいりましたが、一番重要とされる行政経営戦略に盛り込んで、それぞれの施策に連携していただいたことと、これまでの市主催行事のどの案内にもＳＤＧｓのロゴがありませんでしたけども、今後は掲載をしていただけるということでございますので、この点は高く評価をいたしたいと思います。

その一方で、まずは職員に、そして市民にも浸透を図るために、ＳＤＧｓパネル展を提案してまいりました。これから実施されるパブリックコメントに合わせて、市民に協働のコンセプトとＳＤＧｓについての醸成を図るために、ＳＤＧｓパネル展と行政経営戦略デジタルパネル展を、市役所ロビーやコミュニティプラザ、別府コミュニティセンターのロビーなどで開催することを提案いたしますが、お考えについてご答弁をお願いいたします。

次に、（３）計画を実現する行政経営と人材育成についてであります。

脱判こ・デジタル化におきましては、１回目の答弁で加速していくということでございましたが、ＡＩチャットやオンライン相談の導入など、戦略的に推進していただくよう強く要望をいたします。

また、人材育成につきましては、摂津市事務執行適正化第三者委員会の１月８日の中間報告におきましては、隠蔽体質と言える組織の風土、文化があるなどの厳しい指摘と、今後、事後対応のマニュアル整備など、適切な改善方法が示されていますので、当報告を基にした形で、全職員が情報共有し、同じ過ちを起こさない実効性のある摂津市人材育成実施計画の改訂をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、１の（４）新型コロナウイルス感染症対策についてでありますが、きめ細やかにワクチン接種を行うためには、かかりつけ医が個別接種に応じていただくことが重要だと思います。ファイザー社製のワクチン保管方法が、マイナス２０度前後で最長１４日間保存できるようにもなったということで報道もございました。個別接種に応じやすくなっていると思います。その一方で、１回の接種委託料が少ないということも問題なのではないでしょうか。市から受入医療機関に対しまして上乗せの支援金を出すことを考えてはどうかと思いますが、この点のお考えについてご答弁をお願いいたします。

次に、２の（１）シティプロモーションの推進についてでありますが、協働の視点では、昨日の質問でもございましたが、市内企業や事業所の存在も重要だと思います。この中で、委員会での視察等々もございましたが、岩手県の北上市では、工場見学をまとめた冊子を作成し、市内外に発信している取り組みをされておられました。４，０００を超える事業所が存在する本市におきましては、そうした事業所や工場との協働を進めていくことも大切だと思いま

すので、検討をお願いいたします。

また、以前から申し上げてきましたが、シティプロモーションは、広報課だけではなくて、市職員全員で、また、市民や事業所などを交えたオール摂津で取り組むべきでもあると思います。そこに協働人口の増加もあると思います。そのためには、人材育成を行うとともに、全職員が範を示すべく意識を高め、様々な魅力を発信していくことが肝要ですが、どのような取り組みをされていくのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、２の（２）鳥飼まちづくりグランドデザインについてでありますが、昨年の大阪経済大学の学生からの報告会に私も出席をさせていただきましたが、その中におきまして、現状では若い人を呼び込む新しい魅力がないのでは、また、歩いていても人通りが少ない、そういったことでの報告でもございました。例えば、花や緑、遊具で楽しみながら、ベンチやひだまりで憩える公園の充実なども含めて、転入者や現在住者の子どもや孫、その先の方々にも住み続けていただけるまちづくりをすることが重要だと思いますので、この点は、職員の方々、また、民間の方々もそうでございますが、意欲を持って取り組んでいただきたいと思っております。

昨年はアンケートも実施をされておられますが、ご答弁にもございました地元懇談会におきましては、現状では立場が違う方にも参加をしていただいておりますけども、鳥飼地域の人口から見れば約１，０００分の１の人数ということになっているのではないでしょうか。鳥飼地域の歴史などを次なる時代に合った形でつないでいくということも本当に大切なことだと思いますし、次なる時代のために、子育て世代との意見交換、また共有や、自治会も含めまして地域の方々との懇談会といったことにつきましても、やはり時間をかけるということも必要だと思いますし、時間をかけた分、中期、長期に関わるグランドデザインの中身も、私は本当に十分いいものができるのではないのかと思っておりますので、その認識につきましてご答弁をお願いいたします。

３の（１）地域の防災・減災力の強化についてでありますが、近年の想定を超える災害にどう備えるのか、小単位での学習や訓練を実践する単位数をふやすこと、防災サポーターや防災士などの人材育成と役割、災害弱者の個別避難計画、豪雨に備えたマイタイムラインの作成など、現場目線での具体的な実践につなげていくことが大切であると思います。そして、防災教育という観点から、子どもたちが楽しく学んで体験する機会は、必ず家族への防災訓練に通じるものではないかと思います。学校行事や地域行事、あるいは市イベントなどに防災関連のゲーム、グッズを取り入れて、日常的に防災に触れる工夫をお願いしたいと思います。

このように、小さいときから防災に携わっていく、そして、その方々が親になって、そのときにまた自分の子どもに防災を教えていく、そういう好循環が生まれてくると私は思っておりますので、そういう意味では、子どもたちも含めて、今の親もそうなんですが、こういう防災教育、防災に携わる、そういったことが必要だと思いますので、これからも様々なイベント等も含めて、何か知恵を出してお願いしたいと思います。

来年度の災害時用鍵ボックスの設置を公民館や体育館施設などに拡充されますこ

と、これは評価をさせていただきます。その一方で、昨日だったでしょうか、またご質問等々もございましたけども、鍵の解錠につきましては、今、３名、４名の配置をされている緊急防災推進員の方が行われるということでございますけども、災害という観点におきましては、避難者に迅速に対応するため、やはり私は、自主防災会と連携をして、そして、解錠と施設内安全確認、避難所開設ができるよう、より避難者に避難施設に入っていただけることをどう考えていくかというのが大切だと思いますので、この件は検討していただきたいとお願いし、要望とさせていただきます。

４の（１）まちごと元気！健康せっつ２１の推進についてでありますが、市長は、健康づくりの理想につきまして、健康に対する関心と理解を深め、健やかで生き生きと暮らせる健康長寿の地域社会を実現することと発言をされておられます。新型コロナウイルス感染の懸念などからの令和２年度の特定健診、がん検診の受診率の低下は、健康悪化にもつながりかねません。中でも胃がん検診は、１０人に一人にも満たないという状況におきましては、例えば、今のバリウム検査といったものをカメラ検査に変更していくということも必要なのではないのかと思います。私もこの２月に特定健診の受診をさせていただきましたけども、このバリウム検査のときに、やっぱりしんどいという認識もございましたが、その一方で、保健センターでの健診で、私どもを誘導していただくような職員の方等々も含めて、円滑に誘導していただきましたし、また、本当に丁寧な対応をしていただいたという感触はございますので、そういう意味も含めて、やはり健診の受診率を高めていく、そういったことが大切だと思いますから、これは一層の努力をまたお願いしたいと思います。

巡回健診やがん検診の受診申込書にオプトアウト方式を取り入れて、そして、受診行動のきっかけとなる案内づくりの取り組み、また、ナッジ理論を活用した受診勧奨の実施につきまして、効果検証をお願いしたいと思います。

また、中学生を対象としたピロリ菌検査の実施につきましては、これも併せて検討していただきたく、この件は要望とさせていただきます。

５の（１）子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援の展開についてでありますが、子ども・子育て支援事業計画策定に当たりましては、就学前児童から小学３年生までの保護者を対象としたニーズ調査をまとめられましたけども、平成２５年と平成３０年を比較して、子育て施策全般は５年前に比べて充実しているとあります。また、子育てが地域の人に支えられていると感じる人が６割以上でありましたが、５年前は７割以上ということであったことから、近隣との希薄化、孤立化という点が懸念をされます。ひとり親家庭の貧困などにおきましては、子どもの就学状況や最終進学目標に影響し、貧困の連鎖が生涯独身や少子化への加速につながるとも言われていることから、福祉と教育の連携が必要であります。

また、本市の合計特殊出生率は府内でも比較的高く、一定数の出生数があるにもかかわらず、就学前児童の転出があるということは、蓄えていた次代を担う市の宝の減少になるとも言えるのではないでしょうか。まさしく出産育児課と教育関係との連携で、子どもが生まれる前から成人するまでの切れ目のない支援の展開が「子育てす

るなら摂津市」をつくり上げると期待しますので、さらなる安心して相談しやすい体制の構築をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、６の（２）安威川以南地域への地域包括支援センター設置についてでありますが、安威川以南地域に地域包括支援センターが設置されるということで、より身近な地域で相談できる体制が整い、地域福祉に大きな貢献が期待をされると私は思います。摂津市の高齢化率は、全国・大阪府平均よりは低いのでありますが、増加の一途をたどっていますので、今後、市内の状況を見ながら、より身近な所への拡充をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

７の（１）味生地域の活性化に繋がるコミュニティ施設の基本構想についてでありますが、自分たちのまちを自分たちで育てるという市民主体のまちづくりをコミュニティ施設の基本構想を核にして推進されるようお願いいたします。また、歴史に触れ、郷土愛を育む観点から、有形文化財である旧一津屋公会堂の有効活用も併せて検討をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、７の（２）中学校給食の全員喫食についてでありますが、給食センター建設費につきましては、国からの学校施設環境改善交付金も含めまして２０億円とのことで、その中で、市としては３億９，０００万円の支出ということでございますが、例えば、摂津市中学校給食全員喫食プロジェクトを立ち上げて、ふるさと納税を活用したクラウドファンティング型で寄附を募る仕組みを検討されてはいかがでしょうか。

また、基本構想を含めた事業着手から６年後に給食の提供が可能になるということでございましたが、様々なこれからのハードル、検討課題もあると思いますが、生徒、先生、保護者、地域、全てが喜べる中学校給食の全員喫食導入に向けての取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

次に、７の（３）小・中学校の教育環境の充実についてでありますが、先ほど、照明は６年計画ということでございましたが、先日、会派として、タブレットパソコンを用いた授業の様子を拝見させていただきました。その折に、小学校では教室内が少し暗く感じたという思いがありますので、早急な改善を要望とさせていただきます。

また、トイレの全面改修も遅れることなく推進をお願いしたいところではありますが、洋式化を優先いただけるということでございますので、特に新入学生の１年生が利用するトイレを最優先に取り組んでいただいて、より楽しい学校生活を送れるようにお願いをしておきます。この点は要望とさせていただきます。

７の（４）鳥飼地域の通学区域と将来的な学校の在り方についてでありますが、鳥飼地域の大きな検討課題の一つが、これまでも言われております児童・生徒の減少でありますし、次なる地域の担い手の減少にも関連をしてまいります。通学区域の見直しや義務教育学校のことにおきましても様々なハードルや課題もありますが、地域との、また、自治会も含めた、そして子育て世代の方々も含めた関係者との協議、懇談におきましては、何のためなのか、誰のためなのか、そういった理由、方向性を中心に置いての検討や対策をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

８の（１）地球温暖化対策についてであ

りますが、どうか多くの世帯の方が環境家計簿に取り組めるよう、さらなる充実と拡充をお願いしたいと思います。

また、ＳＤＧｓの目標の一つに、海の豊かさを守ろうということで、昨年、第三中学校ですか、教育関係での催しということも言われておられましたけども、やはりポイ捨てされたレジ袋などのプラスチックごみが風や雨によって川に入り、海に流れ込んでマイクロプラスチックとなり、海の生物が餌と間違えて食べてしまうなど、生態系を含めた海洋環境への影響が懸念されています。また、レジ袋などのプラスチックごみは地球温暖化の要因の一つでもあることを踏まえ、摂津市独自のマイバッグ・マイボトル運動などを市民向け施策として展開できるようお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、８の（２）一般廃棄物の広域処理のための取り組みについてでありますが、焼却熱を活用した新たな付加価値も今後の検討を要望いたします。

また、家庭系のごみの排出量につきましては、平成２９年度から増加傾向になっていると思いますが、現在行っているごみの分別におきましては、市民の定着がおおむねできていると認識をしていますので、私は、広域処理化におきましては、収集体制や最終処分地の状況もありますし、また、燃えるごみ、燃えないごみを一度に出すということになると、一度の搬出量、そういったことも課題にもなってくるのではないかと思いますので、基本的には現状の分別で行っていくことが望ましいと思っております。今後も食品ロスを減らすなど含めてごみ減量への取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

８の（３）市内企業の支援についてでありますが、経済の復興と感染対策は相反する課題でもあるかと思いますが、慎重な施策が求められることも認識をしております。例えば、国や府の施策に該当しない事業者などへの支援の実施、また、電子決済やセッピィスクラッチなどの取り組みを早期に実施されるよう要望とさせていただきます。また、市役所などの公共施設を活用した事業者とのコラボイベントの企画の実施につきましても検討していただきたいと要望し、以上で私からの公明党を代表しての質問を終わらせていただきます。

○森西正議長　それでは、答弁をお願いします。市長公室長。

○大橋市長公室長　ＳＤＧｓのパネル展の開催についてのご質問にお答えいたします。

ＳＤＧｓの啓発につきましては、より多くの市民の方の目に留まる手法として、パネル展等を開催することは有効であると考えております。日常の生活の中でＳＤＧｓの１７のゴールを見る機会がふえてきておりますが、改めてそれぞれのゴールがどのような内容なのかを認識していただくため、市役所ロビーでのパネル展を実施してまいりたいと考えております。また、行政経営戦略のパブリックコメント期間と重なる時期につきましては、同時に周知していくことも検討してまいります。

続きまして、シティプロモーションを全庁的に取り組むための人材育成についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度の新規採用職員研修におきまして、新たに広報課職員によるシティプロモーション戦略を踏まえた研修を実施する予定にいたしております。地方自治法や地方公務員法などの公務員として必要な基礎的な知識を学ぶだけでなく、シティプロモーションの視点や市への愛着といったこと

も入庁当初から意識して業務に取り組んでいただく狙いがございます。そのほか、全庁的に意識を高めていくために、不定期にはなりますが、各課の取り組み事例等を紹介する庁内報の発行を予定いたしております。

香川議員のご質問にもお答えいたしましたが、各課が既存事業の磨き上げができるよう、また、魅力発信の視点も取り入れながら事業実施ができるよう、シティプロモーションの所管であります広報課がサポートしながら職員意識の向上に努めてまいります。

続きまして、鳥飼地域の方々との意見交換についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度に設置させていただきたいと考えております鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会におきましては、地域コミュニティ活動団体からの参画や市民公募の委員の参画を想定しております。また、グランドデザイン策定に当たりましては、パブリックコメントも実施する予定でございます。機会を捉え、情報発信に努めるとともに、議員がご指摘の点も踏まえ、住民の方々からの意見聴取についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　ワクチン接種に関します市独自の支援制度についてのご質問にお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、市内医療機関のご協力が不可欠でございます。個別接種を実施いただく医療機関を確保するため、医師会のご協力の下、アンケート調査を行ったところ、多くの医療機関に同意いただいている状況でございます。さらにふやすことを目指して、より一層理解を深めていただけるよう、現在、ワクチン接種に係る説明用のＤＶＤを作成し、各医療機関に配布する準備を行っております。また、今後も適宜最新情報を提供していくなど、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

接種を実施いただく医療機関に対しましては、全国一律の委託料として、１回の接種当たり２，２７７円をお支払いすることとなっております。しかしながら、医療機関からは、この単価では接種することは難しい、体制を十分に組むことができないとのご意見が寄せられていると聞いております。委託料の引き上げが望まれるところでございますが、国の動向なども踏まえ、必要な支援策等について検討してまいりたいと考えております。

○森西正議長　村上議員の質問が終わりました。

以上で代表質問が終わりました。

日程２、議案第３２号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　お疲れのところ、時間を頂戴いたします。

議案第３２号、副市長の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、副市長の定数変更に伴い、新たに副市長として福渡隆氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料として添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。三好俊範議員。

○三好俊範議員　数点お伺いします。

まず、今は１点目だけですけど、我が会派としては副市長二人体制には賛成する立場ではあるんですが、改めまして、新しい副市長を迎えるに当たって、どういったお仕事をしていただくのか、内容について説明していただければと思います。

○森西正議長　市長公室長。

○大橋市長公室長　新しい副市長の役割についてのご質疑でございますけれども、国土交通省から来られるということで、国土交通省の所管する業務、役割等を踏まえまして、４月１日以降、摂津市副市長分担規程という訓令に明文化をしていきたいと考えております。

現在想定しております業務の範囲でございますけれども、建設部、それと上下水道部、これは事業管理者の権限を除くものでございます。これに加えて、消防本部、これも消防長の権限を除くもの、それと、市長公室のうち秘書課と人権女性政策課を除いたもの、それに、総務部、防災危機管理課、以上を現在想定しているところでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　２回目なんですが、市長にお伺いしたいんですけど、言っていただいた役割分担を二人体制でやっていくということなんですが、新しい方が来られまして、政策に当たり、新しい考え方の人が来られるわけですよね。今までにないエッセンスが入るわけですけど、新しい考え方でいろんな政策だったり案が出てくると思うんですけど、そういったところは、今後、市長の今までの考え方と違うことも出てくると思うんですけど、そういうところは柔軟に取り入れていくつもりがあるのか、逆に言えば、多分、取り入れていかないと来ていただく意味がないと思うんですけども、その辺りについて、どういったお考えか教えていただければと思います。

○森西正議長　市長。

○森山市長　私もご本人に面談をさせていただいて、いろいろ意見交換もさせていただきましたが、とにかく早く慣れてもらうことで、私はこんなとこと言うわけにもまいりませんので、とにかく摂津市ならではの水になじんでいただくというか、そのためには、私が先頭に立って、やっぱりある意味では、指導という言葉は当たりませんけれども、また適切な指示をしていくことになりますが、非常に気さくというか、あっさりした方で、何かイメージすると、東京都から役人が来るというたら堅苦しゅう感じますけれども、全くそんなイメージではなかったように思います。経歴書を見ていただいたら、水に関する行政をはじめ、国際的な感覚もお持ちで、自治体への出向もされた経験もおありでして、恐らく摂津市の抱える課題について力を発揮していただけるのではないか、発揮していただけるように私どももしっかりと共々に仕事をしたいと思っております。

市長公室長の方から役割分担を申し上げましたが、それは一つの役割でありますけれども、市政全般にわたって、奥村副市長と共々に、１足す１が３になるようにまた頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　市長、ありがとうございます。意気込みが感じ取れました。しっかりやっていただきたいと思います。

最後、これは市長でも副市長でもどちら

でもいいんですけど、お聞きしたいのが、現奥村副市長の業務負担は二人体制になることで恐らく減ると思うんですね。役割分担がされるわけですから、全体的とおっしゃられましたけども、どうしても減ることはあると思います。ただ、その中で、今後をどういうふうに考えられているのかということと、あと、前回、不適切な業務執行があったけども、その担当部署は現奥村副市長が次も担うということだと思うんですけども、担当業務が減るわけですし、そういったところをしっかりと見ていただけるのか、また、負担軽減していますから、しっかりと見張っていただかないといけないと思うんですけども、もしそれでもまた同じようなことがあった場合、これはちょっと答えにくいかもしれないんですけども、どういったことを考えていらっしゃるのか、しっかりとした考えを教えていただければと思います。

○森西正議長　市長。

○森山市長　二人になっても改善されんことがあったらどないすんねんという質疑だと思いますけれども、そういったことはないように、しっかりと私がリーダーシップを持って対応してまいります。二人になりますと、それなりに時間ができるとおっしゃっておられるとおりで、しかし、仕事に専念していただく役割の中身が濃くなってまいりますので、それはそれなりにまたそれが生かせると思います。また、私が日々出向いておりますような対外的な行事等々にもできるだけ顔も出していただいて、実務的には奥村副市長、そして、そういったハードな面は主に福渡さんにお願いすることになります。そういうことで、３人で、副市長が二人できたからといって私がまた楽になるわけでもありませんけれども、より中身が濃くなるように、ご指摘のようなことがないように取り組んでいきたいと思っています。

○森西正議長　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第３２号を採決します。

本件について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者多数です。

よって、本件は同意されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

３月１０日から３月２８日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後５時７分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　森　西　　正

摂津市議会議員　　香　川　良　平

摂津市議会議員　　松　本　暁　彦

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和３年３月２９日

（第４日）

令和３年第１回摂津市議会定例会継続会会議録

令和２年３月２７日（金曜日）
午前１０時　　開　会
摂　津　市　議　会　議　場

１　出席議員　（１９名）

１番	福住礼子	２番	藤浦雅彦
３番	安藤　薫	４番	野口　博
５番	村上英明	６番	水谷　毅
７番	南野直司	８番	塚本　崇
９番	弘　豊	１０番	増永和起
１１番	渡辺慎吾	１２番	森西　正
１３番	三好義治	１４番	楢村一臣
１５番	三好俊範	１６番	香川良平
１７番	松本暁彦	１８番	光好博幸
１９番	嶋野浩一朗		

１　欠席議員　（０名）

１　地方自治法第１２１条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	大橋徹之
総務部長	山口　猛	総務部理事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保健福祉部長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建設部長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教育委員会教育次長兼教育総務部長	北野人士
教育委員会次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長	橋本英樹
消防長	明原　修		

１　出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	事務局次長	溝口哲也

１ 議　事　日　程

1,			一般質問
2,	議　案第	１号	令和３年度摂津市一般会計予算
	議　案第	２号	令和３年度摂津市水道事業会計予算
	議　案第	３号	令和３年度摂津市下水道事業会計予算
	議　案第	４号	令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算
	議　案第	７号	令和３年度摂津市介護保険特別会計予算
	議　案第	８号	令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
	議　案第	９号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）
	議　案第	１５号	摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
	議　案第	２６号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２７号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２８号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	５号	令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算
	議　案第	６号	令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
	議　案第	１０号	令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）
	議　案第	１１号	令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
	議　案第	１２号	令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議　案第	１３号	令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議　案第	１６号	北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件
	議　案第	１７号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	１８号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	１９号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２０号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２１号	摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２３号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２４号	摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２５号	摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２９号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
	議　案第	２２号	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
3,	議　案第	３３号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１２号）
4,	議　案第	３４号	令和３年度摂津市一般会計補正予算（第１号）
5,	議　案第	３５号	摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
6,	議会議案第	１号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
7,	議会議案第	２号	ＣＯＶＡＸファシリティーの未加入国に参加を呼びかける事を求める意見書の件
8,			常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

１　本日の会議に付した事件
　　日程１から日程８まで

（午前１０時２分　開議）

○森西正議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

１番目は、鳥飼下地区に計画されている河川防災ステーションについてでありますが、昨年の１２月議会において私が質問した際、市長は、タイトなスケジュールであるが、ぜひ実現したい旨の答弁をされましたが、ごくごく短い期間に考えを覆された理由をお聞きしたいと思います。

続きまして、マイナンバーカード紛失事件に対して、行政はどのように処理、対応されたのかをお聞きしたいと思います。

現在、調査され、明白な答申が出される第三者委員会の中間報告で、事なかれ主義で隠蔽体質と指摘されています。まずお聞きしたいのは、平成２８年から令和３年現在までの奥村副市長体制での市役所全体の行政文書や証明書などの取り扱いで、紛失ミスによる廃棄などの内容とその対応を各部課別単位でお教え願いたいと思います。

以上で１回目を終わります。

○森西正議長　答弁をお願いします。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

渡辺議員の一般質問にお答えをいたします。

河川防災ステーションについてのご答弁を申し上げます。

もうご案内のとおりでございますけれども、鳥飼地域といいますと、母なる川淀川を抜きにしては考えられません。その恵みの一方では、危険との背中合わせといいますか、それだけに、今回、鳥飼地区が水災害のリスクを踏まえた水まちモデル都市として選ばれたことは、非常にありがたく心強いことでございます。その当該市としての具体的な取り組みの一つが河川防災ステーションの誘致でございます。

ご案内のとおり、この施設は国の直轄事業でございますけれども、当初、国土交通省といいますか、淀川河川事務所のサービスステーションがあり、そして、避難経路に当たります鳥飼仁和寺大橋の近辺が適地とされておりました。議員も先日おっしゃっておられましたけれども、鳥飼小学校付近までを計画に入れていくといたしますと、整備計画の策定等々からいいますと、どうしてもスケジュール的にはタイトで無理があるということで、このたび新たな場所を検討することになったわけでございます。

災害時の浸水想定水位といいますか、この高さが一番高い鳥飼西地域で新たな場所が見つかったということは非常に幸いでございます。そういうことで、今後、この地域で計画を進めていくわけでございますが、もう幹事長会でもご報告を申し上げたと思いますけれども、その結果、株式会社山星屋様の協力の下、鳥飼西一丁目の山星屋鳥飼物流センターの地において河川防災ステーション事業を進めていく旨、国土交通省とも協議、調整が整ったところでございます。今後とも、当該市として、国とともにしっかりと協議を進めて、何としても実現をしたいと考えております。

○森西正議長　副市長。

（奥村副市長　登壇）

○奥村副市長　今までのミスについてということですが、今までのミス、エラーにつきましては、整理した資料が手元にございませんので、詳細はお答えすることはできません。

今までのミス、エラーが発生あるいは多発したことについては、誠に申し訳なく思っております。ミス、エラーは、人が関わるあらゆることには必ず付きまとう問題だと言われておりますが、公金を預かる我々公務員は誤謬を犯すことはないという市民の信頼を裏切ることとなり、大きく信用を失墜することとなりました。行政の信頼を大いに損ねることになり、また職員の奮起が期待されるところでございますが、議員の皆様にも大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っております。改めておわび申し上げたいと思っております。

職員の緊張感の欠如がそういう結果になったと思いますけれども、確かに過去からいたしますと、よく言われることは、職員数が大幅に削減された結果、あるいは、大量の団塊世代の職員の退職によりベテランの職員が少なくなった、こういうことも言われておりますが、我々につきましては、ミス等は決してそのようなことを理由にしてはならないと考えております。少しの気配りで手間を惜しまず、それから、ダブルチェックをすれば防げたケースも多々ございます。現在、第三者委員会の設置、開催等で、間もなく最終答申がなされるというところであります。これらの答申を受けまして、さらにミスゼロを目指して、緊張感を持って仕事に集中するよう徹底していかなければならないと考えております。

（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　私の問いかけに答えておられないので、これは事務担当の松方部長のほうから、事例はしっかりと把握されておると思うので、お答えをお願いしたいと思います。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご答弁申し上げます。

最初のマイナンバーカードの紛失に対しての行政の処理、対応についてでございますけども、マイナンバーカードにつきましては、これまで２件、合計３枚の紛失がございました。いずれもＩＣチップに暗証番号設定前のものではありました。１件目につきましては、令和元年１２月２７日に１枚、２件目は、令和２年１月２９日に２枚の紛失が発生いたしました。いずれの案件につきましても副市長に報告し、申請者である当事者の方が市民課窓口へ来られた際は、紛失したことをお伝えし、謝罪、説明するようにということでございました。

この時点で、マイナンバーカードを紛失した場合の必要な手続を、市民課含め私も認識しておりませんで、令和２年７月当初に内閣府の個人情報保護委員会への報告義務があるという認識に至りまして、７月２日に特定個人情報の漏えい等についての報告をいたしました。その翌日、市長、副市長には、個人情報保護委員会に報告したことをお伝えし、個人情報保護委員会の報告の際に、当事者の方への連絡、説明、公表等が必要であるということも報告いたしました。市長、副市長からは、まず当事者のほうへ私が説明に伺うということ……。

（「止めなあかんで。俺の質問に答えてないやんか。平成２８年から現在までどのようなミスがあったかと僕は聞いてんねんで」と渡辺慎吾議員呼ぶ）私が把握している中では、このマイナンバーカード以外についての紛失等は聞いておりません。

（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　聞いておりませんじゃなくて、あなたは前は総務部にいてはりましたよね。事務方のいろいろ担当もしとったわけでしょう。で、一連のことに対して把握していないというのは、僕はまず考え方の問題やと思うねん。そういう事例をしっかりと受け止めとったら、しっかりと頭の中の記憶にあったと思うんや。毎回毎回、判で押したように、二度とこういうことのないようにとか、そのような答弁をしてはるじゃないですか。しかし、２度、３度あったわけじゃないですか。だから、まずは、あなた方の頭の中にそういう一連のミスがしっかりと記憶されとるかどうかというのをチェックしてから私の２回目の質問に行こうと思っとったんです。そういう面でしっかりと答えてください。

以上です。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１０時１４分　休憩）

（午前１０時４５分　再開）

○森西正議長　再開します。

先ほどの渡辺議員からの議事進行に対する答弁をお願いします。市長公室長。

○大橋市長公室長　先ほど、担当部長のほうから答弁がございましたけれども、私のほうで内容を確認させていただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

平成２８年からこの間の主立った事務処理ミス等についてご答弁をさせていただきます。

まず、平成２８年６月、市民税課の納税通知書の発送漏れ、平成３０年５月、市民税課、賦課情報の取り込み誤り、平成３０年６月、市民税における約１，５００万円の誤還付、平成３０年１２月、防災管財課における端末の不正アクセス、令和元年１２月、市民課のマイナンバーカード紛失、令和２年９月、子育て支援課、子育て世帯応援商品券の誤送付、令和３年１月、市民課の本人通知制度の申請書類紛失、令和３年３月、納税課における納付書の送付誤り、以上でございます。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　これは後でまた質問しますけど、覚えていないというような答弁というのは非常にふざけた答弁と思うので、私はあえて議事進行を出させていただきました。

それでは、２回目、まず河川防災ステーションに関してですけど、昨年の１２月に私がこのような状況で果たしてできるのかということを質問したときに、市長は、最終的に、タイトなスケジュールであるけど何とか実現に向けて頑張りたいと、こういうふうに言われましたよね。それが、１か月ぐらいもたたないうちに新たなプランができたとかどうこうというような話になってきて、ほんでそっちのほうにすっと行くというのは、まず計画自体の練り上げが足りんのん違うかと。あの鳥飼下地区に河川防災ステーションを造るというのは、当然、私としても、どう考えても物理的に不可能なことをやるというようなことで、計画自体の練り方が非常に曖昧というか、雑というか、そういうことを非常に思うわけでありまして、情報収集もしながらやらなあかん、軽いんじゃないかと思うんですが、市長、お答えをお願いしたいと思います。

○森西正議長　市長。

○森山市長　２回目の質問にお答えをいたし

ます。

五久地域といいますのは、昔からあそこに鳥飼地域の役場がありまして、あそこが中心であったんですね。そういう意味では、あの周辺を河川防災ステーションの適地として計画されたことについては、私は、それはできたらそれにこしたことはないなと。ただ、さっきも言いましたように、整備計画等々は摂津市独自でできる話じゃございません。国との協議を進めていく中で、これはやっぱりちょっと無理やなと。無理というよりも、非常に時間的な温度差といいますか、これは到底無理と言ってもいいなということで、私は、これは次の場所を選定せざるを得ないという決断をしたわけです。

計画が甘い云々のことをおっしゃっておられますけれども、河川防災ステーションをこの摂津市に誘致するということは非常に難しい問題です。あっちこっちの自治体が、喉から手が出るほどといいますか、やっぱりみんなが安全・安心のまちづくりのために何とか誘致したいと。そういう意味でも、この問題が提起されたのもごく最近です。そういう中から、何とか淀川沿いの一番危険な地形にある鳥飼地域にこれを誘致できないやろかということで手を挙げたわけでありますから、その間、誘致する以上は、広大な敷地、そして、地権者の皆さんもおられることですから、その辺の心配は当然考えておりました。でも、全てを整えて河川防災ステーションを誘致しようと思ったって、到底間に合わないといいますか、国を説得するというか、国にお願いする経緯からいいまして、これは非常に難しいんです。

鳥飼西地域で、たまたま時を同じゅうして、早く次なる適地が見つかったということは、さっきも言いましたように、幸いという言葉を使いましたけれども、これはなかなか諸条件全てを整えて河川防災ステーションの地を淀川沿いに求めることは不可能に近いほど難しい話でありますから、計画が甘かったと言われれば、それはそれまでなんですけれども、今後、まだいろんな課題をクリアしていかなくてはならないわけでありますから、その都度、やっぱりいろんな想定しなかったことが出てくると思いますので、議員各位にもいろいろと協力、理解をいただいて今後も進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　準備を全てやるというのは非常に難しいけど、万難を排してやることが行政の事業と違うかと思うんです。それにおいては、あの鳥飼下地区の河川防災ステーションというのは万難を排していなかったわけです。そやからこういうことになったんでしょう。

法的根拠は一体どういう法律でこういう河川防災ステーションをやるかということ、それも知りたいんです。例えば、ＪＲ千里丘駅西地区の開発のときには、第１種事業か、そういうきちっとした法律があって、それに基づいて再開発をやる。で、最終的には、立ち退きの問題でも一応行政代執行という形を取れるわけです。今回のこの河川防災ステーションに関しては、どういう法的な根拠においてやられるのか、そのこともお聞きしたいと思います。

○森西正議長　市長。

○森山市長　法的根拠といいますより、前から私は何度も言っていますけど、国のほうでは、ここ１０年ぐらいといいますか、災害といいますと、地震、台風、こっちのほ

うにずっと目が行っていたと思います。以前はもっと多岐にわたっていたと思うんですけれども。そんな中、ここ１０年近く、毎年のように全国各地で豪雨災害が異常なような状況で起こるようになりました。そこで、国土交通省は、もちろん地震も台風も大切ですけれども、もう一度水災害についてしっかり目を向けようということになって、全国の主要河川、いわゆる超一級河川をもう１回点検するということになりました。関西では淀川がその超一級河川でございます。そういうことで、この沿川各市、また、自衛隊や気象庁等の関係機関とともに災害対策会議というものを持ち始めたのが３年ぐらい前からですかね。この摂津市を中心に、そういう会議を何度も持っておりました。そんな中で新型コロナウイルス問題が起きてきたんですけれども、国は、その会議を通じて、淀川の場合、もし１０００年確率の雨が降ったらどこが一番つかりやすいんだ、これが浸水想定区域ですね。これが一番深いところはどこやねんと、ハザードマップで一方的に国は発表いたしました。それがたまたまといいますか、この安威川と淀川に挟まれた鳥飼西地域が一番深くなる、滞留期間も長くなるという発表をされたわけですね。私どもは、摂津市として、発表してくれるのはありがたいけれども、それなりの対策を取ってもらわな困るよと、そういうことをしきりに言いました。ただ市民につかるから危ないぞ、危ないぞばっかりじゃ困ると、国としての対策を取っていただくようにと会議の中で何度も申し上げておりましたが、その中から、国土交通省のほうから、東西２か所において、淀川沿いに河川防災ステーションなるもの、要は災害時の防災拠点を考えていきたいという発言があったわけでありまして、そのことを私が当該市として捉えたわけであります。だから、法的根拠というよりも、当然、災害に対する備えとして、こういう方針が出されたということが一つのきっかけでございます。

○森西正議長　質問者が法的根拠ということでおっしゃっています。市長のほうがその点を述べられていませんので、補足説明を建設部長よりお願いします。

○森西正議長　建設部長。

○高尾建設部長　お答えいたします。

河川防災ステーションの建設事業につきましては、河川法に基づく河川施設として、堤防と一体となる高台整備を実施するという内容でございまして、河川管理者が整備する事業、淀川でいいますと国土交通省が整備する事業でございます。

以上です。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　法律というのは、例えば、市民に対して立ち退きをお願いすることに対して、最終的に一人でもあかんと言うたらできないから、そういう意味で、きちっとした法律の内容を示さなあかんということを私は質問したわけであって、気持ちは分かりますよ。しかし、そういう点を厳格にしておかんと、市民を相手にするわけですから。

部長のほうから答弁されたので、もうこれ以上は言いませんけど、ただ、私は、淀川より安威川の洪水が非常に気になる。私は、３回、例の安威川ダムの現場に行きました。そのときに、最終的にこれは大雨の時に対応が可能かということになったら、想定外の雨量において、ダム満水のときにはどうしても放水せざるを得ない、そのときに河川にやっぱり洪水は起きる可能性もあるというようなことの返事が来たわけで

す。そういう点で非常に私は不安を感じたので、まずは、河川防災ステーションは非常にええことなんやけど、その辺をしっかりと肝に銘じてお願いしたいと思います。これは要望にしておきます。

続きまして、マイナンバーカードですけど、先ほどずっと羅列されましたけど、これは気持ちの問題ですよ。しっかりと頭の中に、そういうミスがあったときに、これを繰り返さないというあなた方の決意があってこそ、そういう点でこういう問題が起きないことになるんじゃないかと。それが覚えていないようなことであったら、これは何回も繰り返すなという危機感があったので、私はこれを質問させていただいたんです。

それから、僕はこのことに関して何でこういう形で質問をしたかといったら、退職した職員からあるデータをいただいたんです。このようなことを黙っとるような状況やったら摂津市はどうにもならないということで、あらゆるデータをいただきましたので質問させていただきました。それに基づいて、それから、そのデータも、しっかり裏づけを取りながら、証言を得ながら私は質問をしておりましたので、裏づけがあるという観点でご答弁いただきたいと思います。

それでは、生活環境部長は、マイナンバーカードが紛失したのは、いつ、誰から、どのような内容で報告を受けたのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご答弁いたします。

１枚目の分につきましては、令和元年１２月２７日の午後５時前だったと思いますが、担当課長と担当係長から報告を受けました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　課長と担当係長から報告を受けたということで、その課長から、他市の事例を出して、紛失事件が発生した場合はマスコミ発表と警察への被害届は必要と思われますかということで、そういう形の発言があったと聞きましたが、その点はどうですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　午後５時前に先ほど申し上げたそういう報告があって、市民課長のほうからそういう話はあったと記憶しておりますが、その日が１２月２７日、年末の最終日ということ、それから、紛失ということで、その紛失した時点において警察に被害届とかということになりますと、仮にそこに窃取したというようなことがあったとしましても、それまでの市民課の管理については、毎日のように数を数えているということでもなかった、いつどの時点でなくなった、紛失したということが分からない中で、私自身としましては、確信がない中で市民課の職員全員を疑うという決断ができませんでした。

それから、マスコミ等につきましては、その時点でどういうような方法といいますか、どういう発表の仕方をするというのは、その段階ではまとめることができなかったということであります。ですので、副市長のほうにはその時点で即座に一報は入れさせていただいた、そういう状況でございました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　副市長と相談してくるということで退席されて副市長のところに行かれましたね。副市長からどのような指示を受けましたか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　相談といいますか、まず事情の報告はさせていただきました。その時点で、どこかのファイルに入るというか、ほかのところに間違って置いておったりということがないのかを確認するということは言われましたが、明確にはこうしなさいというような指示はなかったと思います。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　次に、セキュリティ対策として、念のために紛失したカードの無効化を統合端末で行い、再発行手続を取るとの報告がありましたが、いつ行ったのか、また、誰が誰の指示で行ったのか、お聞きしたいと思います。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　紛失した日時は１２月２７日で、明日からは年末年始の長期休暇に入るということがありました。その時点で、私自身もマイナンバーカードの事務に明るくはなかったということもありまして、ただ、この１枚が、もし暗証番号を入れる前のものであって、仮に長期休みの間に万が一暗証番号が入れられることになりますと、住民票の交付など悪用されるおそれがあるのではないかということがまず頭にありました。その時点で担当係長から聞きましたのは、入力作業はあと１時間程度で締め切られますということがありました。その時点で考えましたのは、この休みの間に先ほど申し上げた悪用というようなことになりますと、また２次的な被害ということも考えられましたので、私としては、その時点で、その最悪を防ぎたいということで、それを防ぐような方法はないのかということで、係長からそういう無効化という処理ができますということを聞きましたので、それを指示いたしました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　あなたは組織の中の人間やから、釈迦に説法やと思うんですけど、何で課長にそのことを報告せんと、係長にそういうことをさせたんですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　このマイナンバーカードのチップの無効化等、端末の作業については、その係長が一番明るいということでさせていただきました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　何遍も言いますけど、組織の人間でしょう。まず課長に言って、課長から係長にさすのが当然やと思うんですけど、そういう点で、やっぱりあなたは報告の義務を怠ったわけです。

　それから、次に、どのような理由で地方公共団体情報システム機構、通称Ｊ－ＬＩＳに届けて再発行手続をしたのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　Ｊ－ＬＩＳの手続については、私は直接端末の処理というところの作業をしたことはございませんので、再発行という処理を係長のほうでしたと確認をしております。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　ふざけたことを言わないでください。後で言いますけど、あんたはどういう処理の仕方をしたかということは知っとるわけですよ。ちゃんと証拠が挙がっているんですよ。これね、ＩＣチップ不良で読み取れないという内容で届出を出したじゃないですか。そうでしょう。そのことは知っているでしょう。これはうそですよ。手元にマイナンバーカードがないのに、あたかも手元にマイナンバーカードがある、それがＩＣチップが読み取れないと

いう理由で届出を出したというのは詐欺行為ですよ。偽りじゃないですか。ちゃんとここに証拠がありますよ。こういう処理の仕方は、裏づけを聞いたら、あなたの指示やと係長は言うてはりましたよ。うそを言わないでください。答弁をお願いします。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　先ほども申し上げましたけども、ＩＣチップの無効化、もしくは再発行という点で、その指示をしたのかと思いますが、私自身としましては、やはり悪用を防ぐためには何か手だてをしないといけない、限られた時間の中で、手段については、その旨、係長から申し出があった分については、もうそれでいいというような指示をしたのだと思っております。

（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　答弁の中でそのように指示したと言うとるじゃないですか。さっきは知らんと言うとったじゃないですか。その辺の答弁の食い違いは、これはあなたはこの本会議でうそを言うたことになるんですよ。それはどういうことですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ＩＣチップの不良による無効化、もしくは再発行、どちらで指示というのは、すいません、手段については、先ほど申し上げた不正化を防ぐということに一番力点を置いておりましたので、その点は、意識として、そこはどちらの方法で指示したかというのは、今となってはちょっと。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１１時　９分　休憩）

（午前１１時１１分　再開）

○森西正議長　再開します。

生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご答弁いたします。

先ほど申し上げた悪用ということを防ぐために、無効化ということの指示をし、その中でＩＣチップの無効化を指示したものだと思います。

以上です。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それやったら紛失というて出したらいいじゃないですか。何で紛失ということを出さないんですか。これは事実、相手の責任にしているじゃないですか。ＩＣチップが読み取れへんのは向こうのマイナンバーカードの欠陥やということをあなたは言うとるわけでしょう。これはほんまに虚偽で、また後で法律論できちっと言いますけど、完全な犯罪行為ですよ。

次に、住民基本台帳のシステムのコピーでは、少なくとも５月２２日まで、ＩＣチップの不良ということで訂正もせんと届出を出しとったんです。それやったらなぜ放置したんですか。その報告は受けとるはずでしょう。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１１時１３分　休憩）

（午前１１時１４分　再開）

○森西正議長　再開します。

生活環境部長。

○松方生活環境部長　５月２２日まで紛失ではなくマイナンバーカードの異常ということでございますが、その間まで、マイナンバーカードの探索といいますか、そういったことも原課のほうで行っておりまして、その時点で確定的な指示が私のほうからは出せていなかったということでございます。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　一応捜査して、これでないというようなことで、あなたがそういうふうに言ったということはちゃんと記録に残っとるんです。半年ぐらいごちゃごちゃ探しとって、そんなもん２枚のマイナンバーカードがどこにあるんですか。

　それで、このことに関して課長は一切知らされていなかったと、５月２２日に初めてそれを見て分かったと、そういう証言があるんですけど、何で課長にそういうことを報告せんかったんですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　意図的に課長に報告しなかったということではありませんで、担当係長からは報告が行っているものと考えておりました。その間も、それ以外の場面でも担当係長ともやり取りもしていましたし、ほかの部分でも課長ともやり取りはしておったと思っております。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　何で課長とコミュニケーションを取らないんですか。何で係長からその話が。あんたの直属の部下は課長じゃないですか。それを課長と相談し、それでまた係長と相談し、スタッフと相談しながらやるのがあなたの仕事と違いますか。課長は全然そのことを知らなかったと言うてますよ。

　言ったように、課長が最初に、これは警察に言うべきやとか、そういうことを言うたから、僕の推測ですけど、その課長を飛ばして、そういうようなＩＣチップが読み取れないという偽りを係長にさせたんじゃないですか。そやから、課長にそういうことを言われなかったんでしょう。それはどうですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　先ほど申し上げましたように、係長が一番担当の事務に明るいということと、それから、課長を外してという意図はありません。この間でチップを探すということも課長には言っておりますし、誤って誤廃棄ということがないのかということも言っておりますので、決して特別外したという意識はございませんでした。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　チップがどうこうとか言うてはったけど、チップはあなた方が勝手に作ったことじゃないですか。あえて課長を外したということじゃないと言うけど、課長が知らんということは組織で考えられへんですよ。あなたは何を答弁しているんですか。ほんなら、極端な話、市長が係長に直接指示するんですか。副市長が一般の職員に指示するんですか。組織は何ですか。そういうきちっとした組織論から私はこういう質問をしているんじゃないですか。ばかなことを言わないでくださいよ。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご指摘のとおり、私が係長を中心に指示等をしたのは事実でございます。それについては、係長がその事務に明るいということもありましたし、私としましては、その分は、こういう事案については、課長なりにも必ず報告は全体として行っているという意識がありましたので、先ほども申し上げましたように、課長を外すという意味ではなくて、一番詳しい者に言って、共有はしてもらっているという認識でありました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　この組織はむちゃくちゃやね。市長、これはよう覚えとってね。この組織はむちゃくちゃや。

　５月２０日に初めてその課長は、ＩＣチ

ップが不良ということでＪ－ＬＩＳに届けられている事実を知って、これを総務省の住民基本台帳システム担当の方に相談したんです。こういう偽りの内容で届け出を出して再発行しとるけど、これは訂正できますかというようなことを相談しとるんです。ほんなら、その１週間後ぐらいに何とかやりますという返事をいただいて、そのことをあなたに報告したら、あなたにどなられた、叱責されたと言っていますよ。それは大きい声なので、複数の人間がそれを聞いたということです。何で叱責されたんですか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　私はどなったりはしておりません。どういう方がどういうふうにおっしゃっていたか分かりませんけど、どなったりということはしていないと思います。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それやったら、どういう指示をされたんですか。言うてください。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　課長のほうにつきましては、先ほどおっしゃったＪ－ＬＩＳ等について、相談するのであれば、先に事前に教えてほしいということは言ったと思います。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　その課長は、勝手なことをするなということで、これは、市長、副市長も全部ＩＣチップの改ざんのことに関してはご存じやと、これをどういうふうにして説明するか、私が説明するとあなたが言われたということを証言されていましたよ。

　それから、大阪府の市町村課、これは総務省の関係ですよね。毎日新聞から電話があって、マイナンバーカード紛失の事象が摂津市で起こっているが、そのような事実があったのかという問い合わせがあったらしい。ほんなら、そのときにないと答えたと。多分、向こうも記録が残っとると思いますわ。そのときに、まずやらなあかんことが、大阪府の市町村課にその紛失の事実を伝えなあかんわけです。それが伝わっていなかったと。なぜそういう報告をされなかったのか、お聞きしたいと思います。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご指摘の分につきましては、大阪府の市町村課から、毎年４月の末に、住民制度の所掌事務についての緊急事案対応といったメールが市民課のほうには届いておると。これも後から私も知ったんですけども。その中で、緊急事案があった場合は大阪府の市町村課へ報告すべしというようなメールが４月の末に届いておったと後で聞きました。その市町村課のメールについては、市民課が全く認識していなかったというところでございまして、紛失した時点でも、そういう義務があるという報告を私も受けておりませんでした。私自身もそういう報告があるということも認識しておりませんでした。で、８月２５日かと思いますが、市町村課のほうへおっしゃるような毎日新聞からの電話がありました。その時点では、そのメールの存在すら市民課は把握していなかったということで、ないというような回答をしたのだと思います。ただ、その後、実際に折り返し市町村課のほうに何月何日のメールであるかということを再度確認したところ、日にちは覚えていませんが、４月の何日というところで、もう一度市民課に確認をさせたら、やはりそのメールは市民課に届いておって、そういう報告が義務である内容も入

っておったと。それを確認して、翌日には事実の報告をしたものでございます。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　あなた方がやるべきことをやっていない。こういうことは当然基本中の基本と違いますか。そういうことも怠っておる。一連のこういうマイナンバーカードの偽りの報告、また、今回のこのような当然やらなあかん義務をしっかりとやっていない、そういうことに関して、あなたは担当部長としてどう思われますか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　日々、市の業務については、法令等に基づく業務でございますので、各担当については、それに基づいて事務をするようには言っております。私のほうも、中身の細かい事務まではなかなか分かりかねますけども、個々の事務について、何に基づいて、また、今回のようなことがあった場合に、どういう根拠に基づいてどういう報告義務があるのかということは劣っておったと反省しております。今回、改めてその部分については、かなりの業務をもう一度確認して、法令に基づく業務が何なのかというのは整理して周知するようにしたいと考えております。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　組織としてのありよう、そういうこともしっかりと守っていないし、それから、そういう一連のことのずさんさが先ほど市長公室長から答弁されたことにつながっているんじゃないですか。

　次に、副市長に聞きます。あなたは、先ほどの一連のやり取りの中で、事件の報告を部長から受けた後、部長にどのように指示されたか、お聞きしたいと思います。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　それぞれ担当部長のほうから相談を受けました。そのときには具体的には指示はしませんでしたけども、まず最初に考えておったのは、初動として、マイナンバーカードの不正使用がないかどうか、その防止が先決であると対応させていただきました。それと、マイナンバーカードが紛失ということですので、どこかに紛れ込んでいないかどうか、それをしっかりと捜索するようにということで指示を流させていただきました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　市長にそれをいつ報告されましたか。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　市長への報告はかなり遅くなったと思っております。といいますのは、先ほど言いましたように、カードの紛失を捜索するように、それから、まず、マイナンバーカードの保管の部分も含めまして管理体制の見直し、それから、個人番号カードの事務取扱、あるいは廃棄のルール、これに市民課、それから松方部長を中心として対応しておって、それから、その結果が出た時点で市長に報告をさせていただきました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　日にちはいつですか。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　正確な記憶はありませんが、７月か８月ぐらいだったと記憶しております。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　事件発生から半年以上たって市長に報告、こんなんあり得ますか。内規の摂津市特定個人情報取扱管理規程の第３条に明記されているように、あなたが統括保護管理者ですよね。その統括保護管理者が市長にすぐ報告せなあかんという内規

もあるんです。以前の市民税誤還付もそうじゃなかったじゃないですか。今回のマイナンバーカードを紛失したというのは大事件じゃないですか。何で市のトップたる市長にそのことをすぐ報告しないんですか。探しとったというのは言い訳になりませんよ。その辺をお答えいただきたいと思います。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　個人情報保護という部分は非常に大切とは思っております。ただ、すぐさま市長に報告ということではなしに、原課、それから原部、それからまた私どものほうで解決できることがあれば、それをしっかり解決していきたいと思っています。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　議会への報告はいつですか。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　今、手元にある記録でいきますと、７月１５日に、松方部長のほうから市長、それから副市長に経過の説明がありました。それ以降、議会のほうは、８月７日に、正副議長のほうに私どものほうから説明をさせていただきました。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　これは８か月以上たって報告ですよね。これね、その前年度の１２月２７日に、市民課で非常に捜査でやっさもっさしとる、これは２７日がちょうど仕事納めだったと思いますけど、その翌年の１月には、えらい市民課が騒がしかったなということで、職員は全部、が一っと１月の末までにはほとんどその状況は把握しとったわけです。そこから、我々は、６月か７月頃に、何かマイナンバーカードがなくなったでというのを議員が個々に聞いて、どうなっとんねん、どうなっとんねんと議会事務局に問い合わせしたみたいです。そのような大切なことを市長にも報告せんと、議会にも報告せんと、結果、偽りの報告をしとったと。そのことに関して、副市長、あなたは統括責任者としてどういうふうに思うんですか。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　報告が遅れましたことは非常に遺憾と思っております。それぞれ原部、原課のほうで悩みを抱えながら、それぞれ対応をどうしようかということでちゅうちょしたことは確かでございます。そういう部分では、非常に時間がかかったということは十分に今後反省していかなければならないと思っております。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　今後の反省というのは、もう耳にたこができるどころか、そのたこももうこぼれ落ちそうになってるわ。

　あなたね、これは完全に法律違反です。まず、さっき言いました内規の摂津市特定個人情報取扱管理規程の第３条では、そういうふうにして副市長は市長に対しての報告をしていなかった。それから、これから地方公務員法に入りますけど、地方公務員法の第３０条では、地方公務員は全体の奉仕者として勤務しており、１、公共財である市の財政を毀損した、それから、２、市民の申請内容を改ざんする行為はこの規定に触れると思うんです。それから、地方公務員法の第３３条、その職の信用を傷つける行為、これもまさに第３３条に適合しますよね。それから、一番問題なのは、私も一応法学部の端くれやからちょっと調べてみました。これは、マイナンバーカードに関係する偽りのマイナンバーカードを出した場合には、懲役６か月以下、罰金５０万円以下の罰則があるんですよ。偽りの報告

をされたわけでしょう。それで取得したわけですよ。その点に対してどう思われますか。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　ご指摘のように、地方公務員法の部分で、我々は当然、職務専念義務がございます。それから、信用失墜行為の禁止もございます。それらを包括的に踏まえまして、日々、それぞれ職員が勤務しておるわけですけれども、今までの間、非常にたくさんミス、エラーが出てまいりました。そういう部分では改めておわび申し上げたいと思っています。

　それから、マイナンバーカードの部分で、偽りの部分ということのご指摘がございました。それぞれＪ－ＬＩＳのほうに、いわゆる磁気の部分、それから紛失の部分という訂正があったことは、後日、私どもは承知したところでございます。

　以上です。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　これが出てきました。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第５５条、懲役というか、罰則があるのはこれですよ。あなたは、二言目には地方公務員法に基づいてやっているというて、昨年の安藤議員か、そのときの答弁でもずっと法律を羅列しとったじゃないですか。私もそういうことを経験しましたけど、その肝腎たるあなたがこういうことで法律違反している。非常に私はそういう点に関して憤慨を感じとるわけですよ。あなたは満場一致で副市長に再任されたのと違うでしょう。あなたは全員賛成ではない中で再任された謙虚さが一個もない、そのことを言うときます。

　最後、市長に質問したいと思います。市長、あなたの人間基礎教育を私はいろいろ指摘させていただいた。６月ぐらいの時点で、なぜそのことをしっかりとマスコミとかに公表してオープンにしなかったのか、そのことだけお聞かせ願いたいと思います。

○森西正議長　市長。

○森山市長　私は、１年間で約２万回ぐらい市長印といいますか、決裁するんですけれども、そのうち約１割ぐらいを私が直接最終決裁することになります。予算規模とか政策の内容によっては、そのつかさつかさに権限を委譲するというか、決裁権を任せているんですけれども、そういうことからいうと、さっきの質問もありましたけれども、平成２８年から５年で１０万件ぐらいの決裁があったと思います。その中で八つの不適切な事例が発表されたところでございますけれども、非常に私としては残念で遺憾であります。

　そこで、６月時点で云々のお話でございますけれども、私は言い訳も何もしません。いろいろご指摘の点については、最終の責任者は私でありますから、私の日頃の指導力のなさに尽きるわけであります。

　ただ、そのときに何で発表せえへんかってんといいますと、言いましたが、一つ一つの事案、２万件全部を見るわけにはいきませんけれども、そのときそのときに一つ一つ決裁をしますけれども、こういった問題が生じた場合、議会並びにマスコミに公表する場合は、私が最終責任者としてしっかりと責任を持てる内容を把握しておかないけませんので、その時点では、風聞とか、いろんな誰がどうやこうやというような話の段階でありました。私は、しっかりと把握した上で、７月２日か３日だったと思いますが、お聞きしてから１か月近くたちましたけれども、これはある程度ご理解

をいただきたいと思います。

○森西正議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　これは大きな要素がもう一つあるんです。これは、課長を蚊帳の外に置いて、一切それに対して関与させなかったと課長の証言から聞いております。これはパワハラですよ。あなた方は、口では女性の管理職３割やとかパワハラ撲滅と言うとるけど、完全にそれを無視して、その女性課長を無視してやっとった、そのことが非常に私は問題やと思います。それで、副市長、それから、これは議員も絡んでいるんですよ。議員も圧をかけとる。それから、部長、係長と、寄ってたかってその女性の課長を無視した。そのようなことはパワハラですよ。そういう意味で、これは大問題になると思いますから、議長、これは調査特別委員会、つまり百条委員会を設置すべきと私は思いますし、それから、今回出された様々な資料を、私は民生常任委員会の担当委員長ですから、委員には全部配ってもらうようにご指示をお願いしたいと思います。

そして、私の質問を終わります。

以上です。

○森西正議長　渡辺議員から私のほうにございまして、まず、調査特別委員会ということですが、この点に関しましては第三者委員会の報告がございます。また、議会としては、この点は真相究明しなければならないと思いますが、まずは第三者委員会の報告を受けたいと考えております。

資料請求については議会のほうに資料をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

渡辺議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

（三好俊範議員　登壇）

○三好俊範議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバーカード紛失事件についてです。こちらのほうは、渡辺議員からほとんど質問されましたので、数点だけお聞きしていきたいと思います。

まず１点目、これは以前もお聞きしましたが、マイナンバーカード紛失について、先ほど渡辺議員の中でも少し触れられてはいましたが、令和元年１２月２７日に初めてこの事件が起きまして、報告自体、議会に報告されたのが８月７日です。これだけの期間がかかった理由としては、内容を細かく精査して我々に報告していただいたのか、どういった理由があったのか、改めてお聞きしたいです。

続きまして、２点目、摂津市の財政見通しについてお聞きしていきます。

令和３年度予算における市税収入において、今年度、一般会計が４００億円を超えてきました。その中で、コロナ禍において、いろいろ税収のほうもかなり低下していると出ておりますけども、その算出方法においては、果たして正しいものか、もっともっと厳しい見通しになるのか、その辺りについて１回目にお聞きしていきたいと思います。

続きまして、中学給食についてです。

今回、令和２年度の第１１号で出ております一般会計補正予算書の中におきまして、中学校給食調理業務等委託事業において、補正前が８，１８４万円という金額が今回２億１，０００万円と、２倍以上の金額で補正予算を組まれております。この件について、詳細をお聞きしたいと思います。

１回目は以上です。

○森西正議長　答弁をお願いします。生活環

境部長。

（松方生活環境部長　登壇）

○松方生活環境部長　マイナンバーカード紛失につきまして、これまで時間がかかったということについてのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカード紛失が、最初の１件目が令和元年１２月２７日でございました。２件目が令和２年の１月２９日でございました。いずれにつきましても副市長に報告して、申請者である当事者が窓口に来られた際は、紛失を伝え、謝罪、説明ということでありました。この時点で、マイナンバーカードの必要な手続は、先ほど大阪府の市町村課の話がございましたけども、どういった手続処理があるのかというところを市民課も私も含めて認識しておりませんでした。

その間、２回目の紛失があった際に、私自身としましては、今の管理体制に非常に不安を感じました。その時点で、私から直接、管理に対して、実際にマイナンバーカードに触る人間を役職者３名に指定することとか、それから、マイナンバーカードカードについて、それまで鍵のかかるものに置いていませんでしたので、キャビネットに移させて鍵がかかるようにして、誰でもが触れるような状態でないようにすること、それから、Ｊ－ＬＩＳから何枚届いて、市民が来られて何枚交付したのかという日々の日計表もありませんでしたので、その点の細かい指示を２月、３月にかけてしておったという記憶がございます。

その間も、先ほど申し上げた報告義務については認識をしておりませんで、７月の当初に内閣府の個人情報保護委員会に報告の義務があるということを初めて認識しまして、その翌日に市長、副市長に報告し、当事者への連絡、説明、それから公表が必要であるということを報告しました。その時点で、市長、副市長から私のほうへ、個々の方へは私が説明に伺うということ、公表についても、市のホームページに掲載する準備をすること、それから議会に報告する準備をするという指示があって、その後、８月７日に報告することになりまして、個々の方につきましては７月１０日から説明に伺うような形で経緯をしたというところでございます。

○森西正議長　総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　令和３年度予算における市税収入の算出方法と見通しについてのご質問にお答えいたします。

令和３年度における市税収入予算計上額につきましては１７４億３，７２０万円で、新型コロナウイルス感染症の影響や固定資産税に係る軽減措置、そして、令和２年度での徴収猶予分を滞納繰越分として計上するなど精査することにより、前年度当初予算比２．６％減の４億７，０１０万円の減少と見込んだものでございます。このうち、法人市民税につきましては、特に減少を大きく見込んでおりまして、リーマンショックのときを参考にしまして、現年課税分につきましては、前年度比３２％減の１３億６，３００万円と計上しているものでございます。

また、今後の状況につきましては、やはり令和２年度の決算がどうなるのかということが一つの指標になるかと思っておりますので、今後の状況を慎重に見極める中で市税の状況をしっかりとつかんでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○森西正議長　教育次長。

（北野教育次長　登壇）

○北野教育次長　中学校給食調理業務等委託事業における債務負担行為補正の詳細につきましてお答えいたします。

このたびの債務負担行為の補正につきましては、その限度額を変更するものでございます。令和２年７月に実施いたしました中学校給食調理業務委託契約において、参加業者が１者のみであり、１食当たりの単価の提案額について、税込み１，１５９円でございました。これは、現契約の税込み５６９円と比較いたしますと、おおよそ倍額となっております。提案額が倍増いたしました理由として、新型コロナウイルス感染症拡大が給食調理業者の業績に大きな影響を与えたことや、喫食数が安定しないデリバリー選択制方式であるということが挙げられます。これらのことから、中学校給食調理業務に係る限度額を変更するものでございます。

○森西正議長　暫時休憩します。

（午前１１時４９分　休憩）

（午後　１時　　再開）

○森西正議長　再開します。

それでは、２回目からの質問をお願いします。三好俊範議員。

○三好俊範議員　２回目からは一問一答でお願いいたします。

マイナンバーカードについて、１点、警察に届け出を出されたのはいつかお聞きしたいです。お願いします。

○森西正議長　答弁をお願いします。生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご答弁を渡辺議員のときにさせていただいたとおり、当初には報告はしておりませんでした。その後、捜索は引き続きやっておったんですけども、見つからなかったということで、最終的に本人への被害がどんなことになるかというところもありました。最終的には、昨年の１０月２日だったと思いますが、被害届ではなくて遺失届ということで警察のほうには届けを出させていただきました。遺失届を出すことによって警察のほうへ報告の登録がされますので、万が一ほかから出てきた場合には速やかに捜査が入れるということで、警察とも相談をして、そういう方向で処理をしたところでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　先ほど、渡辺議員への答弁の中で、初期対応について、不正を防ぐことに努めていたと言われておりましたけど、１０月２日ということで、なぜこんなに遅くなったのか教えていただけますか。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　１０月になりましたのは、この年度になって半年たちまして、これ以上捜索しても、誤廃棄も含めてもう手だてがないということで、もう１年近くにもなりますので、半年という区切りで、その時点でできる方策として何があるのかと考えた中で、そういう遺失届というものがありましたので、その対応をさせていただいたところです。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　マイナンバーカードを紛失された際に、どういう対応を取られるのがいいのかということで、ホームページ等とかでも書いていると思うんですけど、まず警察に届け出をしてから大阪府の市町村課に問い合わせをしてくださいと書いてあるんですけども、なぜ市役所がそんな半年もたってからやるのか、これは、初期の対応としてはそういうことはやらなくていいと言われているのか、その辺、確認をお願い

します。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ホームページ等の紛失した場合の届け出というのは、基本的には本人が紛失されたという場合の届け出の方法かと思います。今回、私どものほうで紛失したというのは、市内部で紛失したということでありまして、午前中の答弁でも申し上げましたが、その時点で、個人情報保護委員会への報告でありますとか、大阪府の市町村課への報告でありますとか、そういった部分の認識がありませんでしたので、まずは第三者の悪用を防ぐということで、チップの無効化をさせていただいたということと、２回目の紛失があった際には、私自身もこれ以上のことがあってはという危機感もございましたので、ずさんと言われておりますが、市民課の保管の方法、それから、日計表なり日々の確認の方法、まずそこで止めなければいけないということで、そういう作業をしておりました。繰り返しになりますけども、その認識をしたのが７月の当初ということで、そこから個人情報保護委員会でありますとか８月の大阪府への報告ということになった次第でございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　なぜそんなに時間がかかったのかというのが疑問なのと、普通の市民の人はなくしたら警察に届けますと、本市は市役所内なので届け出なかったみたいな答弁をされていましたけども、通常、例えば個人が保険証を落としたら届け出をしないんですかね。ＩＣチップの無効化をしたから不正利用を防げたという認識ですけど、そのまま使うことは何ぼでもできるわけですよね。その間、不正利用をされたら、これは市が責任を負うつもりやったのかどうかお伺いしたいです。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　責任を負うかどうかというところのご回答はしかねますけども、ただ、マイナンバーカードにつきましては、ＩＣチップについては、取り出そうとしますと自動的に破壊されるという仕組みになっております。それから、身分証の写真を作り替えて偽造ということも考えられますけども、特別な焼き付けをして、背景についてはぼかすような処理をされているということで、マイナンバーカードについては一定の悪用の防止措置がされておったということであります。ただ、そうであったとしましても、我々としては、できるだけ悪用を防ぎたいというところの中で、今まで申し上げたような対応を取らせていただいたということでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　副市長に報告されたということですけども、例えば人事課であるとか、そのほかの課には報告とかをされたんですか。その辺をお伺いしたいです。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　令和元年１２月２７日に１回目があったときに報告したのは副市長だけでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　今もそうですけど、当時の規程で特に報告はしなくていいとなっているということですかね。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　報告しなくてもいいという認識ではなくて、事案として、年末最後の日ということで、まず私のほうから副市長に報告しなければいけないということで、副市長のほうへ報告したということでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　同じことを副市長にお伺いしたいです。
○森西正議長　副市長。
○奥村副市長　私のほうからお答えいたします。
　確かに年末、松方部長のほうから報告を受けました。その当日は、具体的にどうせよということは指示しておりませんでしたけれども、先ほど言いましたように、不正防止はやはりまず最初にやらなければならないということで指示をさせていただきました。それから、年が替わりまして、いわゆる保管体制は大丈夫なのか、それから、それぞれ事務処理は適切なのかどうか、これを再点検するようには指示をさせていただきました。
○森西正議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　８月７日に我々は報告を受けておりますけども、この報告内容について、今、第三者委員会も開かれている中ではありますが、我々が報告を受けたものと相違がないのか教えてください。
○森西正議長　生活環境部長。
○松方生活環境部長　第三者委員会の聞き取りの内容と、議員向けに報告した内容というのは、質問の内容も違いますので、全く合致しているわけではございません。
○森西正議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　例えばですけど、先ほど、渡辺議員への答弁の中で、１回目の紛失が令和元年１２月２７日午後１時とこっちで書いているんですけど、部長は先ほど１７時とおっしゃられました。その辺から早速違うんですけど、これはどっちが正しいんですかね。
○森西正議長　生活環境部長。
○松方生活環境部長　午後１時というのは、原課で紛失が判明したのがその時間と聞いています。実際に私に報告に来たのは、午後５時１５分前ほどに担当係長と課長が来ました。
○森西正議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　万が一、第三者委員会で出ている内容と我々が議会で聞いている報告内容が違うことがあれば、完全に議会軽視、そして、我々は市民の代表ですから、市民の方にもうそをついている、そして、これは本当に市役所の私物化と思われても仕方がないことだと思います。この辺りは、また出てきますけども、しっかりとこれからも見させていただきたいと思いますし、必要であれば、先ほど渡辺議員がおっしゃっていたように、百条委員会もやっていくべきだと考えておりますので、よろしくお願い申し上げて私のこの質問を終わります。
　続きまして、摂津市の財政見通しです。
　中期財政見通しにおいて、平成２９年度に私が質問した際に、平成３５年度、つまり令和５年に赤字転落、翌年度に財政再生基準を超えると聞きましたが、現状はどうなっているのか教えてください。
○森西正議長　総務部長。
○山口総務部長　中期財政見通しにつきましては、毎年１０月に見直しを行いまして作成しております。直近でいいましたら、昨年、つまり令和２年の１０月における中期財政見通しにおいても厳しい状況を見込んでおりまして、見通しでは、市税収入等の悪化から令和６年度に赤字に転落し、令和８年度には財政健全化法における規定の財政再生基準を超える赤字となるという試算をいたしております。
○森西正議長　三好俊範議員。
○三好俊範議員　赤字転落が前回より１年間

延びています。その要因と、これからこの問題に対してどう取り組んでいくのか、具体的に教えてください。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　中期財政見通しにおけます収支の改善要因につきましては、様々な要素がございますけれども、平成２９年度以降の決算収支状況に鑑みますと、一時的な景気の持ち直しによる法人税収の増など、税収における改善があったことが大きな要因であったと考えております。

　また、令和６年度におけます赤字転落に陥らないために、財政運営といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による市税収入の低迷が長期間に及ぶことが想定されますことから、あらゆる手段を講じて対応していく必要があると考えてございます。

　今後の対応について、具体的にということでございますので、それにつきましては、歳入予算における臨時財政対策債や減収補てん債の活用、また、交付税措置が有利な建設事業債の選択、また、国・府補助金に関する情報の的確な把握及び活用、歳出予算におきましては、現存事業のスクラップ、また、ＲＰＡの活用の拡大や他市との共同事業の実施等、多角的な行政サービスの在り方につきまして検討してまいりたいと考えております。これらの対策とともに、限りある財源の中、効果的な事業選択と財源配分を行うことにより、何としても赤字転落を回避してまいりたいと考えてございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　下水道事業に移りまして、令和３年度の予算で、下水道事業で２１億円の一般会計繰入金を予定しております。今後、一般会計の財政が厳しくなれば、その金額も減らしていかなければいけないと思うんですけども、その辺、下水道事業の今後の見通しについても施設改修も踏まえて教えてください。

○森西正議長　上下水道部長。

○末永上下水道部長　令和３年度予算案の繰入金２１億円のうち、一般会計で負担すべきとされている基準内繰入金は約１５億円で、残りの約６億円はいわゆる基準外繰入金であり、本来は使用料収入で賄わなければならないものでございます。これは、平成初期の集中整備期間に発行した企業債の償還が多額となり、下水道事業の経営を圧迫していることから、一般会計からの補助を受けているものでございます。

　将来を見通しますと、企業債元金償還金は年々減少してまいります。これに伴い、一般会計繰入金も、下水道事業経営戦略の最終年度である令和１０年度では１１億円台になる見込みでございますが、依然として基準外繰入金を約１億円見込んでおります。公営企業経営においては独立採算が原則でございますが、当分の間は基準外繰入金に頼らざるを得ない状況であり、これを削減するということとなれば、現在の使用料の維持をすることは難しくなってまいります。

　また、施設改築に関しましては、経営戦略において中長期的な更新需要の見通しを立てており、今後、改築時期を見据えながら、計画的な点検、調査を実施するとともに、優先順位にのっとった効率的な修繕、改築を行うことによって費用の平準化を図り、経営上、過大な負担を招くことのないように対応してまいりたいと考えております。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　それでは、もう１回戻りま

して財政なんですが、財政破綻した場合、本市における状況はどのような状況になるのか、また、そのときの近隣他市の状況を踏まえてお願いします。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　仮に本市が財政再生団体に置かれた場合の本市の状況についてでございます。

　市政運営に当たりましては、これは国の管理下に置かれることとなりますことから、市民への行政サービスは全国最低水準となってしまいます。また、実質的に自治ができない立場に置かれることになります。また、ごみ処理の有料化等、各種使用料などが引き上げられ、市民負担も全国最高水準になります。そういった負担を市民に強いる事態になることがないよう、今、我々が担う責任につきまして、非常に重く受け止める必要があると考えております。

　次に、本市が財政再生団体に置かれた際の近隣自治体の状況についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の後退、また、少子高齢化による人口減少等によりまして、税収の状況は全国的に同様の傾向になることから、近隣市においても本市と同じく厳しい状況となることが想定されます。しかしながら、特に法人税収の割合が高い本市の財政構造について考えますと、景気後退の影響は近隣他市よりも本市のほうが大きくなることが想定されるところでございます。したがいまして、本市の財政運営において課せられるハードルは近隣他市よりも高いものと認識し、しっかりと取り組みを進める必要があると考えております。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　最後、市長にお伺いします。市長はこれまでも摂津市の厳しい財政状況を乗り越えてこられましたけども、また近い将来、困難な状況に直面する未来が待っています。今後、市長はどう市政運営のかじを取りおつもりか、お聞きします。

○森西正議長　市長。

○森山市長　三好俊範議員の質問にお答えをいたします。

　同じような話をしてきたか分かりませんけれども、私は長いこと議会人として政治に参加をしてまいりました。いろいろ思い出しますけれども、議員のときは、一つの立場といいますか、一つのステージといいますか、自分の主義主張でいろいろと意見も言ったり、質問したり、要望したりしてきたと思います。全てではないですけれども、総じてそのときには、あんまり将来の財政状況とか、そんなことを考えてなかったのかと、まあ、いろいろ思い出すんですけれども、それが、平成１７年に市長職に就かせていただきました。今度は１８０度立場が逆になるわけです。以来、毎日のようにと言ってもいいと思いますけれども、様々なお方から様々な質問とかご意見とか要望とかを受けることになります。限られたいろんな条件の中で、いかにその一つ一つを解決していくか、何よりも、市民の皆さんの目線で、どうして優先順位といいますか、最大公約数を見つけるか、これの連続と言ってもいいと思います。この間、市長になりまして、山あり谷あり、追い風も吹いたこともありますし、逆風にも遭いました。その都度、議会の皆さんからもいろいろ協力していただきまして、何とか一つ一つ、まちづくりがある意味では順調に今日まで来れたようにも思います。

　しかしながら、またもや逆風が吹き始めました。先ほど来話が出ております新型コロナウイルス感染症です。逆風といいます

と、私は、これも国際的な大逆風でありますリーマンショックをしのいだ経験があります。そのときにも、南千里丘、また、今の健都イノベーションパークのまちづくりを既に手がけていた最中でありました。確かに慌てたといいますか、緊張感が走ったことを思い出します。ただ、よく考えてみると、あのリーマンショックより、今回の新型コロナウイルス感染症は、もっと長引くのか、じわじわとボディーブローのように利いてくるのではないかと、これは非常に心配でございます。しかし、いつも言っていますけど、こんなときだからこそと言ったら怒らますけれども、やっぱり後ずさりをすることなく、しっかりと前も向いていかなくてはいかんぞと、そういうことを自分に言って聞かせております。

新年度の予算も、当初予算では初めての４００億円台の予算を組んだところでございます。ご案内のとおり、今後、社会保障関連経費の増加、老朽化しました公共施設の維持補修に加えまして、大規模事業の本格化に対する財政需要への対応等々、いろんな課題がたくさんあるわけでございますけれども、ある意味では大胆に、そして、一方で緻密な計算をしながら、様々な意見に耳を傾ける柔軟性ですか，この三つのバランスをうまく図りながら、この難局をしっかりと乗り切って、市民の皆さんの信頼に応えていくようリーダーシップを発揮したいと思っております。

以上です。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　市長が議員のときはいろんな要望だけを言っていたということですけど、私は、議員というのは、後の世代に何を残すのかというのが一番大事だと考えています。そういう意味では、今の市長の立場に近いのかとは思うんですけども、先ほども、財政再生団体になると、市民にとっても、また、職員の皆さんにとっても何もいいことがないと。その未来をやっぱり危機回避していかないといけない、それが一番の今後の課題なのかと私は考えています。そのためには、例えば鳥飼地域とか、人口減少になった場合の対応とかをされていますけど、人をふやしていく施策、守りじゃなく取りに行く施策、そういうのも本当に必要だと思っています。また、下水道事業に関しても、１０年後に少し落ち着くとは言っていますが、そこから先にまた施設改修が入ってきます。また恐らくふえてくるんじゃないかというのも想像しています。やっぱり厳しく、ずっと先を考えていかないといけないと思いますので、これはきょうは時間がないのでこの程度にしておきますが、また今後も随時聞いていきます。さらなる対策を考えていただくようお願いしてこの質問を終わります。

次に、中学校給食です。

今回、５６９円から１，１５９円になったと。以前の契約更新の際にも、５６９円は高過ぎると、他市は３００円少しなのに何でこんなに高いんだと、次の更新のときは安くしてほしいと要望した結果、今回、これが上がってきました。これまでの対策等についてお聞きしたいと思います。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　中学校給食におけます１食当たりトータルコストで申し上げますと、令和元年度決算では１食当たり税込み１，５９５円となっております。これは、食材費と調理業務委託料及び予約システム使用料を足し合わせ、喫食数で割り戻したものでございます。この１食当たりのコストを低減させるためには、調理業務委託料の減

少が必須でございます。つまり、喫食数を増加させなければなりません。これまで、喫食数が少なく安定しないことを理由に応募を見送る業者への対策といたしまして、喫食数増加のために、生徒全員試食会や保護者試食会といった取り組みや、給食キャラクターを活用した喫食促進キャンペーンなど、様々な取り組みを行ってまいりました。また、応募業者を募り、競争を図るために、大阪府近郊においてデリバリー給食の実績がある調理業者への直接的な働きかけや、固定費導入といった契約手法についても検討してまいったところでございます。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　様々な対策を取られてきたという話ですけども、平成２７年の給食開始からこれまでを振り返って、今後、どういう対策を取るつもりなのか、改めてお伺いします。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　今後の対策についてでございますが、市としてデリバリー選択制給食を学校給食と定義しておることから、どのような状況になったとしても、当面は現在の方式により学校給食を提供してまいります。令和３年度は、新たに毎週水曜日に牛乳に代えて乳酸菌飲料の提供を行い、また、生徒に人気のある献立の提供回数をふやすなど、引き続きデリバリー選択制給食の喫食率を上げる取り組みを行ってまいります。

　一方、先般、教育委員会におきまして、中学校給食の今後の在り方についての基本方針を策定し、給食センター方式による全員喫食の実施をうたったところでございます。教育委員会といたしましては、現状のデリバリー選択制方式による中学校給食を改善する取り組みを継続するとともに、次なる中学校給食の実施方式として適切であると考えております給食センター方式の実施に向け、令和３年度より具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　今後の対策を聞きましたけども、その対策をすることによって何が起こるのかというのを最後にお聞きします。

○森西正議長　教育次長。

○北野教育次長　教育委員会といたしまして、基本方針にうたっております給食センター方式による全員喫食が実現することによりまして、発育期である子どもたちに対して、十分な栄養を取ることができる給食を毎日提供することができると考えております。このことは、子どもたちの心身ともに健やかな成長を促すことにつながってまいります。また、アレルギー調理室の設置など、衛生管理を徹底した給食センターの整備により、さらに安全で安心な給食を全生徒に提供できると考えております。加えまして、給食センター内に、有事の際に避難所となる会議室の設置など、防災機能を備えることや、誰もが利用できる調理実習室等を設置することも可能でございます。地域に開かれた給食施設になるのではないかと考えております。

○森西正議長　三好俊範議員。

○三好俊範議員　最後に要望だけしておきます。

　今回、システム代とかを全部入れたら、２，０００円を恐らく超えてくる計算になっていると思います。今回はそういう契約ですけど、次にまた市内に給食センターを造った場合でも５年から６年かかると言われています。もう１回、２回、契約しないといけないわけですね。そのときに業者が

どういった金額を出してくるのか。これは、さすがにこれ以上の大きなお金は出せないと思っています。これは、１食２，０００円の分を職員も食べているわけですよね。その辺もしっかり考えていかないといけない、努力していただかないといけない。時間もないのでこの程度にしておきますけども、もう次は同じようなことは許されないと思っています。子どもたちの給食を守るために反対はしませんが、皆さんに本当に考えてもらいたいと思います。

終わります。

○森西正議長　三好俊範議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第１号など２８件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

（野口博総務建設常任委員長　登壇）

○野口博総務建設常任委員長　ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

３月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算所管分、議案第５号、令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分、議案第１５号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件、議案第１７号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第１９号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２０号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２１号、摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２２号、特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２３号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２４号、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第２９号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件、以上１２件について、３月１２日、１６日及び１７日の３日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第１号所管分及び議案第１５号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○森西正議長　文教上下水道常任委員長。

（三好俊範文教上下水道常任委員長　登壇）

○三好俊範文教上下水道常任委員長　ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

３月８日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算所管分、議案第２号、令和３年度摂津市水道事業会計予算、議案第３号、令和３年度摂津市下水道事業会計予算、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分、議案第１０号、令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）、議案第１１号、令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）及び議案第２５号、摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上７件につきまして、３月１１日、１５日及び１６日の３日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第１０号

所管分、議案第１１号及び議案第２５号については全員賛成、その他の案件につきましては賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○森西正議長　民生常任委員長。

（渡辺慎吾民生常任委員長　登壇）

○渡辺慎吾民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

３月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算所管分、議案第４号、令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第６号、令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第７号、令和３年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第８号、令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分、議案第１２号、令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１３号、令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）、議案第１８号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２６号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、議案第２７号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第２８号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上１２件について、３月１１日及び１２日の２日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第６号、議案第９号、議案第１２号、議案第１３号及び議案第１８号については全員賛成、その他の案件については賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○森西正議長　議会運営委員長。

（渡辺慎吾議会運営委員長　登壇）

○渡辺慎吾議会運営委員長　ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

３月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、令和３年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分、以上２件について、３月２５日、委員全員出席の下、委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○森西正議長　駅前等再開発特別委員長。

（藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　登壇）

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

３月８日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１項、令和３年度摂津市一般会計予算所管分、議案第９号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分、議案第１６号、北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件及び議案第１７号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上４件について、３月１８日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決

定しましたので報告いたします。

○森西正議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口議員。

（野口博議員　登壇）

○野口博議員　日本共産党議員団を代表して、議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第１５号、議案第２６号、議案第２７号及び議案第２８号に対する反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されましたが、新規感染者数は下げ止まり、ここ数日ではふえ始めて、新たな波の到来が危惧されています。ワクチン接種の安全性、有効性などの情報が乏しい中、ワクチン供給のめどが立っていません。２０２１年度の補正予算及び２０２０年度第３次補正予算は過去最大のものとなっていますが、新型コロナウイルス感染症対策について極めて無為無策であるばかりか、ＧｏＴｏ事業など、新型コロナウイルス感染症対策に逆行するような経済対策や、新型コロナウイルス感染症対策に名を借りた不要不急の便乗予算が目立つものになっています。

また、国民が新型コロナウイルス感染症で苦しんでいるのに、後期高齢者の医療費窓口負担の２倍化、年金は引き下げ、消費税減税には背を向ける一方で、世界的金融緩和と公的マネーを注ぎ込む株価対策によって株価は急上昇し、日本の大富豪三十数人の資産は、この間１０兆円もふえました。

日本共産党は、無症状感染者を含むＰＣＲ検査の抜本的拡充、医療機関への減収補てん、中小業者やシフト制労働者、パート・アルバイト等労働者への十分な補償など、新型コロナウイルス感染症対策の基本的取り組みの拡大を政府に提案しています。同時に、コロナ後の経常予算については、野放図な借金ではなく、多額の利益を上げる大企業や大富豪に応分の負担を求めることや、大軍拡をやめることで財源を確保するよう求めているところです。

それでは、最初に、自治体としての基本的な問題について、３点申し上げます。

一つは、コロナ禍における摂津市財政運営についてです。

コロナ危機の影響により、新年度の摂津市の市税収入は、リーマンショック時に匹敵する大幅な税収減を見込むものの、コロナ特例による地方交付税や臨時財政対策債の増額等で歳入はほぼ確保されました。一方で、基金の取り崩しや市債残高は増加していくことが予想されますが、コロナ禍という未曽有の危機の下、大阪府内トップクラスの財政力を生かし、市民の命、暮らし、中小事業者の営業を守ることを最優先にすべきです。そして、地方創生臨時交付金として内示を受けている２億３，５００万円を活用し、さらなる政策を早急に実施するよう求めます。

二つ目は、人事政策についてです。

明日、事務執行適正化第三者委員会の最終報告が議会に報告される予定です。この間、相次いだミスや不適切な事務の背景に、職員の非正規化、外部委託や民営化などによる影響は無視できません。マニュアル作成や意識改革というだけでなく、人手不足、コミュニケーション不足、技術継承

不足という物理的な問題の解決のために、現在の定員管理計画を見直し、職員が全体の奉仕者として生き生きと働ける職場環境をつくっていくことを求めます。

三つ目は、地方行政のデジタル化について、議案第１５号と併せて述べます。

議案第１５号は、一昨年に制定されたデジタル行政推進法に準じて、摂津市の様々な行政手続のオンライン化を可能にするための通則条例を制定するものです。デジタル技術を活用して住民の利便性を高め、職員が行う業務処理の内容を見直し、効率化を図ることは否定されるものではありません。しかし、今、国が推進し、自治体に努力義務を課す地方行政のデジタル化には、窓口業務の在り方、個人情報保護、職員の働き方、地方自治に関わる重大な問題が指摘されています。デジタル技術を使いこなすということが困難な条件や環境にある方、経済的事情によりＩＴ機器が利用できない人への具体的な対応、対面手続でのアウトリーチ型相談業務としての役割の後退、電子システムの標準化による自治体独自の施策を困難にしかねない危惧はもとより、個人情報保護の規定を緩和し、自治体が持つ個人情報をマイナンバーカードを媒介して国が一括管理し、監視に利用したり、民間企業の事業活動に利活用できるようにしたりする動きは、個人の自由やプライバシー権を侵害しかねない問題として最大限の注視が必要ではないでしょうか。地方行政のデジタル化は、現在は努力義務です。憲法に保障された国民の権利や地方自治に関わる問題として、一つ一つの業務について問題点を十分に検討し、懸念を払拭する対策を講じるよう求めます。

次に、暮らしを守る社会保障の充実と中小企業支援策について、５点申し上げます。

一つは、介護保険のさらなる値上げについてです。

介護保険は３年に一度の見直しが行われますが、摂津市はそのたびに値上げを繰り返し、新年度は基準額で月額４９０円引き上げ、６，２８０円となります。国が年金を引き下げるそのときに介護保険料値上げは、高齢者にとってダブルパンチであり、コロナ禍に冷たい政治と言われてはなりません。一般会計から新型コロナウイルス感染症対策として給付金を出すなど、高齢者の生活支援を行うことを求めます。

二つ目に、国民健康保険についてです。

新年度の保険料は据置きになりました。しかし、２０１８年度から毎年黒字なのに連続値上げを行い、２０１７年度と比べると一人当たり保険料で約１万３，０００円も上がっています。大阪府が号令をかける府内統一保険料を目指して引き上げてきた結果ですが、保険料軽減のための一般会計繰入れも一切やめて、黒字を基金に積み上げており、財源はあります。今回、大阪府の基準は前年度より引き下げとなっています。市民を苦しめる国保の大阪府内統一化に反対し、据置きでなく払える保険料に引き下げるよう求めます。

三つ目に、高齢者、障害者の命を守る対策についてです。

私どもは、無症状の人も含めた定期的なＰＣＲ検査を求めてきました。政府もようやくそれを認め、高齢者・障害者入所施設での社会的検査を行うようになりました。しかし、リスクが高いのは入所施設だけではありません。作業所やデイサービス、訪問サービスに従事する職員等にも社会的検査が必要です。本市は、その必要性は認めたわけで、国や大阪府に要請するというだ

けでなく、本市自ら高齢者、障害者の命を守る社会的検査を行うよう求めます。

議案第２８号の介護事業者等の基準を定める内容の中に、ケアプランの作成について点検・検証する仕組みを導入するとありますが、給付適正化の名の下に、サービスの利用抑制につながる管理、締めつけを強めることについては反対です。

四つ目に、生活保護制度についてです。

いのちのとりで裁判で画期的な大阪地裁判決が出ました。２０１３年から政府が行った生活保護費の基準引き下げは、裁量権の逸脱・濫用であり、基準を元に戻すべきだと、原告の勝利の判決です。コロナ禍で生活保護制度の重要性が増していますが、摂津市でも申請件数はあまり伸びていません。今、自殺者や餓死者が出るなど、行政の在り方が問われています。生活保護は権利であること、扶養照会は義務でないこと、必要なときはためらわずに申請してくれるように市民にメッセージを強く発信することを求めておきます。寄り添った対応をするために、ケースワーカーの増員、女性ケースワーカーの配置を求めます。

五つ目に、中小企業・小規模事業者の営業を守る取り組みについてです。

消費税増税に加え、コロナ禍で、中小業者からも商売を続けていけないと悲鳴の声が上がっています。新年度の中小企業支援策もあまりにも少なく、追加の補正予算案の対象も、国や府の支援を受けられるところが前提です。国や府の対象以外へも、一つの事業所もつぶさない、つぶさせない、しっかりとした支援を行ってこそ中小企業のまち摂津市の本気の対策と言えるのではないでしょうか。早急にさらなる追加支援策を求めます。

次に、市民の安全・安心を守る自治体としての役割について、２点申し上げます。

一つは、発がん性が指摘されるＰＦＯＡの問題です。

一津屋地域の井戸で全国一高い濃度で検出されました。摂津市は、以前からこの問題について把握しており、排出元であるダイキン工業と大阪府と３者で毎年会議を開き、情報を共有していたにもかかわらず、議会にも市民にも知らせてこなかったことは大問題です。さらに、ダイキン工業は、２００４年度から、敷地内でＰＦＯＡ処理の目的で地下水を汲み上げ、市にも報告していたとのことですが、市は、許可申請も出させず、情報も全く出しませんでした。ダイキン工業は、２０１５年度から汲み上げ量をふやし、敷地内で地盤沈下が起きたことも明らかにしていますが、これも市からは何の報告もありません。地下水汲み上げ問題では、市と議会は力を合わせ、ＪＲを相手取って裁判を行ってきました。しかし、同時期に他社に地下水を汲み上げさせていたとは、議会を裏切る行為はないでしょうか。改めて、誠実に情報を市民と議会に知らせ、市民の安全・安心を守る立場に立って問題の解決に当たることを強く求めておきます。

二つ目は、若者の個人情報を本人に知らせず名簿にして自衛隊に提供している問題についてです。

個人情報を守るべき立場の本市が、住民基本台帳法で認められていない名簿提供を、さらに憲法で保障された自己情報コントロール権に基づき自分の情報を名簿から除外してほしいという申請が出た場合でも除外しないと答弁したことは、法令遵守を求める本市の対応としてあり得ません。新年度は名簿提供をやめるべきです。少なくとも福岡市のように情報開示の除外申請で

きちんと対応することを求めておきます。

次に、子育て・教育分野について、４点申し上げます。

１点目は、子どもの貧困対策についてです。

新型コロナウイルスの影響による収入減少や生活苦は、とりわけ現役世代の非正規労働者やフリーランス、ひとり親世帯、子ども世帯に広がっています。実態把握とより一層踏み込んだ支援が必要だと考えます。一人一人の子どもにしっかりと目の行き届く学校の少人数学級や、中学校での全員喫食などの方向性も出されましたが、実施時期を早めるなどスピード感を持った対応を求めます。

一人１台のタブレットパソコンを貸与する事業に関して、家庭でのインターネット環境整備について保護者に求めるものとなっています。通信経費の支援についても就学援助の対象にするなど、教育格差を招くことにならないような対応を求めておきます。

２点目は、就学前施設についてです。

この４月から、公立の保育所は全て認定こども園の制度に移行し、べふ幼稚園ととりかい幼稚園は、通園バスを含めて自主的に廃止という形になります。せっつ幼稚園も、来年４月には民間の幼保連携型の認定こども園に移行します。幼稚園と保育所のニーズが大きく変わってきたことから、全体としては保育所枠をふやしていくことになりますが、子育て総合支援センターについては、１３０名の定員の１０名分を１号認定、つまり幼稚園枠に切り替えて保育の定員を減らしています。しかも、昨年から、保育士不足を理由に、定員を割る人数しか子どもの受入れがされていないということも重大な問題ではないでしょうか。この年度末、市内の待機児童数は４４０名にも上り、４月からの入所調整でも昨年同様に待機児童が出る見込みです。公立施設の果たすべき役割として、保育の質や保育士の確保、職員の雇用、勤務形態等を含め、民間の手本となるような運営を責任を持って行うよう強く求めておきます。

３点目は、学童保育事業についてです。

昨年４月から延長保育の実施がようやく始まり、続いて高学年児童の受入れについても期待されるところです。しかし、指導員と空き教室の確保に課題があることを理由に実施に至っていません。大阪府内で高学年保育に取り組んでいないのは残り摂津市のみです。保護者からの強い要望に加え、昨年つくられた第２期子ども・子育て支援事業計画にも明記されているにもかかわらず、開始時期を示さないのは問題です。コロナ禍における過密解消、支援が必要な児童の受入れ等を含め、サービス拡充にしっかり取り組むことを求めます。

４点目は、中学校給食についてです。

補正予算案において、今後３年間の委託料としての債務負担行為限度額がおよそ２．５倍に膨れ上がる変更が提案されています。契約更新年度と新型コロナウイルス感染拡大の時期が重なったことも影響しているとはいえ、摂津市の人口規模で喫食率僅か４％か５％では手を挙げる業者がいないということが示されたわけです。今回、全員喫食の中学校給食に向け、給食センター方式で具体的な検討が始まっていくことになりますが、このほど示されたスケジュールでは、全員喫食の完全実施まで早くても６年後とのことです。あまりにも時間をかけ過ぎではないですか。自校方式や親子方式も除外することなく、最善の方向を追求し、早期に実現することを求めます。

次に、まちづくりに関して２点申し上げます。

一つは、鳥飼まちづくりグランドデザインと河川防災ステーションについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザインについては、幅広い市民の意見を反映できるように、情報公開と市民参加を保障し、予算措置を含め実効性のある具体的な施策につなぐことができるものにするべきです。また、河川防災ステーション整備については、国の直轄事業でありますが、大規模開発であり、その有効性、環境への影響、採算性などを明らかにしながら、水害リスクの高い鳥飼地域の将来像を描くまちづくりグランドデザインと一体のものとして検討が必要ではないでしょうか。防災拠点としての役割や、堤防強化など氾濫を防止する対策、分散型を含めた避難の在り方など、住民が安全対策や整備計画への理解を深められる取り組みを求めます。また、整備区域や近隣区域への丁寧な説明はもとより、環境変化に対する調査や補償など、合意と納得を前提にした検討を求めます。

二つ目に、ＪＲ千里丘駅西口再開発事業と阪急京都線連続立体交差事業についてです。

まず、千里丘駅西地区再開発事業についてです。この３月２４日から計画の骨格をなす事業計画案の縦覧が始まっています。所定の手続を経て、６月頃に事業計画決定の予定をされていますが、決定後３日以内に地元権利者は地区外に転出するか再開発ビルに残るかを申し出ることになります。また、再開発後のビル床の値段についても、その概算額が決められ、権利変換計画へとつながっていきます。先日の委員会では、３０年ほど前のＪＲ千里丘駅東口再開発当時に、地元権利者対策として、融資制度について２％の利子補給を実施したこと、３７区画の代替地を確保したこと、市街地再開発審査会については、今回の７名のうち地元権利者は２名だけですが、当時は１２名とし、過半数の７名を地元権利者としたことなどなどが実施されたことを紹介しました。今回も、きちんと都市計画法第７４条の規定に基づき、事業協力者任せでなく、自主性を堅持して対応することを求めておきます。

阪急京都線連続立体交差事業については、約２００名の関係権利者への本格的移転交渉が始まっています。私権に関わることで、職員にとっても大変なご苦労があると思いますが、ぜひ将来生活に責任を負っているという自覚を持って対応されることを求めておきます。

最後に、水道事業会計、下水道事業会計について申し上げます。

今回、水道事業における給水収益が大きく減少するという見通しで予算が組まれています。これは、昨年４月から９月期の実績を踏まえて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響を色濃く反映したことです。だとすると、新型コロナウイルス感染症第１波の一斉休校や事業所の休業などを想定したもので、第３波の緊急事態宣言の状況から見ても、昨年同様の事態に落ち込むとは思えません。また、こうした給水収益の減少が再来年予想される水道料金の引き上げに影響を及ぼすことは、断じてあってはなりません。上下水道ビジョンと経営戦略が示された際に、多くの市民が今でも高い料金の引上げに強い抵抗感を示したように、生活に直結する問題として、コロナ禍の今、負担の軽減にこそ取り組むべきです。２年後の料金引上げを回避するために今年度何をやるべきか、仮に新型コロナ

ウイルスの影響で大きな減少が見込まれるなら、その分については一般会計からの減収補填の繰入れを行うなど、あらゆる方法を検討し、市民負担の軽減に取り組むことを求めます。

以上です。

○森西正議長　ここで、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のため暫時休憩します。

（午後２時　　休憩）

（午後２時１０分　再開）

○森西正議長　再開します。

次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員　登壇）

○嶋野浩一朗議員　自民党・市民の会を代表いたしまして、議案第１号から議案第８号について、総括的に賛成の立場から討論を行います。

令和２年度は、まさに新型コロナウイルス感染症に翻弄された１年でありました。４月７日には大阪府を含む７都府県に緊急事態宣言が発令され、１６日には全国へと拡大されました。私たちの生活には様々な制約が課され、経済活動も大きなダメージを受けることとなりました。とりわけ、産業のまちである本市への影響の大きさは、令和３年度の当初予算からも伺うことができます。地方交付税や地方特例交付金は増加しているものの、市税収入は減少し、市債の発行や繰入金の増加で収支均衡が図られております。中でも、市債については、この間、償還額の範囲内での市債発行に抑えてまいりました。それは、かつて我がまちが非常に厳しい財政状況に直面した経緯から得た教訓でありますが、本年度は償還額を超えた市債発行となっております。今後は、将来に向けて投資すべきところはしっかりと投資をしながらも、今まで以上に、慎重になるべきところは慎重に、選択と集中を意識した持続可能な行財政運営を行っていただくようにお願い申し上げます。

さて、主要施策等について触れてまいります。

市民活動の推進では、味生地区の活性化を目的に、コミュニティ施設の基本構想が策定されます。コロナ禍で地域活動が滞る中、味生地区の新たなコミュニティ醸成の核となることを大いに期待するものであります。

シティプロモーション事業では、市の公式インスタグラムが開設され、魅力あるスポットを発信される取り組みを評価するものであります。今後は、本市を大いにＰＲするとともに、市民の皆様が日々暮らす我がまちの魅力を改めて感じることができる取り組みを期待しております。

次に、安全で快適に暮らせるまちづくりについては、鳥飼まちづくりグランドデザインが本年度で策定されます。地元の方々との懇談を通して、当地域の状況をつかむとともに、希望を抱くことができる将来構想、まさに坂の上の雲が示されることを期待いたします。

本市の長年の課題であるＪＲ千里丘駅西地区の再開発につきましては、この間、様々な課題を洗い出し、地権者説明会も実施するなど着実に事業を進めてこられ、本年度で権利変換計画が策定されることを評価いたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、千里丘三島線をはじめとした市内の主要道路の交通渋滞解消という交通問題や、周辺のまちづくりに大きく関わる事業であり、平成２９年度の事業採択をはじ

め、ここまで着実に取り組まれたことに改めて敬意を表すものでございます。本年度も、用地取得を進めていただくとともに、仮設駅前広場の実施設計に取り組まれることに期待するものでございます。

また、民間事業所による開発促進に合わせて、狭隘道路の解消に向けた補助制度の創設につきましても評価するものであります。本市は、いざというときに緊急車両が通過することが難しい狭隘な道路が数多くございます。主要道路の改良と併せて狭隘道路の解消に取り組まれることは、大きな相乗効果が期待できるものと我が会派では考えております。今後の着実な取り組みを期待するものであります。

水道事業におきましては、中央送水所の１号配水地の建て替えが本年度で終了し、２号配水地の耐震補強に向けての実施設計が行われます。良質な水道水を将来にわたって安定的に供給することは、行政にとって極めて大きな責務であり、引き続き、施設並びに管路の更新、耐震化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

公共下水道事業につきましては、東別府雨水幹線の布設工事が本年度で完成いたします。三箇牧鳥飼雨水幹線の供用と併せて、安威川以南の雨水対策に大きな前進が図られましたことを評価するものであります。今後は、幹線につながる枝線の布設について、着実に進められることを期待いたします。

続きまして、安心・安全における取り組みについて。

我がまちは、河川の氾濫との闘いの歴史でもありました。淀川流域での河川防災ステーションの整備に取り組む方針をお示しいただいたことは大いに評価するものであります。今後は、計画の承認に向け、国と綿密に協議を重ねていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

地域防災力の向上について。

地域防災計画へのＳＯＳ避難メソッドの反映、新たな防災ブックの全戸配布、感染症対策を想定した自主防災訓練の支援などを評価するとともに、大いに期待するものであります。

また、震災対策推進事業として、ブロック塀の撤去への補助事業を継続されることを評価いたします。

現在は吹田市と実施している消防指令業務の共同運用について、５市での共同運用への方向性が示されました。これまでの実績を踏まえ、効果的で迅速な消防・救急救助体制が構築されますことを期待いたします。

防犯対策として、通学路などへの防犯カメラの増設を評価するものであります。

続きまして、環境施策については、政府が温室効果ガスの排出量を２０５０年までに実質ゼロにする目標を掲げ、今後は、本市としても、具体的な基準について審議会で議論を進められます。一人一人の行動変容を促す取り組みの推進に期待するものであります。

廃棄物処理行政につきましては、令和５年から、茨木市との広域連携に向け、広域処理施設となる茨木市環境衛生センターの整備費用の一部負担、本市のリサイクルプラザとを結ぶ橋梁設置工事に着手されます。ここまで着実に取り組んでこられたことに改めて敬意を表すとともに、スムーズな広域連携の開始をお願い申し上げます。

次に、健康増進施策について。

新型コロナウイルスワクチンの接種が現在は医療従事者などにされている状況であり、以降、順次市民の皆様にも接種される

こととなります。このワクチン接種については、いつになったら接種できるのかという疑問の声、あるいは、長い目で見た場合に、本当に人体に悪影響がないと言えるのかという不安の声を耳にすることがございます。コールセンターが開設されておりますが、今後も適切な情報を速やかに届け、最終的には、市民の方々がご自身の判断で接種の有無を決められる体制づくり、環境づくりが肝要だと考えます。十分な周知をよろしくお願いいたします。

国民健康保険事業では、本来であれば、令和６年度の府内保険料統一化に向けて値上げを実施するところ、現下の社会状況を鑑み、令和２年度の一人当たり平均保険料に据え置かれましたことを評価いたします。

また、一昨年度に実施されました安威川以南での出張による集団特定健康診査の実施、過去の受診歴や年齢、性別などを踏まえたナッジ理論を活用したメッセージ入りの勧奨通知を送付されることを評価いたします。

介護保険事業では、つどい場が新設されることを評価いたします。コロナ禍で外出する機会が減少しております。介護予防の充実という観点から、より外出しやすい支援について研究を重ねていただきますことをよろしくお願い申し上げます。

障害者施策では、地域の体制づくりに向け、コーディネーターを支援拠点に配置する取り組みを評価するものであります。

また、多世代での近居、同居への支援について、本年度も引き続き実施していただくことを評価するものであります。

次に、子育て支援について。

とりかいこども園に児童センター機能を複合的に整備するための実施設計、子どもの数が増加している摂津小学校区で子育て支援拠点を整備することを評価するものであります。

また、不育症治療に対する補助制度の創設を評価いたします。

本市の人口動態を拝見いたしますと、子育て世代が増加している傾向がございます。だからこそ、少子化対策により一層踏み込んだ取り組みをご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、人権施策について。

摂津市人権行政推進計画の改訂に向けた意識調査を行うことを評価するものであります。

続きまして、教育施策について。

令和２年度は、小学校、中学校ともに過去にない学力の向上が見られたと委員会でもお聞かせをいただきました。これまで行ってきた様々な取り組みや、ご家庭から賜ったご協力に改めて敬意を表すものであります。

本年度では、摂津ＳＵＮＳＵＮ塾の夏期・冬期講習の開催や、中学校３年生に対して実用英語検定の検定料の補助、ＩＣＴを活用した授業の研究などが行われますが、併せて立志教育の充実を強く要望するものであります。

中学校給食につきましては、本年度ではセンター方式についての調査が行われます。これまで弁当が親子の絆を深めてきたということにもしっかりと目を向けていただいて、今後の方向性を定めていただきたいと思います。

また、教育環境の整備として、全ての小・中学校の体育館へのエアコン設置を５年計画で進め、本年度では基本設計を行い、鳥飼北小学校と第三中学校では実施設計が行われることを評価するものでありま

す。

続いて、スポーツ振興について。

一流アスリートとの交流イベントやパラスポーツに触れる機会を創出されることを評価いたします。

また、（仮称）新味舌体育館の建設工事を着実に進めていただき、運動用品の購入など、開館に向けた準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業振興については、駐在型のビジネスサポートセンターを南千里丘別館に配置すること、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、雇用の確保や事業継続への支援、テイクアウトや宅配サービスを始める飲食事業者への支援について、高く評価をいたします。

コロナ禍がどこまで続くのか想定ができません。今後も、とりわけ中小事業者の状況をつかみ、効果的な支援とともに新たなチャレンジへの後押しを要望するものであります。

続いて、行政経営について。

ＲＰＡの対象事業拡大、テレワーク環境の整備、行政手続においてスマートフォン決済サービスの導入等を実施されることを評価いたします。

今後、より一層デジタル化があらゆる場面で進むと考えられます。行政にとって、デジタル化にどう対応し、どう戦略を打ち立てるのかが問われております。しかし、デジタル化、行政の効率化は手段であり、目的ではありません。行政サービスの向こうには市民の皆様がおられること、また、組織をなすのは人であることを常に意識することが肝要であると考えます。本年度は人材育成実施計画の改訂が行われますが、人を大切にする計画となることを強く期待いたします。

以上、主要施策等について触れてまいりました。

結びに、本市を取り巻く環境は決して易しいものではございません。それは、今後の財政運営、コロナ禍で様々な困難に直面する地域活動、多方面に及ぶものであります。森山市長のモットーは、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇気」であります。我がまちのまさに共通言語は、人間基礎教育の五つの心であり、今こそ、その精神が求められるときであります。令和３年度の取り組みが、１０年後、２０年後、その先の発展につながることを大きく期待いたしまして賛成の立場からの討論といたします。

○森西正議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　以上で討論を終わります。

議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第１５号、議案第２６号、議案第２７号及び議案第２８号を一括採決します。

本１１件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者多数です。

よって、本１１件は可決されました。

議案第５号、議案第６号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号、議案第１６号、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号、議案第２４号、議案第２５号及び議案第２９号を一括採決します。

本１６件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、本１６件は可決されました。

議案第２２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程３、議案第３３号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　議案第３３号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１２号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として早急な対応が必要となる事業の予算を計上するものでございます。

その内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制補助金につきまして、補助金の上限が変更となったことに伴い増額するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金につきましては、令和３年度予算にて計上する必要がある旨、国の方針変更が示されたことから減額するものでございます。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，９８７万円を減額し、その総額を４８６億９，５５４万９，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１５国庫支出金、項１国庫負担金３億２６７万円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の減少によるものでございます。

項２国庫補助金２億２８０万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金の増加によるものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、款２総務費、項１総務管理費４７万２，０００円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関連する会計年度任用職員に係る健康保険組合負担金などでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費１億３４万２，０００円の減額は、国の方針変更に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金に係る事業経費の減額及び補助金の上限が変更となったことに伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金に係る事業経費の増額をそれぞれ計上したものでございます。

次に、第２条繰越明許費につきましては、４ページの第２表繰越明許費に記載のとおりでございます。追加分といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関連する人件費事業、変更分といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の金額を変更し、翌年度に実施するため繰越明許するものでございます。

以上、議案第３３号、令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１２号）の内容説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第３３号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程４、議案第３４号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　それでは、議案第３４号、令和３年度摂津市一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として早急な対応が必要となる事業の予算を計上するものでございます。

その内容につきましては、国から一時支援金の給付を受けた中小企業者等に対して事業継続を目的とする支援金を支給するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金に係る事業経費につきまして、令和２年度補正予算第１２号で減額いたしました同額を計上するものでございます。

初めに、補正予算の第１条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億２８４万円を追加し、その総額を４０４億６，３８４万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款１５国庫支出金、項１国庫負担金３億２６７万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

項２国庫補助金１億１７万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款４衛生費、項１保健衛生費３億２６７万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費でございます。

款６商工費、項１商工費１億１７万円の増額は、緊急事態宣言の影響を受け、国から一時支援金の給付を受けた中小企業者等に対する事業継続を目的とした新型コロナウイルス感染症対策飲食店取引事業者等支援金の支給に係る経費でございます。

以上、議案第３４号、令和３年度摂津市一般会計補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員　今回の補正予算の中に、ワクチン接種の委託料のほかに、新たな市独自の新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店取引事業者等支援金ということで、１件当たり１０万円を支援する制度が提案されています。この件について、幾つかお尋ねをしておきたいと思います。

本事業は、１月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出、移動の自粛により売り上げが５０％以上減少した中小法人や個人事業者等が対象であり、この制度を受けた業者に対して

市として１０万円をプラスするという中身であります。

そこで幾つかお尋ねいたしますが、一つは、総務部長のほうから説明いただきましたけれども、この制度の内容について、事前に資料をいただいておりますけども、もう少し分かりやすく、手続の問題も含めてこの場でご説明いただきたいと思います。これが一つ目。

もう一つは、最近、摂津市も国の制度に乗っかるやり方をやっておりますけども、以前は、国や大阪府の制度になじまない、そこまでいかない、もっとしんどいところに絞って市独自対策として行ってきたと思うんです。今回、国の制度を受ける方々に対して出そうとしておりますので、それは悪いとは言えませんけども、もっと自治体独自として、これまでの国や府の制度と同じ枠組みの中で、そこに市として独自対策を講じていくんだという、この視点がどこに行ったのかというのを疑問として思うわけで、この点はどうなのか、お考えをいただきたいと思います。

三つ目には、今回、国の地方創生臨時交付金２億３，５００万円のうちから１億円を使おうとしておりますけども、令和３年の第１回定例会で初めて出てきた新しい市独自の対策でありますけども、今後、どういう対策を検討しようとしているのか、今後の対策について、以上３点お尋ねします。

○森西正議長　生活環境部長。

○松方生活環境部長　ご答弁申し上げます。

まず、今回の摂津市新型コロナウイルス感染症対策飲食店取引事業者等支援金の内容でございますけども、先ほど議員のほうがご指摘いただきましたように、１月７日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業、不要不急の外出、移動の自粛によって５０％の減少という中小法人・個人事業者を対象にしております。これにつきましては、飲食店につきましては時短営業によって協力金等の支払いはございましたけども、その影響下といいますものは業種に限られたものではございません。サービス業、それから加工業、いろんなところがございます。今回の国の制度につきましては、そういう業種を取っ払って、影響を受けたところに対して支援をしていこうというところでございます。したがいまして、市のほうの手続につきましても、国のほうに手続されたものと同種のものを出していただくことで、手続をできるだけ簡素化して、スピード感を持って支援をしてまいりたいというところの考えがございます。

例を挙げますと、まずは国の一時支援金の給付通知の写し、それから、国の一時支援金の給付の申請に係る書類の写し、それと、事業者によっては、事業を営んでいることを確認できる書類、それと、最後には振込を希望する口座が確認できる書類と。あくまでも国に対して申請をしたものの写しを出していただくことで手続を簡素化しまして、郵送を基本に申請を受けて実施するということを考えております。

それから、国の制度にどうして乗っかるのかというようなお話であったと思います。聞いておりますのは、国の一時支援金は、先ほど申し上げた幅広く支援する仕組みとなっておりまして、現在、国のほうでは最短１２日で決定を出していると聞いております。その決定を出したものについて、我々のほうでも前もって、申請書類でありますとか内容についても商工会、市内金融機関のほうにできるだけお示しをしまして、スムーズに市のほうの申請もいただ

けるような形を考えております。

それから、独自ということでございますけども、今般、この５０％以上の減少というものは、かなりご苦労といいますか、影響を受けていると考えておりますので、本市としましては、やはりしんどいところに支援していきたいと。タイミングとしましても、市独自で審査等をするのではなくて、できるだけ国の審査が通った段階で、同種の書類を出していただくことで、スピード感を持ちまして支援をしていきたいと、そういう趣旨の制度でございます。

以上です。

○森西正議長　副市長。

○奥村副市長　それでは、ちょっと補足答弁をさせていただきたいと思います。

本市では、昨年４月に臨時議会でご可決いただきました新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金給付事業を実施いたしました。今も厳しい経営環境が引き続いておりますが、当時は、特に小売業、それから飲食業の落ち込みが非常に大きく、厳しい経営環境から１事業者１０万円の激励金制度を設けさせていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置によりまして、施設の使用制限に係る休業の協力要請等が昨年ございました。特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて事業継続を下支えするため、大阪府、それから市町村共同の休業要請支援金を支給いたしました。

それと、年末年始に急拡大しました第３波の感染拡大阻止の緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、飲食店営業許可を受けている施設、主に飲食店を対象に、営業時間短縮協力金が、第１期として、令和３年１月１４日から２月７日の２５日間、１日当たり６万円、それから、第２期といたしまして、２月８日から２月２８日の２１日間、これも１日当たり６万円の協力金が支払われております。最大２７６万円が支払われることになります。

また、大阪市内に限定ですが、午後９時までの営業の時短要請に応じた大阪市内の飲食店に、大阪府、大阪市それぞれ共同で、第３期といたしまして、３月１日から３月３１日まで、１日当たり４万円の協力金と、それから、賃料によって１万円から３万円の上乗せ支給がされております。

さらなる感染拡大から、４月２１日まで、大阪市内のみならず大阪府内へと範囲が拡大されまして、営業時間短縮協力金も継続されることが、去る３月２６日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定されました。

一方、先ほど説明がありましたように、国のほうにおいては、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接、間接取引があること、また、宣言地域における不要不急の外出、移動の自粛による直接的な影響を受け、売り上げが５０％減少している業種につきましても、中小法人等には上限６０万円、それから、個人事業主等には３０万円が一時支援金として支給されることになります。これは３月８日から５月３１日までの受付期間となります。

このように協力金等を見てみますと、飲食店が直接的な影響が大きいとはいえ、一時支援金該当者の差が大きいことから、本市では１０万円を上乗せ支給しようとするものでございます。

この原資は、先ほどご指摘のように、国の第３次補正で示されました地方創生臨時交付金を充当させるもので、残る内示額の

分につきましては、現在、庁内で検討しておりまして、決定いたしましたら、またご提案をしたいと思っております。

○森西正議長　野口議員。

○野口博議員　制度の内容についてはお互いに理解していると思うんですけども、ご紹介されたように、去年の４月に大阪府で初めて市内の小規模事業者を含めて１０万円の支援金が給付されました。これについて、他市の方々が摂津市方式でやろうじゃないかということで大きな影響を与えました。そのときの視点は、国や大阪府の制度から手が届かないところ、市として持っているいろんな情報に基づいて、すぐ提供できる範囲という視点があったと思うんですよ。今回は、どこでもそれは当然困っていますけども、国の制度に乗っかるのは別に否定はしませんけども、こういう最初の市として持っていたスタンスがどこに行ったのかと。紹介されたように、いろんな制度でこの１年間に対策が講じられていて、いろんなストックがあると思うんですよ。どこがどう困っていて、どこに手を打ったらいいのかということがあるだろうと思っています。そういう点では、国の制度ではなくて、例えば、時短短縮協力金のところで、ここでおっしゃっている売り上げが５０％減少していない事業者が多分あると思うんですよ。それも含めて、５０％未満、２０％、３０％、１０％減少と、これもあるだろうと思うんです。なぜ、そこに焦点を当てて制度を展開しないのかというのが私としては不十分だと思っています。市長も、中小企業のまちということで、それに対する対策もいろいろ言及されておりますけども、いろんなこともおっしゃっておりますけども、本気を持ってやっていっていただくということであれば、やっぱり汗をかいていただいて、ほんまに市として対象として支援するところについて、どうなのかという議論をちゃんとやっていただいて、その結果を出すべきだと私は思いますけども、改めてご答弁いただきたいと思います。

今後の対策の問題です。昨年途中から市のスタンスは、いわゆる給付制度についてはあまり積極的でない対応になったと思うんですけども、例えば、この前、近隣の吹田市では、赤ちゃん臨時交付金が１２月末だったのを４月１日まで延長して、一人５万円でありますけども、そういう新しい予算も組まれましたし、新聞報道でありますように、より女性の方やフリーランスなどが大変な事態になって、自殺者もどんどんふえているというニュースが流れました。この状態は摂津市も一緒だと思うんですよ。そういう点では、やっぱり暮らしを守るという点で、市として摂津市民の実態をつかんでいただいて、そこできちっと暮らしを守る制度を焦点を絞って実現させていくということも大事だと思いますし、同時に、今、お互いに考えていきたいのは、新型コロナウイルス感染が再拡大をしていますわね。私どもは、いつも国会でも大阪府議会でも、いわゆる社会的検査を含めて、もっともっと検査体制を拡充すべきだということを申し上げてきました。広島市やいろんなところでそういう対応をされて、感染者ゼロとか、大変少ない人数しか発生しないという大きな成果を生んでいますけども、大阪府では、１回きりでありましたけども、高齢者や障害者などの施設についてはＰＣＲ検査をされました。これは３月だけなんですよね。４月からはしないという問題もありますけども、先ほど反対討論で述べましたように、いろんなその他の福祉

施設についても申入れは当然してほしいと思いますけれども、市独自としてＰＣＲ検査体制をちゃんとつくっていくという感染防止対策について、市独自として取り組んでいくという課題もあると僕は思っていますけども、その点はどうでしょうか。

○森西正議長　保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事　新型コロナウイルス感染防止対策について、追加のご質疑にお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルスの感染防止対策としまして、これまで様々なことに取り組んでまいりました。その一環といたしまして、これは全国の流れではありますけども、例えば、年末年始、発熱の方がふえるということで、すぐに発熱された方が診察できる体制ということで、診療・検査医療機関というのを拡充するということを第１目標といたしまして、それに関する支援といいますか、そういった予算につきましても、議会のほうからもご承認いただきまして、そういった取り組みをさせていただきました。その結果、本市の市民の方からは、例えば発熱が出たときに、病院へ行っても検査が受けられないというようなお声はほぼ聞くことがないような状況でございます。ですので、まずは、そういった症状があった場合に、すぐに診察が受けられて、医師の診断の下、必要と判断されましたら、すぐにＰＣＲ検査あるいは抗原検査が受けられるというような仕組みは今のところできているかと考えております。

議員のご質疑にありました市独自の社会的検査ということでございますが、これも、先ほど議員からありましたように、大阪府においては、高齢者入所施設については、定期的な無料での検査というのが３月末まで実施されているということで、本市のそういった高齢者施設も、施設のほうで希望されれば検査が受けられているとお聞きしております。ただ、どこまでするのかというのは、非常に課題も多いですし、なかなか独自でやるというのは今のところ難しいかと思っております。そういう意味では、我々としましては、そういった発熱が出た場合に、すぐそういった診察が受けられるという体制の継続と、今、国のほうでは、新型コロナウイルスワクチンの接種というのが全国一律の目標として執り行われようとしていますので、本市もその流れに沿って、ワクチン接種に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正議長　市長。

○森山市長　野口議員の質疑にお答えをいたします。

先ほどの一般質問のときもちょっとお答えしたんですけど、毎日のように、いかに限られたお金で最大の効果を出せるか、そんなことばっかり考えておるんですわ。野口議員には今までもご提言をたくさんいただいております。しっかりと頭には入っています。職員間でも、おい、若手の職員で何かええアイデアないかとか、私はいろんなところで探りを入れとるんですね。パフォーマンスはよくない。しかし、やっぱり摂津市はこれに取り組んでいるなと、効果は狙わないかんと思います。

そういう意味では、財政力が少し高いということで、他市に比べるとちょっと交付金は少ないんですけど、でも、その金をどういうふうにうまいこと使って、やっぱり市も議会も挙げて頑張ってくれてるなという効果を出そう出そうと思って、いろいろ考えたんですけど、今日、間に合いませんでした。よくないけれども、まだこれは長

丁場になろうかと思いますので、今後、ご指摘の点等々も踏まえて、しっかりとまた考えていきたい。決していいかげんにしておりませんので、真剣に取り組んでおりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○森西正議長　野口議員。

○野口博議員　じゃあ、エールを送っておきますので、市長が言われたように、日々そういう角度から頭を悩ましているということだと思いますので。しかし、いろんなニュースが流れているように、国民生活は業者も含めて大変な事態になっておりますので、これまでのスタンスもきちっと生かしながら、この１年間、いろんな制度も展開されたのが、いろんなストックも当然あると思っていますので、市長がおっしゃっている本気を示していくという気持ちでこの問題についても取り組んでいただくように、その成果を早めに見せていただくということを期待して質疑を終わります。

○森西正議長　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第３４号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程５、議案第３５号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長　登壇）

○山口総務部長　それでは、議案第３５号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（議案第３５号）の新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、個人情報保護審議会を新たに設置し、個人情報の取扱いのより一層の適正化を図るものでございます。新たな審議会の設置に伴い、個人情報の収集等に関する規定の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。

第７条の収集等の一般的制限では、第２項において、要配慮個人情報の収集等の禁止を定めており、例外的に収集等を行う場合には、審議会の意見を聞くことを新たに規定いたしております。

次に、第８条の収集方法の制限では、第１項において、本人以外から収集の禁止、第２項において、その例外を定めておりますが、本人同意や法令等の定めがない場合において、審議会の意見を聞くことを新たに規定いたしております。

次に、第９条の利用及び提供の制限では、第１項において、目的外利用や外部提供を禁止し、その例外を定めておりますが、これも、第８条と同様に、本人同意や法令等の定めがない場合においては、審議会の意見を聞くことを新たに規定いたしております。

また、第９条第３項においては、オンライン結合による外部提供の禁止を定めておりますが、例外的にこれを行う場合には、審議会の意見を聞くことと定めております。

次に、個人情報保護審議会については、新たに第４０条の２で規定いたしております。

第１項では、審議会を設置する目的を、権限に属する事項その他個人情報の保護に関する重要事項を調査・審議することと定めております。

次に、同条第２項では、委員は５人以内で組織することを定めております。

次に、同条第３項では、委員は個人情報の保護に識見を有する者のうちから市長が委嘱するものとしております。

次に、同条第４項では、委員の任期は３年と定めております。

次に、同条第５項では、事務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定しております。

次に、同条第６項では、審議会の組織及び運営に必要な事項は規則で定めることと規定しております。

次に、第５４条では、審議会委員の守秘義務違反に対し、罰則規定を設けております。

なお、附則第１項では、この条例は令和３年１０月１日から施行することといたしております。

附則第２項の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、個人情報保護審議会委員の報酬を日額９，０００円と定めるものでございます。

以上、議案第３５号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員　それでは、ご説明いただきました個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件は、今回、個人情報保護審議会を新たに設置するということで、この一部改正案が提案をされているわけです。これまでは個人情報保護審査会という組織がありましたが、新たに審議会というものがつくられて、既に一般会計予算の中で報酬の予算が組み込まれていましたから、総務建設常任委員会の中でお聞きもしておりますけども、ちょっと重なりますが、お聞きしておきたいと思いますが、そもそもこの個人情報保護審議会の役割、目的、そして、なぜ今なのか、お聞かせいただきたい。

あと、審議会の構成人数などを書かれておりますが、個人情報などの識見の高い方などという条件がついておりますが、具体的にはどういう方々がその構成メンバーになるのか、第三者機関として行政との独立性の問題ではどうなのか、また、審議会の回数、それから審議の内容については、その都度、個々の問題について市長が諮問をして議論していただくのか、もしくは、年間何回という形で、全体として個人情報の問題についてテーマを投げてやっていただくのか、その開き方を１点目としてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、ついでに聞いておきます。今回、個人情報保護というのは、先ほど、もう既に採決されましたけども、行政のデジタル化推進の大きな国の流れと、それを受けて、オンライン化など地方行政でもデジタル化が進んでいく中で、やはり個人情報の保護というのはより厳格に運用していかなければいけないということで、この審議

会の役割もあるのではないかと推察するわけです。その点もちょっと一緒に聞かせていただきたいのは、地方行政の事務手続等々のオンライン化、デジタル化を行っていく上で危惧される、より厳格にその手続を取り扱わなければならないとする原因となる個人情報のリスクをどんなふうに捉えておられるのか、これは審議会での議論にも関わることとして、その点の認識も併せてお聞かせください。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　それでは、私のほうから安藤議員のご質疑にお答えいたします。

審議会の役割、目的、なぜ今なのかという第１点目のご質疑でございました。

審議会の必要性につきましては、今般、行政手続のオンライン化等、デジタル化を推進する上で、より一層個人情報の厳格な取扱い、運用が望まれております。その中で、これまでは、例えば市民意識調査であったりとか戸籍、住民基本台帳のデータ、もしくは税の情報等につきまして、行政限りにおいて、やむを得ない場合において活用しておったわけでございますけれども、やはり個人情報は、いろいろ本日も質疑がございましたけれども、行政の恣意的な判断があっては絶対いけないということで、行政が情報を目的外に利用する場合等におきましては、その間に第三者機関を置きまして、そこでしっかりと審議をいただく必要性があるということ、これにつきましては以前から課題として挙がっておったものでございますので、これはなるべく早くやっていかないかんということで、今回、この時期に提案をさせていただきました。１０月１日の施行ということでございますけれども、委員の委嘱でございますとか、それから、その委員に対して、現在の本市の個人情報保護条例の運用、取り扱いなんかについての逐条解説みたいなものを作りまして、しっかりと委員にご説明をする分を用意する期間もございますので、６か月という、ちょっと施行期日を先に延ばしたような形の提案とさせていただいております。

それと、もう一つ役割としまして、地方公共団体におけるオープンデータの推進という問題がございます。これは、しっかりと個人情報が分からないような形にして、有効に個人データをオープンデータとして活用して、行政の効率化、そして市民の皆さんの利便性の向上に役立てていきたいということで、このようなことについてしっかりと審議をしていただくということ、あと、特定個人情報の保護評価での第三者点検、こういうふうなことなんかもしっかりとこの審議会のほうでやっていただきたいと思っております。

大阪府内では、本市はちょっと設置が遅れておりました。当初は、平成５年につくられたこの条例でございますけれども、個人情報保護審査会という、いわゆる不服申立て、審査請求に対して審議をするものは設けておりましたけれども、審議会というのは、やはり大阪府内でちょっと遅くなったということで、なるべく早急な設置ということで、この時期に合わせて提案をさせていただくものでございます。

２点目の構成ですけれども、識見を有する方、つまりＩＣＴに詳しい学識経験者、それと、個人情報保護に係る専門家である識見の高い弁護士、それから、人権関係の有識者、ＮＰＯの団体の代表等を想定いたしております。

それから、審議会の回数ですけど、年４回程度を考えております。四半期ごとに１

回ということで、各課でいろんなデータを活用するに当たりまして、日付の設定はなかなか難しいんですけれども、第１四半期に使うデータについては、やっぱり４月そこそこにはご審議いただいて意見をいただき、そして事務に入っていく、第２四半期の分については、秋口に審議会をできれば開いて、第２四半期の事務に入っていただくという形で運用していこうと考えておりますので、その審議会までに各課のほうで審議いただく内容につきましてしっかり用意をしていただくよう周知に努めてまいりたいと考えております。

それから、事務手続のオンライン化、デジタル化の推進を図る上での個人情報について、何か危惧するところ、リスクはどうかということでございます。

この間も、新聞報道等で、ＬＩＮＥの関係が中国からアクセスされたと、それにつきましては３月２２日付でアクセス権を閉じたということが載っておりました。やはりデジタル化をしたら、絶対にそれは堅牢で漏れないかというと、恐らくそうではないんだろうと。報道にもありましたけれども、サーバーが日本にあるから安全だとか、韓国にあるから安全じゃないんだとか、本質的にはこういう問題ではないんだろうと私は思っております。ですから、幾らデジタル化して利便性が向上しても、そこは、最終的にしっかりと個人情報の保護を図るのはやっぱり人間であろうと思いますので、システムをつくるのも人間でございますし、そこのところは、デジタル化の推進をやりつつ、しっかりと情報が漏れないような機械的な仕組みもそうですし、人的な体制もしっかりと考えてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○森西正議長　安藤議員。

○安藤薫議員　大阪府内でも、この個人情報保護審議会の設置そのものが摂津市は遅れていたというようなことであります。行政のオンライン化、デジタル化にもかかわらず、こうした個人情報保護のための第三者的にしっかり審議をするというような機関というのはやはり必要だと思います。同時に、先ほど我が党の反対討論の中でも申し上げましたけども、オンライン化、デジタル化は、そもそもは暮らしている人たちが幸せになるように、そして、業務の効率化を図っていって、行政の仕事もより発展できるようにということから考えれば、やはり避けては通れないものだと思いますが、しかし、同時に、部長もおっしゃったように、共通認識として、便利になる、それから、データがひとり歩きをしかねない、漏れてしまう、もしくは、お話がありましたように、データのオープン化、行政が持っている個人の情報の利活用を民間企業を含めて推進していくというのが、今、政府のほうが進めているデジタル化の大きな目的の一つでもあります。そういうことを考えると、個人情報保護については、自治事務でもありますので、きちっと摂津市独自でしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

その上で、もう一つお聞きしておきたいのは、個人情報そのものは当然漏れてはならないんですが、大事なことは、個人情報というのは一体誰のものかということだと思うんですね。個人情報というのは、そもそもは、その情報の帰属している市民の方、個人の方々のものであります。ですから、その個人の方が、自らの個人情報がどのように使われているのか、どのように加工されているのか、オープンシステムの中

でどういったところに個人情報保護のいろいろな施策を講じながら手続を取られているのか、または、その中身を知って、それはちょっと困るということで意義を申し立てたり、自らの情報をシャットダウンできるような自己情報コントロール権というのが非常に重要になっていると思っています。残念ながら、今、国会で審議されている今回のデジタル化等の数々ある法制の中には、この自己情報コントロール権というのが非常に曖昧で弱くなっていると言わざるを得ません。そうした中で、摂津市民の個人情報、それから市民の自己情報コントロール権というものは、やはり審議会の中でもしっかりと位置付けて議論をしていただく必要があると思います。この際、その点についての見解もお聞きしておきたいと思います。

○森西正議長　総務部長。

○山口総務部長　個人情報保護審議会につきましては、個人情報に関する重要な事項を審議していただくということになっておりますので、安藤議員がおっしゃいました個人のデータがどこで、どのように、どこまで使われているのかということを全て公開することはなかなかしんどいわけですけれども、ただ、自己の情報につきましては開示請求をすることができますので、それは今のところ市民課での案件が一番多いかとは思いますけれども、そういう自己の情報について開示を求めるということは現在もできる状態になっております。ただ、先ほども言いましたように、今回、新たに審議会を設けるわけでございますから、今後の個人情報の運用をどのようにやっていったらいいのかというところ、また、この保護に関してどういう手だてをしたらいいのかというところなんかもご助言いただきたいと考えてございます。

○森西正議長　安藤議員。

○安藤薫議員　先ほどもお話がありましたように、基本的に要配慮個人情報というのは集めたらいけないとか提供したらいけないと。ただ、審議会の意見を聞いたり、公益的な目的があるということが除外規定として設けられているわけですけれども、そこに、やはり個人個人の方々の自分の情報をきちんと管理できるというようなシステムであったり、また、そういった審議会での議論がしっかりされないと、これは個人情報保護からどんどん逸脱していって、自らの情報がどんどんどんどんと広がっていく。もしくは、今、心配されているのは、個人の情報がビッグデータとしてプロファイリングされていく、プロファイリングされた中で、様々な社会生活の中で格差につながっていく、不公正な取り扱いにつながっていくと。現に、リクルートでのリクナビの就活生の情報などがプロファイリングされて大きな問題になりましたけども、そういったところにもつながりかねない問題ですので、その点はしっかりと注意していただき、国のほうにもそういった配慮といいますか、規制をしっかり取ってもらうように求めていただきながら、摂津市の個人情報保護審議会ではそうした議論をやっていただきたいと思います。

　個人の同意があるからといって、本来、行政サービスをやる上で、同意をしなければ行政サービスが受けられないということがあったら困るわけです。ですから、同意があるということは、そのまま個人情報がよそに回されてしまうということにもつながりかねないという危惧をする面もありますし、それから、これまでの議論の中で、例えば、この間、自衛隊に対して摂津市の

若年者の情報が紙ベースで提供されていたと。除外規定はありませんし、本来、その情報から除外をしてほしいという意思表示があったときに除外をしないような、そういう固定的な対応を取らないように、個人情報をまず優先するという立場で議論をしていっていただきたいと、そのことは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○森西正議長　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第３５号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程６、議会議案第１号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　ただいま上程となりました議会議案第１号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うものでございます。

改正内容といたしまして、第２条及び第８４条では、本議会及び委員会の欠席の届出について規定しておりますが、第１項中の欠席事由を公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由に改めるものでございます。

第２項では、出産のため出席できないときについて規定しておりますが、欠席の日数について、産前・産後の範囲を規定する改正を行うものでございます。

次に、第１３２条では、請願書の記載事項等について規定しておりますが、第１項中、請願者に対して「押印」のみとしていたものを「署名又は記名押印」に改めるものでございます。

また、同条第２項以降を１項ずつ繰り下げ、新たに第２項を設け、請願者が法人の場合についての規定を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則は公布の日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○森西正議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議会議案第１号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○森西正議長　起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程７、議会議案第２号を議題とします。

お諮りします。

本件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議会議案第２号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、本件は可決されました。

日程８、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、令和３年９月２９日まで閉会中も調査したいとの申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和３年第１回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後３時２１分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　森　西　　正

摂津市議会議員　　光　好　博　幸

摂津市議会議員　　嶋　野　浩一朗

☆　添　付　資　料

令和３年第１回定例会審議日程

月　日	曜	会　議　名	内　　容	開 議 時 刻
２ ／ 19	金	本会議（第１日）	令和３年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決	10:00
			（議会議案届出締切　17:15）	
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木		（代表質問届出締切　12:00）	
26	金			
27	土			
28	日			
３ ／ １	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	本会議（第２日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
9	火	本会議（第３日）	代表質問	10:00
10	水			
11	木		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
12	金		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			（常任委員会予備日）	
13	土			
14	日			
15	月		（常任委員会予備日）	
16	火		（常任委員会予備日）	
17	水		（常任委員会予備日）	
			（一般質問届出締切　12:00）	
18	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
26	金			
27	土			
28	日			
29	月	本会議（第４日）	一般質問・委員長報告・議会議案	10:00

議　　案　　付　　託　　表

令和３年第１回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案 第　1　号　令和３年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　5　号　令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案 第　9　号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分
議案 第　15　号　摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
議案 第　17　号　摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案 第　19　号　摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　20　号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　21　号　摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　22　号　特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　23　号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　24　号　摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　29　号　摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

議案 第　1　号　令和３年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　2　号　令和３年度摂津市水道事業会計予算
議案 第　3　号　令和３年度摂津市下水道事業会計予算
議案 第　9　号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分
議案 第　10　号　令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）
議案 第　11　号　令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案 第　25　号　摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案 第　1　号　令和３年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第　4　号　令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案 第　6　号　令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案 第　7　号　令和３年度摂津市介護保険特別会計予算
議案 第　8　号　令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案 第　9　号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分
議案 第　12　号　令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案 第　13　号　令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）
議案 第　18　号　摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　26　号　摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　27　号　摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第　28　号　摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

議案 第　1　号　令和３年度摂津市一般会計予算所管分

議案 第　9　号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

議案 第　1　号　令和３年度摂津市一般会計予算所管分

議案 第　9　号　令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）所管分

議案 第　16　号　北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件

議案 第　17　号　摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分

令和３年　第１回定例会　代表質問要旨

質問順位

１番　大阪維新の会　香川良平議員

２番　日本共産党　増永和起議員

３番　民主市民連合　楢村一臣議員

４番　改革クラブ　渡辺慎吾議員

５番　自民党・市民の会　光好博幸議員

６番　公明党　村上英明議員

１番　香川良平議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて

（１）コミュニティ施設の基本構想について

（２）シティプロモーションについて

２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて

（１）鳥飼まちづくりグランドデザインについて

（２）ＪＲ千里丘駅西地区の再開発について

（３）阪急京都線連続立体交差事業について

（４）阪急正雀駅前道路整備について

（５）防災対策について

（６）消防・救急救助施策について

（７）防犯対策について

３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて

（１）魅力ある公園について

４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて

（１）新型コロナウイルスのワクチン接種について

（２）子育て支援について

（３）就学前施設の整備について

５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて

（１）学力向上の取り組みについて

（２）問題行動等への取り組みについて

（３）特別支援教育について

（４）学校給食について

（５）教育環境の改善について

（６）これからの学校のあり方について

（７）スポーツ施策について

６　活力ある産業のまちづくりについて

（１）経営支援について

（２）健都イノベーションパークへの企業誘致について

7　計画を実現する行政経営について
（1）摂津市行政経営戦略について
（2）ＩＣＴの活用について
（3）行政手続きについて
（4）ファシリティマネジメントの推進について
（5）人事施策について

２番　増永和起議員

1　コロナ禍における市民生活の現状認識と地方自治体の役割について
（1）新型コロナウイルス感染症対策の今後の方向性と追加支援策について
（2）本市の財政状況の認識について
（3）自治体として果たすべき役割について
2　くらしと営業を守るまちづくりについて
（1）中小企業支援について
（2）いのちと健康を守る国民健康保険について
（3）高齢者・障害者支援について
（4）権利としての生活保護と貧困の問題について
（5）上下水道料金について
3　子育て支援と教育の充実について
（1）コロナ禍での子どもの貧困について
（2）保育・学童保育における公的役割について
（3）少人数学級の拡大について
（4）児童数の増減と学校規模の課題について
（5）全員喫食の中学校給食実現に向けた課題について
4　市民の安全を守り、環境を大切にするまちづくりについて
（1）市民の安全を守る災害・防災対策について
（2）環境破壊を止め、自然との共生を目指す取り組みについて
5　市民とともにつくる、市民主体のまちづくりについて
（1）ＪＲ千里丘駅西地区再開発について
（2）阪急京都線連続立体交差事業について
（3）鳥飼まちづくりグランドデザイン・河川防災ステーションについて
（4）コミュニティ施設基本構想について
6　憲法・平和・人権を大切にするまちづくりについて
（1）自分らしく生きられる、ジェンダー平等の社会を目指す取り組みについて
（2）平和を守り・広げる自治体の取り組みについて
（3）憲法が保障するプライバシー権を守る自治体の在り方について
（4）市民に奉仕する公務員としての誇りを感じ、いきいきと仕事ができる職員体制について

３番　楢村一臣議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
　（１）味生地域の活性化について
　（２）多文化共生の取り組みについて
　（３）シティプロモーションについて
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
　（１）鳥飼まちづくりグランドデザインについて
　（２）良好な住環境について
　（３）安全な道路交通環境について
　（４）河川防災ステーションについて
　（５）地域防災力の強化について
３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
　（１）温暖化対策について
　（２）環境意識の醸成について
　（３）ごみ処理の広域連携について
　（４）魅力ある公園について
４　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
　（１）新型コロナウイルスのワクチン接種について
　（２）健康づくりについて
　（３）高齢者施策について
　（４）とりかいこども園に設置する児童センターについて
　（５）男女共同参画について
５　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
　（１）学力向上の取り組みについて
　（２）問題行動等への取り組みについて
　（３）教育環境の改善について
　（４）スポーツ環境の充実について
６　活力ある産業のまちづくりについて
　（１）経営支援について
　（２）健都イノベーションパークへの企業誘致について
７　計画を実現する行政経営について
　（１）ＩＣＴの活用について
　（２）摂津市人材育成実施計画の改訂について

４番　渡辺慎吾議員

１　市民が元気に活動するまちづくりについて
　（１）味生地域のコミュニティ施設の基本構想について
２　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
　（１）鳥飼まちづくりグランドデザインについて
３　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
　（１）環境に配慮した一人一人の行動変容を促す取り組みについて

4　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（1）新型コロナウイルスのワクチン接種について
5　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（1）教育大綱に掲げる「つながり　未来を拓く　せっつの教育」について
6　活力ある産業のまちづくりについて
（1）市独自の中小企業者の雇用確保及び事業継続に対する支援、そしてテイクアウト・宅配サービスを新たに開始する飲食事業者への支援の実施について
7　計画を実現する行政経営について
（1）様々な行政手続きのオンライン化による高齢者対応について

５番　光好博幸議員

1　市民が元気に活動するまちづくりについて
（1）地域コミュニティの活性化について
（2）シティプロモーションの推進について
2　みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
（1）鳥飼まちづくりについて
（2）都市基盤整備について
（3）道路ネットワークの向上について
（4）市民を支える上下水道について
（5）河川防災ステーションの取り組みについて
（6）防災・防犯の取り組みについて
（7）消防・救急救助施策について
3　みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
（1）環境問題について
（2）広域連携などのごみ処理について
4　暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
（1）新型コロナウイルス感染症対策について
（2）健康寿命延伸の取り組みについて
（3）地域福祉施策について
（4）子育て支援について
5　誰もが学び、成長できるまちづくりについて
（1）児童・生徒の学力向上について
（2）中学校給食の取り組みについて
（3）教育環境の改善について
（4）スポーツ環境の充実について
6　活力ある産業のまちづくりについて
（1）ビジネスサポートセンターについて
（2）中小企業支援施策について
7　計画を実現する行政経営について
（1）持続可能な行政経営について
（2）人事施策について
（3）横断的な政策課題への対応について

６番　村上英明議員

１　財政運営及び全体的な課題について

（１）令和３年度予算の全体像について

（２）行政経営戦略について

（３）計画を実現する行政経営と人材育成について

（４）新型コロナウイルス感染症対応について

２　新たな発想で未来を見据えた魅力あるまちづくりについて

（１）シティプロモーションの推進について

（２）鳥飼まちづくりグランドデザインの策定と河川防災ステーションの整備について

３　安心して暮らせるまちづくりについて

（１）地域の防災・減災力の強化について

４　健やかな生活を支える取り組みについて

（１）まちごと元気！健康せっつ２１の推進について

５　子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて

（１）子どもたちの成長段階に応じた切れ目のない支援の展開について

６　住み慣れた地域で自立した生活を支援することについて

（１）高齢者のニーズに応じた移動支援について

（２）安威川以南地域への地域包括支援センター設置について

７　教育と生涯学習並びにスポーツの推進について

（１）味生地域の活性化に繋がるコミュニティ施設の基本構想について

（２）中学校給食の全員喫食について

（３）小・中学校の教育環境の充実について

（４）鳥飼地域の通学区域と将来的な学校の在り方について

（５）スポーツを通した心身の健全な育成について

８　環境保全と産業振興について

（１）地球温暖化対策について

（２）一般廃棄物の広域処理のための取り組みについて

（３）市内企業の支援について

令 和 ３ 年　第 １ 回 定 例 会　一 般 質 問 要 旨

質問順位

１番　渡辺慎吾議員　　２番　三好俊範議員

【注】質問は一問一答方式（１回目は一括質問一括答弁方式で２回目から一問一答方式）で行われます。

1番　渡辺慎吾議員

１　鳥飼下地区に計画していた河川防災ステーションについて

（１）断念した経緯について

２　マイナンバーカード紛失事件に対して行政はどのように処理・対応されたのか

２番　三好俊範議員

１　マイナンバーカード紛失事件について

２　摂津市の財政見通しについて

３　中学校給食について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

（令和３年第１回定例会）

常任委員会名	調　査　事　件	調　査　期　限
総務建設	１．行財政運営 ２．防災行政 ３．人権行政 ４．消防行政 ５．都市計画行政 ６．土木行政	令和３年９月２９日まで
文教上下水道	１．学校教育行政 ２．生涯学習行政 ３．児童福祉行政 ４．上下水道行政	同　上
民　生	１．老人福祉行政 ２．障害者福祉行政 ３．保健医療行政 ４．環境衛生行政 ５．商工行政 ６．農業行政 ７．文化スポーツ行政	同　上

令和３年第１回定例会　会議結果（３月２９日／本会議最終日）

議案番号	件　　名	議決月日	結果
議案　第 14 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	２月１９日	同意
議案　第 32 号	副市長の選任について同意を求める件	３月９日	同意
報告　第 1 号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１０号）専決処分報告の件	２月１９日	承認
報告　第 2 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	（２月１９日　報告）	
議案　第 1 号	令和３年度摂津市一般会計予算	３月２９日	可決
議案　第 2 号	令和３年度摂津市水道事業会計予算	３月２９日	可決
議案　第 3 号	令和３年度摂津市下水道事業会計予算	３月２９日	可決
議案　第 4 号	令和３年度摂津市国民健康保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 5 号	令和３年度摂津市財産区財産特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 6 号	令和３年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 7 号	令和３年度摂津市介護保険特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 8 号	令和３年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	３月２９日	可決
議案　第 9 号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１１号）	３月２９日	可決
議案　第 10 号	令和２年度摂津市水道事業会計補正予算（第３号）	３月２９日	可決
議案　第 11 号	令和２年度摂津市下水道事業会計補正予算（第２号）	３月２９日	可決
議案　第 12 号	令和２年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	３月２９日	可決
議案　第 13 号	令和２年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第４号）	３月２９日	可決
議案　第 15 号	摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 16 号	北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 17 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 18 号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 19 号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 20 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 21 号	摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 22 号	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 23 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 24 号	摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 25 号	摂津市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 26 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 27 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決

議案　第 28 号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 29 号	摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議案　第 30 号	損害賠償の額を定める件	２月１９日	可決
議案　第 31 号	市道路線認定の件	２月１９日	可決
議案　第 33 号	令和２年度摂津市一般会計補正予算（第１２号）	３月２９日	可決
議案　第 34 号	令和３年度摂津市一般会計補正予算（第１号）	３月２９日	可決
議案　第 35 号	摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	３月２９日	可決
議会議案　第 1 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	３月２９日	可決
議会議案　第 2 号	ＣＯＶＡＸファシリティーの未加入国に参加を呼びかける事を求める意見書の件	３月２９日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	３月２９日	閉会中の継続調査